

大神宮の 元慶八年三月二日、朝廷使を遣はして、伊勢太神宮を修造せしめたまふことありしが、此日遠江國司其他に下知して曰く、

廼者、有^リ太上天皇遜位之事、齋内親王、出^テ野宮^ニ、暫停^シ雇^ヒ送神宮之工夫^ヲ。(文德實錄)

駿遠守介 位下文部造氏吉は遠江介に、縫殿頭從五位下春澄朝臣魚水は駿河守に任ぜらる。(三代實錄) 文部氏は、孝元天皇の皇子大彥命の後なり。(大日本史) ○四月二十一日、伊豆國司上言して曰く、國分法華寺は、承和三年

三嶋山法華寺

失火焼亡したれば、其後定額寺を以て法華寺と爲し、今に至れども、願くは再び新に建つるを許し給はんことを、其料は、修理國分並に三寶に通ずる布施料を用ゐるべしと。因て之を聽し給ふ。(三代實錄・大日本史)

連理木

此寺は後の三嶋山法華寺にして、國分といふ所に在り。國分寺とは極めて接近したり。初め眞言宗なりしを、修善寺九世の住僧逸叟の時、曹洞宗に改めて復た變ぜず。古來三嶋大社に誦經を勤め、寺に明神の神像を安ずといふ。○六月四日、遠江國連理の木を獲たり。因て之を奏す。(日本紀略・文德實錄) ○九月朔日、勅して

濱名橋

遠江國の正稅稻一萬二千六百卅束を給うて、濱名橋を改作せしめたまふ。(大日本史) 初め貞觀四年濱名橋修造以來、既に二十餘年を経過したれば、破壊して用に適せざりしが、是に至て此命を得、再び舊觀を復するを得たり。長五十六丈三尺、高一丈六尺、此橋の修覆、この後十一回に及びて竟に止むといふ。(日本紀略・遠江風土記傳・分類年代記) 一説に曰く、長五十六丈、廣一丈三尺、高一丈六尺。(三代實錄・橋本記・振裾考記)

長さ五十六丈三尺は、今の三十九間五尺に當る。幅は何程とも無けれども、高一丈六尺と考ふれば、幅も大抵其位より廣くはありとも、狭くはあるまじきなり。稻一萬二千六百卅束は、六百三十一石五斗なり。但し元慶の時の升法なれば、今升に示しては、現米二百五十二石六斗に當る。一人五合づゝと定めて、五万〇五百廿人の食料にあたりりと。(柳庵隨筆) 昔人いふ、余以謂らく、長・高ともに貞觀の制に準じれば、幅も亦之に準じて一丈三尺なるべし。

遠州官米

○十二月廿六日、前遠江守從五位下藤原朝臣清保上言して云く、清保任にある日、米穀額二十三萬一千三百七十六束、積て諸郡にあり、請ふ新司をして帳に附せしめよと。因て太政官符を遠江に下し、稅帳に注載せしむ。(文德實錄) ○此歲、比叡山の座主智證大師、遠江國佐野郡原之谷に到り、安里山長福寺を中興す。

長福寺

長福寺はもと安里氏の創建にして、其の菩提寺なり。故に安里山と號す。(源庵遺書・安里山寺記・遠江風土記傳)

連理木

◇九年春正月朔、是より先、遠江國に於て連理の木を生じたれば、國司これを上言しけるが、此日宮中に於て、百官拜賀の式あらせらるるや、有司これを庭に奏し、禮畢て後、鸞輿宮に還り給へりと傳承る。尙ほ聞く、此日山城・伊勢・尾張・上總・信濃等より上言したる連理の木も、甲斐國に獲たる嘉禾の瑞をも、皆な併せ奏したりといふ。(三代實錄・扶桑略記) 奇瑞も斯く數多ありてはと、思ふ輩も無きにしもあらざるべきか。○二月廿一日、仁和と改元す。

藤原利基野鳥を拂ふ 秦原郡の荒地

◇仁和元年三月七日、勅使從四位下行左馬頭藤原朝臣利基遠江國に下り、鷹を臂にし犬を擡げ、行く行く野禽を拂へり、其の路次の往還、並に勅使の經過する間は、悉く正稅を用ゐて食に供せしめ給ひぬ。(三代實錄) ○夏四月十七日、勅を遠江國に下して以て、秦原郡百姓の口分田三百六十七町六段三十八歩の不堪佃田に代地を授け給ふ。是より先、秦原郡水災に遭ひ、流損崩埋すること甚だしく、元慶四年遂に使を派して、

濱名橋
駿河介

之を檢校せしめられしが、未だ代地を與ふるに及ばざりき。然るに其後國宰の申請すること頻頻たりし故、今この代地を賜はりしなり。(三代實錄・大日本史) ○九月、遠江國濱名橋破損せり。仍て造作料を給せらる。是れ去年修造せし所なり。(橋本記・分類年代記・振裾考記) ◆二年正月十六日、從五位下橋朝臣高庭駿河介に任ぜらる。(大日本史) 或は云ふ庵原郡橋村は、此人の裔の領せしに因て、得たる里名にあらざるかと。(駿河風

藤原恒泉
鳥を拂ふ
駿河介

土記) ○二月十六日、越前權介從五位下藤原朝臣恒泉、勅許を蒙り遠江國に到り、天皇齎ふ所の鷹鶴を用ゐ、連りに野鳥を拂ひ取りぬ。(三代實錄) ○二十一日、從五位下行駿河介橋朝臣高庭、山城介に任ぜらる。(三代實錄) ○十一月廿五日、伊豆國正五位下楊原神は正五位上に、正六位上多都美賀賀神は從五位下に進階せらる。

遠豆國司

多都美賀賀神は、式根嶋なる大三王子神社なるべし。即ち二嶋山に鎮坐します神にして、此嶋を開き給へる神なるを以て、嶋民の尊信最も篤しといふ。(三代實錄・大日本史) ◆三年二月二日、前遠江守從五位上藤原朝臣清保は遠江守に、散位外從五位下山口朝臣岑世は伊豆守に任ぜらる。(三代實錄・豆州志稿・大日本史) ○夏

淺間社
伊豆國司
勅讀

四月六日、勅使駿河國に下り、淺間明神社に奉幣せらる。○六月二日、伊豆國の貢絹、龜惡特に甚だしくして、昔日の如くならずとて、國宰痛く勅讀を蒙る。依て正倉舊様の絹を探取りて一疋を賜ひ、舊様に依て作らしめらる。但し勅讀を蒙れるは、猶り伊豆國宰のみにあらず、伊勢・尾・江・濃・越・丹・但・雲・播・備・前・紀・阿・讃・豫・土の十八國宰ありきとぞ。(三代實錄) 勅讀は罪なほ輕し、國宰等果して何の感か生ずる。○秋

海溢る

七月十五日、五畿・七道諸國の海溢れ、人多く溺死せり。就中攝津最も甚だしかりしと。蓋し我が三州も亦其害大なるものありしならん。

【宇多天皇】 仁和三年八月廿六日踐祚、十一月十七日即位し給ふ。

伊豆新嶋

仁和三年十一月二日、伊豆國新生の嶋圖一張を獻す。(大日本史) 其の畫中を見るに、神明火を放ちて燒く所は、則ち銀岳の如く、(日本紀略) 其の頂上に綠雲の氣あり。細事も悉く皆な圖中に在れども、之を記すに追あらず。想ふに舊地盤は、嶋の東北宮津河山より北方に位し、其の南麓より東南西の地は、當時噴火のため増大せしものあらん。人或は當時全嶋噴出せりといふは、無稽の説なり。太古三嶋の神、本嶋に后神を置き給ひしのみならず、式内の舊社多く鎮座ましますを見ても、其の舊嶋なるを知るに足るべし。(豆州志稿・扶桑略記) ◆四年二月、壬生益成遠江介に任ぜらる。(大日本史) ◆五年四月廿七日、寬平と改元す。

遠江介

上雄神

國司神佛
大般若經
轉讀
熱海大湯
の源

祭祀を慎
むべき官
符

勇士を召
す

◆寬平元年十二月二十五日、遠江國從五位上上雄神、正四位下に進めらる。(日本紀略) ◆四年春正月、文屋朝康遠江掾に任ぜらる。(大日本史) ○春三月二十二日、嶽南三州の國司等、各勅を奉じて境内の神祇に奉幣し、また國分・定額の兩寺には、大般若經を轉讀せしむること三日なりき。是れ疫病を禳はんが爲なりとぞ。(大日本史) ○此歲、紀長谷雄伊豆守に任ぜらる。(豆州志稿) 長谷雄の任に伊豆國に到るや、一日大湯に至り、其の沸出の状を見、頓に其の泉源を探らんことを欲し、人に命じて深く其地を掘鑿せしむるに、地底は滑石疊積して鑿つべくもあらず。沸湯の逆溢せる泉穴は蜂巢の如く、其數知るべからず。長谷雄見て大に驚怖し、急に命じて之を埋めしめ、故の如くにして止め去る。(熱海舊記) ◆五年三月二日、太政官符を以て、國司一人、禰宜祝等を率ゐ、神祇官に向ひ幣帛物を受取り、慎みて祭祀を設くべき旨を達せらる。また是れ祓禳の爲なり。◆六年四月十八日、勅を東海・東山兩道に下し、諸國の勇士を召さる。(日本紀略) この時我が

祭祀を慎むべき官符

三州の勇士の召に應じたるもの、其の幾何なりしかを詳にする能はず。○十一月十一日、太政官符を以て、禰宜祝部等に祭祀を慎むべき旨を達せらる。符に曰く、

應二月、祈年六月十二月、月次祭、國司一人率禰宜祝部等、向三神祇官、受取幣帛物事

右可下受取幣物、如法慎祭之之狀、去年三月二日、下符五畿七道諸國、已畢、今聞、國司緩怠、不勤、祝部疎畧、無慎、中納言兼右近衛大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平、宣奉、勅、國之大事、莫過祭祀、不守符旨、怠在、主司、須下畿内並近江・紀伊等國、選國司掾目若史生品官之中、謹厚恭敬者一人、充使者、率禰宜祝部等、向三神祇官、受取幣帛物、即使每社如法慎祭、祭畢之狀、差使言上、若致闕失、殊處科法、又其見參祝部等夾名者、前祭一日、使者進官、據祈禱、不違、自今以後、立為恒例。

寛平六年十一月十一日

立てて恒例とせられたれば、各國ともに遵守すべきものなり。◇七年春正月、橘良殖遠江守に任ぜらる。

遠江守

善祐伊豆に流さる

天神山

(大日本史) ◇八年九月十二日、東光寺僧正善祐伊豆國に流竄せらる。初め善祐法を修むること深く、頗る驗ありたれば、遂に宮掖に出入するに至り、陽成天皇の母皇太后高子に通ず。事露はるるに及び、皇太后は廢せられ、善祐は伊豆國に流さる。(帝王編年記・扶桑略記・後撰和歌集・拾遺和歌集・大日本史) 善祐の伊豆に配せらるるや、常に熱海に寓居し、終に此處に寂せしが、其間深く幽居して、世と交ることもせざりければ、徒然なりしは常の事にて、時に或は出遊することもなきにあらず。熱海の傍近に和田山といふあり。其頂を天神山

都の松

善祐祠

と稱す。善祐しばしば此山に上り、雲井遙かに九重の天を望み、故郷の母を戀ひ、秋風の涙にくるること、其の幾たびなるを知らず。一日情溢れて涙禁する能はず、手づから一株の松を執つて、山上に挟み植ゑ、枝を撫でて京師の方に向はしめしが、其後も遊ぶごとに必ず撫でければ、終に其情の感じけるにや、此松漸くに生茂りて、三十餘歩の廣きにわたりて盤桓すと雖ども、枝といふ枝は大小共に西に向つて靡かざるはなし、世に之を都の松といふ。善祐の罪もとより深く且つ大なれども、京師を思ふ情の斯く深きにも拘はらず、未だ之を天閨に達するの道なく、勅救の恩に浴する能はず、思を齎らして此地に死し、僅に罪に汚れたる骨を、都の松の根に埋むるを得たるを、郷人等深く憐みて、甲斐甲斐しく祠を其傍に營みたるは、殊勝といはむか將た無益の業といはむか。是れ所謂善祐の祠にして、今も新宿の南に在り。善祐都を出づる時、宮女の伊勢といふ者、別を惜みて贈れる和歌あり。

別れてはいつ逢ひ見むと思ふらむかぎりある代の定めなければ

又、善祐の母の詠みて其の配所に贈る歌あり。

泣く涙世は皆な海となりなむ同じなきさに流れよるべく (豆州志稿・伊豆納符)

重罪を犯すとも、親としては之を憎しと思はず。知人としては之を傷む。是れ人の情と謂ふべきなり。當時京師は上下ともに佛に迷ひ、佛を以て祈願請に従ふものとなし、水旱あれば之を佛に祈り、疾疫あれば之を佛に請ひ、典薬頭ありと雖ども薬を調ふことは稀なり。特に婦女子に至ては、醫師の診斷を受くるを恥づべき極としたれば、佛に祈て験なければ死すとも悔いざるなり。僧侶この虚に乗じて、公卿、宮女の間に

出入し、濫りに私意を行つて憚らず、終に宮掖に入るも禁するなきに至れり。且つ堂上・堂下共に姪風盛に行はれ、醜行を以て一の風流と解する者なきにあらざれば、善祐の如きも時代の産出したる、一俗僧といふべきなり。

東光寺

日金山上に東光寺といふ寺あり。地藏を安置せる小堂なり。寺號によりて思へば、善祐この邊をさまよひ歩いて、住馴れし都の寺院のなつかしさに、假初なる庵を結び、この佛像を安置せるにやと或人謂ふ。後源頼朝蛭鳴に流寓せる時數數此堂に參籠し、祈願して曰く、若し源家開運の時あらば、我が居館を定むる地に遷祀すべしと。因て天下統一の後、鎌倉の雪下に一字を建立し、松源寺と號し、運慶彫刻の地藏を安置せり。東光寺も亦頼朝堂宇を修し、寺田を寄附せしとぞ。

未納官稻の償却

○此歲、駿河國司上言して曰く、前制、未納の官稻は、國司差に依て各己が分を填じ、且つ解由を以て給はり、損敗の財物は、國司・郡司共に同罪に科し、各、その半を填めしめられしなり。而して去年の官符を承るに、任用の吏は事に預かるあるにあらず、身犯す者は皆な解由に與かり、未納の官稻損敗の財物に至ては、獨り官長を責む。若し負ふ所の數多ければ、何に由てか填進せん。請ふ前後の未濟は新制に依て之を免じ、欠物を交替することは、舊典に従て改むること無からんことをと。朝廷之を許し、諸國も亦之に準ぜしむといふ。(大日本史) 僅に嶽南三州の史に據るも、天下の人情風俗、頽墮萎微して生氣なきを見るべし。時運は已に英主の新政を待ちつゝあるにあらざるか。

(大正七年十一月六日脱稿)

【醍醐天皇】 寛平九年七月三日受禪、十三日即位。

寛平十年四月十六日、昌泰と改元す。

吉祥悔過動修

應レ勤ニ修吉祥悔過ニ事

◇昌泰元年十二月九日、太政官符を以て、吉祥悔過を勤修すべき旨を達せらる。

右大納言正三位兼行左近衛大將藤原朝臣時平、宣奉 勅、毎年正月、修ニ吉祥悔過ニ者、爲下祈ニ年穀一攘ニ災難上ニ也、其御願之趣、格條已存、而頃年、水旱疫癘之災、諸國往往言上、蓋時代澆薄、人情懈倦、修行御願、不レ如レ法乎、宜下ニ知諸國、令長官 專當ニ其事ニ率レ條、講談師相共、至誠如說修行、廣爲蒼生、利ニ求景福。

昌泰元年十二月九日

遠江守 足柄關設置
◇二年三月、遠江守橘良殖美濃介に遷さる。○九月十九日、太政官符を下して、足柄關を設けしめらると聞ゆ。近頃奸盜の出沒常なく、多く良民の害を爲すを以て、之を止めんが爲なり。然れど此の足柄路は、後世箱根路の漸く開くるに及びて、漸く廢道となるなり。

ゆく人の心とめずばあしからのせきの關守かいやなからん (東國名勝志)

○此歲、勅を下して曰く、務めて奸類を拘へ、行旅を妨ぐることを勿れと。是より先上野國上言して云く、本國頃年強盜蜂起し侵害尤も甚し。靜に其由を尋ぬるに、猷馬の黨に出づるなり。何となれば坂東富豪の物を運ぶや多く駄を以てし、而して黨類黨を結び、其の駄物を鈔畧するに因ればなり。凡そ盜の物を劫掠するや、山道の駄を盗みては以て海道に就き、海道を掠めては以て仙道に赴く、我が國隣國と力を戮せて追捕すれば、則ち解散の徒みな碓氷足柄に遁る。我國乃ち權に貞羅を碓氷に置き、勘過を加へ兼ねて相摸に移

東海東山の賊横行

送せしめて既に畢りぬ。然り而して官符を蒙るにあらざれば、據行ふべきこと難し。請ふ碓氷・足柄二坂は、特に關門を設け、詳に勘へ公に驗し、審に勘過を加へんと。朝廷之を許し給ひ、因て此勅を下し給ふ。蓋し九月十九日の太政官符を以て、足柄關を新設せられしも、亦この上言に基けるなり。(大日本史) ◆三年春正月、藤原忠行遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○八月五日、太政官符を下して、東海道諸國司は東山道諸國司と共に、足柄・碓氷等の關を通過せんとする者に券を附與して、勘據に便せしむべしと達せらる。

應下以過所度足柄碓氷等關事

右得ニ相撲國解ニ併、依ニ太政官去年九月十九日符旨、始置ニ件關ニ爾來、部内清靜、奸濫稍絶、而勘過往還ノ人物、已無ニ本司之過所、曰テ斯、無文、勘據、更致ニ稽擁、望請、下ニ知諸司諸國、令レ請ニ過所、將ニ以勘レ過、其當國以東、諸國過所、先令ニ諸國國司、判署、下レ關令レ勘、然則奸濫永遏、人心自肅、謹請ニ官裁者、左大臣宣ニ奉、勅、依レ請、宜下仰ニ諸司並東海東山道等諸國、依レ件令行。

昌泰三年八月五日 (大日本史)

と、左大臣は藤原時平なり。相撲國の上言は符中に明かなれば、畧して記さず。而も此の官符を讀まば、盜賊横行の地方狀況を想像すべきなり。 ◆四年春正月、菅原景行は駿河權介に、勝諸明は遠江權掾に任ぜらる。(大日本史) ○七月十五日、延喜と改元す。

延喜元年、遠江國周智郡中村に八幡神社を創め、山城國石清水八幡神を勸請し奉る。是より永く此地の鎮守と仰ぎ奉る。○富士山上の本宮を賤機山下に勸請し、淺間神社と稱す。此神の勸請他の淺間社に比して

青葉岡の佳景

最も後なれば、世に之を新宮と稱す。祭神は木花之開耶姬尊なり。此宮への勅使奉幣は、他社の勅使奉幣廢止せられたる後も、尙ほ獨り長く繼續せられしが、其の絶えたる後と雖ども、年中の神事は、多く朝儀の式を用ゐるといふ。其の社傍なる賤機山は、所謂青葉岡の勝地にして、古來歌人の詠に入ること多く、山上の眺望も亦絶佳なり。即ち西には安倍川の清流を望むべく、東には富士山の靈容に接すべく、實に日本國中多く得がたき勝地たり。後世貝原益軒といふ者あり。此の神社を評して曰く、日本にて神社の美麗なるは、日光を第一とし、淺間を第二とす云云と。神社の美なるは、景色の佳なること、與つて大に力ありとす。

今朝見ればかすみの衣おりかけてしづはた山に春は來にけり (東國名勝志)

富士の社にて 安倍郡

法印 隆辨

富士の根は開ける花のならひにて猶時しらぬ山ざくらかな (後撰集)

遠江權少目 遠江の額を禁す

◆二年春正月、安倍春榮遠江權少目に任ぜらる。(大日本史) ○三月十三日、太政官符を以て、遠江國の額を徵すを禁ぜらる。初め遠江國は額を徵さるる制なりしかども、大糧を行はず、封租に充つるなく、甚だしきは譴責を加へらると雖ども、晏然として應ずる色なく、終に不動穀を以て、封租に代ふるに至れり。此に至て遂に此禁あるを見る。但し此時遠江國と同じく禁を被りしもの、凡そ十六箇國ありきといふ。

參河・遠江・近江・美濃・若狹・越前・加賀・丹波・播磨・美作・備前・備中・備後・伊豫・讃岐・土佐

右式云、國內官稻數少、出舉雜用不足者、預前申ニ官廳、當年租收額、諸封戸租、各聽レ收額者、諸國預出舉雜用不足、以收額者、先申ニ其狀、隨レ裁收之、而偏見ニ式文、輒稱レ徵額、不行ニ大糧、無

事 蹟

三五二

充封、其尤甚者、不勞三言上、晏然平居、雖加譴責、再三申請、爰事不獲、已開不動穀、行大
糧、以正稅穀、充封租代、公損之甚、莫過於此、左大臣宣奉、勅、宜仰件等國、別加制止、
若妄稱徵額、不行本色者、處之重科、不寬宥。

延喜二年三月十三日

地方豪強 左大臣は藤原時平なり。朝廷の威令漸くに行はれず。地方の豪強ますます甚だしきに至ることは、此の太政
田中神社 官符を見ても知らるるなり。◇三年四月、駿河國司中原職臣の奏聞に依り、官幣を駿河國益頭郡田中神社に
奉る。是より先、清和天皇の貞觀中、勅して此の神社を尋ねしめ給ひしが、荒廢年古りて、知る者絶えてな
かりしを、此頃瑞夢に依りて探索め、之を朝に奏す。因て此命下れるなり。(社記)○六月廿日、伊豆國に讀
師を置くべき旨、太政官符を以て達せらる。初め諸國に講讀師を置かれし時、此國は講師のみを置きて、讀
師を缺きたれば、今特に之を定められしなり。但し此時伊豆と同じく讀師を置かれしは、凡そ十一國なりし
とす。(三代格・豆州志稿)太政官符に曰く、

應置三十一箇國讀師事

山城國・攝津國・伊賀國・參河國・伊豆國・若狹國・加賀國・能登國・越中國・丹後國・淡路國

右得僧綱牒、稱、謹案齊衡二年八月廿三日格、稱、頃年之例、立五階三階、令補講讀師、是協
格意量才委任、凡厥諸國、置講讀師者、將令下邦家照於戒珠之光、天下護於禪定之化、非智非
行、如此道何、宜自今以後、緣此階業、俾申補任者、而今至件等國、只補講讀師、不任讀師、

每修御願、以國分僧、爲之讀師、件僧等既無階業、安有智行、又立用施供、不異正職、加以
七大寺外、加來、立義得業者、其數不少、階業之人、八宗是多、補任之國、七道數少、或年及七十、僅
任讀師、或算至八十、被補講師、遂衰老之身、亡於中路、老年之眼、暗於說經、望請、被補任
件等國讀師、以修御願、然則講讀之任、自協格制、修學之輩、莫愁身老、謹請官裁者、右大臣宣
奉、勅、除和泉志摩飛驒隱岐等國之外、依請。

延喜三年六月廿日

遠江守 右大臣は源光なり。◇四年春正月、平中興遠江守に任ぜらる。(大日本史)◇五年十二月廿六日、式を頒ち、
延喜式中 五畿及び七道諸國を分ち、近中遠の三等とせらる。其の東海道に於ける等別は、參河國以西を近國となし、
國郡別 相模國以東を遠國となし、而して中央なる我が嶽南の三州は、中國と定められたるなり。又國の品位をも定
め、上中下等の別を立て、調貢の制を布かる。而して遠江・駿河の二國は上國にして、伊豆國は下國たりし
なり。(延喜式)想ふに令には大・上・中・下の四等に分てるが、此式も同じく四等別にしたるものにて、其の
職員は大凡左の如し。

國郡の官

上國は守一人從五位下、介一人從六位上、椽一人從七位上、目一人從八位下、史生三人或四人、下國は守一人從六位
下、椽一人從八位下、目一人少初位上或少初位下、史生二人或三人、而して上國の守・介・椽には權官を任ずることあ
り。共に國府に在りて國政を行ふ。又郡にも大上中下小の別ありて、大郡には大領一人、小領一人、主政三人、主帳三
人、上郡には大領一人、小領一人、主政二人、主帳二人、中郡には大領一人、小領一人、主政一人、主帳一人、下郡に

事蹟

は大領・小領・主帳各一人、小郡には領・主帳各一人を置き、共に郡家に在り、以て諸部を檢察せしむる制なりき。而して此郡の成立は、已に令にも示す如く、廿里以下十六里を以て大郡となし、十二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡となし、大郡も戸數千に過ぐるを得ず。而して戸五十を以て里となし、里ごとに長一人を置き、里二若くは三四を合して郷となすは、當時の制にして、其の郡司の住所を郡家といふ。(延喜式)

貢物の變更

此制一たび發布せらるるや、諸國の貢物に變更を來たししこと少なからず。又其國の産物にあらざるも、其の國司に命じ、物を以て相易へ、以て貢獻せしむることを始めらる。我が嶽南地方に於て之を見るに、遠・豆二州の如きは、他の十九ヶ國と共に鹿皮を課せられ、毎年これを民部省に輸すこととなり、又遠州は別に熊皮廿張を、毎歳民部省に獻するに至る。而して此の熊皮は固より遠州の産にあらざらず、皆な出羽國より出づる物なれば、則ちこれを得んには、遠州の産物を送りて以てこれと相易へざるべからず。當時之を稱して、遠江交易の熊皮といふ。(工藝志料)

遠州交易の熊皮

製革法の發達

革皮の使用は、何れの時より始まりしかといふに、神代の頃已に獸皮の脂を去り、以て敷設の用に供し、或は靴アキカとなし、又は毛を去て以て革と爲し、以て履となし、以て輶となせりと傳ふれば、革工は已に太古よりありしものと見ゆれども、其制未だ詳かならず。神武天皇以後は、或は外國の法を傳へ、或は自から發明する所もありつらんが、其術大に發達して、其の製作せしものに、革帶・革衣・皮衣・及び革の器財等ありしが如し。神功皇后三韓征伐の後、百濟の工人來て、其の裁縫の術を傳へ、其の子孫を百濟手部と稱し、長く其業を繼續せるが、仁賢天皇の朝、高麗王革工を獻することあり、其の工人よく熟皮を製し、又よく革を染めれば、是より諸國の工人、競てこれに倣ひ、其術ますます精巧となれり。(工藝志料・延喜式)

遠州塗物の庸

遠江國は熊皮を獻すると同時に、又他の十一國と共に、塗漆の韓櫃を作り、以て庸となすに至る。然れども此の漆器は、遠州の産なるや、又交易物なるや詳ならず。前年楮・漆樹等を植ゑしことあれば、或は自國

産にもあるべし。而して漆工の起り未だ知り難けれども、孝安天皇の朝、三見宿禰といふ者あり、則ち漆部連の祖と見ゆれば、當時已に此工ありしを知るに足るなり。(工藝志料・延喜式)

駿河細工

後世駿河國に駿河細工と稱するものあり、駿河府中にて製する漆器にして、その始め詳かならざれども、數種の木を聚合して器物を作り、漆を用ゐて之を塗り、之を寄木細工といふ。其製粗なるを以て、人これを貴重せざれども、明治元年、徳川家達の静岡藩を賜はり、静岡に移住するに及び、其の臣族の隨ひ來る者、此業を營む者多く、頓に進歩の勢を現し、或は青貝を嵌し、或は蒔繪を作る等、種種の裝飾を施すに至れるが、駿河に此業あれば、遠州も亦その技傳はらざるにあらず、即ち甚だ微妙たりしと雖ども、掛川驛に從來漆器製造のことは行はれし迹あれば、或は當時の事業の遺りたるにはあらざるか。(工藝志料)

掛川漆器

昔孝徳天皇の朝、法制改革の事起り、所謂大化改新の令を布かれてより、代代の天皇これが改正補綴に心を勞せられ、此に至て全く整備し、之を普く頒布せられたるが即ち此式なれば、彼の令に比して、増減削補あるは固よりなれども、令の精神を棄てたるにあらざれば、此式は令と共に永く生存して、其の效力を有し、國民の生活に關する準則として、最も貴むべきものなり。因て今この式に定められたる、我が嶽南三州の租庸調、及び其他の事を、其の屬する所の各省に分ちて、概畧を擧げんと欲す。

民部

郡別

- 遠江國 上 濱名・敷智・引佐・鹿玉・長上・磐田・山香・周智・山名・佐野・長下・秦原・城飼、十三郡を管す。
- 駿河國 上 志太・益頭・有度・安倍・蘆原・富士・駿河、七郡を管す。
- 伊豆國 下 田方・那賀・賀茂、三郡を管す。

郡戸 凡そ郡は千戸に過ぐるを得ず。若し五十戸以上を餘す者は、比郡に分隸し、地勢分つべからざる者は、狀に隨て別郡を立てしむ。其の百戸に満たざる者は、他郡に隸入し、若し止むを得ずして分つべき者は、別に録して官に申さしむ。

雜色人數

- 上國 四十人
- 式部省 廿七人 治部省 三人 兵部省 十人
- 下國 二十人
- 式部省 十三人 治部省 一人 兵部省 六人

租

年所租春米

遠江國 一千三百石 (外十七國)

右十八ヶ國各、租を以て國內に春き收め、官符の到るに隨つて之を進めよ。其の精代・運賃は正税を用ゐ、妄りに額を爲し、本を闕くを聽さず。

年所別納租穀

- 駿河國 三千五百石
- 伊豆國 一千五百石 (外二十三國)

右廿五ヶ國各、別納租穀の内、官符の到るに隨て、位祿、季祿、衣服の所に充てよ。

年所別貢雜物

- 遠江國 筆一千管 零羊角 四具
 - 駿河國 筆一百管 零羊角 四具
 - 伊豆國 零羊角 四具 甘葛汁 二斗
- 諸國貢蘇番次
- 遠江國 十四壺 四口 各大一升 十口 各小一升
 - 駿河國 十二壺 四口 各大一升 八口 各小一升
 - 伊豆國 七壺 並小一升 (外五國)

右八箇國を第一番となす。

交易雜物

- 遠江國 絹六十八疋 苧一百三十斤 鹿皮十張 鹿革三十張 木綿四百七十斤 樽二合
- 凝菜三十斤 海藻根十斤 胡麻子二石 大匏三十口 干薑一百斤 種薑十石
- 駿河國 絹二百疋 商布二千一百段 端別長二丈六尺 鹿革三十張 樽二合
- 伊豆國 猪皮十張 鹿革三十張 堅魚煎汁一石四斗六升 櫛子十合

右正税を以て交易して進めよ。其の運功食は並に正税を用ゐよ。

凡そ諸國の雜交易は、正税地子を論ぜず、貢調子に便附し、專使を差さず。

凡そ諸國の年糶、雜交易物は、當年充進し、年を踰ゆるを得ず。云云

主計

調輸錢

遠江國 行程 上十五日 下八日

夏、調絲は中絲

調 一窠綾十三疋 二窠綾八疋 三窠綾廿疋 七窠綾廿五疋 小鸚鵡綾廿七疋 薔薇綾廿四疋

疋 苳核綾 白十疋 赤廿疋 吳服綾 白二十疋 赤十五疋 御襪糶 白絹十二疋

緋帛三十疋 縹十五疋 椽帛二十五疋 貫布十二端 自餘は絹を輸せ。但し山香郡の調庸

庸

は布を輸せ。

庸 韓櫃二十合塗漆の普鍊十合 白木十合 自餘は絲を輸せ。

中男の作物 木綿 胡麻油 與理等の魚腊

駿河國 行程 上十八日 下九日

夏、調絲は鹿絲

調 一窠綾六疋 二窠綾五疋 三窠綾四疋 小鸚鵡綾一疋 薔薇綾三疋 帛一百廿疋 椽

帛十三疋 縹帛八疋 帛帛十疋 倭文卅一端 煮堅魚二千一百卅斤十三兩 堅魚二千四

百十二斤 自餘繩を用ゐる。

庸 白木綿 韓櫃廿合 自餘布を輸す。

中男作物 手綱鯨卅九斤十三兩二分 紙 紅花 火乾年魚 煮鹽年魚 堅魚煎汁 堅魚

伊豆國 行程 上廿二日 下十一日

夏、調絲は鹿絲

調 一窠綾三疋 二窠綾二疋 冠羅一疋 緋帛十五疋 帛帛十疋 自餘繩 堅魚を輸す。

庸 布を輸す。

中男作物 木綿 胡麻油 堅魚煎汁

主税

遠江國

正稅公廨 各二十八萬束 國分寺糶 三萬束 大安寺糶 四萬九千束

文殊會糶 二千束 修理池溝糶 三萬束 救急糶 六萬束

夷俘糶 二萬六千八百束 藥分糶 一萬束 白羽官牧馬直 四千四百六十束

駿河國

正稅 二十三萬束 公廨 二十五萬束 國分寺糶 二萬束

大安寺糶 四萬一千束 藥師寺糶 八千束 文殊會糶 二千束

事

蹟

平安朝時代

三六〇

修理池溝新	三萬束	救急新	六萬束	俘囚新	二百束
官牧牛直	一千三百卅四束				
伊豆國					
正稅公廩	各六萬五千束	三嶋神新	二千束	國分寺新	一萬束
大安寺新	三千束	禪院新	一千束	國分二千供養新	一萬束
三神寺新	二千束	文殊會新	一千束	修理池溝新	一萬束
救急新	一萬束				

兵部

兵部

健兒

遠江國 六十人 駿河國 五十人 伊豆國 三十人

凡そ諸國の健兒は云々、皆な其の徭役を免す。唯駿河國は徭を免す。

馬牛牧

駿河國 岡野馬牧 蘇彌奈馬牧

右牧馬五六歳、牛四五歳、每年左右馬寮に進め、各梳刷剉を備ふ。

凡そ牧の牝馬牛の廿歳以上なる者は、責課の例にあらず。

器仗

遠江國	甲 四領	弓 五十張	横刀 七口	征箭 五十具	胡籛 五十具
駿河國	甲 三領	横刀 七口	弓 三十張	征箭 三十具	胡籛 三十具
伊豆國	甲 一領	横刀 三口	弓 三十張	征箭 三十具	胡籛 三十具

右毎年造くる所前件に依る。其の様仗は、色別一箇、朝集使に附して之を進む。但し伊豆云々等國は進むる限にあらず。云云

驛傳

驛傳

遠江國

驛馬 猪鼻・栗原・口摩・横尾・初倉、各十疋

傳馬 濱名・敷智・磐田・佐野・秦原諸郡、各五疋

駿河國

驛馬 小川・横田・息津・蒲原・長倉、各十疋・横走二十疋

傳馬 益頭・安倍・廬原・富士・駿河諸郡、並横走驛、各五疋

凡そ諸國の驛家は、國郡司をして専ら當らしめ、其名は毎年帳に附して申上げ、其の公私行人の宿に停り損を致す者は、公使名を録し申上げ、自餘は事を量り科決す。若し專當の官司、及び驛長等、妄りに許容あるも亦重科に處す。

凡そ諸國の驛馬は、皆百姓の馬の騎用に堪ふる者を買ひて之を置く。國司の私馬を買ひ用ゐることを得

事

蹟

三六一

ず。

木工寮

諸國所進雜物

駿河國 商布七百六十二段

典藥寮

諸國進年新雜藥

遠江國

十三種

黄芩 十斤 芍藥 三斤 桔梗 二十二斤 黄蘗茯苓 各三十斤 桑螵蛸 一斤七兩三分

署菰 三斗 麥門冬 六升九合 桃人 二斗四升 蜀椒 八斤 栝子人 七升 干薑

八十六斤 支子大 二斗

駿河國

十七種

桔梗 二十斤 白朮 十兩 木斛橘子 各五斤 茯苓防風夜干防己 各十斤 桑螵蛸 五兩

署預附子蜀椒 各二斗 麥門冬決明子 各五升 桃人 一斗 亭藤子 二升 零羊角 四具

伊豆國

十八種

藍漆 四斤 商陸白石脂 各五斤 白薇 七斤 防風 十五斤 木斛 三斤

石斛 十一斤 瓜蒂 五兩 木防己赤石脂 各十斤 黄礬石 二斤一兩

櫃子署 預蜀椒 各一斗 桃人 一斗一升 決明子 二升 荻蕒子 一斗 牡荊子 四升

右前件に依り、貢調使に附し寮に送り、檢收訖て即ち返抄を與ふ。

兵庫寮

雜工戸

遠江國 二十烟

右雜工戸は調庸を免す。毎年十月一日より二月三十日に至るまで役使す。雜作は人別に五十日を過ぐるを得ず。其の役分の物は、毎年貢調使に附して之を進む。

凡そ雜工部廿人は、戸内百姓の藝業の衆に勝れる者を簡取し、兵部省に移し、勘籍して之を補す。

神社

神 祇

臨時祭

凡そ常祀の外應に祭るべき者は、事に隨て之を祭る、辨官の處分にあらざれば、輒く常祭に預るを得ず。

名神祭 二百八十五座

遠江國

角避比古神社一座 敬滿神社一座

駿河國

淺間神社一座

事

蹟

伊豆國

三嶋神社一座 伊古奈比咩命神社一座 物忌奈命神社一座 阿波咩命神社一座
楊原神社一座

座別繩五尺 綿一屯 絲一絢 五色薄繩各一尺 木綿二兩 麻五兩 黍新薦廿枚、若し大禱あらば、繩五丈五尺を加へ、布一端を以て絲一絢に代ふ。

神名

天神地祇總て三千一百三十二座

東海道神七百卅一座

大五十二座

小六百七十九座

遠江國六十二座

大二三座 小六十四座

濱名郡五座

大一座 小四座

彌和山神社

英多神社

猪鼻湖神社

大神神社

角避比古神社大神

敷智郡六座小並

岐佐神社

許部神社

津毛利神社

息神社

曾許乃御立神社

賀久留神社

引佐郡六座小並

渭伊神社

乎豆神社

三宅神社

蜂前神社

須倍神社

大欽神社

鹿玉郡四座小並

於侶神社

多賀神社

長谷神社

若倭神社

長野神社

長下郡四座小並

大親神社

登勒神社

猪家神社

長上郡五座小並

大歳神社

磐田郡十四座小並

服織神社

朝日波多加神社

子倉神社

入見神社

鹿菟神社

淡海國玉神社

田中神社

豐雷命神社

豐雷賣命神社

生雷命神社

天御子神社二座

御祖神社

御子「神」神社二座

矢奈比賣神社

須波若御子神社

周知郡三座小並

芽原川内神社

馬主神社

小國神社

山名郡四座小並

事蹟

山名神社 許禰神社 嶋名神社 郡邊神社
 佐野郡四座小並 阿波波神社 利神社
 眞草神社 已等乃麻知神社 城飼郡二座小並 飯津佐和乃神社 敬滿神社大名神
 奈良神社 比奈多乃神社 秦原郡五座大一座 小四座 片岡神社
 大楠神社 服織田神社 駿河國廿二座大一座 小四座 燒津神社
 益頭郡四座小並 那閉神社
 有度郡三座小並 伊河麻神社 池田神社 草薙神社
 安倍郡七座小並 足坏神社 神部神社 建穗神社 中津神社 小梳神社ケツリ
 白澤神社 大歳御祖神社 盧原郡三座小並

御穗神社 久佐奈岐神社 豐積神社
 富士郡三座大一座 小二座 倭文神社 淺間神社大名神 富知神社
 駿河郡二座小並 丸子神社 桃澤神社
 伊豆國九十二座大五座 小八十七座 伊豆三嶋神社大名神 大座 小座 波布比賣命神社
 賀茂郡四十六座大四座 小卅二座 伊古奈比咩命神社大名神 佐伎多麻比咩命神社
 阿豆佐圍氣命神社 多禰美加加命神社
 波夜多麻和氣命神社 伊波例命神社
 阿米都和氣命神社 波夜志命神社
 片菅命神社 久良惠命神社
 奈疑知命神社 加禰命神社
 許志伎命神社 久爾都比咩命神社
 伊波乃比咩命神社 多禰富許都久和氣命神社 杉梓別命神社

- 伊波久良和氣命神社
- 阿治古神社
- 志理太「乎」宜神社
- 穗都佐・氣命神社
- 布佐乎宜神社
- 加毛神社二座
- 田方郡廿四座 大一座 小廿三座
- 荒木神社
- 倭文神社
- 久豆彌神社
- 廣瀬神社
- 玉作水神社
- 加理波夜須多祓比波預命神社
- 金村五百君和氣命神社
- 阿米都瀬氣多知命神社
- 那賀郡廿二座 小並
- 意波與命神社
- 伊波比咩命神社
- 南子神社
- 大津往・命神社
- 佐佐原比咩命神社
- 文梨神社
- 高橋神社
- 石徳高神社
- 小河泉「水」神社
- 楊原神社 社名神
- 火牟須比命神社
- 引手力命神社
- 劔刀石床別命神社
- 阿米都加多比咩命神社
- 阿波・神 社名神
- 伊波底別命神社
- 波治神社
- 竹麻神社三座
- 輕野神社
- 長濱神社
- 伊賀麻志神社
- 大朝神社
- 劔刀乎夜爾命神社
- 白波之彌奈阿和命神社
- 金村五百村咩命神社
- 鮑玉白玉比咩命神社

刑部

刑部

凡そ流移人は、配所を省定して官に申し、具さに犯狀を録し、符を所在並に配所に下す。良人は内印を讀み、其の 路程は京より計を爲す。

伊豆は遠流地

伊豆國 京を去ること七百七十里、遠流となす。

我が嶽南の事物の式に見はれしもの概ね此の如し。而して其の式中の調庸貢物の如き、驛傳器仗の如き、神社佛閣の如き、之を古代に比すれば、古代に無くして當時に有るもの、當時に無くして古代に有りしものあり。又近代を以て當時に比すれば、當時の事物の近代に存するものあり、廢するものありて、その存廢興衰の迹の著しきを見る。而して其の存廢の迹こそ、世の進歩發達、且つは變遷の狀を徴するに足るなれ。彼の調に課せられたる絹・純等に就て考ふるも、絹は太古より我國に在りて、棚機姫命の織り給ひしものなれど、そは後世の所謂絶にて、其の絹乃ち羽二重の如きものは、漢土風の織法行はれて後生じたるものなり。即ち仁徳天皇の朝、融通王の率ゐ來りし、百廿七縣の秦氏を、駿・遠等諸國に分遣せられ、其の貢獻せし絹帛

の、我國固有の絹に比すれば、其質柔かに且つ美しく、且つ肌に觸れて心地よしとて、波太公と姓を賜はり、益、その技を奨勵し給へるが始にて、其の製法漸く巧となり、此式遂に調貢の品と定むるに至りぬ。されば今後絹絶とも又一層の盛況を呈するに至るべし。伊豆國の調冠羅も、其始は漢土法に依り織り出したるものにて、即ち羅の一種なり。羅も亦我國太古よりありて、宇須波多又は阿幾豆志といひ。又一種志志良岐一に知知といひ、緞文ある羅もありしが、仲哀天皇の朝、新羅始めて羅を貢せしより、之に倣ひ羅および穀を織る術も起りぬ。是れ朝鮮の織機法なれども、其後挑文師の來りて、漢土の法も傳へられて、漸次盛になりて此に至りしを、此後承平、天慶より戦亂相續き、地方の農工衰ふるに及び、此業も終に廢絶し、織部司及び京師の工人のみ、羅及び紗等を製することとなりしは惜むべきなり。(工藝志料)

伊豆の冠
羅
宇須波多
阿幾豆志
知知
志志良岐

牧馬の變遷

官牧の事は、先に既に記す處ありしが、此式また我が遠・駿の牧地を記載したれば、尙ほ少しく其の變遷を記すべし。今馬を我國に飼ふ初に溯りて考ふるに、神功皇后新羅を征し、其王を赦して飼部となし、應神天皇百濟の阿直岐をして、其の貢馬を輕坂上の厩に養はしめ給ひしは、普く人の知る所なれども、其他倭の飼部、大津の馬飼、河内の馬飼の類も、亦史に散見する處なり。而して小鹿火宿直・平群臣眞鳥等、皆な大臣を以て官馬を掌れるが、是を以て見るも、當時の馬の飼養を重ぜし狀を窺ふに足る。其後繼體天皇の朝には、筑紫の馬を百濟に賜ひ、欽明天皇七年には、また良馬七十四を賜ひ、十五年には援兵を請はんが爲、彼より馬一百匹を遣り、孝徳天皇大化には、詔ありて、凡そ官馬は一百戸ごとに中馬一匹を輸し、二百戸ごとに細馬一匹を輸すべし。其馬を買ふ價は、一戸一丈二尺と定められ、又驛馬の制をも定めらる。天智天皇に追びては、

その元年大に牧地を置き馬を放ち、天武天皇の時には、屢、公卿に詔して馬を養はしめ、又躬から其の驅馳を聞せられしことも、只一二度のみにはあらざりき。又文武天皇三年には、正大貳は以て人毎に兵馬を備へよと詔下り、大寶養老の頃に及びては、制を定めて左右馬寮を置き、以て馬政を掌らしめ給ふに至りぬ。その牧令に云ふ。

凡そ厩は細馬一匹、中馬二匹、驚馬三匹、各丁一人を給す。獲丁は馬ごとに一人、日に給する所、細馬は粟一升、稻三升、豆二升、鹽二勺、中馬は稻若くは豆二升、鹽一勺、驚馬は稻一升、乾草各五圍、木葉二圍周三尺を圍となせり。青草は之に倍す。十一月上旬より乾きたるを飼ひ、四月上旬より青を給す。凡牧ごとに帳長各一人、群ごとに牧子二人を置く。其の牧、馬は百を以て群とせよ。帳長は庶人の清幹にして、檢校に堪へたる者を取りて之と爲す。其外六位及び勳位も亦通取を聽す。馬戸は番を分ちて上下せしむ。其の調の草は、正丁は百圍、次丁は一百圍、中男五十五圍、牝馬は、四歳遊牝、五歳にして課を責む、母馬は一百、毎年駒は六十を課す。其馬は三歳遊牝す。駒を生む者は、簿を別にして之を申せ。牧馬は、二駒を剩す毎に、牧子に稻二十束を賞す。其の帳長は、所管の群を通計して之を賞す。牧駒二歳に至らば、毎年九月、國司は牧長と俱に、官字の印を以て、左の髀上に印せよ。具に毛色、歳を録し、簿二通を作り、一通は國に留め、一通は官に申せ。牧地は常に正月以後を以て、一方より次を以て、漸くに焼き、草の生ずること遍滿ならしめよ。其の郷土の宜を異にして、須らく焼くべからざる處は則ち否らず。牧馬の騎用に堪へざる者は、皆な軍團に付し、本團の兵士、家の富みて養ふに堪ふる者を簡びて之に充て、上番及び

雜驅を免す。本主の側近十里内に於て、調習せんと欲する者に之を聽せ。牧馬の死耗者は、毎年百頭に率し、論じて十を除く。其の疫死せし者は、牧側の私畜と相準じ、死數同じき者は、聽すに疫除を以てす。牧に在て官馬を失ふ者には、百日の捜覓を給し、限滿ちて獲ざれば、本處の時價に準じて十分に論じ、七を牧子に徴し、三を帳長に徴す。其の廐に在て失ふ者は、主帥は牧長に準じ、飼丁は牧子に準ず。失うて得ば、直を追うて之を還せ。其の非理の死損は、本畜に準じて徴り填めよ。

驛傳の制

凡そ諸道には驛を置くべし。三十里ごとに一驛を置き、若し地勢阻險及び水草なき處は、便に隨て安置して、里數を限らざれ。每驛各、長一人を置き、驛戸の富裕にして、事を幹する者を取て之と爲す。一たび置て以後は、悉に長く任せしむ。死・老・病・家貧にして任に堪へざれば、則ち替代せしむ。馬及び鞍の具闕乏するあらば、並に前人を徵れ。若し邊に縁れる地にして、蕃賊に抄掠せられ、其罪にあらざる者は之を用ゐず。諸道に驛馬を置くこと、大路には二十四、中路には十四、小路には五匹、皆な筋骨強壯の者を取て之に充てよ。傳馬は、每郡おのおの五、皆な官馬を用ゐる。無ければ則ち官物を以て買ひ充て、家富みたる兼丁の者を通じ取て、之を付け養はしめ、以て送迎に供せしめよ。(延喜式)

又養老五年の詔には、

王公卿士及び豪民多く傳馬を畜へ、競て無極を求め、唯に財を失ふのみならず、或は鬪争を致す。其の條例を爲て、明に禁斷を立てよと有司奏す。宜しく官品に據て、畜馬の數を定むべし。親王及び大臣は、

二十四に過ぐるを得ず。諸王諸臣三位以上は十二匹、四位は六匹、五位は四匹、六位以下庶人に至るまでは三匹、一たび定めて以後は、闕に隨て充補せよ。若し騎用する能はざる者は、狀を録して申し、所司馬帳を閱して、然る後除補せよ。若し犯す者あらば違勅を以て論じ、其の過品の限は悉く官に没入せよ。

とあり。又聖武天皇天平四年には、東海・東山・山陰三道の諸國の者、境を出でて馬を賣るを禁ぜられしなど、屢、その制を布かれしが、此式成るに及びて、馬政も備はれるなり。凡そ當時官牧の甲斐・武藏・信濃・上野に在るもの三十二ヶ所、駿河・遠江・下野・伯耆・備前・伊豫・肥前等に在るもの廿七ヶ所、毎年九月、國司は牧監若くは別當と共に、牧に臨みて署帳に檢印し、齡四歳以上の用に堪ふる者を簡び、明年八月牧監に附して貢上せしめ、其貢に中らざる者は、驛傳馬に充つ。但し信濃は此限にあらず。而して年貢の御馬は、甲斐六十匹、武藏五十匹、信濃八十匹、上野五十匹、若し闕くる所あれば、每駒の値として稻七十束を課すと見ゆれば、遠・駿の牧には貢馬の制なかりしものか。

貢馬

貢馬の制は久しからずして、廢れたるが如くなれども、其の貢進は、八月十五日より廿八日までを期とせしが如し、是は國の遠近に依て遲速ある故なりとぞ。此日官人は近江國逢坂の關に行き、向ひ引きて九重の内に入る。號して駒迎といひ、又駒牽ともいふ。但し四月廿八日も駒牽といふ事あれども、是は武德殿にて、來月の騎射の馬射手などを御覽せらるることなれば、これと混すべからず。抑も駒牽は一年に數百匹、國國より奉るものなるが、此献ある時、昔は天皇南殿に出御ありて、御覽せらるるを例とせしかども、いつしか廢して、今は只望月の俤の殘るに過ぎざるなり。併も

駒迎
駒牽

逢坂の關の清水にかけ浮けて今や牽くらん望月の駒
などといふ古歌を吟唱せば、誰か其の古昔を偲ばざる者あらん。而して彼の馬帳といふものは如何といふに、
是より凡そ六十年後のものなれども、某牧司の解あれば、掲げて以て其例とせん。

馬帳

康保五年御馬帳事

康保四年定馬八十六疋七分

牝馬 廿五匹

父馬 一疋 蕃息廿四疋

牝馬 六十一疋七分

不課 廿二疋七分 費課卅九疋

除 九疋六分

神馬 一疋 某毛年

倒死 八疋六分 某毛年

牡馬 四疋 某毛年

牝馬 四疋六分 某毛年

遺 七十七疋一分

牡馬 廿疋 父馬一疋 蕃息十九疋

不課 廿疋一分

費課 廿七疋

蕃課 廿二疋二分 牡馬十二疋 某毛年

牝馬 十一疋三分 某毛年

除爲狩狼被斃御馬 廿七疋

牡馬 十二疋 某毛

牝馬 十五疋 某毛

右件御牧之間爲廿日實檢以四月一日

狩籠牧内實檢十月一日書(出)牧門

都合大小馬七十二疋三分

牡馬 廿一疋 父馬一疋 蕃息十九疋

牝馬 〇〇

不課 十七疋三分 某毛 歲廿四歲以下三歲以上

費課 卅五疋 某毛 五歲以下十八歲以上

右件御馬帳勘録如_レ件_ヲ以_テ解_ス

康保〇年五月廿七日

(康保五年御馬帳)

武内社

修善寺別當惠空

山奥寺國分寺

淺間社

小國神社八幡社

光明山の大乗妙典物價

遠江介遠江守駿豆の物價

遠駿の馬帳も是と同じかるべし。官牧の狀は概ね此の如し。而して又諸國の神社の、此式に記載せられし

神社は、世に所謂式内神社にして、何れも皆な山城國吉田へ祭籠め給ひし神社なれば、最も公の尊崇せられ

し神社なりき。○此歲、僧惠空伊豆國修善寺の別當となる。惠空は釋永助なり。甲州の人にして、修善寺に

住すること暮年、尋て暮年を限りて念佛を修め、期終へて後、薪を積みて身を焚く。其煙遙に騰りて紫雲を

なす。邑人見て哀感敬歎せりといふ。(豆州志稿・元享釋書) ○伊豆國山興寺を國分寺とし、僧十口を置き、(大日

本史) 稻一萬束を附して、國分寺料とせらる。此寺は當時三嶋大社の東に在りて、神宮寺とも稱す。○七年

二月、駿河國富士郡淺間神從二位に陞る。後に本國の一宮と稱す。○此年、遠江國周智郡小國神社を修造せ

しめらる。規模總て先規の如し。(遠江風土記傳) ○豊前國宇佐八幡神を、伊豆國江間雄徳山に勸請す。國人

は之を式内石徳高神社なりといふ。其の然るや否やを詳にせず。後移して田方郡八幡神社に配祀して、專は

ら八幡社とのみ稱す。是れ惣社八幡のことなり。(豆州志稿) ○朝廷命じて、金泥紺紙の大乗妙典を、遠州

大鏡山光明寺に納めしむ。○九年、當時諸國の物價均一ならず、高低の差、土地に因り大に異なりて、地子を

徴し、物品を交易するにも、國法定むる所の物價に照し、其の貴賤を問ふもの更に無ければ、其の不便少なか

らず。而して物價の標準と稱するも、只絹一匹の直を納むるには稻五十束、綿一屯には稻一百束を用ゐると

いふに止まり。其他の調布・商布・毳織等の如きに至ては、皆な準的なかりき。(大日本史) ○十一年正月、橘

良殖遠江介に任ぜらる。(大日本史) ○十四年正月、巨勢共頼遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○茲年、勅して

絹布の價直を定めらる。然れども國に依りて各差ありき。伊豆國の絹は各一匹の直稻六十束、駿河國の商

伊豆守 布は稻十束。(大日本史) ◆十五年正月、源惠伊豆守に任ぜらる。(大日本史) ◆十六年十二月八日、令ありて逃亡の罪人を搜捕せしめらる。是より先、出雲の流人上野良友等七人、逃亡したるを以て、普く令して追捕せしめらるるなり。(大日本史) ○五月七日、駿河國富士・駿河二郡の領主貞純親王薨す。親王は清和天皇の第六皇子にましまし、始めて源氏の姓を賜はり、源氏の祖となり給ふ。親王は今の駿河國富岡村桃園の地に住し、終に此處に薨じ給ふ。故に稱して桃園親王といふ。御陵今に存す。○此歲、遠江國周智郡の人等相議し、

桃園御陵 山城國綴喜郷石清水八幡宮を勸請して、一社を創始す。時に國司これを聞き、神田四町八反歩を寄附す。然るに惜むべし、後世戰亂相續くに及び、此地悉く荒蕪に屬すと古老いふ。是れ今の周智郡中村に鎮座せる八幡社なり。(遠江風土記傳) ◆廿三年四月十一日、延長と改元す。

遠江守 ◆延長二年正月、平隨時遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○此頃、堤中納言兼輔駿河國に左遷せらる。兼輔は右近衛中將利基の第六子にして、從三位中納言に叙せられ、加茂川の堤に住居せしを以て、世に堤中納言と稱す。古今集中の歌人にて、和歌を善くし、又堤中納言物語を著す。是れ本邦短篇小説の鼻祖なり。或は此の物語は、文身兼輔の時代より新しければ、其著にあらじといふ者あれども、暫く普通の説に據る。兼輔先に和歌神壽錄を論ぜしが、頗る逆鱗に觸れ、此に至りて罪を蒙り駿河に遷さる。

兼輔已に駿河國に到り、止駄郡朝比奈川の邊、松山の麓に假居せしが、深く信ずる所ありて一社を創め、大鷦鷯天皇を祭り、相殿には足仲彦天皇・氣長足姫皇后を配祀す。是れ今の岡部町若宮八幡神社なり。兼輔固より深く子なきを憂ひしが、此神社を創めて後は、常に宮殿に通夜して、之を祈ること最も切なり。一夜

祈願の期満ちて歸る途、小坂を過ぎしに、會、一頭の狼あり、赤兒を口にし來て、兼輔の前に棄て去りぬ。兼輔驚き怪みながら、抱き取て之を見れば、錦衣に纏へる赤兒の、生れて未だ幾日を経ざるものにて、肩に二所の齒痕さへありたれば、益々怪み悦びて奇とし、終に携へ飯て、侍女に命じて養育せしめしに、日一日に肥太りて成育すれば、兼輔悦ぶこと限なし。是より彼の小坂を兒持坂と呼ぶとかや。

岡部町若宮八幡宮

兒持坂 其後兼輔勅免を蒙り京に歸るや、此兒を朝比奈郷に留め去りしが、此兒漸く長じて名を吉泰と稱し、朝比奈山に砦を築き以て之に居り、武勇俊傑の名、一郷に轟けり。吉泰二子あり。長を太郎吉長と稱し、父の後を繼ぎ朝比奈に居る。是れを朝比奈氏の祖とす。次を次郎英吉といひ、砦を志駄郡朝日山に築き以て之に居る。是を岡部氏の祖とす。(家傳)

狼赤子を與ふ

朝日奈城

朝日奈城 朝比奈氏 朝日山城 岡部氏

狼明神

一説に、朝日山の城址は、有渡郡廣幡村假宿に在り。今稻荷神社を祭る。其の近隣なる萬福寺背後の山は、岡部氏邸宅のありし所にて、寺前の田疇を御屋敷と稱すれば、此邊の總ては宅地なりしなり。又萬福寺の山側に、數基の石塔婆あり。岡部氏累世の墳墓と見ゆ。岡部氏の裔に、權守泰綱といふ者あり。

止駄郡假宿村萬福寺境内に、狼明神一に内宮權現と稱する神社あり。是れ吉泰の狼を祭れる所にして、即ち其の遺跡なり。(里人談) 此地元來狼の名産地にて、古昔鳥渡郡八幡岡よりは、狼の毛皮を貢し、安辨郡芸野牧山よりは、狼を出し、又薦河郡手越よりは、狼の毛皮を貢したることあるを以て見るも明かなり。世に傳ふ、吉泰の肩なる狼の齒痕二ヶ所は、生涯消えず存せりと。又兼輔は京に歸りて後、承平三年二月卒す。

風土記獻進

◆三年十二月十四日、太政官符を以て國司に命じ、風土記を撰して進獻せしむ。官符に曰く、

太政官符 五畿七道諸國司

應^ニ早^ク速^ニ勘^ス進^ス風土記^事

右如^キ聞^ク、諸國可^レ有^ル風土記文、今被^レ左大臣宣^ニ稱^ク、宜^ク仰^ニ國宰^ニ、令^メ勘^ス進^ス之^ヲ、若無^ニ國底^ニ、探^リ求^メ部内^ニ、尋^ネ問^ヒ古老^ニ、早^ク速^ニ言^ハ上^ル者、諸國承^知、依^テ宣^ハ行^ハ之^ヲ、不^レ得^ニ延^ス廻^ニ符到^ニ奉^ハ行^ス。

參議左大辨從四位上兼行讚岐守源朝臣悅

外從五位下行左大史阿刀宿禰忠行

延長三年十二月十四日

(朝野群載)

當時我が三州も風土記を撰し、この符旨を奉じ勘進したるは明かなれども、多く戦亂を経て散佚したるならん。後世その斷編だに見る能はざるは遺憾なり。但し伊勢神宮皇學館には、遠江風土記と稱する一小冊を藏す。果して此時の撰なるや否を詳かにせず。○此歲、遠江國山名郡御厨郷を以て、嶋名神社の神領と定めらる。此宮は豐受大神を祭る神社にして、初め同郡中嶋村に在りしを、この頃御厨郷鎌田村缺影に鎮座せらる。(掛川志稿)世にこれを神明神社と稱し、御厨十七村の鎮守たり。(遠江風土記傳)○五年諸國海運の京師に向ふ者の制を定めらる。而して參河・遠江・因幡其他海運に用あるものは、凡て舟賃及び挾抄水手等にも稻を給すれども、其高は遠近に隨て差あり。又其の路糧も、上下に依て増減あるべしと云ふ。(大日本史)

【朱雀天皇】 延長八年九月廿二日受禪、十一月廿一日即位。

延長九年四月廿六日、承平と改元す。

仁王會
神社祈禱

伊豆守平
將武

富士山神
火

平將武追
捕

○承平三年夏四月二十七日、諸國仁王會を修む。京中の三十一堂も亦修むといふ。(大日本史) ○秋七月十一日、神社に祈禱し且つ兵備を警す。是より先、紫宸殿の版上に犬矢あり、之を占するに兵革ある兆なりといふ。因て官符を下して、祈禱し以て其災を祓はしむるなり。(大日本史) ○此頃、平將武伊豆守に任ぜらる。是れ將門僭して、將武を伊豆守に任じたるなるべしといふ。(豆州志稿・扶桑略記) ○六年、永原興影伊豆守に任ぜらる。(大日本史) ○七年十一月、富士山に神火あり水海を埋む。これ甲斐國より上言せし所なり。(日本紀畧・大日本史) ○八年五月廿二日、天慶と改元す。

○天慶元年十一月三日、伊豆駿河の二國官符を蒙る。伊豆の國解に依て、平將武を追捕すべき由の命令なりき。時に相摸・甲斐の二國にも、同じく官符下りしといふ。又聞く、兵部にては、諸國の大糧書を印せんことを請へりと。兵亂の報京師に達せし故なるべし。(外記日記) ○二年十二月二十九日、東海道諸國の要害を警固せしめらる。三關の國國、東山道の諸國も亦同じといふ。(日本紀畧) 是れ去年十一月、平將門下總國猿嶋に據て謀反せしを以てなり。將門は、桓武天皇の皇子葛原親王の曾孫、鎮守府將軍平良持の子にして、下總國に住し、豐田・相馬の二郡を領じ、相馬小次郎と稱す。性黠猾にして勇悍人に過ぎ、又能く騎射を巧にせり。嘗て關白藤原忠平に請ひ、檢非違使たらんことを求めて省みられず。怒て關東に下り、怨望すること益、甚だしく、遂に異心を畜ふるに至りぬ。承平元年の初め、婦人の事に關し、前常陸大椽源護の子、扶・隆・繁等三人と争ふ所ありしに、伯父常陸大椽平國香といふ者、扶等を助けたるにより、將門大に怒て兵を率ゐ、往て之を攻殺せり、國香の子貞盛、父の讐を復せんと欲し、兵を發し將門を攻めけれども、却て復た將

門に破られ、逃れて京師に還れり。時に武藏權守興世王及び介源經基等、足立郡司武藏武芝と争ふことありしが、將門これを聞き、往いて二人を説き和解せしむ。二人これに従ふ。將門大に悦び、宴を張て二人を饗せり。然るに武芝の兵等との成りしを知らざりしか、經基の少しく遲到るを見、忽ち兵器を振つて討つて掛る。經基これを見て大に驚き以謂らく、興世王等武芝と合して吾を亡さんとするなりと。則ち貞盛と共に共に京師に上り、二人悉に將門・興世王等の叛狀を奏す。此に於て朝廷廟議を決し、多治比助眞を下して事實を檢按せしめしに、助眞還て其の實なきを白しければ、將門は罪を免るるを得たり、然れども將門今尙ほ敢て叛意を翻さざるを見れば、果して古人の説の如く、貞盛經基等の虚構に因て、將門の亂を惹起したりと謂はるべきか。將又助眞の檢察その明を缺きたりと謂はるべきか。

折りしも將門の從兵藤原玄明といふ者あり。久しく常陸に住し、官物を掠め民財を奪ひ、又黨を樹てて劫掠しければ、國司藤原維幾之を征せんとせしに、玄明遁れて將門に投す。將門之を機として兵を擧げ、玄明を先立て、進んで國府を襲ひ、維幾を擒にし、印鑑を奪ひ還れり。時に興世王將門に説いて曰く、公既に常陸を取る。夫れ一州を取るも亦誅せらる。誅せらるるは一のみ。何ぞ其志を大にして八州に據り、以て天下の形勢を觀ざると。將門悦び、進みて上野・下野を徇ふ。會、人あり八幡大菩薩の使と稱し、國中に唱へて曰く、朕の位を蔭子將門に授くと。將門大に喜び、自から稱して平新皇といひ、下總猿鳴を以て帝都に擬し、八省百官を設け、獨り缺くる所は曆博士のみにて、其勢の猖獗なる、固より國司・郡領等の當るべき所にあらず。八州の草木爲に靡き伏すといふ。此時に當て、伊豫大掾藤原純友亦叛し、遂

藤原純友
反

遠江掾
橋遠保
(討伐)

東海道追
捕使

懸賞討賊

に將門に應じければ、遠江掾橋遠保警固使を命ぜられ赴き討す。後遠保純友を斬て平くる功を以て、伊豫宇和郡を賜はり、子孫竟に此に家すといふ。伊豫國に橋氏あるは此に始まる。而して橋氏は敏達天皇の皇子難波王に出づ。(東鑑・源平盛衰記・大日本史) ◆三年正月朔日、從四位上藤原忠舒、東海道追捕使に任ぜらる。時に東山・山陽二道も亦追捕使の任命ありきとぞ。(日本紀畧・大日本史) ○十一日、東海道諸國みな官符を賜はる。中に曰く、其魁帥を殺す者は、朱紫田地を賜ひて、之を子孫に傳へ、次將以下を斬る者は、勳に隨て之を賞し、敢て次を用ゐずと。(純友將門東西軍記・日本紀畧・扶桑畧記・大日本史) ○十二日、賊勢ますます盛にして、將に足柄を西に下らん趣の聞えあれば、駿河國司大に驚き、直に驛を飛ばして、其狀を朝に奏す。聞く、朝廷にても、此報を聞くや廟議を開き、官職十四門悉く兵事の備を整ふべく、而して左少辨に落ちなく取計らはしむべき旨を仰出だされたりと。(真信公記) 斯くて十三日には、是秀隨兵百人を率ゐ、押領使十五人參朝して狀を奏し、朝廷は幣を諸社に奉じて、兵事を祈禱せしむ。但し朝廷は、唯、八省の御齋會に依り、伊勢に奉幣するには至らず。(真信公記) と聞ゆれど、朝廷の騒ぎも大方ならざりけん。○十八日賊勢ますます狂暴にして、已に駿州に到れる報ありければ、遠江國司猶豫すべからずとて、驛を飛ばして、其狀を朝に報す。聞く、此時朝廷にては、大臣參議ことごとく參入し、大將以下の文を守右衛門督に付して、賭弓を停止せしめられしと。(真信公記) ○廿五日、是より先、賊勢ますます猖獗を極め、足柄の關を固め、又進んで關を越え、駿河國に入り、岫崎關を打破り、進みて國分寺を圍み、雜物を奪取し、民人を射殺し、民財を掠め、凶暴殘虐至らざるなく、遂に官符使卜部松見も其の凶刃に斃るるに至り、駿河一國は既に殘賊の有となり、賊

官符使卜
部松見殺
さる

賊駿河を
掠す

駿遠豆國
守賊狀を
奏す

徒の横行闊歩日に甚だしけれども、國司より以下皆な之を怖れ、能く之を禁じ得る者なし。此に於て伊豆守菅原氏胤、(豆州志稿)駿河・遠江の國司等と連署して、共に其狀を奏聞せり。中に曰ふあり。

官符使卜部松見於駿河國、爲群賊被奪取、岫崎關爲凶徒被打破了。駿河國岫崎關、爲凶黨被打破、又兵來圍國分寺、奪取雜物、射殺人民。云云(日本紀畧・大日本史)

駿河賊狂
暴

大將軍忠
文清見關
に到る

と、因て朝廷は令を參河尾張に下し、援兵を送るべきやう、廟議を決せられしと云ふ、(眞信公記)以て其の亂狀を見るべし。○二月一日、駿河國驛を飛ばして、賊狀を朝に奏す。此日、朝廷は諸寺に勅し、法七番を修めしめ、每番七日を限り、熱誠に讀經祈願せしめられ、併せて今日より始め行ふべき旨を達せられしと云ふ。(眞信公記)○十五日、征夷大將軍參議右衛門督藤原忠文、駿河國不二の裾野の南に到り、浮嶋か原を前に當て、清見關に陣す。是より先、正月十八日、朝廷東國の賊の益、凶暴なるを聞き、公卿會議をなし、追討使を定め、忠文を以て征夷大將軍とし、其弟刑部卿藤原忠舒、並に散位源經基等を以て副將軍とし、右京亮藤原國幹・大監物平清基・散位源就國・軍監清原滋藤・伊賀介定純・伊勢前司忠素・嶋田安房權守・伊豆入道道周・同舍弟茂道・美濃目高貞・佐渡前司玄隆、其外諸國の大名三十餘人、都合其勢四萬六千餘騎を相隨はしめ、二月二日に都を立ち、關東に赴かしめられしが、其後旬餘日を経て、今この國に着したるなり。(純友將門東西軍記)

抑この清見關といふは、庵原郡息津に在りて、今清見寺の東邊なる關といふ閭里は即ち其址にして、此寺に什寶として昔より傳ふる、杵頭・柶子・銀・眉尖刀の四品も、亦この關の衛器なりと傳ふる處なるが、元來

清見關の
風景

この關といふは、東海道第一の風景に富める地にて、右は海水廣く湛へ、水天相接する所、浪雲を浸して、遙かに行客の眸を裂き、左は山脈連り聳えて、松柏綠を増し、時風枝を鳴らして、坐ろに騷人の耳を冷えしむる所にして、釣する海士の漁火は、點點波に映じて、終夜消ゆることなく、蒼天の星の光は、耿耿天に光りて、徹宵止む時なく、星光は天に白く、漁火は地に紅く、眺望の佳景も云はぬ様なれば、軍監滋藤見るより感慨措く能はざりけん、忽ち杜荀鶴の詩を想ひ聯け、聲朗かに吟詠して曰く、

漁舟火影寒燒浪 驛路鈴聲夜過山

と、折しも優に聞えければ、一軍耳を欬てて、竊に鎧の袖を沾ほす者も少なからざりきとか。(源平盛衰記・扶

桑畧記・古事談・前太平記)

清見關
(名稱意)

清見關の創始を按ずるに、昔者天武天皇始めて大和國清見原に都し、清見原天皇と申し奉りけるが、將に東國に巡狩あらせられんとし、關を此の海邊に構へ、壙斷して以て清見關と名けしなりと。又一説に曰く、天武帝 大友皇子に襲はれし時、詔して此關を建てしめ給ふ。故に天皇の御名、清見原天皇の清見を負はせて、關の名とはしぬと。然れども關の名清見を以て、直ちに清見原天皇の御名に出づるとするは信じがたし。何となれば、清見原天皇と申し奉るは、大和國清見原に都し給へるより起れる御名にして、壬申亂の時は、未だ清見原天皇の御名おはさざれば、關に負はすべき由もなければなり。但し前説は、何故に東國に幸せんとし給ひしか、其由を云はざれども、都名を關名に負はしといふこと、強ちに附會説とも云ひがたかるべし。(駿府案内記)

清見關址

越智秀野

故關形勢倚灣奇 北伐何年此駐師 客枕淒涼春夜雨 驛鈴漁火想當時

事蹟

將門亡

○二十九日、遠江・駿河・甲斐等、一紙に認め、驛を飛ばせて、將門の死状を言上せり。先是、廿五日信濃國よりも驛飛ばし、平將門の、貞盛・秀郷等が師の爲に、射殺せられたる状を奏せりといふ。(真信公記)

本朝通紀云、將門の亂は、貞盛秀郷の宿意と讒訴とに起る。貞盛の父常陸の大椋國香が、將門の父鎮守府將軍良將の所領遺跡を押領して、將門をも猶失はんと計りしより、小次郎憤て國香を討つは、止む事を得ざる故なり。貞盛父の仇を討たんと思へども、將門の威風に恐れ、謀反人なりと讒言す。將門朝敵の名を蒙りて、是非なく關東に武威をふるひしにて、最初より王位を奪はんなどと思ひ立ちしにはあらずとぞ云云。さて將門を讒言したる平貞盛は、大惡不道の人にて、そのあれ。(事實の大畧は父の難病を治せんとし、醫の言により、妊婦の胎兒より藥を得んとして、子の妻を殺さんとして成らず、他の妊婦を殺し、併せて醫者をも殺さんとしたるなり)云云(閑窓瑣談後編)

忠文歸京

○四月、征夷大將軍藤原忠文、駿河國清見關に在りて、亂後の人心を鎮撫してありしが漸く靜穩に歸して、再亂の慮も無ければ、軍を還して京師に上る。是より先、將門自から將となり、出でて辛嶋に戰ふことありしが、忠文經基等の官軍數万人を率ゐて、駿河國に在りと聞き、部下の士卒の、或は遁れて其跡を晦ます者あり、或は出でて官軍に降る者ありて、殘る所わづかに千人に滿たずなりぬ。(純友將門東西軍記)官軍の將藤原秀郷・平貞盛等窺てこれを知り、機失ふべからずとなし、力を發せて進み戰ひ、遂に其の居る處の嶋廣山を圍み攻む。將門敗れて山を出で奔る。秀郷追撃して之に迫り、其の顛顛を射て之を殺す。秀郷は依藤太と稱す。因て時人これが語を爲りて曰く、

將門はこめかみよりぞ射られける依藤太がはかりごとにて

忠文はこれらの實狀を聞きて、遂に師を還へすに至りしなり。(純友將門東西軍記)忠文駿河國に在り、遲遲

燒風三郎

として進まざりしと雖ども、餘威の及ぶところ、將門の亡を速にしたる功はあるなり。然るに明年七月十六日、論功行賞の日、小野宮實頼獨り諸卿の説に反し、忠文を以て功なしとなし、忠文を賞するは道にあらずと稱し、固く執て動かざりしかば、其弟忠平の之を争ふありしと雖ども用ゐられず、忠文終に恩賞を蒙るに至らず、大に面目を失し、憤怨遣るかたなく、週日を歴ざるに悶死せりといふ。但し大系圖には天曆元年六月六日薨とあり。何れか是なるを知らず。一説云、忠文詔を奉じ兵を率ゐて東下し、途遠江國燒風里に至り、子を生み公時と名づけ、燒風三郎と稱せしむ。公時の子爲方は、遠藤六郎と稱せり云云。水戸史は軍中に妻を携ふることある可らずとて、之を棄てて取らざれども、(大日本史)暫く存し置く。○此の亂後、諸國錦綾を製する業漸く衰へ、その調貢は遂に他物を以て之に代ふるに至れり。此に於て織部司の官人、其の近傍なる織手町の工人を督促し、専ら綾を製らしめたれども、其の織る所の數甚だ少く、未だ其用を充たすに足らざりき。先是、支那の商人等來て、錦を我國に輸たすことありしに、此時に至て其數益、多きを加へ、朝廷及び搢紳の輩も皆な貿易して、用度に充つるに至れり。是より漢土商人の齎らし來たる物を、唐錦・唐綾と稱し、昔より織來たる韓錦を改め、大和錦と稱し、以て唐錦と別つに至る。國內の形勢已に此の如し。嶽南豈に獨り其の影響を被らずして止まんや。即ち此にも織物の製漸く衰へ、遂に全く廢絶するに至れるなり。

錦綾の製衰ふ

唐錦唐綾

大和錦

(工藝志料)

錦綾絢綿絢

凡そ錦は、絲を青・黄・赤・紫等の諸色に染め、以て華章を織成すものにして、其質甚だ厚し。綾は文斜にして甚だ美しき布なり。又一種絢といふものあり。綿を以て絲となし以て織る。故に或はこれを綿絢ともいふ。鎮西の織工能く、

れを織るといふ。聖武天皇の七條褐色の袖の袈裟は、今尚ほ存せりと聞く。(工藝志料)

太神宮領

○八月廿七日、遠江國の十戸を割き、伊勢太神宮に奉り、以て賊の平げるを養し給ふ。此時尾張・參河二國も亦各十戸を割き、伊勢國は又員辨郡を割き、同じく太神宮に奉り給へりといふ。(大日本史・扶桑拾葉集)

伊豆守
遠江介

◇四年、平立身伊豆守に任ぜらる。(豆州志稿) ◇五年四月、菅野名明遠江介に任ぜらる。(大日本史) ○十月十九日、參刺驛鈴口を伊豆國に宛行はる。

驛鈴を伊豆國に賜ふ

右大臣宣奉 勅外記局所納參刺驛鈴口、依伊豆國言上、宜下送辨官、令宛行彼國者。

天慶五年十月十九日

少外記紀理綱奉

長福寺の鐘由來
原田郷

右大臣は源多なり。◇七年六月二日、遠州佐野郡幡羅田郷安里山長福寺に於て、洪鐘を鑄てこれを懸く。銘して遠江國佐野郡原田郷長福寺鐘といふ。長福寺は原田郷本郷村に在りて、開山を大輝和尚と稱す。原田郷は即ち幡羅郷なり。故に幡羅田とも書す。後には原田庄と呼び、屬村三十一を有し、郡の西境に位せり。而して其の本郷は郷長の居住せし所なりといふ。長福寺鑄るところの洪鐘、今は大和國金峰山の藏王堂に在りて、種種の説をなす基となる。

一日山伏あり。長福寺に至り、齋料を請うて曰く、納いま思ふ所あつて金峰山に入らんと欲し、此處に到るに、會、旅囊乏を告げて進む能はず、幸に餘力を割いて之を助けよと。住僧嘲けりて云ふ、此寺貧にして毫も蓄ふる所なし。カチといはば鐘樓の鐘あるのみ。若し彼の鐘にして貴僧の用を辨するを得ば、則ちこれを呈せんと、旅僧これを聞て大に喜び、是れ望外の賜なり。厚意を辭するは却て無禮なり。請ふ速

鐘掛松

に之を領受せんと、携ふる所の金剛杖を以て龍頭を突けば、鐘は則ち地に落ちぬ。落つるを見て輒ち杖頭に懸け、輕くこれを肩にして走り去る。見る者喫驚して其後を追ふに、僧の走ること飛ぶが如く、遂に其の所を失うて還り來たり。是より此鐘は金峰山の釋迦嶽に懸り今に存す。此鐘の懸る松を鐘掛松と稱し、嶮岨にして只一身を以てするも、登りがたき所に在りといふ。(諸國里人談)

一日異人ありて長福寺に至り、戲に寺僧と鐘を賭して棋を圍めるに、異人終に勝を制し、約の如く鐘を提げ去りて、往く所を知らず。蓋し天狗の所爲ならん。後懸て金峰山上の高巖に在り、今の懸鐘巖これなり。由來遠州には天狗といふ者ありと稱す。故に説を天狗に歸すれども、或は役行者の流にもあらんか。

(掛川志稿)

又一説に云く、建武の役、奥州の官軍掠奪して過ぐる時、其故は知らざれども、此鐘をも奪て金峰山に至れるなりと。

【村上天皇】 天慶九年四月廿日受禪、廿八日即位。

太上天皇の號

天慶九年五月一日、太政官符を以て、詔して先帝を尊びて、太上天皇と稱し奉る由を達せらる。

頌下 詔書事

右去月廿六日 詔、朕忝膺聖鑒、濫握神符、上領七廟之口、心深兢惕、下荷堦人之責、念切憂勞、太上天皇、功冠百王、道光四方、華夷染化、動殖霑仁、鳳衣龍庭、咸受正朔、蟠桃搖木、盡入混封、皇天之曆運未傾、寓縣之謳歌猶至、而猷彼垂衣、期茲脫屣、遂釋天下之重負、永懷物表之高居、勤遜

事 蹟

萬機、隔撫臨於紫遊、想凝衆所、追恬快於玄關、令抑太上之鴻名、垂清虛之俗德、奉順教旨、恐虧朝章、既有恒規、何愆舊典、善修先王之禮制、或副四海之仰瞻、宜上尊號、爲太上天皇、皇太后曰太皇太后、普告遐邇、令朕意、主者施行者、諸國承知、符到奉行。

左少辨

右大史

天慶九年五月一日

遠江守任官書式

十年二月十六日、因幡守平統理遠江守に任ぜらる。(大日本史)

遠江守從五位上平朝臣統理 元因幡守

右右大臣宣奉 勅、件人宜下不待本任放還、且請印任符者。

天慶十年二月十六日

大外記賀茂安國奉

四月二十二日、天曆と改元す。

駿河守

天曆元年閏七月廿三日、是より先、駿河守橘最茂、駿河椽に下されしを愁訴せしかば、勅して宣旨せしめられけるに、右衛門佐藤原成國・左衛門尉藤原爲忠・右衛門大志藤原貞實等、確執近保して命を拒みたることありしが、此に至て事遂に發覺し、此日仗座に於て勘問せられたりとぞ。(日本紀畧) 二年四月、太政官符の旨に因り、國司等各、その域内の諸神に奉幣し、經を國分寺に轉讀せしむ。時に早魃甚しかりしかば、奉幣讀經 雨を祈るが爲なりといふ。(北山鈔・大日本史) 八年七月廿八日、太政官符を以て、詔書を頒下し、封事を上り、得失を陳せしめらる。

封事を求む

頒下 詔書事

右今月廿日、詔稱、自古之論、明王聖主者、莫不稱、就日之后、引薰風之朝矣、然置鼓傾耳、求聞諫諍之聲、建木虛心、思見諂諂之色、朕以眇身、謬膺鴻慶、雖受照華之寶、未改味菲之懷、故馭俗九年、猶迷衡輓之内、涉道半日、唯馮舟楫之間、遂無德之動天、然非仁之被物、爰陰陽難和、貢賦易闕、怒藏自乏、榮辱之主、康衢久絕、治安之謠、況乎新離、供養、彌勞、撲腸、昔漢章之長者、先想巖穴之說、今殷憂之寡人、孟仲藥石之言、宜令公卿大夫、及京官、外國五位以上、職居官長、秀才明經、課試及第、名爲儒士、各上封事、遮陳得失、凡厥法令之不便、於時勿有諱、政教之有損於化、皆復不遺、深存有犯無隱之義、總效益國利民、之謀、詞拂浮華、理拾簡實、永忘面從之意、不吐膚授之談、庶得忠謨以補要術、主者施行者、諸國承知、符到奉行。

從五位守權右中辨兼大學頭藤原朝國光 左大史正六位兼衛宮大屬御宗宿禰繼宗

天曆八年七月廿八日

益頭郡司 賊に殺さる 駿河介賊に殺さる 駿河國司 劍を帶ひんと請ふ

○此歲、駿河國益頭郡司伴成正・判官代永原忠勝等二人、盜賊の爲めに殺さる。其の何の故たるを知る者なし。(朝野群載・大日本史) 九年、駿河介橘忠幹盜賊の爲めに殺さる。想ふに將門の餘黨の、駿河に潛匿する者あつての所爲にはあらざるか。(大日本史・朝野群載) 十年六月廿一日、駿河國司解して、諸國の例に因準し、國司郡司並に雜任をして、劍を帶せしめんと請ふ。其狀に曰く、謹みて案内を檢するに、當國、西は遠江國榛原郡を迄へ、東は相摸國足柄關を承く。況や復た國中清見

事 蹟

關・横走兩關を帶び、坂東暴戾の類、地を得て往反し、隣國奸猾の徒、境を占めて栖集侵害し、屢、奪撃の自から發するを聞き、百姓安からず、境内靜かなることなし。國宰官符の旨を守り、奸犯の輩を勘糾するに、弓箭を帶びざれば追捕に便なし。近くは則ち管内益頭の郡司伴成正・判官代永原忠勝等、去る天曆八年殺害せられ、介橋朝臣忠幹去年殺害せられたり。是れ或は公事を拒押し、或は忽ち私怨を結び、往往にして犯さるる所なり。重ねて傍例を檢するに、甲斐・信濃等の國は、關門を置かずと云ふと雖ども、去る承平・天慶の間、國の申請に任せて已に裁許せらる。此國已に兩關を帶ぶ、何ぞ申請せざらんや。加ふるに以下兵仗を帶ぶる輩を捕へ糺し、及び警固を勤行ふべき狀、官符重疊せり。若し弓矢の儲なくんば、何ぞ非常の危を禦がん。望請ふ官裁諸國の例に准じ、件の帶劍を裁許せられんことを、將に不慮の備を爲さんとす。仍て事の狀を録し、謹みて官裁を請ふ。謹みて解す。(朝野群載)

地方の靜謐時代
調庸を免す

と、天曆の政は、史家の常に稱して措かざる所なるに、其の治下に在る地方の混亂の、此解に謂ふが如くならんとは、誰か想及ぼすものあらんや。是れ或は先の直言を求め給ふ詔の頒下ありし所以にもあらんか。天曆に比して延喜の治も亦人の稱する所なり。然るに此治を距ること甚しくは遠からざる承平・天慶間に於て、平將門の亂ありしより推せば、延喜の代も、地方の治は人の稱するが如くならざりしを知るに足る。此の二代已に然らば、其他は復た論するに足らざるべし。然らば王朝の下に在りし地方の靜謐は、何れの時に在りしか。只其れ清和天皇以前、暫くの間なるべし。○七月廿三日、未進の調庸を免ぜらる。詔の大意に云ふ、五畿内七道の諸國、去る天曆五年以往の調庸にして、未進の民の身に在るものを免除す。但し東海・東山・山

駿河國司
帶劍

久貳郷

陽の三道にある驛戸の田租は、三箇年を限り、殊に原免に従ふ云云と。(大日本史) ○十月廿一日、前に駿河國司の請ふ所の帶劍の件は、今日裁許を蒙る。時に中納言師手宣奉 勅依請云云とあり。(朝野群載) ○此頃、駿河國久貳郷を以て、東大寺の封戸に充てらる。久貳郷は富士郡に在り。後の傳方、厚原等の諸村は即ち其所にて、久邇郷といふ。○十一年十月廿七日、天徳と改元す。

奉幣使到

北遠の山

◇天徳四年十二月、奉幣使到り、諸社に就きて、火災及び天變怪異を告げ、以て之が被除を行ふ。○此頃、遠江國山香郡奥山郷久良幾山に、異形の老女住むことあり。土人呼びて山姥といふ。時時山を出でて村落に來り、人家に入りて人と狎親み、婦女子の紡績するを見ては、己も之に準ひ、車を借りて紡績し、以て其業を助くること屢なりき。山姥年を経て三子を擧げたり。一男は龍筑坊と號し、龍頭嶺の山主となる。龍頭

勝坂山
戸口村

山住

嶺は即ち勝坂山なり、一男は白鬚童子と號し、戸口村神之澤の山主となり、一男は常光坊と號し、山住奥院の山主となりしが、今も大雪の朝などには、偶、その跡を認むることありといふ。山住社は所謂式内茅原河内社なり。此の山姥はじめは能く人と親みしが、後には却て人の害を爲しければ、里民等これを厭ふと雖ども、又之を如何ともすること能はず。歲月を経るに従つて、其害ますます甚だしく、里民等その害に堪へず、遂に之を國司に訴ふ。國司驚きて其狀を質だし、細に其の事由を狀し、以て朝に奏し、使を遣はし以て其害

山姥退治

を除かんことを請ふ。此に於て朝廷は平賀中務・矢部後藤左衛門といふ二人に命じて之を征せしむ。二人は勅を奉じ、途を急ぎて遠江に到りしが、到りし時は既に山姥の秋葉山に遁去りし後にて、其蔭だに見えざれば詮方なく、二人は空しく京師に還れりといふ。

子宇美陀

彼の奥山郷大井村和泉平と稱する所に、今も巨大なる岩窟の存するを見るが、是れ則ち山姥の住所にて、其の子宇美陀といふ所は、即ち其の三男を産みし所なりと、口碑の證する處なり。而して秋葉山に隠れたる山姥は、其後の事蹟詳かならざれども、其の山に在て機を織り、水を汲みて布を晒せりといふ井は、今も秋葉山中に存し、山姥井とも、機織井とも稱し、其の住居の跡と傳ふる淺間山と共に、秋葉山中の古蹟に數へられて其名高し、淺間山は山姥の住所なればとて、毎年彼岸に祭典を設け、山姥祭と稱し、男女の參詣する者多し。而して彼の山姥退治の勅を奉じたる平賀・矢部二人の子孫と稱する者、今も此の地方に存するは、其の子弟の留りて、この奥山郷に住所を定めたるものならん。(遠江風土記傳・古老談)

機織井

淺間山

平賀矢部
二氏

奥山郷は
大裏御料

奥山郷は、清和天皇の貞觀年中、信濃國より分れて、遠江國に屬したる地にして、當時は大裏御料の園地なり。故に今も公田・井田・領家等の名、土地の字となりて存せるが、當時は里ごとに長一戸ありて公門と稱し、仕丁一人附屬して京夫丸と號す。公門は三年ごとに上番して、衛士に準せらるるを例とせり。想ふに當時は此郷に地頭方・領家・佐久間の三村ありしのみにて、其餘の今ある各村は、皆な此の三村より分れたるものにて、其の西手といひ、川手といふは、惣べて大峰と奥山との部内を指す概名なりと、或人いふ。(遠江風土記傳・古老談)

アクタレ
婆婆

此の山姥と稍相似たるものに、アクタレ婆婆とて、性質甚だ獠猛なる女の、榛原郡千頭地方に住せしことあり。多くの部下を従へて、根據を矢平といふ處に据ゑ、常に井川・川根に出沒横行して、人を傷け物を奪ひ、惡逆至らざる所なければども、惡婆能く武術に長じ勇畧に富み、一度戰場に立てば、敵矢雨の如く來るとも、手を以て握み、足を以て拂ひ、口を以て噛み、曾て傷くこと無ければ、居民之を苦めども之を如何ともする能はざるなり。一年除夜に屬し、部下に命じ、粟の強飯を作らしめしに、如何したりけん、椀中の飯忽ち火を發して燃立ちけるに、惡婆之を見て、毫も驚かず、直に取て食し畢りぬ。されば之を退治せんとするも、容易に退治せらるべきものにはあらず。されど何時まで斯くて捨置くべきにもあらねば、近郷の村民等相議し、血氣の衆を募り、大衆勢をあはせ、井川表に押寄せ、遂に其の根據地たる矢平を突きしが、激戰數刻の後また敗れて還れり。此に於て、村民等普通の戰にては勝ち難きを覺り、密に人を遣はし、弦を絶ち箭を折らしめ、然る後掩撃しければ、さはいへ此度は多く其の部下を斃すを得たり。然れども惡婆は未だ斃れず。殘卒を従へて、天地に逃れ去れり。因て村民はすかさず追撃し、其の潜伏せる岩穴(地色)に迫り、石を投じて撃滅し、長く禍根を斷てりといふ。近比此の天地の岩穴といふ所にて得たりといふ、石碗の狀を聞くに、直形凡そ五寸許にて、岩を刮りたるが如く、絲底なく、内外滑かなれども、内部は黒く固まりたるもの半以上を埋め、併も固きこと石の如く附着し、表面は飯粒の焦けたる如きもの一面にありて、亦石の如く、叩けば共に石の如き音ありて、言はば椀中の飯の盛りたるまま化石したるもの如しといふ。此の石碗は川根村殿岡噉石といふ人の所藏なりといふ。(川根傳説) ◆五年二月十六日、應和と改元す。

◆應和元年夏四月二十三日、各國司等官符の旨を奉じ、國內の諸社に奉幣し、諸寺に命じて轉經の儀を行はしむ。諸國に疾疫行はるるに因るなり。(大日本史) ◆二年五月、多田定榮大和尚駿州菩提樹院に至り、止まること三旬にして、出でて又下野國に赴く。定榮は多田滿仲の七男にして、初め美丈御前と稱し、剃髮して定榮と改め、法眼源珍と號す。嘗て清水寺と爭論する所ありしに因り、罪を蒙り下野國に流され、途駿河に至り此寺に宿せしなり。此寺は正覺山と號し、阿兵郡北川の邊に在りて、多田滿仲の中興に係る寺なれば、

奉幣轉經

菩提樹院
の定榮

正覺山中

朗清僧都 住職朗清僧都よく之を遇す。依て久しく此に留れるなり。定榮下野に到り、奈須山に居ること年あり。後罪を免されて京に歸るに及び、又この寺に到りしに、朗清老して寺を定榮に讓る。朗清は菩提樹院中興の四世にして、定榮は五世なり。定榮此寺にあつて寂せしを、二月十日と傳ふれども、年號壽等共に詳かならず。(寺記) ◆四年七月十日、康保と改元す。

遠江守兼 交替檢使 ◆康保元年十月十四日、宮内少錄園五種遠江國交替檢使を命ぜらる。同時に飛驒・下野二國の檢使をも命ぜられしといふ。

檢國國交替使主典

遠江國

宮内少錄園五種

飛驒國

竿生若櫻部嘉胤

下野國

中務少錄依智奏時頼

康保元年十月十四日

左大辨橋朝臣好古傳宣左大臣宣件等、人宜差遣檢彼國國交替使主典者

康保元年十月十四日

殺生禁斷 新宮淺間社

左大臣は藤原實頼なり。◆三年秋七月七日、定額寺に於て大般若經を轉讀し、三日間殺生を禁斷せり。是れ天下に疾疫行はるるを以て發せられたる、朝命を奉じて爲す所なり。(大日本史) ○此朝、駿河國の新宮淺間神社を再建す。是より先、駿河國司瑞夢に感ずることあり、依て之を奏聞し、爰にこの再建を見たりと聞

來朝法師

く、○當時、來朝といふ法師あり。經を誦して諸國を巡歴し、名社と聞けば詣でざるなく、大寺と知れば參らざるなく、而して巡ぐる所の國には、必ず一所を撰みて塔を建て、其下には法華經一部を納めたりしが、

六十六部

其の納むる所の法華經已に六十六部に及び。乃ち日本全國六十餘州を廻り盡しければ、最後に伊豆國に至り、田中の久昌寺に於て大供養を行ひ、同じく經を埋め塔を建て、以て廻國の終を告げたりといふ。後世笈

久昌寺

を負ひ佛名を唱へて、遍く諸國を巡歴する者に、六十六部署して六部と呼ぶ者あるは、蓋し此の來朝法師を

來朝塚

祖とし、其蹤を追ふ者なり。來朝の家は、田方郡御門村の北部上溝にありて、冢上に櫻の老樹一株立ち、其

下に碑石一基あり。文字の蹟見ゆれども、風雨多年、腐蝕して讀むべからず。其傍に小碑なほ數基を存すれども、古法師を語る者更に無し。但し此に來朝冢と稱すと雖ども、來朝の骨を埋めたる所といふにあらず。

來朝は、圓融天皇の貞元二年八月七日、信州水内郡茂菅村靜松寺に於て寂し、骸を其地に埋む。故に今尙ほ墓碑及び遺物數多存し、古人を偲ぶに足るもの少なからずといふ。(豆州志稿・樂游餘錄・松屋筆記)

【冷泉天皇】 康保四年五月踐祚、十月即位。

伊豆流人

康保五年四月二日、僧連茂伊豆國に流さる。初め村上天皇の中宮安子、天皇及び爲平・守平二親王を生み給ひしが、殊に愛せられしは爲平親王なりき。而して中宮の妹の源高明に適きて生める女を、爲平親王に進

安和の變
 めて妃とし給ひたれば、爲平親王の勢は、一時最も赫耀たりしに、尋で中宮崩じ、中宮の父師輔薨じければ、親王は頓に其勢を失ひけり。時に村上天皇は、今上の心疾あらせらるるに因て、爲平親王を立てて其の儲貳と爲さんとし給へるを、諸藤氏の族等、親王の源氏と婚せられしを口に藉き、堅く沮みて之に従はず。村上天皇崩ぜらるるに及び、關白藤原實賴急に策を定め、遺詔と稱して守平親王を立つ。之を見て最も大に望を失ひしは、左大臣源高明なり。爰に右大臣藤原師尹といふ者あり。常に高明を害とし、事に因て之を陥れ、己自から其位に代らんと謀りて止まず。竊に其隙を窺ふに、會、天皇の御惱重らせ給ひ、此頃は御讓位あらすべし噂さへ傳へらるるに至りけるが、是ぞ此變の起りなりける。

此時に當て蓮茂は、先に屢、爲平親王の許に伺候し、其寵を蒙ることの深きに感じ、いかで此の御憂を除かまし、いかで世に出だし奉らましと思ひければ、同じ心のありと聞ゆる左馬頭源滿仲・中務少輔橘繁延等と共に相謀る處あり。遂に議を決して關東に走り、親王を奉じて亂を作さんとせしを、滿仲頓に心を變じて師尹に詣り、高明繁延等廢立を謀ると誣告せり。天皇未だ信じ給はざるに、師尹早くも諸門を戒嚴し、兵を遣はし高明の第を圍み、詔を矯め、高明を貶して太宰權帥となし、繁延を貶謫し、餘類も皆な坐流に處す。因て蓮茂も伊豆國に配せられしなり。(扶桑略記・日本紀略・歷代皇記・愚管抄) ○三日、繁延等の黨、源連・平貞節等を捕索せよと大命下る。蓋し天下に令せられしなり。(大日本史) ○八月十五日、安和と改元す。

【圓融天皇】 安和二年八月受禪、九月廿三日即位。

安和三年三月廿五日、天祿と改元す。

伊豆守
 阿闍梨元
 果祈雨

◇天祿元年、秦永時伊豆守に任ぜらる。(豆州志稿) ◇三年六月廿日、遠江の阿闍梨元果、神泉苑に於て請雨經法を修め、限るに九箇日を以てすといふ。(日本紀略) ◇四年十二月廿日、天延と改元あり。

駿河少掾

◇天延二年二月、藤原光正駿河少掾に任ぜらる。(大日本史) ◇四年七月十三日、貞元と改元す。

遠江公

◇貞元二年十一月廿日、關白太政大臣藤原兼通薨す、詔して正一位を贈り、遠江國に封じ、遠江公と爲し、謚して忠義公といふ。食封資人並に生ける日に同じく、本官も元の如し、而して廢朝二ヶ日、三關を固めしむと云ふ。(日本紀略) ◇三年十一月廿九日、天元と改元す。

駿河守兼
 盛

◇天元二年八月、平兼盛駿河守に任ぜらる。(大日本史) 兼盛歌を善くし、其名歌集に多く見ゆ。嘗て源順歌を兼盛に贈ることあり、此等の人も親しかりしにや。源順は和名鈔の著者にして、歌名最も高し。順の歌に云く、

ときもあれをしかの原を秋ゆけばあつまをさへぞ戀ひわたるべき

或は此のをしかの原ををしの原にや、戀ひわたるべきを今日わたるべきにやといふ者あり。(順家集) 兼盛また駿河の富士池を詠みしことあり。

駿河にふじといふ所の池には、いろいろなる玉なんわくといふ。それにりんごの祭しける日、よみてうたはする。

つかふべき數にをとらん淺間なる御手洗川の底にわく玉

遠江寺

御手洗川は、富士郡不二淺間の社頭に在り。◇三年正月、源扶義遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ◇四年

遠江介
遠江駿河
遠江權守
駿河守

秋、美努公忠遠江介に任ぜらる。(大日本史) ○此歳、播磨延年は駿河介に、大中臣高平は遠江介に任ぜらる。(大日本史) ◇五年三月、遠江權守源扶義安藝權守に任ぜらる。(大日本史) ◇六年正月、藤原惟孝駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○四月十五日、改元して永觀といふ。

遠江權守
益津山戰

◇永觀元年、懷行王遠江權守に任ぜられ、磯部有本遠江大目に任ぜらる。(大日本史) ◇二年四月、攝津守源滿仲といふ者、駿河前司藤原統勝と、駿河國益頭山に戦ひ、大に統勝を破る。滿仲戦に臨み心に八幡を念

藤枝八幡
宮

じけるが、其驗に依て軍に勝つことを得たればとて、やがて其の後山に八幡宮を勸請し、供田を寄せ奉り、以て其の神恩を謝す。是れ今の藤枝八幡なり。(八幡社記) 或は曰く、益頭山は藤枝八幡の後山なりと。滿仲

駿府城の
始

當時安倍郡の地を領す。里人曰く、滿仲始めて駿河城を築き、敵應山松應城と號し、嫡子頼光に屬せしむ。頼光後また次子駿河守に與ふ。是れ後の駿府城の始なり。云云(駿河國志)

【華山天皇】 永觀二年八月受禪、十月十日即位。

永觀二年、伊豆直俊郷播磨少掾に任ぜらる。◇三年四月廿七日、寛和と改元す。

頼光駿河
に狩す
猪鼻山
公時山
查間明神
修復

◇寛和二年正月十六日、攝津守源朝臣頼光駿河國猪鼻山に狩す。猪鼻山一に公時山といふ。時に頼光查間明神に參拜し、社殿及び華表を修築し、神鏡一面を奉納せり。蓋し狩獵の幸ありしを賽せしなり。神鏡の裏面に銘あり。曰く、

田中神明宮 寛和二年丙戌正月十六日 願主源頼光

と、頼光は多田滿仲の長子にして、今上より以下五帝に歴任し、左馬權頭に任じ、内昇殿を許され、東宮大

頼光四天
王(金時)

進となる。永延二年の頃なるべし、攝政藤原兼家六十の賀筵を開き、大饗を設け多く客を會するや、頼光も亦これに列し、馬三十疋を送りて賓客に頒ち、人をして其の豪壯に驚かしめたるは、古今傳唱して措かざる所なり。頼光人と爲り英武驍勇にして射を善くし、又將略を以て世に稱せらる。故に部下また豪勇に富む。渡邊綱・平貞道・平季武・酒田金時等四人を稱し、世に頼光の四天王といふ。

平貞道は村岡五郎と稱し、平良文の子なり。頼光に仕へて驍名世に高し。一日頼光客を會して酒を供す。集まる所みな當時の武勇なり。中に頼光の弟頼信あり。貞道の瓶子を取て酒を勧め居るを見、貞道を招き近づけ、聲を厲まし謂て曰く、駿河國なる某、嘗て我に無禮の舉あり、汝速に彼の頭を取て我に得しめよと。其狀恰も旁ら人なきが如し。貞道之を聞て以謂らく、我頼光に仕ふる間は、其弟なる此人も亦我が主なり。然れども我まだ實を委して、此人に仕へたるにあらざれば、斯る大事は、其の股肱と頼む者に命じ、未だ我には命すべからず。若し夫れ兄の故を以て我を信じ、我に命せんと欲せば、則ち又他に道あり。蓋ぞ人なき閑室に招きて告げず、此の衆人廣座の中に放言せる。誠に烏許の人かなと。因て他を言うて答へず止みき。

平貞道駿
河にて頼
信の鬻人
を殺す

其後數月を経、貞道事あつて東國に下るに、途にして想はずも、彼の駿河の某に邂逅せるものかな。然れども貞道固より頼信の言を理なしと思へば、心に介する處もなく、互に馬を控へつつ、驢語して並び行きしに、彼男既に頼信の言を漏聞きけん、別に臨み貞道に謂て曰く、聞く先に頼信は足下に頼て我を討たんとすと、信なりや否やと、貞道遽かに思出したる眞似して、大に笑つて曰く、然ることもありしか、然れども足下の知る如く、我は今その兄にこそ仕ふれ。未だ彼人には仕へず。且つ所をも擇ばず、衆中に於て放言したれば、我は其時已に之を快しとせず、齒牙に掛けざれば已に忘れたるを、今子の言に依て始めて想出せるなりと、其體甚だ冷靜なり。曰く京師の書に其事細に記したれば、足下の心知りがたく、心を勞すること斜ならざりしに、今足下の言を聽きて安意せり。但し足下假令ひ頼信の言に應じ、

駿河の某
傲慢禍を
招く

事を成さんとすと雖ども、他人とは異なり。我が武の如きは、容易く子の意を成さしめじと冷笑ふ。貞道之を聞て大に怒り、以謂らく、彼としては當に足下頼信の依頼を蒙りたりと聞きてより、常に心も心ならず憂慮せしに、今の言を聞て始めて心を安じたり。喜ばしといふべきに、負氣なく傲語するものかな。然らば彼奴を射殺し、首取て河内殿に獻せんと。

是よりは貞道彼と多く語ることもなく、左右に別れて後、物の蔭に入るを待ち、郎等に意を含め、馬腹を締めしめ、胡籙を負はしめ、道を返して追うて行く、已にして廣野に出づれば、彼の遙かに進み行くを見、主従聲を齊しく喚叫びて追ひ迫る。彼また之を見て驚きたる體もなく、固より期したる所なりとて、馬を返へし向ふを、貞道ただ一箭に之を射落し、隨兵四五騎を射倒しければ、殘る者は四方に散亂して、みな逃失せて行く所を知らずなりぬ。依て貞道は其の首を取り、携へ歸て頼信に送りたれば、頼信悦ぶこと斜ならず、良馬に貝鞍置いたるを贈り以て厚く謝す。後貞道人に語るやう、恙なく通るべかりし身の、由なき一言に射殺されしも、河内殿に睨まれしが故なり。さるにても河内守の武威の尋常ならざるを知るに足らずやといひければ、聞く者何れも舌を巻かざるは無かりきとぞ。

酒田金時

足柄山の
山姥母子

酒田金時は主馬介と稱し、幼名詳かならず。山姥の子なりといふ。天延四年、源頼光上總大守となり任國に在りしに、速に上洛すべき旨の官符を賜はり、未だ任滿ちたるにはあらざれども、同年三月廿一日、上總を立ち、船に乗じて相摸に到り、是より陸路足柄山に向ふ、時に遙かなる山の岨に、赤き雲氣の變くものあり、頼光怪みて源綱を召し曰く、彼山の岨に赤氣の變くは怪むに堪へたり。汝行いて其の起る所を極めよと、綱命を聞きて走り出で、赤氣を望みて行く、と七八町、忽ち岩窟の内に迷ひ入りしが、内に六十有餘歳の老嫗と、二十歳許の童子とあり。共に形容尋常ならず。老嫗も亦見て怪咎めて曰く、汝何の故あつて此處へは來ると、因て綱始終を語り聞かしめ、勸めて共に隨行せしめ以て頼光の前に出づ。

頼光老嫗を見て、その姓氏及び童子の事を問ふに、嫗答へて曰く、我には姓もなく氏もなく、夫もなければ父もなし。

妾この山中に住して、又幾年なるを知らず。一日この山頂に登て假寐せしに、赤龍下り來て妾に通すと夢む。夢は雷鳴の霹靂に因て覺めたりしが、終に此兒を孕みて産めり。想ふに此兒を産して廿一年を経たらんかと。頼光聞きて甚だ奇とし、乞うて士とせんとす。老嫗悦びて曰く、只命是れ從はんと。因て直ちに君臣の約を結ぶ。綱旁に在て祝して曰く、奇童明公に仕ふること時を得たりと。頼光聞きて綱が言大に善しと謂うて、則ち酒田公時と名づく。

公時山

公時成長するに従て勇氣あり、後主馬介に任ぜられ、四天王の一人となる。公時常に曰く、子孫の長く續きて劣らんよりは、寧ろ無きには若かごと。人勸むれども妻妾を具せず。後治安元年七月廿四日頼光死するに及び、公時その墓に詣づること三月、満參の日、墓前に於て別を朋友に告げ、再び故關に飯りて足柄山に入り、忽然として其跡を晦ますといふ。今駿河國竹之下村の上に一峰あり、土俗呼びて公時が峰と稱す。是れ公時出生の地にして、又成長の地なり。

武人士を
養ふ

昔六合村中嶋に、坂田屋敷と稱する所あり。子孫長く住せしが、生業の爲め系譜を携へて伊豆に往き、終に伊豆に歿して還らす。故に其の事蹟の證すべきものなし。但し公時山とは、足柄山の南最も高峻なる所をいふ。(源家七代軍記) 是に據て之を見れば、武人の地方に於ける勢力と、其の士を養ふ狀とを知るに足らんか。斯くて、武人の勢力時代と共に隆となり、平家二十年の專横より、源氏の兵權掌握に馴致し、皇室の式微を招き、遂に文覺をして、

世の中に地頭ぬすびとなかりせばひとのこゝろはのどけからまし (今物語) と、喝破せしむるに至れるなり。

【一條天皇】 寛和二年六月踐祚、七月廿二日即位。

寛和三年四月五日、永延と改元す。

佛舍利を
神社に納む

◇永延元年九月廿七日、佛舍利を神社に納む。是れ京畿七道共に朝命を奉ずる所なり。(大日本史) ◇二

田方郡少領 年五月、伊豆直厚正田方郡少領に任ぜらる。厚正の族に三島神社の宮司となる者あり、姓を宿禰と改む。(三
領 伊豆郡領 鳴文書・大日本史) ○閏五月十九日、伊豆直厚正郡領に任ぜられし旨、太政官符を以て達せらる。符に曰く、
任命式

太政官符 伊豆國司

田方郡少領外從七位上伊豆直厚正

右去五月九日、補任如件、國宜承知、依例任用、符到奉行。

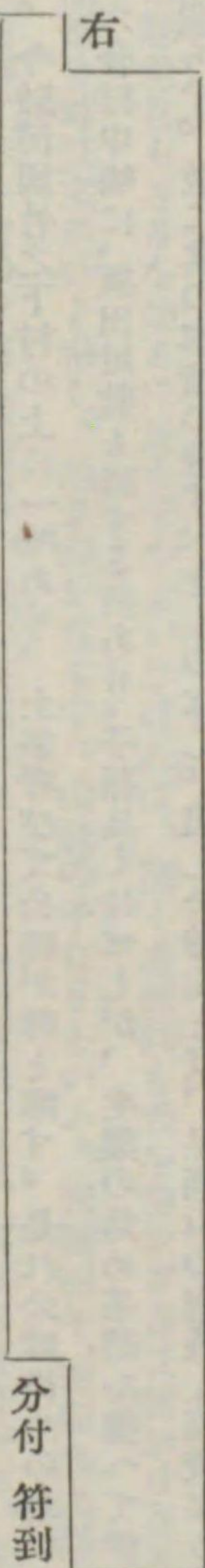
辨

史

永延二年閏五月十九日

太政官任符の式

太政官の任符には一定の様式あれば、此時のものにはあらざれども、左に記すべし。



奉行

左 中 辨

左 大 史

天元六年三月一日

傳符一枚 十二剋

◇三年八月八日、永祚と改元す。

◇永祚二年十一月七日、正暦と改元す。

◇正暦元年三月、世に傳ふ、坂田金時等頼光の四天王、その主源頼光に隨て、大江山の賊酒頭童子を討て

酒田公時大江山賊を討つ

之を平ぐ。坂田金時は酒田公時と書するを正とするか。陽明家御目錄に云、

渡邊舍人綱

酒田靱負公時

碓井荒次郎貞光

卜部六郎季武

源朝臣頼光蒙

勅命 近日發丹羽大江山早討朝敵欲令歸洛而已宜預執達候。

源 頼 光 公

平 井 保 昌 殿

右同道にて御出、程なく御退散、御用向極て隱密にて不知、右兩人立歸御禮、臣等旅中之有様、願之通、

山伏之裝束免許。云云

駿河守兼盛卒

金時は駿河の人なり。○十二月廿八日、從五位上駿河守平朝臣兼盛卒す。兼盛は是忠親王の曾孫にして、父

篤行始めて平姓を賜はる。兼盛和歌を善くし頗る文才あり。少うして大學に入り、試を奉じて及第せり。天

德中禁内歌合の時、兼盛和歌を奉り、衣冠を正して陳座に端坐せしが、批講中己の歌の勝つを聞き、其餘を

遠江守

問はず、拜舞して退きしといふ。時人兼盛を稱して歌仙といふ。(日本紀畧) ◇二年、源爲憲遠江守に任ぜら

陽生寂

る。(大日本史) ◇四年、天台座主釋陽生寂す。陽生俗姓は伊豆氏、豆州北條の人なり。少年にして叡山に登

り講習を勤む。然れども性多病にして、苦學に耐へざれば、生常に之を恨となす。一日苦行者あり生を見て告げて曰く、苦勵むこと勿れ、常に軟飯糜粥を喰ひ、性命を保養して、悠久に修習せば、又自から一山に貫首たらんと。陽生行者の言を聽きて深く信ずる所あり。少しく習學を弛べ、專はら法華經を誦せり。齡知命に至り、移りて竹林寺に居り、益、清修を事とせしが、會、朝廷命じて天台座主となす。陽生大に驚き、便ち山王神祠に詣し、怨訴して曰く、我常に精勤修練する所以のものは、他の故あるにあらず、唯安養の生菩提の果を得んと欲するのみ。是れ我が深く志す所なれば、神の冥助を冀ひしも亦これに外ならず。計らざりき今常輩に列して、我を座主位に置かれんとはと、聞者みな歎美せざるはなし。平居燕雀手に就いて啄み、猪鹿多く馴れ従ふ。預め死期を告げ、吉祥にして終る。年八十七(豆州志稿)○此頃、大織冠藤原鎌足十二代の孫藤原共資、勅を奉じて遠江國に下り、國內を巡檢して租調の法を整へしが、其績大に見るべきものありければ、朝廷その功を賞して國政に參預せしめ、且つ遠州一國の政を預からしむ。此に於て共資居を村串郷に定め、城を築きて志津城と號し、以て子孫の居城となす。城址今に存して城山といふ。村串郷は敷知郡に屬し、濱名湖の東岸より湖中に突出したる半嶋地にして、今一村となりて其名を存せり。(井伊家傳記、遠江風土記傳)而して其の鎌足の十二世とは、鎌足―不比等―房前―眞楯―内磨―冬嗣―良門―利世―共良―良春―良宗―共資是なり。(大日本史・寛永系圖)○遠州見附の民相議し、地を磐田原の一隅に卜し、北野天神原と稱し、新に一神祠を設け、筑前國太宰府なる菅公廟の神靈を勸請し、號して天神社といふ。其の御院馬場は勅使の拜を行ひし處、其の的場は正月十七日流鏑馬を行ふ處、而して其の神井は神水を汲むところ、併も清

藤原共資
遠州に下

志津城
村串郷

見付驛天
神社

水湧出して竭くることなきは、公の清節水となつて世世に涌出で、長へに此民をうるほすものか。後世元天神と稱し、古來老松の森森たる所あるは、此宮の今の地に遷座されましたる後の稱なり。
菅公生前の事蹟は、青史に盡して漏らさず。死後の奇蹟また世傳口碑に存するもの少なからず。神官僧侶等の附會せしものも多かるべけれども、左に一二を掲ぐ。

菅公眞蹟

菅公眞蹟歌

アホハラヲクネサシイヅルヒカリニ、ハイヅレノノマカサエノコルベキ
阿蘇播磨鞆架彌藤紫移逗留嶺爾簞籠怡頭聯廻濃磨迦沙愛能許樓辨騎

天神社勸
請の狀

抑も見付天神の御飛なされ候社、天神平と申野にて御座候、然る所に、天神御息三男、都にて見えさせ給はぬ故、都御尋なされ候へば、遠江國見付天神平と申す野に御座候由聞召れ、御院の御所より、御勅使立申候間、其後見付近所きもんに、被爲立見付、氏神となされ、依て其町名見付と申候、毎年神事の時、本社へ榊納め申候。

見附町名
起因

人皇六十六代一條院正曆四の御宇、見付の國府に、菅原氏人有、則年癸巳、筑前國太宰府より、菅丞相の御靈を勸請し、當社に鎮座奉成候、夫より二柱の天神配祀致候也。

菅公靈賦
詩

贈二位左大臣、捧三位記靈前一時、七絶化現、

勿驚朝使排荆棘官品高加拜感成雖悅仁恩覃遠窟但羞存没左遷名。

又贈三位太政大臣一時、七絶化現、

昨爲北闕被悲士今作西都雪恥尸生恨死歎其我奈今須望足護皇基。

◇六年二月廿八日、長徳と改元あり。

◇長徳元年四月廿七日、太政官符を諸國に下し、觀音像及び般若經一部を圖寫し、以て供養すべき旨を達

佛像經論
を圖寫し
ふて疫を禳

事蹟

せらる。其の主旨は符を見て知るべし。

應_ニ每國圖_ニ寫_ニ供養陸觀音像大般若經一部_ニ事

右大臣宣奉 勅、比年、疫癘延蔓、病苦彌盛、京内上下之人、多歸_ニ滓浦_ニ、外國遠近之民、悉泥_ニ瘴煙_ニ、適存_ニ危命_ニ者、頻_リ携_ニ藥石_ニ、而忘_ニ農桑_ニ、纒脫_ニ病惱_ニ者、鎮營_ニ斂葬_ニ、以闕_ニ貢賦_ニ、或比_ニ首而俱臥_ニ、誰致_ニ救療_ニ、或舉_ニ家而天亡_ニ、誰敢_ニ收藏_ニ、况枯旱涉_ニ歲_ニ、五穀不_レ登、人物其盡、蓋此時乎、災害之甚、往古未_レ聞、夫觀音能救_ニ急難_ニ、尤可_ニ依怙_ニ、般若_ニ施_ニ威力_ニ、必禳_ニ災孽_ニ、仍普仰_ニ五畿七道諸國_ニ、每_レ國圖寫_ニ供養_ニ、其料用_ニ正稅_ニ、若無_ニ正稅_ニ、用_ニ不動穀_ニ、且申_ニ開用_ニ、且_ニ以宛行_ニ、不動正稅其_レ以用盡、申_ニ請所在官物_ニ、將_ニ以裁許_ニ、近國六_レ月中、圖寫_ニ供養_ニ、遠國八_レ九月間、開講_ニ演說_ニ、供養之後、且注_ニ在狀_ニ、早_ニ以言_ニ上實語_ニ、勿_レ疑_ニ信力_ニ、無_レ違_ニ口遺_ニ、民庶長期_ニ艾安_ニ者、諸國承知_ニ、依_ニ宣行_ニ之、符到_ニ奉行_ニ。

權左中辨源朝臣

右大史 坂上大宿禰

長徳元年四月廿七日

遠江介
遠江守源
爲憲罷む

右大臣は藤原道兼なり。○七月廿三日、諸國貢賦の四分之一を免ぜらる。○此歳、田口幸來遠江介に任ぜらる。(大日本史) ○源爲憲遠江守を罷む。爲憲は、光孝天皇の皇子是恒王の曾孫、筑前守忠幹の子なり。學を源順に受け其の高弟なり。順の將に歿せんとするや、其集を以て爲憲に授け、以て其の後事を屬せしといふ。其の遠江國守となるや、民戸の凋弊甚だしかりしが、爲憲これを治むるに方あり、愛撫その道を盡しければ國民漸く蘇生し、炊烟年を追うて濃かに、田疇の墾闢舊に倍し、治績大に擧る。世人稱して能治といひ、民

遠江介
伊豆權守
遠江掾目

人尊みて父母と呼びぬ。任滿ち歸るに及びて、功を以て從五位下に叙せらる。爲憲京に在て詩筵に赴くことあれば、必ず一囊を携へ行きしが、之を名けて詩囊といふ。嘗て大江以言の詩を講ぜしに、爲憲頭を囊中に入れ、吟賞已ます、殆んど涕泣するに至りしことありしが、時人は其故を知らざりきといふ。著はす所本朝詩林あり。(江談鈔・大日本史) ◇二年正月、河内永頼駿河掾に任ぜらる。(大日本史) ○八月十日、高階信順伊豆權守に任ぜらる。(豆州志稿・日本紀畧・大日本史) ◇四年、遠江權掾稅部宿禰興國掾に遷り、秦良助遠江大目に任ぜらる。稅部氏は神皇產靈命の子角凝命に出で、山城に貫すといふ。(大日本史) ◇五年正月十三日、長保と改元す。

駿河大目
神社修補
の令

◇長保二年正月、建部忠信駿河大目に任ぜらる。(大日本史) ◇四年十月九日、神社を修補し、祭祀を怠るべからざる旨、太政官符を以て諸國に達せらる。

應_ニ五畿七道諸國司修_ニ造神社_ニ、令_ニ所司_ニ加_ニ載功過_ニ勘_ニ文_ニ、舊損新功_ニ明_ニ其勤惰_ニ上_ニ事

右大政官今日下_ニ五畿七道諸國_ニ符_ニ符、修_ニ理神社_ニ、敬_ニ慎_ニ祭祀_ニ、先格後符、載_ニ而分明_ニ、而近代以來、遠近諸社、或破壞損失、或顛倒無_レ實、不_レ事_ニ祭祀_ニ、如_レ忘_ニ憲法_ニ、是則時及_ニ澆季_ニ、吏少_ニ勤節_ニ之所_レ致也、今_ニ頃_ニ國司專當_ニ、每年巡_ニ檢_ニ有封之社_ニ、令_ニ神戶百姓_ニ、如_レ舊繕修_ニ、無封之社、令_ニ禰宜祝等_ニ、同_ニ營造_ニ、每_レ有_ニ小破_ニ、隨_ニ以修_ニ之、不_レ致_ニ大破_ニ、以_ニ嚴_ニ祭場_ニ、國宰無_レ勤、隨_ニ狀科祓_ニ、遷替之日、拘_ニ其解由_ニ、社司致_ニ損_ニ、從_ニ以解却_ニ、侮_ニ慢_ニ神事_ニ之怠、社司雖_レ重、忘_ニ却_ニ朝章_ニ之責、國宰何_レ避、權左中辨源朝臣道方傳_ニ宣_ニ、左大臣宣奉 勅_ニ下知_ニ、諸國早_ニ加_ニ修造_ニ、如_レ舊祭祀_ニ、兼_ニ仰_ニ所司_ニ、自今以後、加_ニ載功課_ニ、勘_ニ文_ニ、舊損新功_ニ、

明ニ其勤惰一令ニ成レ勤之輩、殊預ニ勸賞一令ニ致レ惰之倫、必從ニ重科一者。

長保四年十月九日

左大史小槻宿禰泰親奉

左大臣は藤原道長なり。◇六年七月廿日、寛弘と改元す。

遠江守
遠江介
富士山燒
井伊共保
八幡社の
井中より
生る

◇寛弘二年正月、信通姓關遠江守に任ぜらる。(大日本史) ◇三年九月、藤原氏名關遠江介に任ぜらる。
◇五年四月、去る三月より駿河國富士山燒け、煙人穴より出でて未だ消えず。◇七年正月朔日、
遠江國引佐郡井伊郷、正八幡神社の南、田中の井中より一男子出生せり。後に井伊共保と稱するは此兒なり。
此井は元來八幡神社の御手洗の井にして、瑞籬の傍なる神田に在り。神事あるごとに、神主祝等の潔齋する
所なれば、此日も神主は未明に起き出でて、井の邊に到りけるに、何處ともなく嬰兒の啼聲聞ゆれば、驚怪
みながらも聲を便りに尋ぬるに、一兒の赤裸裸にて井側に在るなりけり。神主は奇異に思ひつつ、抱上げて
北隣の自淨院に至り、寺僧を招きて之を見るに、顔貌美麗、眼睛明瑩なる男子なれば、元旦の祥瑞、これに
若く者なしと悦びあひ、二人相謀り、井中より生まれし子なりとて、御手洗井の水を汲來て湯とし、嬰兒の
身を潔め、新に産衣を製して之に纏ひ、衣服の紋を撰ぶに、井より生れたればとて、井桁を以て紋の輪廓と
なし、井の側に橘樹ありとて、橘を以て紋となすなど、此兒の爲に力を用ゐること少なからず。且つ母なく
して生れたる兒なれば、含ますに乳房なく、飲ますに乳汁なければ、糜粥を煮て其汁を與へ、我兒の如く愛
育せり。自淨寺後に龍潭寺と改稱す。龍潭寺は此事に因み、後世正月元旦ごとに、寺僧は例として必ず寅刻
に起き出で、井水を汲み來て産湯と稱し、之を共保の影像に注ぎ、粥を煮て之を産粥と稱し、其の影前に供

井伊共保
出生異説

し、且つ經を誦するを以て行事の一とせり。(井伊家傳記・遠江風土記傳・鹽尻・龍潭寺記・井伊系圖・藩翰譜)

一説云、井伊谷村より程遠からぬ所に、須之木澤村といふあり。元楠村と呼びしを轉訛して、須之木となれる名なり
とぞ。此の地の閩族に八右衛門といふ者あり。一女あり名を普久といふ、容姿嬋妍にして、一笑百美を生ずれば、父母
の鍾愛淺からざりしが、妙齡に至る頃一人の若武者あり、何處ともなく來りて此女に通じぬ。此の武人また尋常の武夫
にはあらず、いと氣高きが常に黒鹿毛の逞しき馬に跨り、深夜人を避けて北方より來たれども、誰あつて其の住所を知
るものは無かりき、然るに普久幾ならずして、一男子を擧げたれども、父なき子は養ふべからずとて、之を井伊谷八幡
宮御手洗井の傍に棄てしが、之ぞ世に井より生れしと稱せらるる井伊共保にはありける、江戸時代までは之を正しく言
傳へ來しが、井伊家は徳川氏の名家にて又當時の習として、何事も神秘に附せんとする傾ありて、井伊家も其祖の由緒
を神神しく傳へければ、さすがに法度を犯し難くて秘したるなり。云云(口碑)

駿河守介
櫻池の大
蛇

○此歳、藤原知光駿河守に、坂上爲相駿河介に任ぜらる。(大日本史) ○世に傳ふ、此の天皇の朝、遠江國
城飼郡の領主某、使を遠近に派して美女を求め、遂に櫻御前といふ美姬を京師より迎へ、二なき者として之
を寵せしに、一日天俄に曇り、風起り雨降り、邸側の池中には忽ち激浪漂ひ、奔放擊蕩して天に沖する一瞬
間、何處ともなく大蛇現はれ出で、彼の櫻姬を奪去て池中に入る。而して天地は須臾にして回復したりけれ
ども、櫻御前は出でず、郡主大に怒り、臣僚を召して相議し、大石を聚めて之を燒き、池中に投じて間斷あ
ることなからしむ。斯くて七日夜を経て、池水悉く沸騰し、恰も熱湯の如くなりしが、八日に至て大蛇遂に
死し、骸を水上に浮べぬ。然れども櫻姬は終に出でざりき。是より此池を櫻ヶ池と稱し、此地を櫻村と名づ
けたりとか。(傳説)

櫻御前

【三條天皇】 寛弘八年六月受禪、十月即位。

寛弘九年十二月廿五日、長和と改元す。

(大正七年十一月廿六日脱稿)

【後一條天皇】 長和五年正月受禪、二月即位。

長和五年十月、忠孝姓闕駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○十一月、輔範姓闕伊豆守に任ぜらる。(大日本史)

駿豆國寺
志津城主
共資井伊
郷の神兒
を子とす

○此歳、遠州村串郷志津城主藤原共資、井伊郷八幡神社主の養兒の名を聞き、請ひ取り養つて以て己が子となす。後には己が後を繼がしめんとするなり。初め共資志津城に在りて男子なきを憂ひ、神佛に詣で祈願懈らざりしが、折りしも井伊八幡神主の養兒の聰明にして、近郷呼びて神童となすを聞き、心に之を奇として以謂らく、吾男子を八幡神に請ふこと年久しければ、彼兒或は神靈の吾に與へ給ふ所なるやも知るべからず。幸に吾一人の女子あれば、彼兒を養うて子となし、成長の後之に妻はさんには若かじと。則ち八幡神主の許に到り、情を告げて苦ろに請ふ。神主その切望を拒みがたく、且つ其情の懇なるに感じ、快く之を諾しければ、共資悦びて兒を携へ、己が城に歸り鍾愛すること日に深し。兒時に年七歳なりき。(井伊家傳記) 此の神童こそ實に成長の後井伊共保と稱し、村串より井伊谷に移り、城郭を築き、以て子孫の根據地となし、以て子孫繁昌の基礎を作りたる人なり。◇六年四月廿二日、寛仁と改元す。

經を轉じ
災を攘ふ

◇寛仁元年八月三日、此秋江州等諸國に蝗蟲多く發し、秋稻を害すること多しと聞えしが、今日太政官符を天に下し、以て七日間諸經を轉讀して、災を攘はしめらる。

應_レ令_レ轉_レ讀_レ仁王般若寂勝王經等、攘_レ除_レ蝗蟲災_上支

右正二位行權中納言兼侍從藤原朝臣行成宣 奉 勅、如_レ聞、山城近江丹波等國、蝗蟲競起、蠶_ニ食_ニ民_ニ業、禾黍漸遺_ニ空_ニ莖、田畝殆爲_ニ荒地、若_シ流_ニ布_ニ於_ニ天下_ニ者、誰_カ免_ニ菜_ニ色_ニ之_ニ愁_ニ哉、方_レ今、轉_レ讀_レ爲_レ福、莫_レ先_ニ般若_ニ之_ニ威_ニ神、富_ニ國_ニ安_ニ民_ニ不_レ如_ニ寂_ニ勝_ニ之_ニ妙_ニ力、然_レ則_レ已_ニ萌_ニ之_ニ處、忽_チ斷_ニ蜂_ニ起、未_レ臻_ニ之_ニ境、遙_ニ除_ニ蠹_ニ害、且_レ仰_ニ諸國_ニ司_ニ已_ニ下、殊_ニ致_ニ潔_ニ齋、七_レ箇_ニ日_ニ間、令_レ轉_レ讀_レ件_ニ經_ニ王、其_レ料_ニ用_ニ正_ニ稅、若_シ無_ニ正_ニ稅、用_ニ不_ニ動_ニ穀、且_レ申_レ開_レ用、且_レ以_レ宛_レ行_レ者、國_ニ宜_ニ承_ニ知_ニ依_レ宣_レ行_レ之、符_ニ到_ニ奉_レ行。

右少辨正位下兼衛門權佐藏原朝資成 正六位上行左少史酒人眞人明義

寛仁元年八月三日

伊豆守
駿河守

◇二年二月、齊成姓闕伊豆守に任ぜらる。(大日本史) ○四月、忠重姓闕駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○

遠江守

十月、忠重姓闕遠江守に任ぜらる。(大日本史) ◇三年正月、藤原兼成遠江守に任ぜらる。(大日本史) ◇五年

二月二日、治安と改元す。

遠江介

◇治安三年二月、錦貞春遠江介に任ぜらる。(大日本史) ○七月、安道姓闕遠江守の任にあり。(大日本史)

◇四年七月十三日、萬壽と改元す。

井伊共保

◇萬壽元年春正月、遠江國志津城主藤原共資の養兒、既に十五歳になりたればとて、共資これに元服を加へ、名けて共保と稱せしめ、女を以て之に嫁す、共保壯なるに及び、技量人に超え、武勇世の常ならず。恩威並に行はれ、郷人悉く之に歸服し、仰いで以て主君となす。後父の官を襲ぎて備中守と稱し、父の姓を續いて藤原氏を冒し、父の家を受けて、遠江一國の政を司どり、井伊郷は己が出生の地なりと謂ひて、終に城

井伊城

を井伊に築きて移り住す。是より志津城をば古城と呼べり。井伊城の舊址も、後世長く存して、大手・石垣等歴歴見るべきものあり。俗に城山と稱す。支派に赤佐・貫名・石野・上野・田中・井平・谷津・石岡・岡・河井・中野等の氏あり。共保は是より己が出生の地、且は居城の縁に因りて、氏を改めて井伊氏と稱す。又單に井氏ともいふ。(太平記・大日本史・井伊系圖)又その井中より生まれし故に因て、井字を以て旗幕の章となし、又其の生れし時、其傍に橘一顆ありしを以て、其橘を産衣の紋としたるに因み、衣服の紋と定めて、子孫長く改むることなし。共保晩年に及び、城山を西南に距ること凡そ五町の地、即ち自淨寺の傍に別墅を起し、常に自から此に住す。故に時人これを呼びて下屋敷といふ。共保の汲める井とて、今存するを見るに、其の大き九尺四方ありて、古色掬すべし。自淨寺は元と地藏寺と稱せしが、井水自然に清淨なりとの心に取り、文字を改めて自淨寺とし、以て菩提の地となす。而して此寺を龍潭寺と稱するは、尙ほ最も後年に在るなり。

井伊氏の
家紋
自淨寺

城郭の始

世に城郭のはじめは、垂仁天皇の御時、沙本比古稻城を作りてこもりし事に在りとし、兵家者流も斯く定めいへれど、城とはあられど、古事記神代卷に、天尾羽張神者、逆塞上天安河之水、而塞道然故他神不得行、云云とあり。この文にておもへば、堀をほり城をかまへたるおもむきなり。これをや籠城防禦の濫觴といふべからむ。(篠宮漫筆)

大般若轉讀

三年五月十三日、去る三月豊前國の樹木俄に枯れたることありしが、朝廷これを恠異となし、太政官符を下し、三日間般若經を轉讀すべき由を達せらる。是れ天下共に奉ずる所の令なり。

應仁王般若經、攘除疾疫事

右得_ル太宰府去三月廿三日解狀、_ハ得_ル管豊前國今月廿日解狀、_ハ得_ル八幡宇佐宮、今月十七日牒、_ハ西

門外腋、御幣殿東方、柞木俄枯、一葉無_シ青、今月十三日申時、所_ニ見及_ニ也、又同月十七日辰時、鳴_ニ一雙集_ニ南樓上_ニ者、神祇官申云、依_ニ彼宮司等、神事違_レ例_ニ之_ニ崇_ニ、有_ニ疫癘_ニ歟_ニ者、陰陽寮勘申云、天下有_ニ疾疫_ニ歟、期_ニ恠日_ニ以後廿日_ニ内、及_ニ六月、七月、十一月、節中庚辛日_ニ也者、恠異所_ニ示_ニ、可_レ不_レ慎乎、夫消_ニ災_ニ藥於未_ニ兆_ニ、莫_レ先_ニ佛母之感神_ニ、期_ニ福祚_ニ於方來_ニ、豈_ニ如_ニ經王之妙力_ニ、右大臣宣奉勅、宜_ニ仰_ニ諸國_ニ於_ニ國分寺並定額寺等_ニ、撰_ニ定吉日_ニ、三箇日間、轉讀般若、殊_ニ致_ニ精誠_ニ、必顯_ニ感應_ニ者、諸國承知、依_ニ宣行_ニ之、仍_ニ頒_ニ官符_ニ至_ニ即_ニ、國傳_ニ送_ニ之_ニ、早達_ニ前所_ニ、取_ニ進請文_ニ、符到奉行。

造大安寺長官正四位衛中辨兼内藏頭宮亮丹源綱正五位行左大史兼周防權介小槻宿禰

萬壽三年五月十三日

右大臣は藤原實資、造大安寺長官は源經頼なり。而して此符は、五畿・東海・東山・山陰道諸國に下りしなり。

四年十一月二日、先に豊前國八幡宮に於て、蛇の死臥して首なきものを發見して上言せしが、陰陽寮之を誦經祈禱トして、兵革或は御所の火事ある前兆とせしかば、太政官符を東海道諸國に下して、之を祈禱せしむ。

應仁且到祈禱且慎兵革事

右得_ル太宰府去九月四日解狀、_ハ得_ル豊前國今月三日解狀、今日到來、_ハ得_ル請_レ被_レ言_ニ上_ニ於_ニ官_ニ八幡宇佐宮、去八月廿九日辰時、恠異之狀、右彼宮、去八月廿九日移文、今日到來、_ハ得_ル二御殿西一間、高欄土居上、長二尺許、蛇死臥、但首切、同御殿西面高欄、長五尺許、蛇死臥、件物恠副_ニ於_ニ前司_ニ申文_ニ、移送如_レ件、早欲_ニ言_ニ上_ニ、大府_ニ者、今隨_ニ移文_ニ到來_ニ、不_レ過_ニ時刻_ニ、言_ニ上_ニ、如_レ件、望_ニ請_ニ府裁_ニ、被_レ言_ニ上_ニ於_ニ官_ニ者、且始_ニ自_ニ今

事蹟

四二三

月九日、限百箇日、請淨行僧三口、於大菩薩御前、可令勤修、仁王講演之由、下知在地豐前了、望請官裁、早被裁下者、神祇官勘申云、彼在所、可有火事并兵革事、陰陽寮勘申云、從震坤方、非有下奏兵革事、可慎御所火事、期惟日以後廿日內、及明年四月、七月節中、並壬癸日也、以何言、用發太一、天空辰上見傳送、玄武、大歲上有大衝勾陣、是主兵革也、又日上見火神、御年上得天火神、是近御主火事之故也、但終吉神良將、且於在所、被致祈禱、且被祈謝火事者、其咎自消乎者、攘災之源、先在佛神、除穢之基、莫如祈禱、正二位行權大納言兼陸奥出羽按察使藤原朝臣行成、宣奉勅、宜仰彼方國、令致其慎、曾有此驚哉者、諸國承知、依宣行之、官符至、即、國傳送之、符到奉行。

造大安寺長官正四位行左中辨兼內藏頭宮亮丹波守源朝 左大史正六位上中原朝

萬壽四年十一月二日

平忠常反

◇五年六月廿一日、官符到る。上總介平忠常を征伐せらるるに因て、兵を徴さるるなり。忠常は忠頼の子にして、武藏の押領使となりしが、家世世東國に居り、族衆漸く繁盛に及びければ、勢を恃みて朝威に服せず。二總の間に盤踞して、貢賦を輸さず、徭役を供せず、横暴年と共に甚だしかりしが、此に至て終に叛し、兵を擧げて上總の國府を陥れ、進みて安房國に侵入し、國守惟忠を攻殺し、狂暴至らざるなし。朝廷即ち檢非違使右衛門少尉平直方、少志中原成道等に詔して之を討たしめ給ふ。依て我が東海の兵は、之に力を併せて、赴き討ぜよとの命を下されしなり。(大日本史) ○七月廿五日、長元と改元す。

東海の兵
忠常を討す

富士山燒

◇長元元年十二月、駿河國富士山燒く。頂上より山脚に至るまで、悉く煙炎ならざるはなし。◇二年二月五日、官符到り兵を徴さる。平忠常を討ぜられんが爲なり。(大日本史) 是より先、新に安房守に任ぜられし藤原光業は、賊勢の盛なるに恐れて、京師に逃還り、追討使の直方も躊躇して進まず。賊は益勢を得て、暴威を擅にしければ、朝廷新に甲斐守源頼信に勅して、追討せしめ給ふ。因て此に再び官符を下して兵を徴さるるなり。此に於て、頼信は東海道の兵を率ゐ、東國に至り、漸くに賊兵を攘ひ、二年を経て、始めて兵を常陸に進む。此時忠常は、常總の間なる大湖を扼して要害となし、船を收めて濟るを得ざらしむ。頼信は又これに屈せず、密に淺瀬を探知し、兵を率ゐて徒涉し、虚に乗じて忠常の陣を衝く。忠常爲す所を知らず。直ちに出降る。因て之を擒にし京に上る。然るに忠常途に病死しければ、首を斬りて京師に送るといふ。或曰ふ、頼信の告文に、鼓を撃たず旗を振らず、弩を張らず矢を逸せず、認めず攻めず、居ながら寇賊を得といふを見れば、淺瀬を徒涉して云云といふは、後人の誤傳なるべしと。此頃の遠江國司は、藤原永信なり。駿豆の國司は詳かならず。◇三年五月廿三日、太政官符を下して、觀音像及び觀音經を圖寫せしめらる。是れ疾疫滋蔓して、病死の儔多きを以てなりといふ。

疾疫作佛
寫經

應圖寫供養丈六觀音菩薩像壹體、請觀世音經百卷事

右去春以來、疾疫滋蔓、病死儔多、仍寄託内外、雖致祈禱、空經旬月、未期休除、夫觀世音菩薩者、衆生依怙、能施無畏、病厄者、必拔苦源、遭急難者、乍得解脫、就中十一面觀世音、有頂上佛面除疫病之願請、觀世音經、有毘舍離國、救苦厄之教、旁仰弘誓、豈無冥感乎、正二位行

大納言兼民部卿中宮大夫藤朝臣齊信、宣奉勅、宜下知五畿七道諸國、圖寫件菩薩像、并經卷、官符到後、擇定吉日良辰、專當於國分寺、請當寺淨行僧十口、開講供養矣、即一七日間、轉讀件經、但請用之僧、有不如法輩、尋訪他寺、備彼員數、祈以件事、必期靈驗、又轉讀之間、殊致潔齋、斷絕葷腥、禁止屠割、其施供新用正稅、若無正稅、用所在官物者、諸國宜承知、依宣行之、符到奉行。

造大安寺長官正四位行右大辨兼內藏頭宮亮源綱 從五位行左大史惟宗綱

長元三年五月廿三日

造大安寺長官は源經頼なり。○按ずるに凡そ當時の疾疫と稱するは、即ち後世の所謂疱瘡のことにして、其の始は天平七年にあるなり。而して其の病勢は甚だ微なりしが、是より以後は、十數年若くは數十年を隔てて、數行はれたるが如し。今その年次を序すれば、大約左の如くなるべし。但し初發を天平九年とするもあり。

疱瘡流行年次		延喜十五年		自元慶四年至此年		三十六年	
天平七年	初發	天曆元年	自延喜六年至此年	三十二年			
延曆九年	自天平八年至此年	天延二年	自天曆二年至此年	二十七年			
弘仁五年	自延曆十年至此年	正曆四年	自天延三年至此年	十九年			
仁壽三年	自弘仁六年至此年	寬仁四年	自正曆五年至此年	二十八年			
元慶三年	自仁壽四年至此年	長元九年	自寬仁五年至此年	十六年			

伊豆流人源光清

伊豆流人齋宮頭相通

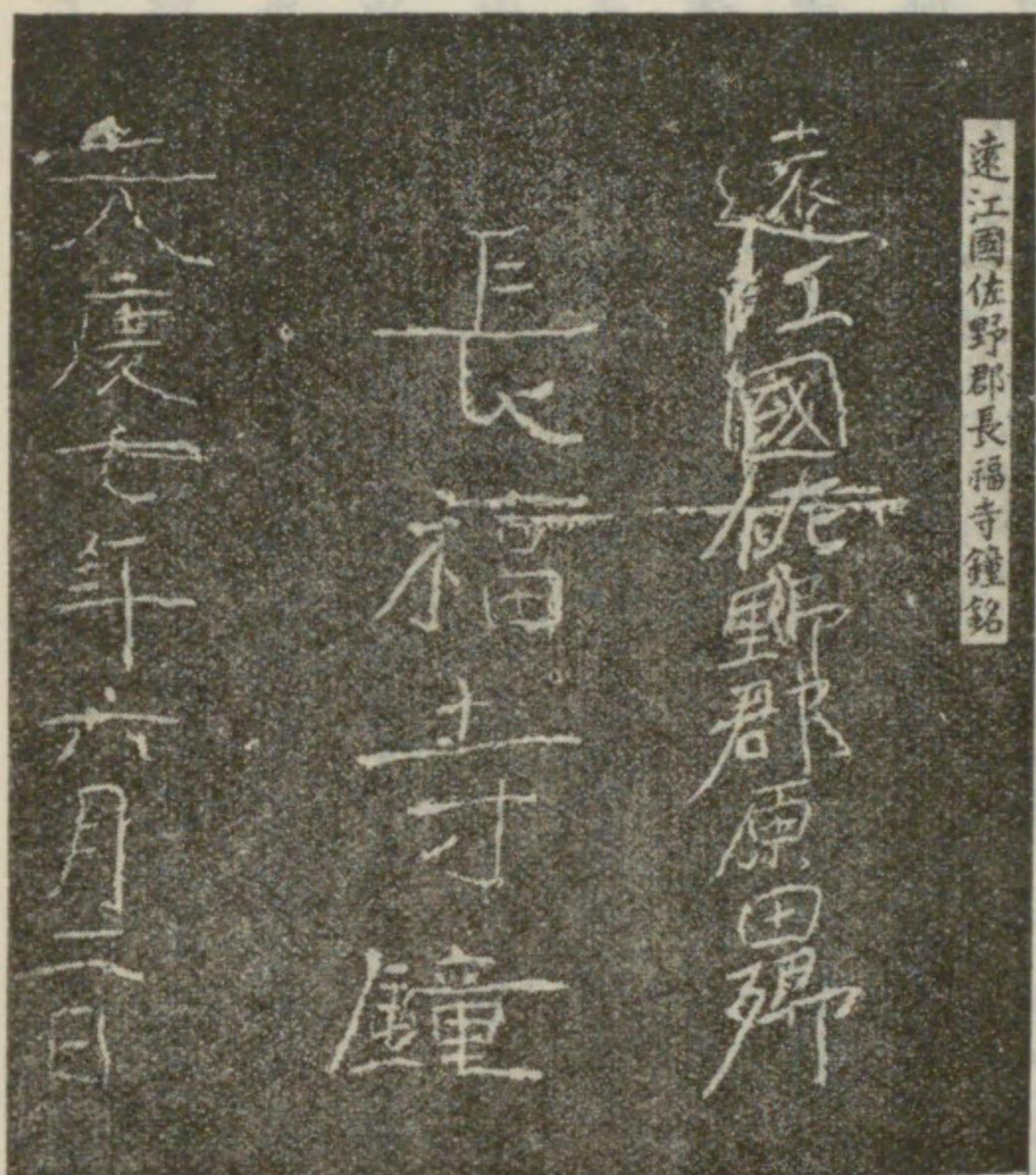
長元九年は數年の後に屬すれども、暫く此處に掲ぐるなり。○十二月廿九日、伊賀守源光清伊豆國に配流せらる。伊勢神戸の神民を殺害せし罪に因るなり。(日本記畧百練抄・大神宮諸雜事記)漸く神戸を犯して憚らず。朝命に抗して恐れざる者を生ずるに至る。以て地方政治の整はざる一端を知るに足らずや。然れども此事いま俄に生じたるにあらず。其の來るや已に久しといふべし。◇四年八月八日、齋宮頭藤原相通伊豆國に配流せらる。此月五日、伊勢祭主輔親を召し、去る六月荒祭宮託宣の趣を問はせらるるに、申して曰く、相通の妻宅内に大神宮の寶殿を作り、詐りて神威を假り、愚民を誑惑するは其罪已に重し。早く配流すべき者なりと。因て此命ありしなり。時に相通の妻比美古曾は、隱岐國に流されしといふ。或は曰く、初め相通佐渡に流さるるの命ありしが、去月廿三日に至り、改めて伊豆國に配せらるる命下れりと。(百練抄・大神宮諸雜事記、大日本史)◇五年十二月十六日、駿河國富士山焚く。(大日本史)○此歲、伊豆國三宅嶋の壬生右兵衛正宗、藥師堂を東光山滿願寺の境内に建立す、初め三宅嶋の沖に、一堂宇の漂流するものあり。激蕩浮沈すること數日にして、終に此嶋の瀬海に漂著せり、因て嶋人等數多聚至り、力を併せて之を陸上に引上げ見るに、稀世の良材を以て構造せる狀、到底我が日本國の製とは見る能はず。朝鮮・漢土若くは天竺の物なるべしと思はるるに。併も遠く激浪怒濤に翻弄せられつつ、此の海濱に漂到せるに、雷に破壊を免れしのみならず、毫も缺損の迹だに無かりしは、奇しき事かなと、人人稀有の思ひを爲し、遂には固より構造の堅固、材料の精撰なるに因るべけれども、また佛陀の功力に頼る處無くんばあるべからずと、嶋民の男女殆んど信仰の涙に咽びければ、嶋主壬生氏之を見て衆と議し、之を滿願寺地内に建てしむ。此堂今は伊豆村東方の嶺上に在り。

三宅嶋 壬生氏は太古三嶋大神に随ひ來たるミブノミタチの末裔なりとて、突世相傳へて神祭を司り、且つ嶋政を知りて、後世長く替ることなしといふ。(豆州志稿・伊豆七島記) ◇六年正月、大中臣頼宣駿河權守に任ぜらる。(大日本史) ◇八年、紀全利駿河大目に任ぜらる。(大日本史)

【後朱雀天皇】 九年四月受禪、七月即位。

長元十年四月廿一日、長曆と改元す。

伊豆流人
刑部大輔
相奉



(銘 鐘 寺 福 長)

◇長曆元年五月二十日、刑部大輔相奉伊豆國に配流せらる。初め石清水別宮の神人、但馬守則理と鬪亂の事ありしを以て、茲年閏四月八日、諸卿相會して其罪を議し、未だ決する所あらざりしが、會、迅雷風烈電を飛ばし、其勢凄まじかりければ、卿相みな畏縮して以謂らく、是れ神譴の致す所ならんと、議忽ち決し、則理並に相奉等みな配流に處せらる。(扶桑略記・百練抄・大日本史) ○秋、秦重忠駿河少目に任ぜらる。○此歲、一人の修驗者あり。遠江國佐野郡原田郷長福寺に至り、請うて一宿し、寺僧と法理を談じ、論難曉に達し、寺僧終に屈す。因て門前懸くる所の鐘を携へ去る。(源庵遺書・安里)

駿河少目

長福寺の鐘

祓清

山寺記・遠江風土記傳) 此鐘いま大和國大峰山上に在るを以て、數説を生ず。其説は前に己に、天慶七年六月二日、此鐘を鑄たる所に記したれば、就て見るべし。◇二年八月廿五日、太政官符を下して、諸國に祓清を行はしめ給ふ。是れ來る九月十一日、齋王大神宮に參入せらるべきに困りてなり。符に曰く、

太政官符 東海道諸國司

使正六位上大中臣朝臣頼助

右得^レ三神祇官解^レ、傳、伊勢齋王、來九月十一日、參^ニ入大神宮^ニ、仍爲^レ令^レ祓^ニ清諸國^ヲ、差^ニ件人^ヲ宛^レ使^ニ、依^レ例申送^レ者、發遣如^レ件、諸國承知^シ、依^レ例行^レ之、符到^ラ奉行^ス。

左少辨正五位兼衛門權佐土左權守平朝臣 右大史正六位上高橋朝臣

長曆二年八月廿五日

伊豆流人

佐國召還
せらる
伊豆守

◇三年六月廿六日、前伊勢祭主佐國伊豆國に配流せらる。是より先四月三十日、伊勢大神宮詔宣の事あり、神事異例の事あらはれ、祭主佐國の任を停めさせられしが、其後其罪を勘ふるに、去年遷宮の間、濫行のことありて寛假すべからず。因て此の流罪ありしなり。(扶桑略記・百練抄) ○七月十九日、祭主佐國伊豆國より召還さる。詔宣に依るなりとぞ、此時伊豆守を義光といふ。◇四年十一月十日、長久と改元す。○此歲、駿河國三輪神社に熊野三山を合祀す。三輪神社は先に己に少彦名命を合祀したれば、今は祭神五座となりしなり。三輪神社は志駄郡にあり。

長久寺

◇長久五年十一月廿四日、寛徳と改元す。○此頃伊豆國大平山長久寺を創む。地は田方郡桑原村船山に在

高源寺
り。此地は、往昔道照・行基・萬卷・空海等の高僧、留錫修法の舊蹟なるを以て、既に小堂の設ありしを、今改めて寺とせしなり。後又寺號を改めて、寶船山高源寺と稱す。(豆州志稿)

【後冷泉天皇】 寛徳二年正月受禪、四月即位。

寛徳三年四月十四日、永承と改元す。

高松山八講

◇永承二年、遠江國城飼郡高松山に於て、御八講を舉行す。(遠江風土記傳) ◇八年正月十一日、天喜と改元す。

駿河少掾
兵糧を陸奥に送る

◇天喜二年春正月、安倍俊助駿河少掾に任ぜらる。(大日本史) ◇五年八月十日、太政官符を下し、兵糧を陸奥國に運び充たすべき旨を命ぜらる。是れ先に陸奥守源賴義に命じ、陸奥の俘囚安倍賴時を征討せしめ給ふに因り、其用に供せんが爲なりといふ。(扶桑略記) 賴時は陸奥大掾忠良の子、家世世陸奥に在りて、俘囚の長たりしが、賴時に至り勢益、強大となり、國中を横行して人民を劫掠し、遂に伊賀・加賀・江刺・稗枚・志波・岩手等六郡の豪となり、其の領する所は、西白河關を界し、東率土濱に抵り、其の中央なる形勝の地を占め、險に據り關を設け、名けて衣川關と稱し、以て自から此に居り、海陸を跨有して其利を擅にし、金穀豐饒にして勢威當るべからず。貢賦を輸さず徭役を供せず、而して國守制する能はざるなり。此に於て、朝廷議して源賴義を陸奥守鎮守府大將軍に拜し、賴時を討たしむ。賴義命を奉じ、騎歩十一萬人を引率し、東海道を東下して陸奥に向ふ。時に駿河國の住人高橋大藏大夫に命じ、五萬餘騎に將として先づ發せしむ。既にして賴義任に著きしが、會、天下に大赦行はれ、賴時の罪を免しければ、賴時大に喜びて歸服せり。

高橋大藏
大夫
征伐

然るに賴義今年任滿つるを以て、鎮守府の諸務を整へ、將に國府に歸らんとし、途阿久利の邊に至り宿せしに、會、賴義の部下權守藤原説貞の子、光貞・元貞等の營を切る者あり。人馬を殺傷すること少なからず。賴義これを按じて以て、賴時の子貞任の所爲となし、貞任を召して之を罪せんとす。賴時これを聞き大に怒て曰く、我が先に降伏せしものは子を思へばなり。今我が兒誅せられんとす、歸服何ぞ用ゐんと。即ち衣川關を鎖して復た叛す。此に於て賴義また兵を勅し、軍を進めて之を討たんとし、先づ氣仙郡司金爲時を遣はして襲撃せしむ。此後九月に至り、賴時戰死すと雖ども、其子貞任後を嗣ぎ、勢益、張りて更に朝命を奉ずる色なく、東劫西掠暴威を擅にし、賴義を島海に苦むること九年の久しきに及べり、故に世に之を前九年の役と稱す。貞任は身の長六尺餘、腰の圍七尺四寸、容貌魁偉肥大の勇將にして、康平五年戰死の時、年四十四なりきといふ。

高橋大藏
大夫の子

高橋大藏大夫は、庵原郡高橋村の人、其先は高橋朝臣淨野より出づ。此人の子孫連綿絶えず、江戸時代に至る。慶長十五年の頃、高橋權太夫といふ者あり、徳川家康に仕へ、澁谷文藏と共に、三保貝嶋の御殿を預る。

菅原孝標
の女

○此頃上臈の一婦人あり。従者と共に東國より來り、遠江國天龍川の邊に至り、病に罹りしか、將た長途の旅に疲れしか、進む能はず、草廬を結びて滞留すること數十日、漸く快復して再び西に向つて發す。此人の名は詳かならざれども、菅原相道眞六世の孫、右中辨菅原孝標の女にして、初め祐子内親王の官女となり、後橘俊通に嫁したる人なり。而して孝標は長保二年正月七日藏人に補せられ、寛仁元年正月廿四日上總介に任

ぜられ、五年正月交替し、長元五年二月八日常陸介に任ぜらる、此女は孝標上總介たりし時、上總國に於て生れ、交替の時、父と共に京に上りしが、孝標常陸介となりし時、又父と共に下り、今再び京に歸る途なりといふ。長元五年孝標の常陸介に任ぜられしより、此に至て凡そ二十年、年次少しく疑ふべしと雖ども、暫く通説に従て此に記す。此女の旅中見る所を記したるものに、更科日記といふものあり。此行の記なるべし、依て今その吾が三州に係る一節を抄し、三州當時の狀況を知り、併せては此の日記の様をも知るに便せんとす。

更科日記
中の嶽南
横走
岩壺

富士山

富士川昔
話

からうじて越え出でて關山にとどまりぬ。これよりは駿河なり。よこばしりの關の傍に、岩壺といふ處あり。得もいはず大きな石の四方なる中に、穴のあきたる中より出づる水の清くつめたき事限りなし。富士の山は此國なり。我生ひ出でし國にては、西南に見えし山なり。其山の様いと世に見えぬさまなり。さまことなる山の姿の、紺青を塗りたるやうなるに、雪の消ゆる世もなく積りたれば、色濃き衣に袖きたらんやうに見えて、山の頂の少し平ぎたるより、煙は立ちのぼる。夕暮は火の燃え立つも見ゆ。富士川といふは、富士の山より落ちたる水なり。其國の人出でて語るやう。一年頃、ものに罷りたりしに、いと暑かりしかば、此水のつらに休みつ見れば、川上の方より黄なるもの流れきて、物につきてとどまりたるを見れば、反古なり。取り上げて見れば、黄なる紙にして、濃くうるはしく書かれたり。怪しくて見れば、來年なるべき國どもを、除目のこと皆書きて、此國來年あくべきにも守なくて、又そへて一人をなしたり。怪しあさましと思ひて、取り上げて、干してをさめたりしを、歸る年の司召に、此文にかかれたりし一つ

清見關

大井川

天龍の假
屋

濱名橋

たがはず、國の守とありしままなるを、三月のうちになくなりて、又なりかはりたるも、此傍に書きつけられし人なり。かかる事なんありし。來年の司召などは、今年この山にそくはくの神神あつまりて、成い給ふなりけりと見給へし、めづらかなる事にさむらふと語る。清見が關は片つ方は海あるに、關屋どもあまたありて、海までくぎぬきしたり。烟りあふにやあらん、清見が關の波も高くなりぬべし。面白き事限なし。田子の浦は波高くて、船にて漕ぎめぐる。沼尻といふ處もするすると過ぎて、大井川といふ渡あり。水の世の常ならず、すり粉などを濃して流したらんやうに、白き水早く流れたり。いみじく煩ひ出でて遠江にかかる。小夜の中山など越えけん程もおぼえず、いみじく苦しければ、天龍といふ川の面に、假屋造り設けたりければ、そこにて日頃過ぐる程にぞ、やうやうおこたる。冬深くなりたれば、河風烈しく吹き上げつつ、堪へがたくおぼえけり。其わたりしつづ濱名の橋についたり。濱名の橋、下りし時は黒木を渡りたりし、此度は跡だに見えねば、船にてわたる。入江に渡せりし橋なり。外の海はいとみじく荒く波高くて、入江のいたづらなる洲どもに、こと物もなく、松原の茂れる中より、波のよせ歸るも、色色の玉のやうに見え、まことに松の末より、波は越ゆるやうに見えて、いみじく面白し。それよりかみは、井の鼻といふ坂の、えもいはずむびしきを登りぬれば、三河の國の高師の濱といふ。八橋は名のみにして橋のかたもなく、何の見所もなし。(更科日記・遠江風土記傳)二村山の中にとまりたる夜、大きな柿の木の下に、庵を作りたれば、夜一夜いほりのに、柿の落ちかかりたるを、人入ひるひなどす。宮路の山といふ處越ゆるほど、十月晦日なるに、紅葉して盛なり。

嵐こそ吹き来ざりけれ宮路山まだもみぢ葉の散らで残れる

天龍川流域の變遷

當時の旅行宿泊の状を知らんと欲し、終に參河路まで書連ねたり。爰に天龍川といふは、源を信濃國諏訪湖に發し、三河の堺なる三嶋を経て、奥山の部内川合村に至り、浦川と合す、馬引淵・峽セトガシ・通トウ・峽石セトイシ・波良比澤等の塞所を經、戸口に至り杼生川と合し、鳴瀬・出來浪・峽石・三ッ石等の迫門を經、氣多郷千草、釜天に至り氣田川と合し、釜天の渦を經、二俣郷川口に至り谷川流注し、阿多古に至り、阿多古川流入し、諸川合して今洲渡に至る。末流はより二派に分る。是より以南は即ち古の磐田海にして、その潮水の乾涸するや、自から二派の河流を生じ、中間に一嶋成る。是れ所謂中郡十八箇村にして、後豊田郡に屬すと雖ども、尙ほ長く赤佐庄と呼べり。

中郡

遠州五郡の地は此河に沿ひて、或は利益を受け、或は損害を被り、利害一ならざれども、河流は或は西し或は東して水路定らず。其の西なるものは、昔者龜玉川と喚び、廣瀬川と號せし川にして、小松・有玉等を經、船越に至つて海に朝す、其の東なるものは乃ち天龍川にして、河野邊郷及び磐田社の邊を經、天龍村に至り掛塚湊に入る。流域の長さ七十五里餘あり。

一説、天龍川敷知郡柳が浦、敷知郡庄内が浦、敷知郡濱名浦、引佐郡細江の浦に注ぐ程に此の浦浦の流また枝川を生じ、終に九筋に分れ舞澤の地内にて、西は三ヶ日ヶ崎、東は大石が崎、南は卯の花崎、北は茶蘭會根といふ四崎へ落ち來り再び流れて橋本の郷に至り、五十六丈と云ふ濱名橋の下を流れ通りて海に入る。云云(岐佐神社記)

今洲渡

想ふに此河東岸に隸して、天龍川と稱するに至りしは、後一條天皇の朝、長元年間以來のことにして、池田の東方凡そ三十町餘を隔てて、天龍と稱する一村落あり、此村に一株の古松あり、船繫松と稱するは、蓋し當時の流域を語るものにて、即ち當時天龍灘の渡津の船を繫ぎし所なり。然るに海水漸く枯涸して陸土と變じ、流域漸く西に轉じて耕地と成りしも、松のみは其の位置を變ぜざれば、位置に適せざる名を怪まるるに至りしにて、桑海の變は今更ながら、驚くべきものあるを思ふるなり。而して今洲渡より以北は、兩岸悉く山嶽なれば、河幅は極めて狭小なれども、激流奔端岩石を搏ち、飛沫急霰となつて飛散し、奔放逸瀉する状は、壯絶といはんよりも寧ろ凄絶と稱すべく、一たび之を見れば、凜然として身戦き魂消ゆるものあるなり。故に一朝南風怒號して豪雨を送るあれば、忽ちにして濁浪天を衝き、狂濤岸を噬む。故にたとひ蟻穴なきも千丈の堤の潰へんとするは屢にて、舟楫通はず行旅絶え、家屋浪に漂ひ、桑田礫に化するは珍しからず。而して又春季一たび至て、南風暖を送るに遭へば、遠信山谷の雪氷忽ち融解し、茲に再び洪水を漲らし、兩岸の堤防潰決すること亦少なからず。

天龍川

梁川星巖

一道奔流劈地開 灘聲捲雨鬪風雷 蹇予無翼共飛獅 兩度天龍河上來

同

横瀬定隆

諏訪のうみの氷解くらし遠つあふみ天の中川なきさまされり

同

事蹟

一とほり村雨はるる跡よりも夕日のはるるにじのかけ橋

天龍川の
産物
曳馬驛以
西の官道

然れども風靜かに日麗かなる時は、沿岸の村落に於て、梁を打ち笠を伏せ、網を張り鵜を放つなど、種の漁法に依て、魚を捕ふることも少しとせず。鯉・須須積・鱒・万須・年魚・伊具比・鯪等は其の主なるものなるが、特にその鯉・須須積は、諸國の品に優りて甘味なり。又加自加の聲清冷にして、聞く人をして心に自から清涼を感じしむるに足るものあるなり。然り而して今この更科日記をもせし上藤婦人は、天龍川の何處をわたりて、西岸の何れに着きしかといふに、云ふ迄もなく曳間の驛には着きたるなり、曳間は延喜式の栗原の地とするも、其の曳間は、引沼の意にて、初め天龍川の水乾涸して沼澤となり、沼澤また乾涸して土壌となりしものが、聽て土地の名ともなり、古くは原野にも負はせて、曳間野の名も生じたるなり。栗原の如きも、栗は遠州の名産にて、此の近傍より善良なる栗實の、數多生じたるより、負ひたる名なりといへば、引沼の名も強ち附會の説とはいふべからざるにや。さて已に曳間が引沼ならば、其の川より遠く隔りたりとも思へざるに、今又舟越の地さへ存在するを見れば、此の上藤の船の着きたる所も、想ひ像り難きにはあらざるべし。即ち此の舟越に着きて上陸し、西に向て進めば、間もなく颯颯松に出づべし。颯颯松の址は、舟越より數町隔たりたる所にあり、颯颯松より又數町進めば、野口の八幡宮に到るべし、而して野口は曳間野の入口の意なる地名と聞ゆれば、遠からずして曳間野に登るべきを想はしむるに足るなり。是より尙ほ一直線に西行すれば、池川の天林寺前に出づべけれども、池川は名の如く沼澤の地にて、近く明治の末大正の初ごろまでも、天林寺南の水田は、底無田圃にて、杉丸太の如きものを田中に交叉して、早乙女は之を傳ひつ

颯颯松

つ、挿秧せし程なれば、又其の天林寺の如きも、文安二年の創建、即ち今より四百七十八年前の開基にて、百七十八年前にも、狐の戦争ありし土地なれば、かたがた此處をば通行せず、南へ曲り玄黙邊へ出でたるなるべし。即ち玄黙邊が曳間驛なるべきか。

信宿引間一待便風、蓋其東二里有海、今日石氏携一樽並二股栗、遠ノ名産也。

引間市富屋千區、欲待便船浮海隅、石氏一樽又二股、旅中風味醜醍醐。(梅花無盡藏)

以て曳間驛の富有想見るべきなり。是より大安寺山を過ぎて、曳間坂を登ると傳へらるるが、大安寺は定額寺にて最も古く最も資格高き寺なれども、今は衰微して肴町裏にあるなり。若し此處が古代の位置とすれば、玄黙即ち曳間驛より、原麓の平地を南下し、此より原野に上り、濱名橋の方角に進みたるべし。然らば正福寺前なる、紺屋町・高町間の坂を、曳間坂の址なりといふも、多少據ある考とすべきが如し。而して此時の濱名橋は、猪鼻湖の口なる大崎より架したるもの、後の新居なる濱名橋と誤るべからず、即ち方角抄に謂ゆる、橋本より三里あまり北、三河と遠江の北の山つづきなりとある地にして、風土記傳の大崎海中に、橋の斷礎今なほ存すとあるは、其の證據にして、遠江記に、大崎の礫岩とて、ちひさき嶋につく、近つ淡海の竹生嶋を見るごとし。是より奥の方を濱名の郷と云ひ、島山せまりし中に、纔に開けたる所より船は出入るなり。瀬戸口といふといふは、其の風景を想見るに足るべきに、此には猪鼻驛も猪鼻神社もありしことは、歴史に明かなれば、此日記に入江に渡せりし橋なり、入江のいたづらなる洲ともに云云。又井の鼻といふ坂の、えもいはずわびしきを登りぬればなどあるに、併せ考ふれば、疑ふべき節もあらじと思ふといへば、

外の海はいとみじく荒く、波高くて云云とあるは如何にと難するものもあらんかなれども、外の海は猪鼻湖に對する外の海にて、濱名湖方五里の濱名湖をいふなれば、いみじく荒く波の高きも理なりと謂ふべし、されば此時の往來は、此筋と見るべきにや。◇六年八月廿九日、康平と改元す。

伊豆流人
靜範

◇康平三年秋七月、此頃資成遠江守たり。(大日本史) ◇六年十月十七日、興福寺の僧靜範伊豆國に配流せらる。緣坐せらるる者十六人、僧俗共に遠國に配せらる。茲年三月、靜範狹城盾列池後陵を發き、寶物を盜取せしが、露顯して此罪に處せられしなり。或は曰ふ、靜範法師は八幡宮の事に關し伊豆に流さると。(百練抄・扶桑略記・後拾遺集・尊卑分脉・僧綱補任・大日本史) ◇七年五月、伊豆國の流人靜範法師和歌を詠じ、書して内の大貳三位の許に贈り、意中を泣訴ふ。

五月やみここの杜の子規人知れずのみ啼わたるかな

大貳三位は藤原兼房朝臣なり。即ち其返にいふ。

子規古古比の杜になく聲は聞くこそ人の袖もぬれけり

此事漸く九重の天にも達しけん、遂に召還すべき由を仰せ下され給ひしとか。時に素意法師も之を聞いて、天皇もあらんかみもなかむまで啼きける杜の子規哉

古古比杜

靜範尋て京師に上る。古古比杜は、賀茂郡伊豆山村走湯山權現の邊に在り。(豆州志稿・後拾遺集) ◇八年八月二日、治暦と改元す。

遠江守

◇治暦三年、藤原家範遠江守に任ぜらる。(大日本史)

【後三條天皇】 治暦四年四月賤祚、七月即位。

治暦五年四月十三日、延久と改元す。

伊豆流人
僧隆觀
遠江守罷
伊豆守掾
絹布の制
を定む

◇延久三年十二月廿六日、僧隆觀伊豆國に配流せらる。是れ家地論に因り、檢非違使等に對捍せしを以て、罪名を法家に下し行はるる所なりしが、別の仰ありて、別嶋に放ち遣り、守護たらしむべしと傳へられしといふ。(扶桑略記) ○此歲、遠江守藤原家範罷め、橋則經伊豆守に、藏垣長清伊豆掾に任ぜらる。(大日本史) ○絹布の制を定めらる。

【白河天皇】 延久四年十二月八日受禪、廿九日即位。

延久六年八月廿三日、承保と改元す。

遠江守

◇承保二年正月、藤原爲房遠江守に任ぜらる。(大日本史) 是より先、藤原家範罷め、源賴仲任ぜられ、賴仲罷め爲房任ぜられしなり。◇四年十一月十七日、承暦と改元す。

駿河守源
定宗の子
重宗叛を
謀る
源義高伊
豆に住す

◇承暦三年七月、駿河の國司定宗の子佐渡前司重宗、美濃守源國房と共に隱謀を企て、駿河を出でて美濃に走る。尋で八月五日、源爲義これが追討として下るに及び、青野ヶ原に戰て死す。重宗は六孫王經基の男、源滿仲の裔なり。(駿國雜志) ○此歲、源義高伊豆國吉佐美村に來り住す。義高は新羅三郎義光の子にして、進士となり判官代に補せられ、左衛門尉たり。今伊豆に來ること其故を知らず。(豆州志稿・賴政記) ◇五年二月十日、永保と改元す。

佐佐木繩
則伊豆に
住す

◇永保元年、佐佐木繩則伊豆國喜佐見村に來住す。繩則是遠江守と稱し、近江源氏佐佐木三河守良經の子

伊豆守
遠江守

なり。當時伊豆國守を重綱といふ。(豆州志稿) ◇二年十一月、遠江守源基清罷む。(大日本史) 基清は遠江守として、承暦四年閏八月に見ゆ。○此歳、清原則房遠江國小國神社主に任ぜらる。但し其の實務を執りしは、明年八月以後なるべし。(朝野群載・大日本史) ◇三年二月廿八日、駿河國富士山焚け、恠あり。(大日本史) ○八月廿七日、遠江國小國神社宮司清原則房補任の旨、官符を以て國府に達せらる。客歳補任以來の公文を見れば、當時宮司補任の次第を知るに足らんか。

富士山焚
國小神社
宮司補任
次第

神祇官

移遠江國、應_レ令_ム以_テ清原則房_ヲ、補_シ任_シ小國神社主_ニ、執_行社務_上事、

右之人任_ニ相傳理充_ニ、補_シ任_シ神主職_ニ、依_レ例移送如_レ件。

國寮

此狀如_レ件、則房令_レ執_行社務_ヲ、以移。

永保二年十月十七日

正六位上行權小史伊伎宿禰

從四位行伯(判官)

正六位上行權大祐下部宿禰

國府

清原則房

右之人、補_シ任_シ小國宮司職_ニ如_レ件、宜_ク承知依_レ件_行之_ヲ、符到奉行_セ。

永保三年八月廿七日

守兼中宮少進藤原朝臣(朝野群載)

源義家東
下見付に
次す
青山八幡
宮

○此歳、源義家陸奥守鎮守府將軍に任ぜられ、東海道に途して遠江に到り、國府に滞留すること月餘、進みて駿河國に至る。此に滞留の間、山城國男山八幡宮を迎へ、志太郡廣幡村に一社を創む。所謂青山八幡宮にして、義家勅を奉じて勸請する所なりといふ。祭神は應神天皇にして、玉依姬・神功皇后を配祀し、毎年八月朔日より十六日までを神事の定日とし、盛大なる祭典を擧ぐ。聞く、義家此行己が武運長久を祈るが爲に、凡そ道程五里ごとに、八幡宮を勸請し、應神天皇を齋き祀る。今の俗之を稱して五里八幡といふと。而して此の五里八幡宮は、大方東海官道の近傍に在るなり。即ち此の青山八幡宮の如きも其一なりとぞ。

五里八幡

狸石

或人曰く、光源院境内の山上に、八幡の御座石と稱する所あり。又此邊を總稱して岩清水と呼ぶに據れば、初め此地に勸請し、後今の青山に遷坐したるにはあらざるかと。又この光源院境内にある狸石と稱する石は、其の傳説滑稽にして郷人の笑柄となれるは、普く世人の知る所なり。

八幕八幡
宮

義家はこの行、また有渡郡八幕なる八幡宮の、由緒ある古社なるに拘はらず、甚だしく衰廢に属するを見、修覆して舊觀に復せしむ。此の神社は郡中最大の社にして、攝社末社等數多あり。後世の見る處に據れば、神領二百五十四石ありて、本社は山上に在り。石階百五十三段を登り始めて達すべし。麓には拜殿・隨身門・神樂堂・庚申堂・兒宮・廳宮・渡宮等の設あり。又天王祠・辨才天等の祠を祭り、首夏仲冬に大禮の神事を擧ぐるは、古よりの例にして、毎年八月十三日相撲の技を演ぜしが、今も小兒角力の行はるるは其傳なるべし。
◇四年二月七日、應徳と改元す。

京人の伊豆移住多し

◇應徳元年、此頃伊豆國吉佐美村に、京人の來住する者多し。其の何の故たるを詳かにせざれども、特に此の僻郷を求め來るには、必ず其故なくんばあるべからず。或は配竄せられたるものか、將た重罪に觸れて潜かに遁れ來るか、又都に厭きて地を此の邊隅に求むるか、同じく求むるにも期する處あるか、後は此の人各地に散居したりと見え、其の後裔及び宅址の今に存するもの少なからず。其人を擧ぐれば概ね左の如し。

石井正包 金吾と稱す。石井冠者丸の子孫。

石川包吉 修理太夫と稱す。岩城判官の子孫。

加藤正治 文平と稱す。大織冠鎌足七世の孫、加藤左衛門清定七世の孫。

和田正成 平太と稱す。嵯峨源氏七代の孫、物部右金吾頭本貫の子、和田莊司成定の子。

山田正純 權太夫と稱す。大織冠鎌足六世の孫、山田刑部足純の子。

小林正廣 平馬と稱す。坂上田村麻呂五代の孫、小林入道廣國の子。

山本玄通 山本遠江守義定の子孫、冠者義經の子。

以下中食

内藤常則 近江と稱す。

升田分光 左金吾と稱す。近江源氏。

外岡信利 兵部と稱す。清和源氏、石川修理之介則祐の子。

小山吉高 介三郎と稱す。清和源氏、小山判官正武七世の孫。

大川源藏

此他にも尙ほあるべし。此等の子孫、後世源平の亂に乗じ、奮起して功を爲す者少なからず。(伊豆志稿)

駿河少掾三宅嶋噴火京師の儀

足柄山の新羅三郎

◇二年正月、大中臣兼利駿河少掾に任ぜらる。(大日本史) ○此歲、伊豆國三宅嶋噴火す。(豆州志稿) ◇三年秋七月、嶽南の州人京師に徭役す。此時京師にては、九條以南、鳥羽の山莊百餘町を規り、離宮を造り給ひ、又近臣以下庶人に至るまで、宅地を賜ひ、五畿七道に徭役を課し、池を穿ち山を築き、宏敞鉦置、營構極めて巧みなりき。(扶桑略記・大日本史) 州人等蓋し此役に服するなり。○秋九月、新羅三郎義光其兄鎮守府將軍源義家の、奥州に於て清原武衡・家衡等と戰ふと聞き、赴き援けんと欲し、途足柄山に到り、笙の祕曲を其師時元の子時秋に授け、別れて東に去る。義光は左兵衛尉に官し朝に侍せしが、義家この頃二衛と戰つて利あらずと聞き、朝に奏して赴き援けんと請ひしも、朝廷許し給はず、因て兵衛尉を棄て、陣に絃袋を掛け、身を挺して馳せ下る。近江國鏡驛に至るころ、後より縹の單狩衣に青色の袴を着、引入烏帽子したる男の只一騎、駒に鞭うち吾遅れじと馳來る者あり。怪し訝しと見れば、豊原時秋なりけり。何故あつて來つると問へど答へず、唯供せんとのみ云ふ。義光これを辭して、此行は尋常の旅行にあらず。兄を助けて戰はん爲の旅なれば、公卿・公達の赴くべき所にあらず。常ならば却て我より望む所なれども今は益なしと、堅く止むるをも聽かず、強ひて慕ひ來れば、義光も今は止むるに力なく、共に鍬を並べて足柄山に著したり。

此に於て義光馬を控へて曰く、先に固く辭したれども聽き給はざれば、尊慮に逆はず此處まで來はたるなり。厚意寔に謝するに餘あれども、此山の關は世に響きたる難所にて、容易く過ぐることを得べしと思へず。

義光は所職を抛つて來たる者なれば、京師を發するとき既に死を決したり。此關堅しと雖ども何ぞ恐るべき、必ず駭破つても通るべし。然れども君に其要なし。請ふ是より還り給へ、君の誠意は已に了したりと。時秋答へず。義光忽ち悟る所あり。道を避けて傍なる樹蔭に寄り、柴を拂つて馬より下り、時秋を招き、楯二枚に地を覆ひ、一枚には自から坐し、一枚には時秋を据う。時に月明かに風清く坐るに寒かりしが、義光輒より一書を取り出し、時秋に示して曰く、是れ君が父自から書き給へる大食調入調曲譜なり。義光その弟子となり、管絃の奥義を極めたりとは謂はざれども、聊か得る所なきにあらず。君は未だ十歳にも満たざるに、父に別れて孤となりたれば、此曲をば極め給ふまじ、笙を携へ給ふかといへば、時秋有りて答へて、懷より出だす。君が義光を追ひ來り給ふは、想ふに是が爲なるべしとて、月に向うて二曲を吹奏し、又曰く、義光は今大事を帯びて下る者、固より生死を期すべからず。若し幸に生還するを得ば、復た京師に還り謁すべし。君は豊原數代の樂工、朝家要須の人なり。若し我が赤心の存する所を知らば、速に洛に歸て其道を研ぐべしといふ。時秋その言に服し、辭して西歸せり。

義光少うして音律を好み、其の精妙を極む。時元その堪能なるを愛し、ハシリマロといふ名笙を與へたりしが、此時義光以謂らく、我は今戰場に赴く身なれば、生死は固より知るべからず。ハシリマロは名器なり。我と共に失せんは我心にあらずと。即ち時秋に返し與ふ。時秋大に悦び暇を告げて歸る。或は曰ふ、此時時元未だ死せず。時秋未だ生れず。時秋の兄時忠のことを訛りたるなるべしと。(駿國雜誌)

金時山

此笙を授けたる所を、相摸國足柄山とするは誤にて、駿相の堺なる駿東郡足柄村竹之下の金時山にて授けしなり。今

ハシリマロ笙

なほ古祠一、小池一を存す。祠を聖天様といひ、池を雨乞池といふ。池水は今も碧瑠璃を湛へ、周圍閑寂にして、凄然人を犯す思あらしむ。聖天は笙殿の訛なりといふ。

【堀河天皇】 應德三年十一月受禪、十二月即位。

應德四年四月七日、寛治と改元す。

高松山般若供養 西樂寺再建 伊豆流人大貳藤原實政

◇寛治元年、遠江國城飼郡高松山に於て、長日大般若經の供養會を行ふ。(遠江風土記傳) ○六條右大臣源顯房、遠州周智郡宇刈郷下村の西樂寺を再建す。此寺もと行基菩薩の創建にして、勅願所なりしが、此時より眞言宗に改むといふ。(掛川志稿) ◇二年十一月晦日、前太宰大貳藤原實政伊豆國に左遷せらる。茲年二月初日、宇佐八幡宮の神人訴へて曰く、大貳藤原實政字佐の神輿を射奉ると。因て朝廷使を遣はし之を推詰せしむるに、實政終に辭屈して答ふる能はず。是れ五月廿日の事なりしが、此に至て此の配流に遇へるなり。(百練抄・扶桑略記・歷代要記・公卿補任・尊卑分脉・大日本史) 實政は藤原資業の子にして、有國の孫なり。長元の末學料を賜ひ、尋で文章得業生に補せられ、對策に及第せり。後三條天皇の皇太弟に立ち給ふや、實政宿儒を以て、春宮學士となる。帝特に之を親信して情意款密、相懼ぶこと恰も朋友の如くなりきといふ。侍讀たること十五年、康平中出でて甲斐守となるや、天皇特に詩を賦して之に餞し給ひて宣く、

州民縱發甘棠詠 莫忘多年風月遊 (古事談・十訓鈔)

と。而して最も藤原隆方と惡し。初め嘗て帝の東宮たりし時、隆方の凌辱を蒙り、泣いて之を訴へしことありしが、帝の即位あらせらるるに及び、隆方を超え左中辨に拜して、其恨を報ぜしめられしといふ。白河天

皇の朝、累官して參議に至り、永保中太宰大貳に遷り、尋いで從二位を授けらる。然るに此に至て此罪に觸る、誠に怪むべし。或は祕密の伏在するあるにあらずや。實政途に在て薙髮せしかども、朝廷なほ赦し給はず、趣かして配所に赴かしむ。實政伊豆に到り、幾何ならずして死す。時に連坐の者亦多かりき。(尊卑分脈・大日本史・公卿補任) ◆八年正月、藤原賴資遠江權守に任ぜらる。(大日本史) 當時爲兼姓闕 遠江守として史に見ゆ。正權並に任ずるか。○八月十七日、參河守源惟清伊豆國に配流せらる。上皇を呪詛せしを以てなり。父仲季及び弟顯清・仲・清盛等數人連坐して、周防・越前・阿波・信濃等所所に配流せらる。(中右記・大日本史) ○十二月十五日、嘉保と改元す。

遠江守

伊豆流人源惟清

遠江守駿河少目

横地郷金壽城

横地太郎家長

二俣五郎太夫

◆嘉保元年十二月、遠江權守藤原賴資罷む。(大日本史) ○此歲伴成季駿河少目に任ぜらる。(大日本史) ○世に傳ふ、此頃遠江國横地郷に金壽城を築くと。横地郷は城飼郡にあり。金壽城の城主は、横地太郎家長と稱し、八幡太郎義家の庶子なり。初め義家の陸奥守鎮守府將軍に任ぜられて任に赴くや、遠江國府に到り、軍を止めて逗留し以て士卒を憩はしめ、自から土豪二俣五郎太夫の家を以て宿とす。五郎太夫に一女あり、容姿賤しからず、義家の寵を蒙ること月餘。義家去るに臨み、女義家に告げて曰く、妾已に將軍の胤を宿せりと。義家即ち衣服と鎬矢とを出し、女に與へて曰く、これを贈り以て紀念とせん。汝余を以て心なしとする勿れ。然れども余汝に約すべきことあり、即ち女子ならば汝これを育てよ、若夫れ男子ならば、之を此原に棄てて育つること勿れと。聽て兵を引きて東向せり。其後五郎太夫の女は男子を産し、愛惜の情忍びがたけれども、義家の言に背きがたく、終に之を彼の衣服に包み、鎬矢を添へて上の原に棄てぬ。衣服は義家の

家紋を表したるものなり。

雀葉兒を育む

曲坂海老藏葉兒を拾ふ

爰に横地郷藤谷大明神の神主に、二俣彈正と稱する者あり。奈良の春日明神に詣でての歸途、磐田ノ原を過ぐるに二羽の丹頂あり、一羽は空に翔けて高く飛び、一羽は地に在りて物を護るに似たり。彈正之を見て怪み、從者曲坂海老藏を遣はし窺はしむ。海老藏馳向ひ還り報じて曰く、生れて未だ幾何ならざる幼兒の紋服著たるに、鎬矢そへて棄てたるを、鶴の至りて育むなりといふ。彈正驚き且つ怪み以謂らく必ず故あらんと。再び海老藏を遣はし抱き來らしむるに、衣服の紋は龜甲に花菱の紋にして、正に是れ源家の紋章なり。而して鎬矢も亦尋常の品にあらず。因て惟ふに當に是れ源家の將の遺子なるべし。前に八幡公東向の途、此地に滞在して月を越えしと聞けば、強ちに據なきことにもあらず。何にもせよ一たび抱きたる兒を棄つべきならずとて、終に横地へ懷き還りぬ。横地に八町四面の沼池ありしが、是より彼の丹頂は此沼に移住み、毎年雛を産せり。雛を産すと雖ども長く同棲せず、長ずるを待て他に誘ひ去り、己のみ再び歸來て、長く此に住すといふ。

二俣彈正

抑も此の二俣彈正を如何なる人かといふに、其先は紀名虎に出でたり。昔者文德天皇に二皇子あり、兄を惟仁親王と申し、弟を惟康親王と申し奉れり。當時の公卿上達部等自から二派に分かれ、この二皇子に分屬し、各、その君を帝位に即け奉らんと謀るより、自から皇位繼紹の争となり、而も其の軋轢は激烈を極め、何れとも決しがたく、荏苒歲月を過ぐししが、一日萬里小路大納言議して曰く、此の如く皇儲の長く決せざるは、必竟朝家の不幸と申し奉るべし。而して我等朝臣たる者は、素より何れの皇子をと望むべきにもあらざれば、

若かず二皇子各、力士を選出し、之に力を角べしめ、勝ち給へる方に皇位を繼がしめ給はんには、是れ異邦にもある例にして怪しき事にあらずと、憚りもなく論じければ、朝議は忽ちにして之に決したり。

紀名虎

此に於て惟仁親王は義雄を選び、惟康親王は名虎を選びぬ。名虎・義雄共に一代の膂力にて、二人清涼殿の大庭に立ちたる時は、恰も龍虎の相對ふが如く、何れを何れとも決しがたく見えたり。須叟にして氣合し勢迫りけん、電光石火の勢もつて相搏ちしが、名虎の力勝りしか、瞬間にして義雄を一丈の外に投出したり。環視の諸卿は、投げたり投げたりと、吾を忘れて稱揚せしが、太政大臣藤原良房靜に之を制して曰く、今の角力は疑あり、更に其技を闘はずべしと。名虎これを聞き憤然として以謂らく、今の技に於て何の疑かある。好し然らば擲殺さんと。再び土俵に立つや、名虎は敵の股間を潛くると見る間に、義雄は已に三間の外に投げられたり。然るを良房すかさず疾呼して曰く、名虎汝は此處を何とか思ふ、畏くも一天四海を治め奉る、萬乗の御位を定め奉らんする角力にあらずや、然るに汝卑しき早業を以て投げたる事、其罪最も輕からず、速に搦め捕つて失ふべからずと。此時良房の言下に集り來る者數十人ありしが、名虎は之を見て、右往左往に投捨て、慕ひ來るをば追退け、隙を窺つて逃れ出で、終に其跡を晦ましけり。

其後名虎は京師を出でて大和に到り、春日明神の神主二俣左京を頼み、暫く此處に身を潛めたり。左京に一女あり名を千鶴といふ。容姿鮮妍の少女なりしが、名虎終に之と通ず。事露はるるに及び、父の怒りに觸れて家を逐はれ、流浪して遠江國城飼郡横地郷に到る。名虎時に年廿四、千鶴十六歳なりしが、固より生業の道を知る由なければ、漸く窮困に陥りたれども、又他に移る望もなく、子孫永住の計として、己が氏神な

藤谷明神

る春日明神を勸請し、横地郷藤谷山に鎮せしめ、地名に因りて藤谷明神と稱し、横地六郷の鎮守神とし、自から其の神主となり、名を二俣彈正親長と改め、以て四時の祭に従へり。

藤谷明神は今東地に在り。神主は今も二俣氏を稱す。一説には、白河院の御宇、奈良野春日に勸請したりといふ。尙ほ能く考ふべし。

見附の名
門五郎太
夫

二俣彈正に二子あり。兄を鶴頭文吾といひ、妹を藤姫といふ。時に横地の郷士赤堀庄之助の子に五郎太夫といふ者あり。卑しからぬ顔貌なれば、藤姫終に之と通じて身みたれば、彈正これを逐ひしに、五郎太夫の父は富豪なれば、二人に百金を與へて去らしむ。五郎太夫は横地を出でて見附に赴き、知己の助に頼りて家を定め、以て子孫の地となす。子孫は世世五郎太夫と稱し、土地の名門たり。彈正の家も鶴頭文吾その後を嗣ぎ、また二俣彈正と稱せしが、子孫世世其名を襲うて、藤谷明神の祠官たり。即ち此時の彈正も、見附の五郎太夫も、みな其の子孫たりしなり。

小夜中山
の父子對
面

斯くて八幡太郎義家は、三年を経て武衛家衡を討平げ、寛治二年正月衣川を發し、二月二日遠州小夜中山に着しけるが、二俣彈正これを聽き、機失ふべからずとなし、自から彼兒を携へ、從者に衣服鎬矢を持たしめ、小夜中山に至り、義家に謁し、事情を具して之を告げしかば、義家も鎧の袖を絞りしが、ややあつて幼兒の名を捨太郎と聞き、彈正の住所を横地と聞き、筆を取て横地太郎家長と記し、彈正に與へて曰く、今より是を以て兒の名とせよと。因て福原參河守・曾我甲斐守・津嶋丹後守等三人を其の後見とし、家長に隨ひて横地に歸らしめ、京師に歸て後、また計るところあるべしとて、義家も亦西に向て出立ちぬ。

金壽城營

義家は京師に歸りて後、奏して遠江國に城廓を築かんと請ひしに、朝廷その東征の功を賞して聽し給ふ。此に於て義家は老臣鍋澤將監に命じ、遠江に下り其事を監せしむ。將監は遠江に到り、地を金壽山に相し、城廓經營の所とし、濠を掘り廓を築き、役夫を獎勵して晝夜を舍かず努めければ、日ならずして功を竣へ、殿閣樓櫓缺くる所なく備はりぬ。因て家長は吉日を下して遷移の式を擧げ、折烏帽子を冠し、錦綾の直垂を穿ち、福原參河守は、義家より贈れる百足丸の太刀を捧げて之に扈し、數多の武士は、戈を杖つき旗を建て、隊伍整整、威風肅肅として入城したるが、其の風容は誠に一世の勇と見えたり。

金壽城の要害

抑も此の金壽城といふは、天下無比の堅城にして、東に布引原・大井河を控へ、西に小笠山・天龍川を帶び、北に無間山・秋葉・大日の諸山を繞らし、南は漫漫たる滄海の際涯なきに臨めば、天を翔ける鳥、地を走る獸も容易く超ゆべしとも見えざるに、築城の初め、金壽山の山王權現を遷し、城の東北布引原に創建し、以て鬼門鎮護の神と崇め奉りたれば、寔に神威と人力と地理とに賴て、國家長久の礎は定まると見えたり。因て之を稱して金壽城といふ。家長は彼の丹頂の奇瑞と、源家の末流たるに因て、舞鶴及び三巴龜甲を以て家紋とせり。

丑ケ淵の蛇化して馬となる

當時金壽城の南に池沼あり、丑ケ淵と名づく。中に一蛇の住むあり。幾千年經たるを知らず。常に夜を待ちて出で、或は馬と化して人を害すること少なからず。郷民これを患ふれども如何ともする能はず。終に之を金壽城に訴へ、其害を除かんと請ふ。家長これを聞きて興あることに思ひ、好し我これを除き、一には以て民害を救ひ、一には以て我武を示さんと。夜の深くるを待ち、結束して池邊に至る。時に腥風颯として吹き起り、前なる深林に戦くよと見る間に、水煙また忽として起り、暗澹として丑ケ淵を罩め、罩めたる煙を破つて飛躍するものあり。何ぞと見れば一頭の悍馬なりけり。家長を見て、一聲高く嘶きて飛懸る、此時早く彼時遅く、家長飄然身を以て避け、空を噬ませて後に廻り、隙を狙つて腹下にかい潜り、兩足執つて擔上げ、力を極めて投擲ちければ、馬は轉轉落下し、谷に至て起上らんとするを、家長跳り懸つて起きしめず、汝生あらば能く聞け、我は是れ金壽山の城主横地太郎家長なり。汝若節を折つて我に事ふれば善し、然らずば汝が丑ケ淵を涸らし、汝が住所を破壊し去らんのみ。汝以て如何と爲すといへば、馬は言下に三たび高く嘶き、膝を屈して俯伏せり。家長これを見て怪みつつも、我が乗替には此馬に若くものなして、飄然として背に打跨り、裸馬に鞭うち城門に入れば、見る者その英雄を嘆稱せざるなし。

膝月毛

是より此馬を膝月毛と名づけ、横地家數代の祕藏とはせり。後横地家の亡滅するや、膝月毛悄然として城門を眺め、三嘶聲を放ちて馳去り、側なる谷に臨みて跳入る。見る者次ぎ下て之を見るに、其陰だに無し。蓋し故淵に歸れるなり。横地家の家寶と稱するものに、金玉緘と呼ぶ鎧あり、黄金の小玉を絲に貫きて以て緘したるものなり。義家より賜はりたる鎧なれば、横地家の重寶なりとて、城南に寶藏を營み、深く藏して妄りに人に示さずといふ。而して二侯彈正の家は、代代横地家に仕へて、豊田郡二侯に城づき以て居城とし、

金玉緘

松井、二松井氏と共に横地氏を助け、代代の忠臣と稱せらる。(金壽城由來記) ◆二年春正月、大中臣有武遠江大掾に任ぜらる。(大日本史) ○此歳、廣貞姓闕駿河守に、俊光姓闕遠江守に任ぜらる。(大日本史) ◆三年正月十二日、五畿七道諸國悉く、神社の破壊を修繕すべき由の勅下る。(大日本史・朝野群載) ○此月、源國房伊豆守に

任ぜらる。(大日本史) ○十二月十七日 永長と改元す。

◇永長二年十一月廿一日、承德と改元す。

遠駿國守

◇承德三年春正月、藤原説長は遠江守に、源俊兼は駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○八月廿八日、康和と改元す。

遠駿國守
伊豆流人
荒木田延綱

◇康和五年二月、藤原國資遠江守に、藤原親信駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○八月十三日、伊勢太神宮禰宜荒木田延綱、伊豆國に配流せらる。初め延綱神祇權大副輔弘と謀り、神宮を火かんと欲し、輔弘は豊受太神宮を焼き、延綱は豊受太神宮の神館を焼けり。且つ延綱は屢、落書せしを以て、此罪に坐せられしなり。

三嶋宮司
國盛及和歌

(本朝世記) 當時伊豆の國司を有長といふ。先に從五位下藤原惟信伊豆守たるに、今この人の國司たるは、此頃交迭ありしものか。(百練鈔・豆州志稿・大日本史・禰宜補任) ○此歲、散位伊豆宿禰國盛伊豆三嶋大社宮司職に補せらる。(三嶋文書) 國盛は伊豆國造日下部直益の裔なりといふ。又この國盛の族に伊豆盛繼といふ者あり。和歌に巧なり。其の詠歌の勅撰集に入るもの數首あり。

ぬるが内もいかに頼みてはかなくも契らぬ中の夢を待つらむ
苔のむす軒ばの松は木高くて見しにもあらぬ古郷の庭

物價及其標準

前なるは新後撰集戀二に、後なるは玉葉集雜三に見ゆ。(豆州志稿) ◇六年二月十日、長治と改元す。○當時の物價を按ずるに、凡そ遠江の調繩一匹の價は、米九斗一升許り、庸絲一絢の價は、米六斗五升有奇なり。而して當時物價の標準は米に在るを知るべし。(大日本史)

遠江少掾
小長谷永宗

◇長治二年春正月、小長谷宿禰永宗遠江少掾に任ぜらる。(大日本史) 小長谷氏は神武天皇の皇子神八井耳命の後なり。武烈天皇嘗て小泊瀬舍人を置き給ふことあり。(日本紀) 本氏は蓋し此に出づるかと類聚國史曰ふ。

木新神戸
領山名郡
御厨

淳和天皇の朝、遠江采女小長谷直繩といふ者あり。是も亦同族なるか。(大日本史) ○此頃遠江國に木新神戸領と稱し、豊受大神の神領に屬する地ありしが、是は山名郡に在る御厨十七村の地にして、一に鎌田御厨ともいふ所なり。(朝野群載・遠江風土記傳) 西は今、浦の流域に接し、東は三箇野川、諸井川を限りとし、北は原野を控へ、南は中嶋村の海邊に至り、廣大なる耕田を領せられしが、未だ武人の侵掠を被らざりければ、郷人は之を見て、是れ偏に神威の赫奕なるものあるに因ると思へば、畏しとも畏しといひあへりとなむ。◇三年四月九日、嘉承と改元す。

豆遠國守

◇嘉承二年二月、源通時伊豆守に任ぜらる。(大日本史) ○此頃遠江國守を永俊といふ。(大日本史)

【鳥羽天皇】 嘉承二年七月踐祚、十二月即位。

三嶋宮司
國盛

嘉承三年正月廿五日、伊豆國三島明神の司職國盛一人に命じて、専ら社務を執らしめらる。其の故は宣命に明なり。

廳 宣 散位伊豆宿禰國盛

右人補三嶋大社司職一畢、抑先日任符、貞守與國盛可執行務之由、號令下知、依爲貞守濫行人、令停止貞守之行務之職、只國守一人可執行社務之狀、宣如件、神官等宜承知、依件下之、不可違失、以宣。

駿豆國守

○此月、平爲俊駿河守に、中原宗政伊豆守に任ぜらる。(大日本史) ○八月三日、天仁と改元す。

伊豆流人

紀實安

駿河守

◇天仁三年七月十三日、天永と改元す。

伊豆海火

◇天永二年四月、源基俊遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○此歲、紀實安伊豆國に配流せらる。(中右記) ◇三年正月、藤原説定駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○十月、伊豆國の海上、火光ありて鳴動すること雷の如し。其聲京師に達し、月を踏えて止まず。(大日本史) 伊豆の海のことは、已に古代史にも見ゆれば、其名高かりけん、其の國歌にも詠まれたり。

伊豆國歌

伊豆乃宇美爾多都思良奈美能安里都追毛都藝奈牟毛能乎美太禮志米梅楊 (萬葉集)

相良領主

○此年、上總介工藤周賴邑を遠江國榛原郡に食み、移て相良莊に住し、遂に以て氏とす。周賴の先は、藤原爲憲に出づ、爲憲の子時理二子あり、長を從五位下駿河守時信といふ、伊豆國伊東氏の祖となり。次を從五位下遠江守維兼といひ、遠江國相良氏の祖となる。即ち維兼の子は、從五位下遠江守維賴にして、維賴は周賴の父たるなり。(求麻外史・齋翰譜) ◇四年七月十三日、永久と改元す。

仁寬廢立

依り、君を侵し奉らんが爲め、常に内裏に竹み伺ふなりと言ふ。白河法皇聞召して大に驚かせ給ひ、檢非違使

仁寬

伊豆流入

仁寬

◇永久元年十一月廿二日、醍醐寺の僧仁寬阿闍梨伊豆國に配流せらる。初め天皇の位に即かせ給ふや、二條皇太后宮御母代として内裏に渡らせられしに、茲年十月の比に至り、怪しき落書をなす者あり。尋て又怪しき童子のさまよひ歩く者あり。搦め捕へて鞫問すれば、醍醐の勝覺僧都の童千手丸にして、人の語らふに

盛重に仰せて、千手丸を推問せしめらるるに、醍醐寺の仁寬阿闍梨の語らひに因ると白しけり。仁寬阿闍梨は勝覺僧都の弟子にして、三宮輔仁親王の御持僧なりければ、親王に御位の宿願を遂げしめ奉らんと、種種に謀計を回らし、或は青童子の貌に、或は内侍の形に作り成して、日夜便宜を伺ひ奉らしめたるに、天運極まりて今斯く露顯に及びぬるこそ是非なけれと、隠す所なく申出でければ、聽て盛重に命じて仁寬を捕へしめ、公卿僉議ありて死罪に決せしが、特に死一等を減じて、遠流に處せしめ給へるなり。時に輔仁親王は閉され、千手丸は佐渡に流されしと。(大日本史・百練抄・源平盛衰記) ◇四年春正月、藤原行佐は駿河守に、伴助道は遠江少掾に、佐伯久元は駿河少掾に任ぜらる。(大日本史) ◇六年正月、藤原爲隆遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○四月三日、元永と改元す。

濱名郡二

御堂

東若林村

藤原秀衡は、其祖清衡より奥州に據り、三代相傳の富を有し、平泉に伽羅御所を構へて、自ら之に居て豪奢を極めたる東北の豪族なり。其館のさまを見るに、先づ金色堂の西方無量光院の北に並びて、宿館を構へ平泉館と號す。是より

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

藤原秀衡は、其祖清衡より奥州に據り、三代相傳の富を有し、平泉に伽羅御所を構へて、自ら之に居て豪奢を極めたる東北の豪族なり。其館のさまを見るに、先づ金色堂の西方無量光院の北に並びて、宿館を構へ平泉館と號す。是より

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

事蹟

今濱名郡東若林村に在り。(遠江風土記傳)

西木戸に嫡子國衡の家あり。同四男隆衡の宅、これに相並び、三男忠衡の家は泉屋の東にあり。又、無量光院の東門に一廊を構へ伽羅樂と號す。是れ秀衡の常の居所にして泰衡も相繼いで居所と爲しし所なり、以て其の強大の一端を見るべし。(東鑑)彼の源義經の此人に養はれしは徧く世人の熟知する所なり。

◇三年四月十日、保安と改元す。

遠江守 物價
◇保安二年十二月、遠江守藤原爲隆罷め、高階宗章これに替る。(大日本史)時に遠江權少目を川合宿禰良種といふ。川合氏は崇神天皇の皇子豊城入彦命の後、竹葉瀬の族より出でしかといふ。○此頃駿河國の調絶一匹米二斛、庸布一段米三斗有奇の價格なり。(大日本史)

【崇徳天皇】 保安四年正月、受禪、二月即位。

駿豆守

保安五年正月、平宗實は駿河守に、源盛雅は伊豆守に任ぜらる。(大日本史)○四月三日、天治と改元す。

◇天治三年正月廿二日、大治と改元す。

遠江守掾

◇大治元年二月、秦恒末遠江大掾に任ぜらる。(大日本史)○十二月、遠江守高階宗章加賀守に任ぜらる。

高松社 祝部高行 狀の知行讓

(大日本史)◇二年十一月十三日、祝部高行その子近行に、遠州一宮等九所の地を讓與して之を領せしむ。近行は城飼郡一宮高松社の神主なり。其の讓與の主旨は、其の讓狀を見れば明かなるべし。

讓渡近行所、高行知行分遠江國一宮、並九所等神主職河東郷事

右一宮者、高行先祖、自奉造大寶元年以降、隨高行奉造立九所宮、知行之間、嫡男近行、於神主職河東郷者、所讓與也、仍四至、限東至于櫻、限南海、西三保川、限北赤土河流、爲一宮進

退、不可有他妨者也、社家神事役、御祈禱等、守先例、不可有懈怠之狀、如件

大治二年十一月十三日

祝部 高行 判 (遠江風土記傳)

駿河守

貞和三年四月五日の一宮寄進狀に、右衛門尉高行花押とあり。年次一千百十三年の隔あり。同名異人か、古文書の年代誤るか。◇四年二月、藤原忠能駿河守に任ぜらる。(大日本史)○此頃、伊豆國守に従五位上大江通國、從五位下源頼盛、小野五友等あり。補任の年月詳かならず。(豆州志稿・大日本史)◇六年正月廿九日、天承と改元す。

成安寺勅願所

◇天承元年、遠江國榛原郡中村醫王山成安寺を、鳥羽上皇の勅願所となし、初倉庄を寄附し給ふ。此寺は中村の北部に在り。紀州根來寺覺鑊上人の開基にして、初は密嚴院と稱し、眞言宗なりき。◇二年正月、藤

伊豆守藤原爲業 大鏡

原爲業伊豆守に任ぜらる。(大日本史)爲業は丹後守爲忠の子にして、初め藏人に補せられ、後皇太后宮の大進となる。(尊卑分脈)和歌を好み記事に長じ、世繼物語を著はす。世繼物語は又大鏡ともいひ、文徳天皇よ

大原山三寂

り後一條天皇に至るまで、君臣の事蹟を、世繼翁と夏山繁樹と二人の對話に擬して記したるものなり。爲業は後剃髮して大原山に隠れ、名を寂念と改む。爲業の弟に壹岐守頼業といふ者あり。兄に先だちて祝髮し寂然といふ。又大原山に居り和歌を善くし、嘗て西行と相唱酬せしことあり。又其弟に爲隆といふあり。僧となり寂超と稱し、同じく大原山に住み、三人共に花鳥を伴とし、吟詠自から樂む。世人稱して大原の三寂といふ。(大日本史・寶物集)○閏四月十六日、太政官符を下して、丈六觀音の像を圖し、經六卷を寫し、僧六人をして法の如く轉讀せしめよと令せらる。是れ頃者疾疫蔓延、華夷靜かならず、法力にあらざるよりは何ぞ

佛像を圖し疫を破ふ

駿河守

西住の墓

黎民を助けん云云の、勅旨に因るなり。(大日本史) ○八月十二日、長承と改元す。

◆長承三年三月、藤原信輔駿河守たり。(大日本史) ◆四年四月廿七日、保延と改元す。

◆保延三年九月廿八日、京師の僧西住といふ者あり、行脚して駿河國岡部に到り、俄に病で死す。郷人憐みて之を葬り、墳を築き碑を立て以て其所の標とす。今岡部町岩鼻山上に在り。登ること凡そ七十間、松樹三株の下に五輪の破塔存す。松を笠懸松と稱するは、西住の笠を懸け置きたるに因る名なりとぞ。西住は西行法師の徒弟なり。西行は在俗の名を佐藤義清といひ、鎮守府將軍藤原秀郷九世の孫左衛門尉康清の子にして、家世世武を以て著る。(大日本史・西行物語・吾妻鑑) 義清も亦勇敢にして射を善くし、頗る韜畧に通じ、又能く和歌を詠みければ、鳥羽上皇深く其才を愛し、用ひて北面の武士となし、左兵衛尉に任じ、寵遇特に厚かりしが、義清元來榮利を喜まず、常に遁世の志を有したれば、聖恩の洪大も尚ほ之を繋ぐ能はざりしと見ゆ。近頃族人憲康の頓死に遇ひ、家人の哭聲を聞き、惕然として出家の志を決し、情を陳べて官を辭す。然れども上皇これを惜みて聽し給はざれば、義清も斷然遁隱する能はざりしが、一日出遊して還るや、其女の年甫めて四歳なるが、嬉笑して出迎へ、衣を牽きて戯るるを見、連りに愛憐の情起り來て禁ずる能はざりし時しも、忽ち又出離を害ふ者は之に過ぎじ、愛を割くは先づ之より始むるに如かじとの觀念發しければ、急に起て其女を蹴て牀より墜し、其の啼泣追慕するをも顧みず、家人の驚愕怪訝するをも顧みず、妻子を棄てて嵯峨に往き、其夜直ちに僧となり、自ら西行と名づけ再び世と交らず、風月を友として一生を終ふ。時に年廿三。(盛衰記) 西行また圓位とも稱す。其後その妻も亦尼となり、高野の天野に居り、勤行持節最も堅かりきとぞ。

西行の發心

りきとぞ。

西行常に以謂らく、桑門に家なし、須らく抖擻して身を終るべしと。是に於て先づ東關に遊ばんと欲し、伊勢に到れば、何様がおはしますかは知らずとも、かたじけなくぞ覺えたりけむ、溢るる涙を押へつつ、二見浦に蘆を結び、草を藉いては茵と爲し、石を穿ちては研となし、或は和歌の會あるにのぞみては、扇を以て短冊に代へ、花篋を以て文臺に代へ、出る日を拜し入る月を詠じ、逍遙自適吟嘯自から去る能はず、已に三年に及びぬれば。

めぐりあはで雲のよそになりぬとも月になれゆくむつびわするな

君もとへわれも忍ばんとききたれば月をかたみにおもひ出でつつ

と、飽かぬ思ひを残し、東に向つて二見浦を立てり。

西行は是より從僧一人を伴ひ、東海道を東に下り、茲年八月十餘日、遠江國に到り、天龍川を渡らんと欲し、已に船に乗じけるに、會、一人の武人あり、從者數人を隨へ來て、又同じく乗る。已にして舟は陸を離れしが、船重くして將に沈まんとすれば、楫子見て大に驚き、再び岸に漕ぎ戻し、船客を減せんと欲し、手を振つて下れ下れと號ぶ。他客は嘖蹙しつづ下るもあれど、西行は天を仰ぎ聽かざる眞似して、更に下らんとする様もなければ、楫子見て之を怒り、西行とも知らず、棹を振つて甚しく之を撃ち之を傷つく。西行は頭を傷つけられ、血送り出づれば、止を得ず船を下る。(本朝通史・遠江風土記傳) しかも西行は悠悠として憤怒の色もなく、平然自若たりしに、從僧却て大に怒り、汝何する者ぞと、持ちたる杖にて撃ち懲らし、逃ぐるを

天龍川の西行

西住

追うて慕ひ行くを、西行止めて無益の業を爲す勿れと云ふに、從僧足を摺りて強ちに悲泣せり。因て西行深く之を責めて曰く、心弱くも泣くものかな。然るが故に京師を發する時、汝を隨へじとは云ひしなり。凡そ佛法を行ぜんとすれば、之に勝る辛苦のあるべきは、初より想ひ計る處にあらずや。然るに今これを忍ぶ能はざれば、何ぞ行じ終らんや。然れば不輕菩薩は、我深く汝等を警む。敢て輕慢せざれと誨へ給ひ、空也上人は、忍辱の衣厚ければ、杖木瓦石も痛からず、慈悲の室深ければ、罵詈誹謗も聞えずと云ひしにあらずや。誠に心より起る發心ならば、跨り打つとも何か苦しかるべき。然るに之をしも忍ぶ能はずんば、將た何をか忍び得ん。汝は我が侶にあらず、是より去れと。從僧は西住なり。西住涙を拂つて曰く、誠に心弱き涙は不覺の媒なりと雖ども、未だ昔を忘れざる涙なれば止を得ざるなり。君忝くも仙洞の北面に座席を占め、膝を交へて語らふ輩と雖ども、君の言には背かじと、君の顔色を守り、君も亦背後の謗を蒙らじと務め給ひしかば、十善の王も其勇を愛して重く任じ給ひぬ。是以て天下の武夫は、道の遠近を論せず、國の東西を問はず、君の名を聞いて怖伏屏息せざる者なかりき。然るを今斯の如く辱められながら、大事とも思はず平然たるは、果して何の心に在らずぞと諫むるを、否なとよ昔を思ふは必竟道心の淺きなり。益なき事に心を痛むる者こそ愚なれ。速に去れと、強いて西住を歸らしめ、(西行一生涯草紙・大日本史) 再び河邊に立還り、自から衆に謝辭を陳べ、次の船に乗て東に渡り、獨り飄然として仲秋の風に送られつつ、憂多きを以て名にし負ふ、大井川の白波に漂されもせず、其の白波の打寄する駿河に入りては、宇都山に業平中將の迹を偲び、遂に清見潟に到りぬ。清見潟は東海の名勝にして、折しも沖邊より打寄する白波の汀渚を洗ふに、月光これに映じ

清見關

て、影いと冴かなりければ、西行感興に堪へずやありけむ。

清見がたをきの岩こす白浪にひかりをかはす秋の夜の月

と、斯て心も浮き立つ浮嶋原を過行けば、煙たえせぬ富士の山と、眺めて過ぎし登蓮が、昔の迹も偲ばれて風になびく富士のけぶりの雲に消えて行衛もしらぬ我がおもひかな

と、都を遠くはなれ來し、我が足ならぬ足柄の、山の奥をも案じ煩ひながら、攀登りて關八州にぞ入りける。(西行一生涯草紙)

岡部の西住

西住は、天龍川の難後、池田の宿までは至りけれども、西行を慕ふ心は止めがたく、嘆悲みて已まず、池田の長者の、さまざまに慰むるをも聞分かず、我が我師に於けるは、昔は君臣今は師弟、是まで會て一度も命を背かねばたとひ今君の命は如何にもあれ、隨行かはやはと、再び後を慕ひ行きけるが、岡部に至り、病みて行きがたく、物をも食せず、松の下に臥して日數經る程に、木樵の翁見出でて、郷人と憐み勞りける甲斐もなく、果敢なき終を告げてけり。死後、傍の松に、竹の笠掛けたるを見れば、一首の歌をぞ書したる。

西へ行雨夜の月や阿彌陀堂かげを岡部の松に残して

郷人ども之を哀みて、松の下に葬りけるが、今はその松を笠掛松と云ふ。而して其下なる五輪の塔は、即ち西住の墓碑なるが、此處は宇都谷嶺の麓にて、岩鼻山の西行山最林寺の境内なり。(古老談) 或云、西住京に死す。(撰集抄) 又云、此歌あまりに品乏しければ、後人の作なるべし。云云

遠江守藤原俊成

○十二月、藤原俊成遠江守に任ぜらる。(大日本史) 俊成は和歌の名家なり。初め歌を藤原基俊に學び、名聲

西行山最林寺

大に揚り、千載集の撰者たり。其の和歌を詠するや、古淨衣を被き、桐火桶を擁し、凝然靜坐し、嘗て情容あることなしといふ。而して歌の成るや、語熟し意婉なりければ、人賞して措かず。後に至り最も後鳥羽天皇に寵せられ、建仁三年和歌所に於て、九十の賀を賜はりしは、人の異數とする所なり。◇四年春正月、遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○此頃白尾三郎行遠といふ者あり。前の遠江守源爲憲の子孫なる盛信姓關遠江權守に任ぜらる。が、事に因りて遠江國守を殺ししに因り、伊豆國に流さる。行遠子あり行政といふ。後頼朝に従て興る。○當時我が日本全國の田數を計るに、凡そ九十二萬二千八百餘町あり。或は八拾八萬五千五百六十餘町ともいふ。而して吾が嶽南三州の地積を求むれば左の如し。

嶽南の田
地反別

遠江國 凡そ壹萬三千六百一十町三段二十五步 或は壹萬二千九百八十七町

駿河國 凡そ九千六十三町二段一百六十五步 或は九千七百九十七町

伊豆國 凡そ二千一百一十町四段一百十二步 或は二千七百十町

地方制の
變遷

今地方組織の變遷を按ずるに、古の國郡制は、國の下に郡あり、郡の下に郷あり、郷の下に村ありて、郷は數村を統べ、郡は數郷を統ぶ。故に古は某郡某郷某村と書すること、已に定まりたる書式となりしなり。然るに其後庄名起るに及びて、郷を庄に過り、又大村を郷と稱するに因て、遂に庄郷村等混雜して、其の區別判然たらざるに至れる如し。而して其の庄名は、此頃白河天皇・鳥羽天皇の御時より盛になりたれば、從て郡郷の名も、此頃より廢するに至りしなり。但し其實全く廢したるにあらざれども、用ゐる要なき故に廢したる如く見ゆるなり。併し是より郡郷の境界自から混亂せし餘り、遂に郷名をも失へるに至りしは事實なり。

庄名行は
れて郡郷
の名廢す

り。而して最も後の世となりては、郷庄の名實共に行はれざるに關らず、尙ほ名のみは存して、或は某庄某郷某村など呼び、江戸時代に至ても、朱印などには多くこれを書するを見るなり。然れども元來必要あつて書するにあらず、只書式として舊稱を記すのみなれば、民間に於ては各村ともに某庄某村と稱し、又中には已にその村固有の庄名を失ひ、他村の庄名を用ゐるものもあるに至れるなり。◇七年七月十日、永治と改元す。

【近衛天皇】 永治元年十二月七日受禪、廿七日即位。

永治二年正月、藤原俊成重ねて遠江守に任ぜらる。○四月廿八日、康治と改元す。

◇康治元年、遠江國城飼郡高松山神社に於て、最勝經の供養を行ふ。(遠江風土記傳) ○西行法師東北諸國

を遊歴すること數年、再び京師に歸らんと欲し、東海道を上り伊豆國に到る。時に三嶋の沖を眺め和歌を詠じて曰く、

三嶋の西
行

我が戀は三嶋の沖に漕ぎ出でてなほぞわづらふ海人の釣舟

久能山

三嶋、當時は伊豆の屬嶋を總稱したる名なり。是より西行は、西して、久能山に至り、月を觀て。永歌あり。

駿河國久能の山寺にて、月を見てよめる

泪のみかきくらさるる旅なれやさやかに見よと月はすめども

岡部の西
行
西住の笠

漸く進みて岡部に到る。此に佛堂の荒廢せるもの一字あり。西行認めて此に一夜を明さんと、攀登りて一室に入り、旅装を解きて自から勞を慰しつつ、ゆくりなく背後の端戸の方を顧みれば、一蓋の笠懸れり。怪しと見れば笠に文字あり、立寄り見れば、我不愛身命ガフアイシノミナトクニシヤウドク但惜無上道シヤウドクと記したるなり。西行益々驚き以謂らく、

事蹟

是れ我が先に一佛蓮臺の上にと契りたる西住に與へたる紀念の笠なり。今何を以て此に在るか、意外の感に打たれながらも、坐ろに之を手に取り、俯しては讀み讀みては仰ぎ、俯仰數回、殆んど其場に堪へがたき者の如く、遅れ先だつためしにて、もとの雫と消えつるか、溢るる涙止めあへず。因て堂主に就いて質せば、數年の昔、京師の方より修行者の下來る者一人あり、彼の堂に宿せし夜、俄に病起りて終に起たざりしを、犬の來りて其骸を引亂したることあり。笠は其の笠なりといふ。骸の一片ばかりはあるべしといへば、堂主懇ろに尋求めしが見えざりき。西行ますます耐へがたくして、

笠はあり其身はいかになりぬらんあはれはかなきあめのしたかな

(西行一生蓮草紙)

笠懸松

此笠を懸けたる松は、即ち最林寺の笠懸松にして、近世まで生存繁茂せしが、最林寺火災の際ともに焼失し、今在るものは其の種生にして、僅に百餘年を経たるに過ぎず。後柑本兵五郎昌基といふ者あり。記一軸を作り以て其の緣由を詳述し、最林寺に寄附せることあり。又最林寺には、西行自作の木像一體あり。小地十石坂に安置し、縁起繪巻物と共に今尙ほ存す。(寺記) ◆二年春正月、從五位下藤原重成は遠江權守に、正六位上中原貞宗は駿河權守に任ぜらる。(大日本史) ○四月十九日、伊豆守に藤原爲頼といふ者あり。(大日本史)

伊豆守
藤原國長

補任の年月詳かならざれども、今日禊の祓あるに依り、右兵衛佐の代として前驅せり。(豆州志稿・本朝世記) ○七月廿五日、藤原國長伊豆國に配流せらる。當時源賴盛といふ者あり。擅に軍兵を養成し、猥りに兵を興し合戦を企てたれば、捕へられて佐渡に流竄せられしが、國長その從たるを以て、又この配流に遇へるなり。(本朝世記) 豪強制し難き者踵を接して起るは、邦家のため誠に痛歎に堪へざるなり。 ◆三年二月廿三日、天

養と改元す。

駿河守

◆天養二年四月、藤原雅教駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○七月廿二日、久安と改元す。

遠江守
伊豆守

◆久安元年十二月、藤原顯長遠江守に任ぜらる。(大日本史) ◆三年正月、高階業隆遠江守に任ぜられ、田使季俊駿河權守に任ぜらる。(大日本史) ◆四年春正月、藤原信方伊豆守に任ぜらる。(大日本史) ◆五年四月、

遠江守交
替
富士山頂
の大日寺
建立

遠江守藤原顯家參河守に轉じ、藤原惟方遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○駿河國に一上人あり、名を末代といふ。富士上人と號し、富士山に攀登ること已に數百度に及びけるが、此頃山頂に一佛閣を構へ、號けて大日寺といふ。朝廷此事を聞召し、一院に於て如法大般若一部書寫し給ふことありしが、郷士・大夫・男女・緇素多く集て、此事を管せりといふ。(本朝世記) ○八月、源賴政伊豆國に配流せられ、賀茂郡金山の地に居る。

源賴政
伊豆流人
岩本山實
相寺
若宮八幡
宮

○此の年間、天台の僧智印駿河國に至り、一寺を富士郡岩本に創建し、岩本山實相寺と稱す。○岡部權守清綱、若宮八幡神社の神殿を造營す。神社は志太郡岡部に在り、蓋し岡部氏の氏神なり。 ◆六年正月廿六日、仁平と改元す。

伊豆守
駿河守
源賴政吉
佐美村に
卜居

◆仁平元年秋七月、藤原經房伊豆守に任ぜらる。(大日本史) ◆二年十二月、駿河守藤原雅教罷め、藤原忠廣駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○茲年、流人源賴政賀茂郡吉佐美村に移住す。(舊記) 吉佐美村は舊朝日里月吉村といふ。吉佐美は賴政卜居の後の名にして、吉佐美の和歌あり。今なほ存せり。

遠江權守

而して賴政は尋て召還せられたりとぞ。 ◆三年二月、藤原邦綱遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○五月、

贊代源頼政の領となる

源頼政に遠江國引佐郡贊代の地を賞賜せらる。初め天皇御惱あり、毎夜恐怖し給へば、有驗の高僧貴僧に命じ、大法祕法を修せしめ給へども、其驗毫もあることなく、御惱のさまを窺ひ奉れば、毎夜丑刻至るごとに、東三條の森の方より、黒雲簇簇として湧出し、來て寢殿の上を覆ふが否や、忽ち恐怖を懷かせ給ふなりけり。此に於て公卿僉議あり、宜しく武士に命じて警固せしむべきなりと決し、之を源頼政に命ず。頼政命を蒙り以謂らく、昔より朝家に武人を養はるるは、反逆の徒を退け、違勅の輩を討ぜんが爲にして、目にも觸れざる怪物を討ぜんとはあらず。然るに今我を呼びて武士となし、我を召して此任を命ずるは、抑も何の故ぞ。然れば假令大臣大將の命なりと雖ども、必ずしも服従すべき要はなけれども、勅命の重きは黙止すべからず。況んや御惱の御爲とあれば、臣子の私を挟むべきにあらずと、心に決する所ありて參内す。頼政この時、平常股肱と頼む郎等に猪早太といふ者あり、もと遠江國の佳人なりけるが、何に思ひけん、早太一人を隨へ、母衣の風切作りたる矢腰負はせ、己は二重狩衣に、山鳥の尾を以て作りたる鋒矢よかり二筋と、滋藤の弓とを携へ、南殿の大床に伺候せり。そも頼政の今特に矢二筋を携へたるは、今度の重任を己に命じたるは、佐少辨雅頼の意に出でたりと聞くより、若し一の矢にて怪物を射損じなば、二の矢にて雅頼を射んが爲なりとぞ。或云、初め石川左衛門に命じたるに、左衛門命に従はず。因て更に頼政に命ずと。

頼政既に大床に侍し、時の至るを待つに、刻を違へず御惱起れば、出でて天を仰ぎ望むに、聞きしに違はず、東三條の森より黒雲起り來り、忽ちにして寢殿の上を蔽ひたり。頼政心を静め態を整へ、屹まと雲の中を望めば、何とは知らず物の形したるもの有るに似たり。嗚呼是なり。我今是を射損ぜんものならば、再び生

頼政鶴を射る

きて此世に在るべしとも思へず。されども之を射んことは、元より人力の及ぶ所にあらず。所詮は神力に頼るものなりと思ふより、弓取つて矢を番へ、心に八幡大菩薩を祈念し、天を仰いで引詰めたりけるが、其矢は凝つたる心の力にて自から弦を放れたりしか。心機合して放ちたる矢は、手にまた應ふるところありしが如し。而して其の瞬間、又はたと音たてて暗に跳躍する物あるを聞く。猪早太駈寄つて取押へ、拳も通れと連けて九刀ぞ刺したりける。此音聞きてや殿中の上下はあだふたと、手に手に火を執りて出で見るに、猿頭蛇尾にして、胴は狸の如く四肢は虎に似たり。啼聲の端に似たるを聞くをだに、人人身を縮めて怖れざるはなし。主上御感の餘り、獅子王と稱する御劍を賜はず。宇治左大臣頼長賜ひ、次ぎて頼政に與へんと、御前の階を下る半にして、雲井高く郭公の二三聲音づるるを聴きたれば、

郭公名をも雲井にあぐるかな

と吟唱しつつ御劍を渡されけり、頼政これを聴き、右の膝をつき左の袖を攤て、月を少しく傍目につけ、

弓はり月のいるにまかせて

と應和し、恭しく御劍を拜戴して、靜かに罷出でたりとぞ。

詠史

名越克敏

君不聞昔在長舌爲厲階、王室變作春令原、又不聞鳳城之東茂樹裏、有怪夜夜魅至尊、銀箭漏多弦月孤、怪鳴上下見則無、中詔近軍選善射、僉曰頼政干城夫、況復將門源氏胄、應詔執弓階下趨、一發怪物應弦墜、猿首蛇尾虎爲軀、夏經周雅遺其名、終無博物能辨明、穿楊貫行還易事、當年誰若其技

事蹟

四五七

精、賞以宮女顔如玉、絶世一顧傾人城、時有應制歌辭在、膾炙至令想風情。能く當時の史を詠ふものと謂ひつべきなり。

鵜代村

猪早太

さて彼の怪物は、空船に入れて川に流されしが、頼政は其賞として、丹波・若狭・遠江等各地に於て、數多の地を賜はる。即ち此の贄代も其の賞賜の一たるなり、元來この贄代といふ地は、神戸の百姓の御贄を供進せしより起りたる地名にして、中世以後は堀之内とも、又濱名とも稱し、平山・本坂・釣里・日比澤・南脇・北脇等六村の總名ともなれるが、頼政が第一の郎黨にして、今度の鵜退治にも、多くの郎黨中より選擇せられて、只一人隨行を命ぜられし屈竟の郎黨猪早太は、此郷猪鼻の人にて、自から刺殺したる鵜を携へ歸て此の地に埋めしに、頼政が鵜退治の功田ともなりたれば、自から轉訛して鵜代と呼ぶに至るとか。或は曰く、猪早太は猪鼻早太にて、名を高直と稱し、遠江國猪鼻の地を領す。故に猪鼻を稱するなり、高直は多田源氏、伊豆守太田廣政の子にして、仲政の養子となりし人なりと。(平家物語・遠江風土記傳・濱名古代領主記) 後世江戸時代に至り川柳點あり曰く、
其の暗さ早太櫻に突當り

或は此の鵜退治を高倉天皇の時とするものあり。(十訓抄) 或は平治二年五月とするものあり。(源平盛衰記) 何れかならん、閑あるものは調べ見るも一興なるべし。◇四年十月廿八日、久壽と改元す。

遠江大掾
三宅嶋噴
清水谷八幡社

◇久壽二年春正月、紀行末遠江大掾に任ぜらる。(大日本史) ○十月、伊豆國三宅嶋噴火す。(豆州志稿) ○此歳、源頼政男山八幡宮を伊豆國賀茂郡吉佐美に勸請す。是れ清水谷の八幡神社にして、頼政の勸請せる三

社の一なり。此の神社には、今尙ほ頼政の奉納文書三四通を藏す。頼政の事に就ては、他書と牴牾する所あれども、傳説舊蹟共に抹殺しがたきものあり。記して後考を待つ。

正八幡加納社

三社の一は、神田に在る正八幡加納社はなり。此神の祭典は頗る古式を存し、考古の料に資すべし。十月朔日より十五日まで、社人酒を戒め齋戒最も慎む。十一日幣を岩崎温泉の上に立て、十二日温泉に彼の幣を投ず。之をオハキと云ふ。十三日齋祭を入間の濱に取り、柯葉を大倉山に採る。十四日夜神酒を併せ、惠酌保宇と號する祠に献じ、祭主社人みな神酒を飲み、始めて酒禁を弛ぶ。十五日朝祭主神歌を誦ふ、其の音節最も古雅なり。

みかりする、小倉の山のしが葉を、はれよ、志賀葉をなると、われみつことしこそ、はれよ、今年こそ、するべいわを、われしきにつまうよ、(はれよハ助聲)

みかりする、賀茂の岩殿、妻良妻良の、はれよ、めらんの浦みよんか崎わたる、はやぶさ鳥取らば、はれよ、とりとらば、おきんのととり、玉もよるべし、なみけさもよるべし、

このとのの、れやのさすかれ三聲なる、はれよ、三聲ならば、君か此身のうつらころとれよ、うつらころ、みまへのつぬなる、鳥ぞうたふべし、

此よるは、あけか月夜か明ならば、はれよ、明ならば、まるもまゐらう、あすしも參らう、(豆州志稿)

【後白河天皇】 久壽二年七月踐祚、十月即位。

久壽三年春正月、藤原爲宗遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○四月二十七日、保元と改元す。

◇保元元年五月、遠江守藤原惟方罷む。(大日本史) ○八月、藤原隆長伊豆國に配流せらる。隆長は藤原頼長の第三子にして、父頼長去る七月崇徳上皇を奉じて亂を起し、終に敗死したれば之に坐せられしなり。頼長は關白忠實の第二子にして、博覽強記、深く和漢の學に達し、頗る典故に悉しく、才名日に高く、忠實も

遠江權守
伊豆流人
藤原隆長

特に之を寵しければ、自から父の寵を負うて、常に兄忠通と諧はざりしが、近衛天皇の朝、立後の事あるに際し、忠通の養女皇子を排し、己の養女多子を立てて皇后とせしより、兄弟相憐ること益、甚だしかりき。然るに近衛天皇の崩じ給ふに及び、美福門院並に忠通等相謀り、天皇の崩御を以て、崇徳上皇及び忠實・頼長等の呪咀するに因るとなし、鳥羽法皇に説く所ありたれば、法皇これを信じ給ひて、今上天皇を立て給ふのみならず、之を決するにも、獨り忠通と議し給ひたるのみにて、頼長には全く預からしめ給はず、且つ尋て其の文書内覽をも停め給ひたれば、頼長の不平は形状すべからざりしなり。此時に當て崇徳上皇も、皇子重仁親王の立ち給はざるを憾みたまへば、頼長早くも之を察し奉り、深く上皇に結び、親王を帝位に据え奉り、己其の攝政たらんと謀り、議頗る熟す。

茲年七月鳥羽法皇の崩じ給ふや、機乗すべしと爲し、上皇の旨を以て兵を集め、源爲義を召して大將となし、白河北殿に據る。時に七月十一日なり。官軍の將源義朝來攻むるに及び、爲義の子爲朝等勇を奮つて能く防ぎたれども、義朝の爲に火を放たれ、遂に守を失して大敗し、士卒或は死し或は走る。頼長も亦隙を窺て走りしが、遂に流矢に中りて頸を傷け、口能く言ふ能はず、僅に人に扶けられて車に乗じ、父に木津川に就く、然るに忠實納れざれば、憤悲して奈良坂に至り、自から舌を嚙みて死す。年三十七。世に之を保元の亂といふ。(難波江)亂平ぐに及び、頼長の族の遠地に配せらるる者少なからざりしが、隆長は伊豆に遷されしなり。

此亂に我が嶽南の士は、多く官軍の將左馬頭源義朝に屬せしが、就中興津四郎・神原五郎・入江右馬允・横

保元亂

地太郎・勝俣次郎・井ノ八郎等最も著る。(帝王編年記・和名抄)

興津四郎

氣賀の舊稱

入江右馬允

興津四郎、或は二郎に作る。大織冠鎌足の孫、武智麻呂十六代の裔にして、初め遠江國に住し、禁賀次郎大夫維道の時に至り、始めて駿河國に徙り興津に住し、興津氏を稱し、後右近衛將監に任ぜらる。譜中の前後を照合するに、維道は恰も此頃に當れば、四郎は即ち維道なるべし。禁賀は後に氣賀に作る。今の引佐郡氣賀は、其の住せし所か。入江右馬允、庵原郡入江村の人なり。舟越家の系譜に云ふ、大織冠鎌足十七代の後胤、入江右馬大夫維清、有渡郡舟越村に住し、入江舟越澁川三邑を領す。其子入江右馬大夫景兼、其子入江武者所遠景、其子は即ち入江右馬允にて名を景定といふ。維清の子孫分れて入江・矢部・吉川・舟越・澁川等を稱し、みな左三巴を紋とす云云と。思ふに此の右馬允は名を缺けども此の景定なるべし。而して入江氏は入江村に、神原氏は神原に、興津氏は興津に、各、その居所の跡あつて存す。

横地、勝俣、井

駿遠の士源氏に屬す

伊豆流入

横地太郎、世世の襲名にして、祖先の事は己に詳かなり。勝俣氏は横地氏の族にして、居城は榛原郡勝田に在り。井八郎は引佐郡渭井に住す。(龍潭寺記) 斯く嶽南の士の義朝に屬すること多きを見れば、當時源氏の勢力の、此の地方に遍かりしを知るに足らんか。義朝嘗て傲語して、東海道中吾が領土にあらざるものなしと謂ひしも、故なきにあらざるべし。○九月二日、源爲朝伊豆國大嶋に流さる。時に年十八、爲朝は源爲義の第八子にして、母は江口の妓女なり。人と成り魁岸奇偉、意氣豪逸にして膂力人に過ぎ、身の長七尺許り、左手は右手より長きこと四寸、最も射を善くせり。幼より勇を恃みて人を凌ぎければ、爲義その誨ふべからざるを知り、其の十三歳のとき之を鎮西に逐ふ。爲朝追はれて豊後に到り、居を此に卜し、自から鎮西八郎と稱し、九國總追捕使と號す。是より四方に横行闊歩して、背くは討ち降るは聽し、年十五にして悉く九州を掠畧し、終に暴威を擅にし、神田を侵し

爲朝京に至る 佛閣を汚すなど、不法の行事多ければ、香推神人の訴ふる所となる。朝廷乃ち爲義に命じて之を召さしむと雖ども、敢て上ることをせず。朝廷策盡きて爲義の官を削り、前の檢非違使となす。爲朝九州に在りて、遙に父の解官を聞き以謂らく、我が武を以て累を父に及ぼすは不義なり、我暫くも斯くてあるべからずと。則ち驍勇廿八人を率ゐ、共に京師に上る。是れ去年久壽二年のことなり。

然るに此に至てゆくりなくも保元の亂起りければ、父に従て上皇の宮に赴きしに、頼長已に其勇を知りて大に喜び、召して軍議に參せしむ。爲朝議して曰く、今夜直ちに高松殿を圍み、三方に火を放ち一方を支へば、夜の明くるを俟たずして、上皇を位に復し奉らん、是れ寔に掌を反すが如き業なりと。然れども頼長之を用ゐざりき、爲朝事の成らざるを知れども、之を遺て去るに忍びず、人の最も難しとする西南要衝の門を自ら望みて守り、併も他人を交へず、九州より率ゐれる僅か二十八騎にて當りけるが、勇奮死闘して一歩も退かず、平清盛を怖れしめ、兄義朝を驚かし、敵の肝膽を爲めに寒からしめぬ。義朝の火攻に因て軍敗れ、士卒悉く四散するに及びて、父爲義の僧となり出降らんとするや、切に諫めて曰く、不可なり。それ新院は主上の兄にあらずや。左府は關白の弟にあらずや。而して毫も其罪を減ぜられざることは、大人已に近日聞き給ふ所にあらずや。又假令家兄救はんとすとも、朝廷豈に能く赦し給はんや。如かず關東に赴き、三浦・畠山・小山田、等の諸豪族を説き、聽かずんば征伏し、其の兵馬を籍りて、東國を管領し、諸子を遣はして東北諸道に割據せしめんには、事成らば都を鎌倉に起し、百官を設け、昔の將門を眞似ぶも亦快ならずや、而して是れ決して難き事にあらず、官兵若し來り討する事もあらんか、兒の在るあり、深くな憂ひ給ひそ、若

爲朝做語

し不幸にして刀折れ矢盡きて支ふる能はずんば、則ち死すとも未だ晚しとせざるなりと。言を盡して諫めしが、爲義従はずして出降る。(京都杉原本・半井本)

世に之を輕佻浮誇の大言となし、作者の縁飾と疑ひ取らざる史家もあれども、之を十三才より九州を攻めはじめ、數年を出でずして悉く征伏したる跡に考へ、又大島近傍を悉く從へ、潛に參遠の地を踏破して、平家攻伐の計をたて、琉球討伐の手腕に考ふれば、強ちにあるまじき事とは言ふべからざるか。

爲朝謀の用ゐられざるを見て、則ち獨り逸走して近江の輪田に匿る。尋て將に筑紫に奔り、復讐を謀らんとせしが、會、平家の部將家貞、衆を率ゐて京師に入るに遭ひて果さず。既にして疾に罹り、漏室を僦りて澡浴し日を経しに、たまたま佐渡兵衛源重貞といふ者あり、勅を奉じて搜索するに遇ふ。土人爲朝の容貌を怪み、密に之を告げたるにや、爲朝の浴室に入るを偵ひ、騎三百を從へ來て之を圍めり。此に於て爲朝裸體躍り出で、木材を取りて數人を撲殺せしが、衆寡敵せず擒に就く。天皇北陣に御して之を見たまふ。其後朝議は之を斬に處せられしが、非常の壯士なりとて死一等を減じ、臂筋を斷ち以て伊豆國大嶋に流さる。

大嶋の爲
大瀬崎

爲朝已に大嶋に到り、船を大瀬崎に寄せ、此に居ること凡そ五旬、膂力は稍減すと雖ども、瘡痕は既に愈え、矢を注することは反て舊に増して長かりき。爲朝一日大瀬崎に遊ぶ事あり、遙に本土を望み見ては、轉た曠昔の感に堪へざるものもありつらんか、公には君父の非命を悲みて、竊かに會稽の義を思ひ、私には武運の拙きを歎じて、志を流泊還郷の域に馳せ、沈吟徘徊自から禁じがたき所に、忽ち見る怪岩の岨つ上に、青松白楨の繁茂せるを、以謂らく此處何物か無くんばあらずと。即ち跳て峻崖を擧づれば、果して洲崎四百

似て、氣香しく味鹹しと。蓋し獨陽生ぜず獨陰成らず。神井を闢ひ、海水に入る説、固より外人の揣摩にして信ずるに足らず。然れども伊豆の諸嶋は、今も女子多きを見れば、古代は尙ほ甚だしかりしならんか。然らば女子郷の名、全く誣妄とも言ひ難きが如し。韓人の著日觀要考に、女子郷を注して曰く、東南の海に八丈嶋あり。地大に人衆く、女は什の七八に居る、故に名づく。今倭に屬すと。又圖書編には、伊豆國相摩國を圖して曰く、海を隔てて東南女國の界に至ると。太平御覽外國記には、周、洋泛、海落、綜嶼、上多、紵有、三千餘家、云是徐福童男之后、風俗似吳人といふ。但し徐福の説は尙ほ考ふべし。

八丈嶋

長梅外

漫道方壺在渺茫 豈知近接我南疆 仙家交易錢神失 樂土膳羞鹹草香

機響于今如蟋蟀 女叢當日妒鴛鴦 流連不用戀弧嶋 北望蓬萊是故郷 (扶桑偉觀)

八丈嶋中元踊

此嶋、中元には人人相集り、舞蹈を爲すを例とせるが、男女群を異にして歌を誦ひ、其の音節に従ひつつ、楢圓形に循環して踊るなり。歌に曰く、

こえて ヤレコリヤ 松原をこえて、 ヤレコリヤ 松原こえて、 伊勢踊
はしろ舟にか ナアエー、 わしやのりたけが、あとの見られる ヤレ、 さま ナー ゆゑに、
舟のやくらに ナアエー、 小松をすゑて、 小松風で ヤレ、 舟 ナア 走る、
ヤーレ 歌の初は大嶋はらで、利嶋つまんで新嶋よ、それに式根よとまり嶋、親はなけれどかうづ嶋、三本岳にあふぎばこ、御倉嶋よは上にきて、八丈丹後をつみにくる、めでたくをさまるみやけ嶋。

闘牛

八丈嶋の人類絶滅

八丈嶋の種婆

大内造營

寺社の兼併と濫行を禁す

と、總て音節長くして、句の間に「アーハ・エンヘ・オンホ」などを挿む。故に語句分明ならず。又この中元には闘牛の遊戲もあり。頭角を以て闘争せしめ、各、その勇猛を競ふといふ。

世に傳ふ、往昔海嘯あり、怒濤全嶋を侵犯し、人種全滅せしを、獨り妊婦の體を抱いて生存する者あり。大賀郷川口洞に留りしが、尋で男子を産し、成長するまゝに母子相通じ、子女を數多産みしより、枝族漸くに蕃殖したり。故に後人これを種婆と呼ぶと。今大賀郷鷺津に其の墳墓あり。其他噴火ありて桑海の變を來たし、海嘯の襲來に因て、生類の殆んど絶滅に歸せんとせしこと、一二數ふべからずといふ。(豆州志稿)

○閏九月、藤原成範遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○此歳、五畿七道に勅して大内を造らしめ給ふ。(愚管鈔大日本史平治物語) ◇二年三月十七日、雜事五箇條を達し、新立の庄園を停め、神社寺院の兼併、及び住民の濫行を禁じ、諸社の神人、諸寺の惡僧、並に諸社寺の濫行を停止し、以て地方制度の更革を企てらる。

雜事五箇條

一應、令下國司、且從停止、且錄狀、言上神社・佛寺・院・宮・諸家、新立庄園、事
右九州之地者、一人之有也、王命之外、何施私威、而如聞、近年或語取國判、或稱傳公驗、不
レ經官奏、恣立庄園、論之朝章、理不レ可然、右大臣宣奉、勅、久壽二年七月廿四日以後、不レ帶宣
旨、若立庄園、且從停廢、且令注進、國司容隱、不レ上奏者、即解現任、科違勅罪、至子子孫、
永不叙用者。

一應、同令國司、停止同社・寺・院・宮・諸家、本免外、加納餘田、並庄民濫行、事

右件庄園等、或載_ニ官省符_一、或爲_ニ勅免地_一、四至_ノ坪付、券契分明、而世及_ニ澆季_一、人好_ニ貪婪_一、號_ニ加納_一、稱_ニ出作_一、本免_ニ外押_一領_ニ公田_一、暗滅_ニ率法_一、對_ニ捍官物_一、蠶食_ニ之漸_一、狼戾_ニ之基_一也、兼且、以_ニ在廳官人_一、郡司、百姓補_ニ庄官_一、定_ニ寄人_一、恣募_ニ名田_一、遁_ニ避課役_一、郡縣之滅亡、乃貢_ニ之壅怠_一、職而此由、同宣奉勅、庄園相共、注_ニ出加納_一、停_ニ止濫行_一、令_ニ徒_一國務、若諸家寄_レ事、左右不_レ辨_ニ決理_一者、國司勒_レ狀、早經_ニ言上_一、隨_ニ其狀_一驗、且停_ニ廢庄號_一、且召_ニ取司職_一、檢非違使、令_ニ糺彈_一、但帶_ニ宣旨_一、並白川・鳥羽、兩院廳口下文_一者、領家進_ニ件證文_一、宜_レ待_ニ天裁_一者。

一應_ニ同令_一國司、停_ニ止諸社人濫行_一事

伊勢大神宮 石清水八幡宮 鴨御祖社 賀茂別雷社 春日社 住吉社 日吉社 感神院

分恒例、神事所_レ役、惟同_ニ往古_一、神人員數有_レ限、而頃年以降、社司等、偏_ニ誇_一神眷、不_レ顧_ニ皇猷_一、恣_ニ耽_一賄賂、猥_ニ補_一神人、或號_ニ正員_一、或稱_ニ其掖_一所部_ニ公民_一、蔑_ニ尔國威_一、先格、後符、嚴制_ニ稠疊_一、神不_レ享_ニ非禮_一、豈_ニ叶_一神慮_ニ乎_一、同宣奉勅、進_ニ本神人交名并證文_一、至于新加_ニ新人_一、永_レ停_ニ止社司_一、若致_ニ懈_一緩、改_ニ補_一他人_一者、同_ニ知彼社_一、既_ニ了_一。

一應_ニ同國司、停_ニ止諸寺諸山惡僧濫行_一事

興福寺 延曆寺 園城寺 熊 金峰山

右惡僧凶暴、禁遏_ニ惟重_一、而彼三寺兩山、夏衆、彼岸衆、先達、寄人等、或號_ニ僧供料_一、加增_ニ出_一古利、或稱_ニ會頭_一、掠_ニ取公私物_一、若_ニ斯之類_一、定_ニ審有徒_一、國之損害_ニ基_一於此、同宣奉勅、恒加_ニ徵當_一、勿_レ令_ニ

違犯_一、不_レ拘_ニ制法_一之輩、遣_ニ本寺_一所司_ニ進_一父母師主所緣等_一、□□□□□□但愁緒_ニ不_レ可_一默_ニ止_一者、宜_レ付_ニ諸司_一、經_ニ奏聞_一者、同_ニ下_一知_ニ彼寺_一、既_ニ了_一。

一應_ニ同令_一國司、停_ニ止國中寺社濫行_一事

右部内寺社、皆是國司之取也、頃者、或稱_ニ靈祠_一之末社、或號_ニ權門_一之所領_ニ社_一者、補_ニ數千_一之神人等者、定_ニ巨多_一之講衆、各振_ニ已威_一、打_ニ妨吏務_一、頻_ニ橫_一行_ニ鄉村_一、動_ニ責_一煩_ニ國衙_一、格律_ニ所_一制、罪科_ニ不_レ輕_一、同宣奉勅、自今以後、愆_ニ停止_一、若猶致_ニ奸濫_一、早注_ニ進_一交名_一、隨_ニ其所行_一、法_ニ斷決_一者。

保元二年三月十七日

地方形勢
院政の弊

條中右大臣とあるは、藤原宗輔なり。惟ふに當時京都の朝廷は、藤原氏の全盛時代已に去り、院政獨り盛なるに、院政にも亦弊ありて、或は主上と上皇と、或は上皇と法皇と、其間自から和熟を缺き、動すれば疎隔を生ぜんとし、畏けれど互に相助け給ふ御心あらせられざれば、藤原氏の勢力を希ふ者等此隙を窺ひ、或は主上を助け奉りて、密に權を得んとする者あり。或は上皇・法皇に屬して、大に威を張らんとする者ありて、自然に黨を分ち派を異にし、終に相凌轢するに至りしが、其極また互に武人の力ある者を引き、己の爪牙となしたれば、武人漸くに勢力を得、時代を經るに從て益、隆盛となり、終に京師より地方に擴大し、或者一方に據て權を振へば、或者は他方に據て力を養ひ、密に威を弄し地を併する者も少なからず。且つ當時の地方は、朝政普く行はれざりければ、勢ひ自力を以て、他の暴を懲らし、他の侮を禦がざるべからざりしが、之を爲さんには亦多く郎從を養はざるべからず。多く郎從を養はんには、亦多く富力を養はざるべからず。

らず。而して多く富力を養ふの道は、領地の租税を薄くするより善きはなければ、爰に種種の謀を運らし、務めて其租を免れんとせしに因り、漸く免租地なる新立庄園の増加を來たしけるが、自是朝廷の歳入は年年に減じ、朝廷の威令は年年に行はれず、而して地方の生民は益々混亂の域に陥りたるなり。

庄園

庄園の事は既に説く所ありしが如く、もと權門勢家の別莊地にして、權門勢家の自から開拓したる土地なれば、特に其の租税を免じ、朝廷は深く之に關涉せず。故に其の域内の治安を維持し、不法を懲罰するが如きに至るまで、多くは領主自から之に當らざるを得ず。されば庄園は、當時國政の外に立てりといふも不可なきが如き有様なりしが、獨り此の庄園のみならず、其の以外にも亦此の庄園と同じく免租の地は少なからざりき。即神社の所有なる神田の如き、佛寺の所有なる寺領の如き、皆な然らざるはなきなり。故に此等の地増加するに従て、朝廷の歳入の益減するは理の常なるに、併も此勢少しも撓まず益々優勢となりて、此等の地年年に増加するは、誠に朝廷の爲に憂ふべきなり。而して此等の地の年年に増加するは何に因るかといふに、當時の制として、縦ひ個人の私有地なりとも、或は之を社寺に寄附し、或は之を莊園に附屬せしむれば、社寺領若くは莊園と同じく、永く免租の恩典に預かるを得べければ、私有して重税を納めむよりは、寧ろ名を寄附又は附屬に假り、官税に比すれば十一にも足らざる輕税を、社寺或は庄園主に納るるの利なるに若かざれば、土地の所有者は、競て之を爲したるを以てなり。

庄園社寺の擴大領家の強暴

此の如くにして社寺領庄園等、日に益々擴大すれば擴大するに従て、彼の社寺庄園主等の勢力は日に益々増長し、増長するに従て、狂暴なる神主僧侶も生じ、豪強なる庄園主も生じ、延いては制し難き庄司、地頭を

領家、庄司、地頭

も生ずるに至るなり。併も此の趨勢進みて止まる所を知らず、遂に庄園及び社寺領の多き、日本全國の過半に至れるを見れば、僧徒神主また庄園主の年年に横暴となり、朝家の年年式微に傾くも其の因て來たる所あるを知るに足らん。而して此の庄園の所有者を領家と稱し、領家に代て庄園を治むる者を庄司と稱し、庄司の下に屬して、其地の作主を支配するを地頭と稱せしが、地方政治の實權を掌握する者は、實に此輩なるが故に、庄園擴大すれば領家の勢威増し、領家の勢威増せば、庄司地頭の權力増し、其の權力の増しに増したる末は、遂に朝廷の命ぜられたる國司郡司をも凌駕せんとするに至るべきは、是れ見易き勢の自然なり。併も權力は實力に因て生じ實力の存する所は乃ち權力の歸する所なれば、地方の政權も漸く此等庄司地頭の手中に陥りしが、此等の庄司地頭は、後の所謂武門武士の前身なれば、語を換へて言へば武家の勢力は年年地方に扶植せられたるにて、是ぞ廳て遂に鎌倉幕府の創建に馴致する徑路たるなり。されば源賴朝の上奏にも、

鎌倉以後

領家は尋常にて、地頭不當無極之所多候、又地頭尋常にて、年貢不_レ致_二懈怠_一所所も候而、領家の中にも地頭惡み乗勝て訴申事も候之由承及候也、然者記録所へ被_レ召候て決_二眞偽_一、御裁許候者、不當地頭は成恐て云云、九月三日、賴朝、と、見えたるなれ。

然れども鎌倉幕府創建の後は、地方の形勢一變し、莊園にも納税の務を負はせられ、併も先の初穂を納めたるが如き輕きものにあらずして、莊園作主は少なからざる支出を生じたれば、従前の如く急激の進歩發展は望みがたく、言はば大小共に従前のまま爰に暫く固定の形となりたるなり。何となれば鎌倉幕府は、地方

領家地頭
代の盛衰
始終

の豪族を選びて諸國の守護とし、非違を警戒し、法律を厲行せしめ、幕府の良を派して莊園の地頭代とし、守護地頭の下に在て事務を治めしめ、稍統治の體を形成し、前時代の如き、横暴不羈の所爲を容さざる而已ならず、其の統治は、幕府政治の主眼にはあらで、論功行賞に重きを置き、務めて功臣輩の所得を増加せんが爲の統治なれば、公即ち幕府の爲に功績を積むを思はで、私即ち自己を營む能はざらしめられたればなり。

地方自治
の發達

凡そ鎌倉幕府の初はたとひ莊園の税額は増加したりとも尙ほ從來の因襲に従ひ、其の領家に納税を務めしめられたれば、尙ほ昔の様は失はざりしが、武家の勢力漸く盛なるに及びては、彼等庄司地頭の輩も多く家子郎黨を養ひ、頻りに權勢を張り、遂に領家を凌ぐに至りければ、其の實力は自から地頭若くは地頭代に推移し、從て地方政治の權は總べて、司法にもあれ行政にもあれ、悉く皆な之に歸して領家の權威は益々輕くなれり。即ち輕しと雖も其形は尙ほ昔のままなりしが、其の再變して守護地頭を任ずるに及びては、領家の權力全く地に落ち、地方政治上には其影だに止めずなりぬ。但し地方の爲政者は此の如く變じたれども、奈良朝以前より、氏又は戸の制と共に發達し來たる、所謂地方自治の力なるものは、毫も撓みたるにあらず。地方自治の力は撓まずして、領家の力獨り撓みたるなり。領家の力撓むに及び、之に替りて起りたるものは何ぞといふに、其は即ち守護地頭なり。守護地頭とは抑も何人ぞ。曰く、當時の領家に屬せし地頭代、若くは庄司の如き族に外ならざるなり。而して此等の輩の中には、漸次に功を積み勢力を養ひ、領地を増し領邑を廣め、終に一方に割據し、自から大名と稱するに至る者も少なからざりしが、是れ即ち後世足利時代に至り、國中處處に勃興し、天下大亂の基を成しし者なり。然れども此族も亦永く榮えたる者にあらず。足利時代争亂の爲

守護地頭

足利時代
争亂の基

遠江權介
遠江守平
重盛

に、多くは其家を亡ぼし、其下これに替て起り、家を興して國となし、自ら大名と稱したることは、猶ほ當時の地頭代の、領家に代つて起りしが如し。故に後世江戸時代の封建を組織したる大名は、當時の豪族の子孫にはあらざるなり。而して此の莊園も此族と同じく、足利時代の争亂に因り、全く其形を隠し其蹟を絶ち、只その名のみを存することは成りたるなり。筆の次でに聊か其の始終を述ぶ。◇三年春正月、藤原頼定遠江權介に任ぜらる。(大日本史) ◇八月、遠江守藤原成範播磨守に轉じ、平重盛代りて遠江守に任ぜらる。(大日本史)

(大正七年十二月十八日脱稿)

【二條天皇】 保元三年八月受禪、十二月即位。

伊豆守
宇野太郎
親信
遠江守
伊豆大掾

保元三年十一月廿六日、安房守平義範伊豆守に任ぜられ、伊豆守藤原經房安房守に任ぜらる。(豆州志稿・人事記) ○此頃、宇野太郎親信といふ者あり。大和國宇野より伊豆國に遷來り、八牧郷江川に住す。江川は今之葦山にして、親信は源頼親の裔なり。◇四年春正月、遠江守平重盛伊豫守に轉じ、藤原資重遠江權守に、藤井目方遠江大掾に任ぜらる。資重一に資長に作る。また藤原兼次伊豆大掾に、藤井友次伊豆目に任ぜらる。(大日本史) ○四月廿日、平治と改元す。

遠江守平
宗盛

◇平治元年八月、藤原雅長駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○十二月、平宗盛遠江守に任ぜらる。(大日本史) 宗盛は前の遠江守平重盛の弟にして、共に平清盛の子なり。重盛は忠孝兩ながら全き武將にして、世に已に定評あれども、宗盛は或は其の兄に及ばざるを誹るものあり。而して今この任を蒙りしは、平治の亂を戡定するに與りて功ありしに依るといふ。

初め保元の亂興るや、源義朝身を挺して天皇の軍に屬し、上皇の軍を討て大に之を敗り、一夕にして其亂を平けたれば、其功遙かに清盛の上にあるに、其賞に至りては却て其下にありて、僅に左馬頭たるに過ぎず。然るに清盛は反て其賞義朝に超え、播磨守より太宰大貳に移り、權勢隆盛として義朝を凌げば、義朝これを見て憤懣の情に堪へず、藤原信西に結びて之に抗せんと欲し、女を以て其子に嫁せんと計りけるに、信西却て清盛に結びて義朝を卻けしかば、義朝ますます憤怒して、慚恨措く能はず。時に藤原信賴といふ者あり。近衛大將たらんと欲し、上皇に請ふ所ありしに、上皇は御許しあらんと思召ありけれども、信西之を諫めて止めければ、信賴之を知りて信西を怨むこと甚しかり。此に於て信賴義朝同氣相求めて相合し、一團となりて謀を通じ、また藤原經宗惟方等を誘ひて己の黨とし、以て朝廷の動靜を伺ひ、且つ内に在りて事を謀らしめ、以て信西に報ゆる所あらんと、密に其機に至るを待てりける。

然るに此月四日清盛熊野に赴き、京師に平家の兵の居る者少なければ、時失ふべからずと爲し、信賴義朝等兵五百を率ゐ、突然起て宮を圍み、上皇を御書所に、天皇を黒戸御所に幽し奉り、信西を捕へて首を梟するなど、廷臣の配流黜罰を意に任せて處斷し、信賴自から大臣大將となり、義朝を播磨守に叙し、恣に凶威を振うて憚る所なければ、上下恐怖して敢て或は撓るなく、清盛も熊野に在て之を聞き、恐れて四國に走らんと謀りしといふ。然るに清盛は重盛の諫に従ひ、所所に兵を集めて三千騎を率ゐ、軍を整へて京師に還りたれば、義朝これを知り、また二千騎を整へて内裏に陣し、清盛を逆へ討ち、激戦數合の後遂に大に之を破り、勢に乗じ追うて六波羅に到りけるが、到れば却て平軍の爲に逆撃せられ、退いて内裏に還る、然るに内

源友長死

裏も亦平軍に奪はれければ、進退度を失し、將士悉く潰走し、義朝は尾張に走りて長田忠致に殺され、惡源太義平は難波經遠に捕へられ、六條川原に斬らるる等、源氏の族は概ね敗亡離散して殘る所なかりしに、平氏は此度の功最も大なりとて、其賞を蒙る者勝けて數ふべからず。而して宗盛も亦その一人たりしなり。(難波江)○義朝の敗るるや、兵三十騎を率ゐ、逃れて龍華に至るに、僧徒の爲に途を要せられて通ずる能はず。主従馬を下り、柵を破て過ぎけるが、此時義朝の叔祖義隆矢に中りて死し、義朝の子朝長股を射られて傷くといふ。然れども朝長は屈せず、矢を抜きて復た戦ひ、父と共に走て青塚驛に至るを得て、驛長大炊の家に投じける。因て義朝は、義平朝長を分遣し、兵を信濃飛驒に募らしめしに、朝長創劇しくして行くこと能はず、途より還り來たりけるを、義朝見て嘲て曰く、頼朝幼なりと雖ども汝の如く怯ならずと、因て之を留めて去らんとす。朝長之を見て父に請うていふ、兒獨り此に棄てられ、敵もし來ることもあらば、擒にせられて辱を蒙ることは明かなり。請ふ寧ろ手双して其辱を免れしめよと、義朝則ち之を双して去る。

大谷忠太
友長首冢
の松

時に朝長の從者に大谷忠太といふ者あり。遠江國山名郡大谷村の人なり。朝長の首を收めて遠江に歸り、之を其の郷里に埋め、松樹二株を植ゑて墓標となせり。此松後世まで長く存し、枝葉繁茂して他に其類なければ、遠近知らざる者なく、頗る人口に膾炙して、遂に童謡を爲すに至る。曰、
萬都我美多久婆、與理朝長乃、二本萬都阿理、積雲爾。

積雲院
友永村
大谷村

と、積雲院は頼朝建つところの寺にして、今豊田郡友永村に在り。友永の村名も、友長を葬りしより起れる名なりといふ。又大谷忠太は今の太谷村の人にて、此地に殿谷といふ所あるは、忠太が館の在りし所な

源希義駿河に在り

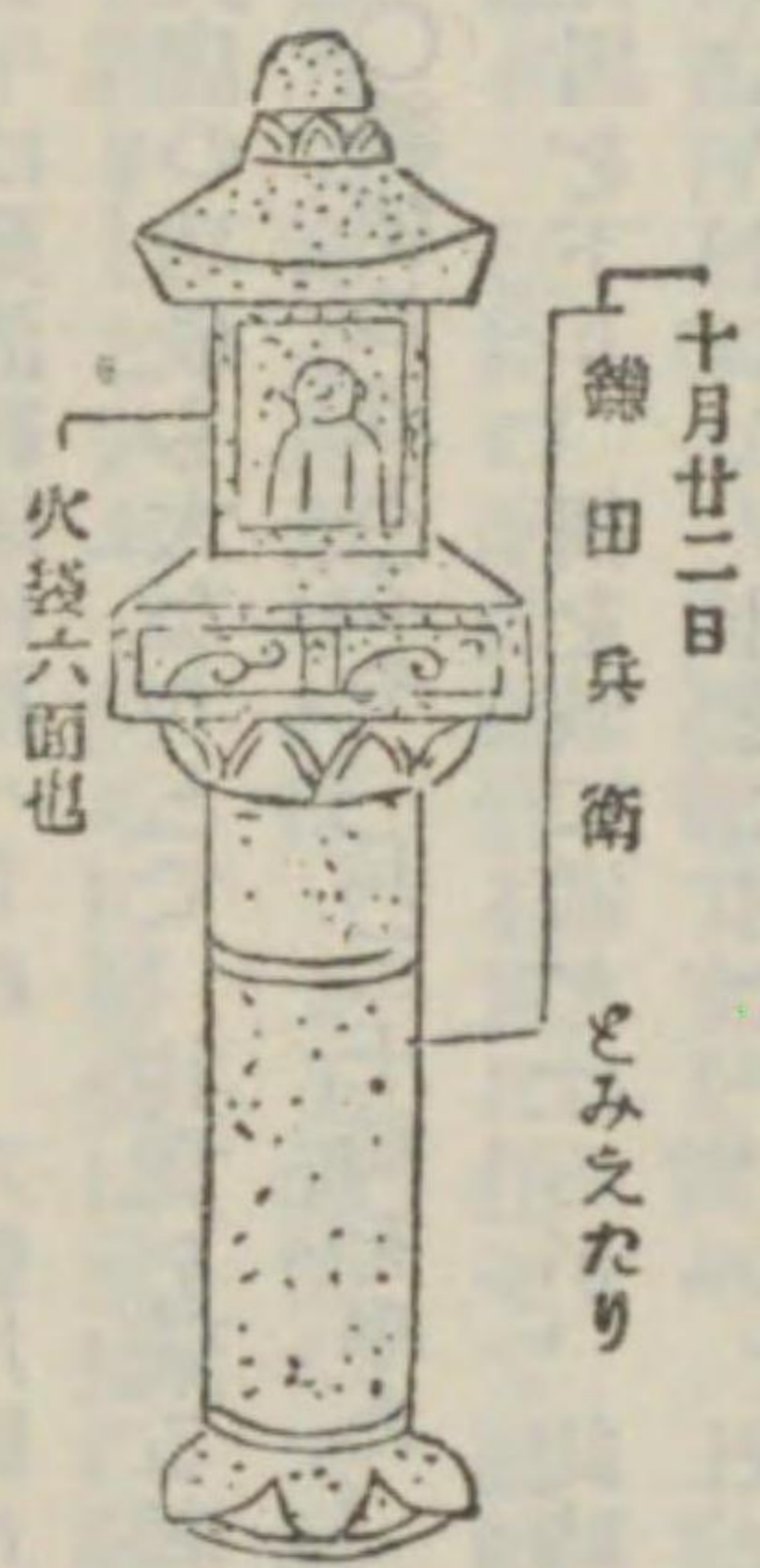
鎌田政清遠州に遁る

鎌田政清の墓

源義朝最後の圖略傳

り。此村七月十五日には、幼童隊を成し、歌謡ひながら朝長の墓所を弔ひ、稱して廻念佛といふ。而して此の童謡は、朝長の幼時、大谷忠太が謡ひ聞かせし歌なりといへば、寺名の積雲も、此歌に因て名けしなるべし。大谷村は今友永の隣地なれども、もと同郷たりしなり。(遠江風土記傳・雲岩寺記) ○源希義も亦義朝の子なり。此時駿河國香貫に居りしが、其舅木工頭藤原友忠の爲に京師に送らる。平氏因て之を土佐國に流し、氣良邑に居らしむ。年尚ほ幼にして名字あらざれば、平氏名づけて希義といふ。其の氣良に居るを以て、或は之を氣良冠者ともいふ。後頼朝起るに及び、平氏國人連沼家綱に命じて之を殺さしむといふ。○義朝の臣に鎌田兵衛政清といふ者あり。義朝と共に尾張に走り、長田忠致の爲に殺さると傳ふ。然れども其實は隙を窺て遁去り、剃髮して西佛法師と稱し、遠江國山名郡御厨郷に住せしが、後行脚して相摸武藏の間に至り、終に還り來らずといふ。御厨郷鎌田村に兵衛が創建せし藥師堂あり。兵衛が碑と共に存す。

江戸淺草大川橋の西六地藏河岸に六地藏の石燈籠あり、鎌田兵衛の銘ありといふ。(一話一言)



十月廿二日 鎌田兵衛 とみえたり 又一説、内海にて長田庄司忠致、子息先生景致と談合し、義朝をうち奉るべきよし申す。景致人手にかけんよりは、是にて討ち申すべき由同心せしが、湯殿にて義朝を組申す者は橋七郎といひ、美濃・尾張兩國の大力なれども、義朝の膝下に組敷かれたるを、彌七兵衛・濱田三郎等二人併進みて刺殺せり。時に義朝は三十八、同じく殺されし鎌田兵衛も三十八なりき。鎌田を切りたるは先生景致にて、景致妻戸の脇にて、兩膝を切りたりと云ふ。初め義朝の内海に至るとき、隨ひ來たる者は、平賀四郎義宣鎌田兵衛正清金丸にて、鷺栖の玄光舟

に乗せて隨行せしが、玄光は奥波賀^{アツハカ}の長者大炊が弟にて、大炊は義朝の妾の父なり。聞く尾州野間大御堂大坊の什物に、義朝最後(平治二年正月三日)の繪圖二幅ありしを、年經て破損しければ、同寺二世秀圓代、源敬公(尾州侯)狩野法眼探幽に命じ、模寫せしめて寄附せりと云云。(大御堂寺縁起)

一 義朝公御最期繪圖 二 幅

右は平治二年正月三日、長田父子が逆心によつて、御湯殿において、義朝公を弑する事跡を畫きて、往古より有之候へ共、年月久歴て、破壊に及候處、二世秀圓代、源敬公思召を以、狩野探幽に被仰付、古畫聊不差様に令寫、大坊什寶に御寄被遊候、依之寶物の第一に備護持いたし候。拜見所望有之候へば、右寫繪出し令披露候。

一 源敬公御自筆繪解 一 軸 義朝公御最期之畫圖畧傳

抑、左馬頭源義朝公、平治元年京軍に敗北して、美濃國青墓の宿の長者大炊(義朝公の妾延壽が母也)が許に落着せられ、是より東國へ下り給ふに、海道は歴がたしとて、鷺津玄光(大炊が弟)を頼み、小船に乗り株瀬川を下りて海に浮び、極月廿八日、當所長田莊司忠致が亭に到り給ふ。御供には鎌田兵衛政清、平賀四郎義宣、澁谷金丸、玄光共に四人なり。(義宣は母重病ゆゑ、此にて暇を給はり、本國に歸る。)忠致は相傳の御家人、且つ政清が舅なりければ、君臣共に悠然と心解けて、暫く此地に御滞留あるべき由なり。故に外には歓迎の禮を厚うし、義朝公を書院に請じ奉り、又供奉の士は、遠侍の間に招き、厨に山海の珍味を集め、餐應は美盡し善盡せり。内には逆意を挾で、一間所に嫡子先生景致を呼謂て云、我君此より東國へ下り給ふとも、平家權勢盛なれば、何地にてか人手に討れ給はん事必せり。所詮、吾等御首を討て平家へ奉らば、官祿此上の望足り。永く子孫の榮光ならんと。君を失ふ密談を遂げ、先づ謀計の妨となる輩政清を討べしとて、翌春正月二日、夜に入て鎌田を招き、忠戦の疲勞を慰めなどして、酒宴既に闌に及で、政清座を立

て出る處を、景致妻戸の脇にて兩膝を切て殺せり、(世には翌三日義朝公最期の後討たるといへども、當寺所傳二日也) 政清が妻其屍を抱き、大に悲哭して父を恨み、夫の刀を取て自害す。

翌三日早旦に、義朝公を湯殿に請す。(此遺跡今田上に在り) 金丸御刀を持て伺候す。(此御刀今當寺の什寶なり) 程經れども御浴衣參らする者もなく、諸事ふつつかなれば、金王大に怒て、自ら取りに往きぬ。其隙に忍ばせ置ける橋七郎(尾濃無双の大力)つと入て組付ぬ。義朝捕て御膝の下に踏敷ける。續いて彌七兵衛・濱田三郎左右より寄て、脇の下を刺し終に御首を打取り、(行年三十八)相圖の者に渡して出づる所を、金丸歸り合つて、不審く見えければ、三人ともに湯殿の口に斬伏せしが、内の體に大に驚き、長田を討たんと玄光を呼出し、兩人切つて廻れども、父子通れて討ちえず。偕て御首を持て上すらん、追駈んとて、厩に入て馬引出し打乗りて、留めんと思はば留よと呼はりしかども、遠矢少少射かけたる計りにて、敢て近付者なし。玄光大音揚げ、歳積て六十三、軍に會ふこと十三度、一度も後を見せずとて、逆馬に乗て馳行きぬ。云云

右繪圖往古より有之といへども、破壊失却に及ぶ處、慶安元戊子年、當國主御元祖大納言源義直公、(法名號源敬公) 狩野探幽に命じて、右旨趣を二幅に圖畫せしめ、東照神君より御譲りの織物を以て此を表具し、且自ら義朝御最期の畫解を書給ひぬ。云云 (大御堂寺大坊古文書)

藤原宗忠
遠江に流
さる
川井宗忠

○信西の子中納言宗忠、遠江國川井郷に配流せらる。依て川井氏と稱し、子孫終に永くここに住す。

藤原宗忠―兵衛尉宗久―丹波守久直―刑部左衛門忠久―五郎左衛門久氏―丹波守久俊
と子孫相續して絶えず。後世徳川家に出で仕ふ。此地に堀之内殿、垣戸など稱する地名あるは、その舊居の遺蹟なり。或は曰く、信西の子に宗忠といふ者なし、如何と。因て按ずるに、信西の嫡子俊憲の孫に範宗といふ者あり。範宗の三男を宗伸といひ、六男を範重といひしが、範重は遠江守に任ぜられ、信西の四男櫻町

播磨中將
成憲東下

中納言成範も遠江守に任ぜられしことあれば、宗忠の名或は誤りありと雖ども、其の子孫の此地に住居せしは、あり得べからざる説とはいふべからず。(掛川志稿) 凡そ此戰に敗れたる輩の、誅戮を受くるまでには至らずとも、東西に流竄せられたる徒は少なからざりけんが、東國に移りたる者も、獨り此の信西の子等に止まらず、播磨中將成憲の如き類も數多ありしならん。

信西の子供内外の智人に勝れ、和漢の才身に備りしかば、配所に赴く其の日までも、此彼に寄り合ひ、歌を詠み詩を作りて、互に餘波をぞ惜しまれける。西海に赴く人は、八重の汐路を別れて行き、東國へ下る輩は、千里の山河を隔てたる、心の中こそあはれなれ、中にも播磨中將成憲は、老いたる母と少き子とを振り捨てて、遼遠の境に赴きける。せめての都の餘波惜しさに、所所に休らひて行きもやり給はざりけるが、粟田口の邊に馬を留めて、

道の邊の草の青葉に駒留めて猶古郷を顧るかな

斯くて近江をも過ぎ行けば、何に鳴海の汐干潟、二村山・宮路山・高師山・濱名の橋を打ち渡り、小夜の中山・宇津の山をも見て行けば、都にて名にのみ聞きしものと、其に心を慰めて、富士の高峯を打ち詠め、足柄山をも越えぬれば、何處を限りとも知らぬ武藏野や、云云 (平治物語)

斯くて播磨中將は、下野の國府に着きて、其處に住まれけるとなむ。○此歳、從四位源賴政伊豆守に任ぜらる。(豆州志稿) 先に義朝の六波羅を攻むるや、賴政獨り六條積に陣して動かす。惡源太義平これを見、その貳心あるを察し、五十騎を以て之を突く。賴政遂に走つて清盛に歸す。因て清盛賞するに此任を以てす。

伊豆守
源賴政

◇二年正月十日、永曆と改元す。

遠江守平
宗盛轉任
源賴朝伊
豆に流さ
る

◇永曆元年正月、遠江守平宗盛淡路守に任ぜらる。(大日本史) ○三月十一日、前右兵衛佐源賴朝伊豆國蛭嶋に流され、北條時政伊藤祐親等命を受けて之を監す。賴朝は源義朝の子なり。初め義朝の敗るるや、賴朝父に隨ひて東に走り、途比良を経て高嶋を過ぐるに、馬上睡を催して父を失ひ、一騎森山驛に到れば、士兵七十餘騎あり、馳聚つて之を虜にせんとするを、賴朝髭切刀を抜いて打拂ひ、數騎を殺傷しければ、士兵等敢てとも思はざりけん、聽て何れともなく解散せしが、たまたま義朝の賴朝の在らざるを怪み、鎌田政清に命じ返り索めしむるに遇ひ、導かれて父に追及し、與に共に東近江に出でけれども、諸道みな塞りて進む能はず。京師よりは追兵迫り來たりと聞ゆるに、大雪降り出でて一步も進む能はざれば、士卒は悉く甲を釋き馬を棄て、逃げて山中に匿る。然るに賴朝は年尙ほ少にして雪を分くる能はず、獨り山口に留り居しに、偶、草野庄司といふ者の來るあり、認めて以て常人にあらずとなし、助け還りて己が家の天井の上に忍ばしむ。一日賴朝獨り自から以謂らく、我いますくてありと雖ども、終に免るべき身にあらず。寧ろ自訴して快く刑に就かんか。生は固より惜むに足らざれども、此刀はこれ我家重代の寶器なり。共に併せて平氏に與ふるは遺憾なり。成るべくんば青墓の延壽に托せんと。延壽は義朝の妾にして、一女を設けたる者なり。因てこれを庄司に語るに、庄司快くこれを諾し、賴朝を裝うて少女となし、薦を以て髭切刀を包み、己れ自から肩にして美濃に至り、延壽の家に至り、賴朝を託し去る。賴朝延壽の家に留ること數日、髭切を延壽に託し、獨り關東を指して下る。

彌平兵衛
宗清賴朝
を助く

先に清盛の弟賴盛、平治の亂の功に依りて尾張守に任ぜられ、其臣彌平兵衛宗清といふ者を目代として、任國に下り、諸政を知らしめつるが、此頃宗清事を以て京師に上る途賴朝に遭ひ、怪み虜へて同じく京に上りければ、清盛命じて聽て之を宗清の家に囚へしむ。賴朝既に六波羅に到り、斬に就くこと將に日あらんとす。宗清賴朝に謂うて曰く、郎君生を欲するか。曰く、然り。曰く、活きて何をかせんとする。曰く、保元以來父兄宗族皆な死し、源氏の系統將に盡きんとす。吾にあらずんば誰か其の冥福を祈らん、幸に死を免るを得ば、僧とならんのみと。宗清憐みて之を助けんと欲し、先づ池尼に詣る。池尼は尾張守賴盛の母にして、清盛の後母なれども、清盛の敬事する所の人なり。尼性仁慈、從容として問うて曰く、賴朝は如何なる兒ぞ。曰く、年少なれども成人の風あつて、容姿甚だ右馬君に肖たりと。右馬は蓋し尼の子にして蚤死せし者なり。尼聞て悽愴色に形れ、憐然として哀に堪へざるもの如し。宗清辭し還て賴朝に謂て曰く、僕爲に池尼に君の狀貌を語るに、尼の色動けり。君もし此人に憑りて請託せば、庶幾くは万一の命を全うするを得んかと。因て又尼に見えて、賴朝の意を告ぐれば、尼惻然たること良久しく、遂に之を助けんと欲し、重盛に囑して清盛に乞はしむること再三、清盛聽さず、纔に刑期を緩うするを得たり。會、義朝の五七忌の至るにあひ、賴朝率都婆を造らんと請ひければ、宗清百枚を製りて與へしに、賴朝手づから佛名を書し、衣を解いて僧に施しぬ。禪尼之を聞てますます哀み、營救備に至りたる末、漸く死は宥されたれども、京師には止められず、蛭嶋に流されたるなり。時に池尼戒めて曰く、今より以後はただ誦經を事とし、騎射漁獵を縱にして、人に疑はるる勿れと。賴朝京師を出づるとき、道傍觀る者その威容を見、私に相語り曰く、是れ猶ほ虎を野に放

蛭嶋

長田資家
頼朝を送る

祐範頼朝
を送る

つが如しと。舊臣等みな髪を剃り、平氏の意を固うするを勧めしが、獨り秩父盛安のみ、其耳に付き告げて曰く、郎君宜しく髪を存して前途を待ち給ふべしと。頼朝首肯して去る。(大日本史・平治物語)

蛭嶋は狩野川の中央に在りて、狩野川はより二派に分るれば、宛然たる一嶋なるに、草莽繁茂して草蛭さへ多ければ、蛭嶋と名づけしといふ。凡そ當時の狩野川中には三嶋ありて、大蛭嶋・小蛭嶋・和田嶋といふ。而して頼朝は初め大蛭嶋に住せしが、蛭多くして住憂ければとて、奉行に詫びて小蛭嶋に移り、尋で又平兼隆に請うて、和田嶋に移り住めりといふは真か。而して又頼朝は是より専ら農耕に従事したりと傳へらるるが、其の耕田は今も存して、世に本島と呼ぶとぞ。但し大蛭・小蛭も今は又島となりて、古への傳は更に認め難くなりたれども、此處にもと御殿と稱する所ありて、其の舊蹟と傳ふるままに、冢を築きて其標としたることありたれど、其も今は絶えて久しくなりぬと郷人いふ。(大日本史・帝王編年記・平治物語・愚管抄・平家物語・源平盛衰記・東鑑・豆州志稿)

○頼朝の伊豆に流さるるや、累代芳契の輩、或は天亡し、或は變故に處して左遷の身となり、頼朝に隨從する者とは一人も無かりしに、獨り因幡の人長田資經といふ者あり。これを見て大に憫み、族人資家に命じ、伊豆國まで之を送らしめしが、頼朝は深く其恩を感じたりけん、平氏を亡ぼして後、元暦元年三月十一日、資經の子兵衛尉實經を召し、下文を與へて曰く、

右人同心平家之間雖可罪科父資經以藤七資家伊豆國送事至子孫孫更難忘仍本知行所
レ不レ可有相違者云云

と、資經はまた高庭介と稱す。又祐範といふ僧あり、此人も潛に人を附して、配所まで送らしめしといふ。

餅賣姫頼
朝を助く

成願寺建
立

成願寺建
立

比企掃部
允頼朝を
助く

○頼朝蛭嶋に謫居の日、其邊に賣餅姫あり、常に餅を餽れりしが、頼朝深く其志を感じたりけん、後其志を得るに及び、姫を召して其の欲する處を言はしむるに、姫曰く、妾他に望む所なし、唯一寺を創建し給はば、妾の願成るなりと。頼朝則ち一伽藍を營み、姫を以て開祖となし、其言を取りて寺に名づく。即ち厚木村の寶樹林成願寺是なり。もと此の寺中に姫の木像ありしが、後世紛失して所在詳かならず。又姫死せる時、頼朝追吊のため、同じく厚木村に一寺を建立し、鄭養寺と號す。此寺は後に廢して阿彌陀堂となる。姫の墓は成願寺境内に在りて、今も石塔立てるが、姫の宅は鄭養寺の南に在りて、鄭屋敷と呼ぶとぞ。(豆州志稿)

○頼朝伊豆國に到りて後も、國人みな平氏を畏れ、敢て頼朝に資給せんとする者なかりけるに、獨り比企掃部允遠宗といふ者あり、其妻嘗て頼朝を乳養せるを以て、其妻に命じ、竊かに糧を給せしめ、頼朝起るに及ぶまで廿年間、未だ曾て一日も匱乏あらしめざりきといふ。此の掃部允に三女あり、長を丹後内侍といひて二條院に仕へしが、惟宗廣言といふ者と私し一男を擧ぐ。後に嶋津忠久といふは是なりとぞ。内侍は後に關東に還り、安達盛長に嫁す。次は河越重頼に適き、次は伊東祐清に適く。因て遠宗は又この三女塔をして頼朝を扶助せしめしかば、頼朝深く之を徳とす。掃部允死して後、其妻尼となる。比企禪尼是なり。按ずるに田方郡大竹村日影山に古墓あり、老松一株を表とす。郷人呼びて地頭様と稱し、傳へて比企某の墓となす。或は遠宗夫妻、頼朝の配流せらるるに及びて此に移住し、其の族人などの屍を埋めたる地にあらざるかといふ者あり。郷人田中氏世世香華を供すといふ。(豆州志稿)

○岡崎四郎義實といふ者あり、初め三浦悪四郎と稱す。頼朝來るに及び、意を傾けて推奉せしかば、頼朝深く信頼して、後股肱の臣となす。又安達藤九郎盛長とい

佐々木盛綱

ふ者あり。又佐佐木三郎盛綱といふ者あり。共に此頃より來て頼朝に仕ふ。盛綱は源三秀義の三子にして、秀義は中納言藤原山蔭の裔なり。想ふに配流の一少年にして、此の如く人の歸來するは、偏に父祖の餘徳に依るにあらざるか。(豆州志稿・大日本史) ○七月、駿河守藤原雅長罷む。此頃遠江權守を顯信といふ。○十二月、遠江守平基盛越前守に轉じ、藤原基範これに替る。(大日本史) ◇二年八月、佐伯久貞遠江介に任ぜらる。(大日本史) ○九月四日、應保と改元す。

遠江權守

◇應保三年正月、源雅頼遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○三月廿九日、長寛と改元す。

源通家伊豆に配流

◇長寛元年六月、前右近少將源通家伊豆國に配流せらる。(清辨眼抄) ○此頃、一條中納言能保の室、橘太郎左衛門、勝間田五郎等二人を遠江國に遣はし、蒲生冠者範頼を迎へて、京師に還らしむ。(伊豆日記) 初め尾張國熱田大宮司季範といふ者あり、兄三河五郎季頼の女を養ひ己の子となし、左馬頭源義朝に嫁せしむ。由良御前是なり。由良御前一女三男を生む。姉は即ち一條中納言の室にして、次は宮内丞義門、次は土佐冠者希義、次は蒲生冠者範頼なり。範頼は尾張國蓬佐林邑に生れ、母と共に此に任せしが、保元の頃母物怪の病に罹り、範頼を携へて熱田に至れる折しも、會當麻五郎貞稔といふ者あり、三河目となり下り來りければ、義朝の縁に因て、暫く其家に留り、病を養ひ居たるを、尋て平治の亂起り、父義朝戰敗れて關東に走り、尾張國野間に到り、庄司長田忠致父子に殺されければ、當麻五郎は平氏を恐るのみならず、却て之に阿附せしものか、忠致を助けて義朝を殺しし功に依り、壹岐守にさへ任ぜられたれば、固より範頼母子を助くべくもあらず。又熱田大宮司も同じく平氏を憚りたるにや、絶えて心を寄せざれば、母子二人は全く孤獨の身と

蒲の福祭領

なりぬ。且つ平氏の聞えをも憚れば、かたがた以て長く此處に留りがたくなりけるが、遠江國蒲御厨の福祭領前勘解由丞季成は兼て知る所なるより、暫く彼處にと思ひなり、潛に尋ね至りて養はれ居たるに、今斯くは姊より迎へられしなり。(鎌倉實記・遠江風土記傳) 蒲福祭領と由良御前と何の縁あるか詳かならず。或は曰ふ、範頼の母は池田驛の妓女にして、範頼を蒲生御厨に生む。故に蒲冠者と稱するなりと。(尊卑分脈・大日本史) 池田は天龍川の津頭に於て、當時の池田は蒲の近隣なれば、尋ね來て潛み居るも自から理あるなり。因て想ふに、其母の卑賤なるに依り、由良御前の子とし養ひしを、平治の騷亂により身を置くに所なく、潛に蒲に送り養はしめたるにもあらんか。

範頼の母は池田の遊女

一説、源範頼は、幼時遠州蒲郷に成長す。故に蒲冠者と云ふ。今の神職蒲氏は其裔なりといふ。(史蹟名勝志)

源範頼の妻藤姫

一説、越後守清倫(蒲家の祖)の女を藤姫といひ、又吉祥子とも稱す。三河守源範頼に嫁して一女を産み、又藤姫と名く。其後文治二年、伊豆國北條郷に於て、頼朝の命によりて討たれければ、吉祥子は郷里蒲に還住みぬ。時に清倫他子なければ、やがて吉祥子をして己が後を繼がしめ、且つ其子藤姫をして、婿を迎へしめて世繼とせしが、其子は即ち越後守清常なり。云云(蒲家系譜)

爲朝青ヶ嶋探嶼

◇三年三月、源爲朝已に八丈嶋を據有し、居ること數年、此春の暖き一日、海濱に出でて逍遙せしに、たまたま白鷺や青鷺や翅を雙べ、沖邊を指して飛び行くものありければ、爲朝見て以謂らく、此鳥の飛行こそ怪しけれ。豈に彼方に一嶋なくして可ならんや、いで鳥の下る所を見んと、俄に水主柁取を催して船を出さしむ。既にして日漸く暮れたれば、月を篝火と漕行くに、ちぎれ雲の一だに目を遮るものなく、只茫茫たる海洋の、激浪來て船を噬むあるのみなりしが、春の夜の明け易く、いつしか曙近く白み渡るに力を得て、又

もとの如く沖へ沖へと漕ぎ行く程に、日中近くなりぬる頃、遙かの沖に黒く堆く見ゆるものあるより、何にもせよ漕寄せて見んと、櫓聲忙しく近づき見れば、果して一の嶋なりけり。激浪岩を噬みて飛沫霧を爲すあたり、巉巖危立、絶壁數仞にして、容易く攀つべきにあらず、何地か船を繋ぐべきと、嶋の周圍を漕廻るに、乾の方に當りて、小川の流れ出づるもの一條ありしのみ、されども爲朝已に久しく嶋に在りて、櫓聲を操つること巧みなれば、之を見て大に悦び、是れ屈竟の所なりと、勇ましくも漕寄せさま、躍て岩上に飛び移り、水棹を杖に岩角に突立てば、梶子梶取もこれに勵まされて、先を争ひ攀ぢ上りける。

或曰く、青嶋は八丈嶋の南十八里に在りて、周圍五里餘、巖壁削立して、其内空洞なり。領村二ありて、古は鬼嶋といへり。其民被髮にして長鬚、身長く色黒く、木葉を以て衣となし、狀鬼魅の如し。故に名く。(大日本史) 又曰く、鷺は翼弱くて、遠く海上を越ゆべき鳥にあらず。別に伊豆の嶋邊には、海の小僧といひて、其形鷺よりも大きく、羽翼強く色白き鳥あり。恐くは此鳥ならんと、其の土地の人はいへりと。(一宵話)

海小僧

青嶋の風俗

爲朝は是より深く樹木を押分け入りて、漸くに嶋の奥を探ぐるに、樹皮を以て造りたる家七八軒あり。近づき見れば、中より大童子の出づる者あり。髪は飽くまで黒きを、空に向けて高く結び上げ、網の如き太布を着、太刀を右に挟み、牛の如くに揺動ぎ出でたり。言語は固より通すべき由なければ、只音聲舉動に依て其意を察するに、彼は此船を以て風に漂ふものとし、隙を伺て船貨を掠奪せんとするもの如くなれば、爲朝意に弱きを示すべからずとなし、殊更に威嚴を示し、問うて曰く、汝等何爲るものぞ、隠す所なく告げよ、若し詐術を弄する如きあらば、立どころに斬て棄つべしと。曰く我輩はもと是れ鬼神の裔なり。然れども未

だ嘗て人を食することをせず。徒この嶋を領じて月日を送くるに過ぎず。但し古より此嶋に漂着する船少なからずと雖ども、生きて還る者は稀なり。何となれば、今見る如き激浪日に絶えざれば、凡そ漂ふ船は自から浪に碎かれ、幸に岸に登るとも食するに物なければ、亦終に餓死を免れざればなり。然れば兄等も若し尙ほ船あらば、糧の盡きざるに早く乗て歸るべしと。是れ其の言動に因て察する所なり。爲朝の郎等ら傍に在りて之を聴き、何れも顔色を失し、膽を冷さざる者なかりしが、爲朝は獨り驚きたる様もなく、靜かに郎等に謂うて曰く、荒磯に置けばこそ船も破るるなれ。高く引上げば何ぞ其患あらんと、依て船を高く岸上に引上げしむ。

是より爲朝はあまねく嶋中を巡廻り見るに、田もなく畠もなく、果も絹もなく、また綿もなければ何を衣食に生活するかと、殆んど怪訝に堪へ難く、問うて曰く、汝等何を以て食に充つるか。曰く魚鳥。曰く何を以て衣とする。曰く藤葛。曰く我に従はんか。曰く我が祖我が父未だ嘗て人に従はず。爲朝憤然として謂く、悪き奴輩の暴言かな。威を示して膽を奪はずんばあるべからずと。則ち大鎗矢をつがへ、樹上の鳥を射るに輒ち落つ。又天空高く翱翔する鳥を射るに輒ち又落つ。百發百中一も虚箭なく、暫くにして地に落ちて、死するもの死せざるもの、其數知るべからざるに至る。因て弓を捨て復た問うて曰く、汝等我に従ふを肯ぜずんば、又此鳥の如くならん。如何と、土人皆な恐れて伏従せり。仍て網の如き絹を各、持ち出でて、爲朝の前に積立てしが、蓋し貢獻の意を表せしなるべし。因て嶋の名を問へば、鬼ヶ嶋といふと答ふ。鬼ヶ嶋は聽きて耳に快からず、大なる蘆葦の繁茂すれば、宜しく葦嶋と名づくべきなりと。即ち葦嶋と名づけ、八丈

葦嶋

嶋の脇嶋として貢を命ず。土人等歎じて曰く、貢奉らんにも船なきを奈何せんと。則ち三年に一たび船を遣はすべきを約して還る。

爲朝鬼を
随ふ

爲朝歸るに臨み、渡嶋の證として、彼の大童子一人を携へ來しが、爲朝伊豆國府に出づる毎に之を從へ行くに、沿道の田畑を蹂躪して、暴行すること屢なれども、國人は爲朝鬼を隨へりと爲し、誰あつて之を禁ぜんとする者もなかりき。世に畫を能くする者の爲朝を畫くに、爲朝弓矢を杖いて立ち、三五の鬼その傍に俯伏畏敬せる狀を圖するは、即ち此嶋に至れる時の狀を取るものにて、爲朝の遺蹟今なほ存す。

鬼ヶ嶋

抑も當時この嶋を鬼ヶ嶋と名けし所以は、住民髪を被り木葉を著け、鬚髯長く色黒く、恰も伏鬼の如くなるより名づけしものにして、今も此の嶋の人は、身長高く頭髮多く、内地人とは其狀異なり。或は曰ふ、此嶋の形狀、オフノ魚の鼻に似たるに因り、オフノ嶋と名づく。オフノ魚は鯨鯢の類か。而して此嶋を青ヶ嶋と呼ぶは最も後の事なれば、オフノ嶋より轉訛したるにもあるべし。(三宅記・保元物語)

オフノ嶋

鬼ヶ嶋の
異説

爲朝琉球
を平ぐ

一説に云ふ、爲朝の渡りたる此の青ヶ嶋乃ち葦嶋の鬼ヶ嶋は、所謂薩摩の沖なる鬼界嶋、一に硫黄嶋と稱する嶋にして、八丈嶋の屬嶋なる鬼ヶ嶋をいふにあらず。爲朝深く謀る所あつて、海を航し鬼界嶋に至り、嶋人を征して平伏せしめ、之を導者として琉球に至るに、偶、阿多平權守忠景に邂逅せり。忠景は薩摩國の人にして、嘗て勅勅を蒙り、遁走して琉球嶋に至れるを、當時平氏全盛の時なれば、直ちに筑後守家貞に命じて之を討たしむ、家貞命を蒙り、軍船を粧ひ、之を征すること數度に及べども、常に風波に隔てられ、遂に志を果さずして止めたれば、忠景は聽て此に留まりしなり。而して忠景はもと爲朝の九州に在りし時、常に隨從して各所の戦を経て、恰も家人の如き者なれば、爲朝これを見て大に悦び、心を併せて國人を懐け、且つ九州男子の此國に流浪する者を糾合し、將に爲す所あらんとせしに、會

爲朝投石

爲朝平氏
を謀る

相良の壘

國亂起りて人心洶洶たれば、時や來れり機や逸すべからずとて、兵を率ゐて之に赴き、一戦して之を討平げしかば、國人の爲朝を恐るること鬼神の如くなりき。其後爲朝は大里按司の妹と婚し、勢ますます強を加へたれば、阿多と謀りて九州に渡り、彼の舊知を募り、再び京師に上りて平氏を討じ、以て宿憤を晴さんと、後事を約して大嶋に還れるが、彼の大童子を伴ひ來たるも、亦彼國の言語に通せんが爲なりしなり。傳へ聞く、彼の戦に爲朝の投じたる石は、今存在して波上權現の境内に在り、又其の投石の處も鬼神と稱し、地名となりて存すと。(中外經緯傳・豆州志稿)

爲朝大嶋に在りて、既に近傍の諸嶋を征服し、舊臣の來屬する者も日に多ければ、いよいよ平氏を亡さんの志確く、新に軍船といふ船を作り、郎黨を率ゐて大嶋を乗出し、遠州灘の波濤を蹴て西に向ひ、參河國に著し、矢作の邊八町といふ所に至り、暫く滯留の處となし、東西を巡遊して城地を檢し、東は遠江國相良より、西は尾張國に至るまで、海邊所所に壘を築き郎黨を潜ませ、自から尾張の市邊に遷り居り、或時は河船に乗じて飛驒國に至り、義故を招集するなど、大に謀略を運らし、竊かに時の至るを待ちけるに、漸く平氏の覺る所となり、郎黨の平家に捕へらるる者さへありたれば、謀悉く齟齬して事終に成らざりき。彼の一説の如きは、此謀破れて後、轉じて西よりせんとしたる謀にて、事實は違はざれども、鬼ヶ嶋を以て鬼界嶋とするは不可なり。さて尾張の市邊は、今の古渡をいふなり。(中外經緯傳・大日本史)

【六條天皇】 長寛三年六月受禪、七月即位。

長寛三年六月五日、永萬と改元す。

永萬二年八月廿七日、仁安と改元す。

仁安二年正月、遠江守源雅頼備中權守に轉す。(大日本史) ○五月十五日、興福寺前別當惠信、伊豆國に

惠信僧都
伊豆に流
さる
豆駿國守
範頼遠州
に還る

配流せらる。是より先、三月二日、惠信凶徒を集めて興福寺に入り、別當尋範を殺さんと欲す。然るに房人等力を奮て防禦せしかば、惠信の徒敗れて亡命する者多かりしが、亡命するに臨み、所所に火を放ちたれば、禪定院・大乘院・松室等多く焼亡せり。是に因て惠信は伊豆に流されたるなり。(百練抄・玉海二代要記・帝王編年記) 惠信本名は覺經。然れども世人は惠信を知つて、覺經を知らず。惠信後數年赦されて京師に還る。

一説云、法務僧正惠信伊豆國に遠流せらる。去長寛二年三月十日夜半、千園等を以て喜多院・松室圓城坊を燒きたるに依るなりと。(大乘院日記)

○當時駿河守を藤原爲保といひ、伊豆守を源仲綱といふ。共に十月の記に見ゆ。(大日本史) ○此歳、源範頼再び遠江國蒲御厨に到る。時に年十四、母と共に下りたるなり。(伊豆日記・遠江風土記傳)

【高倉天皇】 仁安三年二月受禪、三月即位。

駿河介
粉川長者
長樂寺創
建
眞池の巨
蟒

仁安三年十月、藤原正長駿河介に任ぜらる。(大日本史) ○此頃、駿河國益頭郡長樂寺村に、粉川長樂齋といふ郷士あり。妻は伊勢國神戸の人、神戸藏人某の女なり。夫妻共に佛に皈依し、常に慈悲を以て心とす。家代代豊富なれば、人尊みて粉川長者と呼び、佛心長者と稱す。一女あり賀姫といふ。容色美にして志想像優れば、父母の鍾愛最も厚かりしが、是又佛を信すること父母に劣らず。嘗て父の安置せる山下の藥師佛を信仰し、朝朝暮暮これに詣でて、冥福を修むること幾年なるを知らず。此地東に山を隔てて小池あり、眞池といふ。周回一里許りなるが、中に巨蟒の住むありて、既に幾千年を経たるを知らず。近頃化して美少年となり、朝夕長者の家を訪ひ、賀姫に伴ひ藥師堂に詣でしに、何時しか賀姫に通じ、誘うて池中に入り復た出で

賀姫蟒に
殺さる

青龍山長
樂寺
大覺禪師
伊豆國守

ず。賀姫時に年十六、長者夫妻の悲歎は世の常ならざりしが、長樂齋の悲憤は又特に甚だしかりしならん。我必ず女の爲に讐を復せんと、砂石を燒いて炎火となし、銅鐵を鑠かして熱湯となし、共に池中に投じて、池水を沸騰せしめけるに、巨蟒も遂に免れがたく、死體となりて浮びぬ、長樂齋も之を見て頓に菩提心を發しけむ、女子の冥福を祈らんと欲ひなりて、居宅を棄てて精舎とし、彼の藥師彌陀の兩像を安置して、本尊とはなしてけり。即ち今の青龍山長樂寺なり。或云、大覺禪師鎌倉に下る時、長樂齋の子孫尙ほあり、禪師を請じて供養を營み、禪師を以て此寺の開山とすと。(里人談) ◇四年四月八日、嘉應と改元す。此頃中原宗家伊豆國守たり。(大日本史)

皇圓阿闍
梨櫻ヶ池
に入る

◇嘉應元年六月十三日、此日夜半、功德院肥後阿闍梨皇圓、遠州櫻ヶ池に入て寂す。世に傳ふ、皇圓は叡山の杉生法橋皇覺の弟子にして、顯密の碩才なり。常に以謂らく、我生きて彌勒の世を見んと欲す。然れども人生百年を超ゆるは難し、當に蛇となつて長に老ゆるなく、以て彌勒佛に逢ふべきなりと。而して當時この地方は、花山院太政大臣忠雅の領なりければ、皇圓只管に請うて譲り受け、其の放文を請取り、以て己の所有となし、來て此池に臨み、水を乞て掌中に納め、躍て自ら池中に投じて復た出でずと。

一説、備後阿闍梨皇圓は、源空上人の師にて、比叡山にありて、その頃の明匠、一山の雄才なりける、皇圓曰く、長壽は蛇身にしかず、吾蛇身となりて、彌勒の出世を待つべし。遠州櫻ヶ池は、その深き事とく、これに住まんと思ふなりと、因て臨終の時、此池の水を掬す。當時この池の水大きに騒ぐことありしが、正にこれ皇圓入寂と、同時なりき。されば、今に至ても尙閑夜には鈴の音池の邊にきこゆと土人は云へり。此池は、遠江國笠原庄櫻村にありて、男池女池

とて、方五町ばかりある。二つの池なり。池の社は牛頭天王なり。毎年八月彼岸の中日午の刻に、半切桶に赤飯を盛り、水練の達者なるものこれを押行き、池の真中とおもふ所にて押はなし、其身は向ふの岸に遊ぎつくなり。于時池水渦巻きて、その飯器水底に沈むなり。此の飯器は、其数定らず。願望にしたがひ、三ツ七ツ、或は五ツ、年年に増減ありける。(諸國里人談)

櫻ヶ池は遠州朝比奈郷佐倉村に在りて、男池女池の二に分れて、周回凡そ九百歩、深さ知るべからず。南方に堤を築き、池中には鯉鮒の類多く産し、又蓮を生ず。祭日は毎年秋の彼岸の中日とす。此日神宮の飯器を作り、小豆飯を盛り、飯上に幣帛を挿み、水に習へる者潔齋して飯器を採り、之を女ヶ池の中心に沈むるに、凡そ二三日を経過して後、空器浮び出でて飯粒の存するものなし、是れ即ち池中の龍の食する所にして、龍は即ち皇圓阿蘭梨の化したる者なり。

凡そ此の飯器は、所願ある者の奉納する所にして、其数は一人二個とす。故に之を沈むるにも、二個同時に沈むるを例とすれども、其の空器の浮び出づるものは一のみ、一は即ち善光寺に贈る、故に浮ばずといふ。善光寺との關係は、源空の所に詳なり。然らば源空以前にも此の飯器を奉納せしものか、然らば當時の空器は、二個共に浮出でしものならんか。(新著開集) 而して女ヶ池を櫻ヶ池と稱する所以は、昔時國守の妾櫻前といふ者、池中の蛇に害せられしにより、國守悲みに堪へず、村をも池をも櫻と名づけしに因るものにて、其ことは已に記せり。皇圓は粟田關白道兼四代の孫にして、其の入水を承元中といふ者あり。記して後考を待つ。(諸國里人談・遠江風土記傳・圓光大師行狀畫圖翼贊) ○十二月、藤原季能遠江守に任ぜらる。(大日本史) ◇二

遠江守

狩野介茂光爲朝を討つ

年四月、此月廿餘日、狩野介工藤茂光朝命を奉じ、武藏相摸の兵を發し、源爲朝を伊豆大嶋に討て之を滅ぼす。(大日本史・保元物語・尊卑分脈) 初め伊豆國大嶋及び御倉嶋以北の諸嶋は、工藤茂光の領する所なりしを、保元の亂後、源爲朝大嶋に流さるるに及び、近傍諸嶋を掠略し、貢賦を奪取し、暴横至らざる所なかりしかば、茂光怒て茲年春京師に至り其狀を奏す、朝廷即ち茂光に詔して之を討せしめ給ふなり。茂光の詔を蒙るや、豆相の兵五百餘騎、兵船二十四艘を率ゐて海を渡り、大嶋に至るに爲朝あらず、因て八丈嶋に向ふ。此時伊豆の國人加藤太光員・加藤次景廉・大見平太政光・仁田四郎忠常・澤六郎宗家等從ふ者多し。(豆州志稿) 爲朝八丈嶋に在りてこれを聞き、從士に謂うて曰く、我如し遁れんと欲せば、假令敵兵數萬海を蔽うて來るとも、是を破るに何の難きことかあらん。然れども我つらつら顧ふに、我嘗て筑紫に在りて、暫く武を九州西域に用ゐしに、其の草木禽獸も風靡警服せざるはなかりき。保元の亂には、東國の將士も亦、我が弓勢を親しく見つらんか。其後時利あらず、流竄の辱を慰めんがため、斯く南嶋嶋主の權を掌握すとは云へ、是れ唯快を一時に取るの戲のみ、素より英雄の本意にはあらざるなり。而も隱忍今に至る所以のものは、他なし將に以て父の志を繼ぎ、吾が事を成さんとするのみ。然るに天運未だ循環せず、茲に追討の師を被る。縦ひ此船を射て悉く沈没せしむとも、違勅の罪は免るべからず。而して違勅の罪を犯せし者の亡滅は、殷鑑遠からず貞任忠常に在り。今この期に及びて士卒を殺し、船舶を沈むるは、適、以て我が武を汚すに足るのみ。噫吾が志已に決す。汝輩心のまにま、當に速に離散すべしと。則ち弓を執て海濱に立てば、會、官船海を蔽うて至る。依て大箭を注ぎ、よびびいて放つに、過たず一艦を洞し、船中の兵、艦と共に没して影もなし。官軍これ

を見て大に怖れ、逡巡して敢て進まず。爲期笑て館に還り、柱に寄り腹を刳いて死す。時に年三十二。其の自殺の地は、今の小島の爲朝明神の社はなり。

大嶋

釋義堂

大嶋詩

迢々孤嶋海中 認作崖州便斷腸 姦黨固應防魍魅 忠臣何事竄滄浪
潮生潮落山依舊 船去船來客自忙 快霽江亭供晚眺 青螺一抹映斜陽 (扶桑偉觀)

狩野介の軍船は、一艦を射られて後爲朝の影だに見えざるを以て、怖る怖るも漸くに進みて上陸せしが、出でて抗する者もなければ、怪みながら爲朝の館を圍めども、尙ほ出でて戦ふ者もなし。士卒等ますます怪み、ますます怖れつつも、近く寄つて戸隙より窺へば、豈に計らんや爲朝は怒れる顔色すさまじく、目角切つたる眼勇ましく、柱に靠れて坐し居らんとは。之を目のあたり見て胆を冷したる狩野勢は、心から脅怖に襲はれて、誰攻め寄らんとする者もなく、已に三日を經過せしが、爰に狩野介の士に加藤景廉といふ者あり、怖る怖る一步一步近づき見るに、死して數日の骸なりけり。即ち首を搔きて狩野介の實檢にそなへ、京師に送りて之を京獄に梟せり。(豆州志稿・保元物語・大日本史) 爲朝射藝倫を絶ち、強弓長箭を用ゐしは、世の夙に稱する所にして、其の鏃は後世傳へて槍となすといふ。

爲朝は唯弓術に巧なるのみならず、又刀を振つて相打つの技にも長じければ、弓にも刀にも、爲朝に對つて其武を競ひ得る者は、恐らく當時の武人にはあらざりけん。蓋し我國人は、古來尙武の氣に富み居るに、其用に供せらるる兵器には、世界無比の利刀を出だし、外蕃人すら、神刀と稱して憚らざるばかりなれば、我が國人の武はますます揚るのみなるに、中世以後は、又其の用法を研究する者ありて、其の精妙なる者は、人の求によりて傳習もしけるが、爲朝の九州に至りけると、肥後國に追手教高といふ者あり、深く撃刺の術に通じけるが、爲朝之を聞かや、直ちに就て之に學び、遂に弓術に劣らぬ刀法をも覺知して、搏闘撃刺の技も天下無敵と稱せられ、其の武名遂に長く朽ちざるに至りしなり。云云(大日本史)

爲朝は高名の合戦二十度、人を殺すこと數を知らず。然れども一人として非義の敵を打たず、古今無双の強弓にてあれども、漁獵の遊を好まず。慈悲を先として父母に孝あり。禮義を專として、一心に地藏を念じ牽れり。去る故にや、現在にあつては荒神の様に恐れられしかども、子孫は残りて天下の武將として、□□□□に残り給ふは、不審議の事どもなり。足利義兼の子左馬頭義氏、其子泰氏、其子頼氏、其子家時、其子貞氏、其子尊氏。云云 (今川記)

爲朝の祠
數所
擊劍修業
の始
源爲朝の
墓

爲朝爲人

凡そ爲朝征服する所の諸嶋は、爲朝の死後何れも皆な祠を立てて祭り、今に至りても尙崇敬篤くして、廢せられざるを見れば、當時其の恩威のあまねく行はれし程の大概を量知するに足るべし。爲朝の墓墳の存する所も亦一ならずして、其一是宇津木嶋の宇津木村廳、澤に在り、又正一位八幡神社を爲朝神社なりともいふ。此社は後世海嘯の際、海に没せるを以て、今の坪、澤に移ししかど、其址も尙ほ存すといふ。爲朝遣記は記して曰く、保元年中爲朝伊豆國大嶋に流され、諸嶋を威服し、久しく八丈に居り、後又鬼嶋に達す。其の討たるるに當て、尙ほ能く一箭に人艦を淪没せしめしかば、擧軍辟易せり、家に歸て腹を刺して死す。其の自殺の處、今小嶋に在り。(觀源爲朝遣記)

宇津木嶋 と、小嶋は宇津木嶋なり。宇津木嶋は周圍峻岨にして、巖石の間に只一所の口あるのみ。而して其處なる爲朝大明神の中には、鑰銅板の長一尺ばかり、幅六寸許りなるに、束帶の像に側に弓矢を鑄出せるを藏めて以て靈寶とすといふ。又一は八丈嶋大賀村宗福寺に在り。此の墳墓はもと西山の麓に在りしを、寺と共に此に移せしものにて、後世子孫の者、其の追弔の爲め、遺器を埋めて築きし所といふ。又館址あり。同郷横麻ヶ原の瀬海に在りて、里俗は呼びて城山といふ。今尙ほ空隍存し、爲朝神社と稱し、毎年正月十五日、祭を營み擲石の戲をなす。又上のかみ下のかみの宅址は、大賀郷村に在りて、土人は女郎ヶ庭と呼ぶ。其の近傍ヶ谷村長根山には、八幡神社ありて、爲朝城山に在りし時奉齋せし所と傳ふ。(豆州志稿) 爲朝數子あり。今爲朝の子女

その畧傳を記さん、

義實 上西門院の判官代となる。

實信 上西門院の藏人となる。

爲朝 嶋冠者と稱す。大嶋に於て生る。母は嶋代官三郎太夫敏定(一作忠重)の女にして、爲朝自殺せんとせし時、手づから之を刺殺す。時に年九才。

爲家 母は爲朝に同じ。大嶋次郎と稱す。爲朝自殺の時、其母隠し抱いて遁る。其後爲家大嶋を出で、參河國八町村に至り、礫喜平次が許を訪ひ、熱田大宮司に憑りて、尾張國市部に住せしが、平氏を憚りて、參河國加茂郡足助郷足助左兵衛が木尾宇の山城に隠れ住めり。其後足助の平氏に亡ぼさるるに及び、爲家遁出で、郎等三人に甲冑鞍具を負はしめ、信濃國伊奈郡合原に落ちのび、明日よしが平に

至り、大山田神社の社司を頼み、其所に留まりしが、終に其の女壻となり、老いて後死す。

礫喜平次は、爲朝廿八騎の一人にして、三町礫喜平次太夫の子孫なるべし、

足助左兵衛は、爲朝の親縁なり。

或は曰く、爲朝自殺の時、其臣保科内膳といふ者あり。爲家を船に乗せ、竊に逃れて相摸國富田に到り、富岡主水と稱し、世を忍び居しが、其子富岡主税助といふ者、始めて厚木平に至り住す。時に隨行せし者三十六人あり、今も同村に富岡の後昆と稱し、爲朝の旗を傳へて寶となす者ありといふ。

女子 其母爲家と共に抱き遁る。後加茂重長に嫁す。

義兼 爲朝八丈嶋に在りて、七郎三郎の長女を妾として産ましめし子なり。陸奥判官足利義康養て子となす。義兼身長八尺餘、膂力人に過ぎ、從四位下に叙せられ、正治二年春卒す。義兼常に云く、我朝に對し毫も宿意なし。然れども彼卿思慮深くして、一家に名ある者は常に忌み憚り給へり。我已に世に望みなし。只伴狂して彼卿の心を安ぜんのみと。義兼の妻は北條義時の女なり。(難太平記)

足利義兼は義康の三男にて其の家督を相續し上總介と稱す。義兼實は八郎爲朝の子なりしを、義康のひそかに養ひ給ひけるとなり。御長九尺計にて、ちから人に勝れ給ひぬ。義兼は此事知しめさぬにや、頼朝はひそかに知し召し給ひけるとなり。頼朝はしんじ給ひ、人からも穩便にましましければ、時政が聲になし申されけるとなり。然れば頼朝と、義兼とは從弟にて、又相聲なり。去程に新田殿より、足利殿は御末繁昌し、代々北條家と結びたまひしなり。云云(今川記)

爲 宗 義兼の弟にして八丈嶋に生る。成長の後僧となり、父の冥福を祈る。子孫世世嶋長となり、嶋人の尊仰最も厚く、死後尙ほ崇敬せらる。其の塚は父と同じく、大賀郷宗福寺に在り。

虎 政 伊難波嶋の邊に虎政海といふ所あり。虎政この海に投じて死せりといふ。この伊難波嶋の附近は、海獺數千群を成し、啼聲四五里に達すといふ。

尊 敦 母は大里按司の妹、仁安元年琉球國に生る。其後琉球國王天孫氏、權臣利勇の爲に滅ぼさるるや、尊敦時に浦添按司たりしが、義兵を擧げて赴き討じ、終に利勇を殺す。國人因て尊敦を推尊して君となす。舜天王是なり。是れ文治三年、尊敦二十二歳の時の事なり。(中外經緯傳・豆州志稿)

林羅山大
嶋の詩

後世江戸時代に至り、漢儒林羅山といふ者あり。嘗て大嶋を詠じて曰く、

迢々南海濱 舉目不知津 小角來驅鬼 八郎謫化神

土人畜獸類 風俗混魚鱗 寄語一漁叟 天涯奈此身

歴史上有名の人にして、死生の詳ならざる者、指を屈するに遑あらず。爲朝の如きも其の一人にて、或は嘉應二年四月、狩野介に攻められて、大嶋に自殺せりとするものあり。或は否らすとするものありて、未だ確なる説を聽く能はざるは、また已を得ざるにもあらんか。此に其の一二説を擧ぐべし。

爲朝死生の論

一、世に鎮西八郎爲朝は大嶋にて自殺せりといふは偽にて、實はその節琉球に渡りしといふ説あれど、彼國にわたりしことは真なれども、そは在嶋中の事にて、官軍をさしむけられしときは、切腹せしこと疑なし。其證をいはむ。中山

源爲朝死
生論

世譜云、舜天王姓源、號尊敦、父鎮西八郎爲朝公、母大里按司妹、宋乾道二年丙戌降誕、宋淳熙十四年丁未即位、宋嘉熙元年丁酉薨、在位五十一年、壽七十二とあり。此乾道二年は、すなはち六條天皇の仁安元年にあたりて、爲朝いまだ大嶋に居住せし時なり。保元物語卷三に、永萬元年三月、爲朝鬼嶋に渡りしといふことあり。是すなはち南洋なる鬼界ヶ嶋(東洋中に人のすむべき嶋なし)のことにて、それよりほどちかければ、やがて琉球にわたり、彼國を押し領し、その處の婦人と通じ、翌仁安元年に舜天王をば生みしなり。(此時爲朝廿八才也)其證は、世譜に乾道二年降誕とあればなり。(此時は、我仁安元年なりしこと前にいへり)

又ひとつの考證あり。琉球神道記といふ書に、(割註)「此書は、辨蓮社袋中といふ人の作なり。檀王法輪寺中興の開基にて、人のしる處なり。體裁は、片假字まじりにて、彼國の事蹟をかきしものなり。自序あり。其文に、予扶桑國東海邊裔之貧士也、(中略)不意、至此邦之籠桂林、經三箇年、星霜、爾有三國士黃冠馬幸明、語我云、吾雖三神國昔未レ有レ其傳記、願レ之、我他邦之人、何知三國事、明云、我粗聞、所レ不レ記問ニ知人ニ請類、故諾、爾據レ此言、恣注ニ固薩德、號曰琉球神道記、(中略)于時大明万曆三十三年龍集乙巳四月之望日也、とあり」中ゴロ鎮西八郎爲朝此國ニ來リテ逆賊ヲ威シ、今鬼神ヨリ飛礫ヲナシ、亦此ニ留リヌ。(今鬼神ヨリ一日ノ行程ナリ)といふこと出たり。今鬼神とは、琉球の近邊なる嶋と見えて、わづか一日の行程の處なり。是まがふべくもあらぬ鬼界嶋にて、すなはち永萬元年にわたりし鬼ヶ嶋なり。しかるを世に大嶋にての自殺を、さにはあらずとて保元物語をうたがふ人のあるは、傳信錄國志略等の書に、朝公とて爲朝のことの出たればなり。(嚶嚶筆語・後舍漫錄)

二、琉球の先祖舜天王は、鎮西八郎爲朝の子なるよし、東涯白石など明に記せられたり。中山傳信錄は、清の徐葆光琉球の冊封使として彼國に行き、淹留して委しく記せし書なり。康熙五十九年に著はす。即ち享保五年庚子なり。舜天の事を記して云、舜天日本人皇の後裔、大理按司朝公の男子也、淳熙七年庚子二年十五、屢有奇徵、長爲浦添按司、人美ニ其政斷獄不違、時琉球政衰、逆臣利勇執權、嶋ニ其君ニ而自立、舜天討之、誅ニ利勇、諸按司推奉、即位、年二十

二、實宋淳熙十四年丁未也、在位五十一年、壽七十二にして、嘉熙元年丁酉に薨^スと按に此の丁未は、日本文治三年なり。嘉熙二年庚寅は、爲朝追討を距ること十八年なり。然らば舜天王は、伊豆の大鳴にて出生の人なり。(撈海一得) 大鳴出生と斷するは如何。

狩野介系譜

伊豆工藤

駿河工藤

遠江工藤

狩野氏

伊東氏

○狩野介茂光の先は藤原氏に出づ。茂光八世の祖を藤原爲憲といふ。天慶中賊を討ちて功あり、木工助に叙せらる。因て工藤と稱す。爲憲の子は時理、時理に二子あり。時信、維景といふ。維景は伊豆工藤の祖にして、茂光の高祖なり。時信に二子あり、長を維清といひ、駿河工藤の祖なり。次を維遠といふ。維遠の曾孫行遠は、白尾氏を稱せしが、其子行政鎌倉將軍頼朝に仕へ、政所執事となり、二階堂氏と稱し、世世鎌倉に顯る。而して遠江工藤の祖もまた爲憲なり。伊豆工藤の祖維景は駿河守に任ぜられて、子維職に譲れるが、維職は茂光の曾祖にして、伊豆押領使たり。茂光の祖維次は伊豆九郎と號し、始めて狩野を稱す。父家次また其號を襲ふ。(尊卑分脈・大日本史) 家次四子あり。祐次・祐家・家光・茂光といふ。而して家次は後を季子茂光に譲り、自から伊東に移り住し、宇佐美・久津美・河津等三箇莊の地頭となり、姓名を伊東祐隆と改む。老いて後又寂蓮と稱す。是れ伊東氏の祖なり。長子祐家工藤太郎と稱し早世せしかば、次子祐繼後を續く。祐繼は二郎と稱し、上京して従六位瀧口に補せらる。祐繼實は祐隆の庶子なり。(工藤系圖)

初め祐隆大見郷の人大見家政の女名は玉江の寡居せるを見、入れて婦となし、一子を産ましむ。工藤太郎祐家はなり。時に玉江の携へ來たる一女ありしが、祐隆また之に通じて一子を擧ぐ。之を祐繼となす。祐繼に二子あり、長を祐經といひて左衛門尉となり、子孫伊東氏を稱し最も盛族なり。次を祐茂といひ、宇佐見

伊東の壘

狩野介

武家八介

加藤景員の壘

狩野介の城壁

駿河工藤

遠州工藤

諸藤氏

氏を稱す。又祐繼の兄祐家に一子あり、祐親といひて河津氏を稱す。祐親に二子あり、祐泰・祐清といふ。祐泰父の後を繼ぎ、祐清別れて岡村に住し、尙ほ伊東氏を稱す。(大日本史) 今其の宅址を見るに、岡村原田に在りて、四方に塚を築き、物見塚・子・神塚・榎木塚・上塚といふ。而して其の内圍は其の邸宅なり。是を祐隆以來數世居住の所とす。(豆州志稿) 茂光已に父の後を受け、伊豆介に任ぜらる。その狩野に居るを以て、又狩野介とも稱す。(大日本史) 當時周防に大内介あり。出羽に秋田城介あり。相摸に三浦介・兩總に千葉介・上總介あり。加賀に富樫介、遠江に井伊介あり。狩野介を併せて武家八介と稱し、武名海内に著る。茂光父祖の居に従ひ、田方郡日向村に住せしが、城地狹隘にして且つ要害に缺くるあるを以て、新に柿木村に築きて轉住せり。當時加藤景員といふ者あり。伊勢の人なり、流浪して伊豆に到り茂光に頼る。茂光その武勇を愛し、召して此地に居らしむ。景員は如藤太光員・加藤次景廉の父にして、其の居の空隍は今に存して、土人呼びて堀之内といふ。柿木村の城壁も、其址尙ほ存して、世に之を城山と呼ぶ。往往武器古物等を土中より掘出したことあるに見ても、狩野氏累代の居城たりしを知るに足る。(豆州志稿)

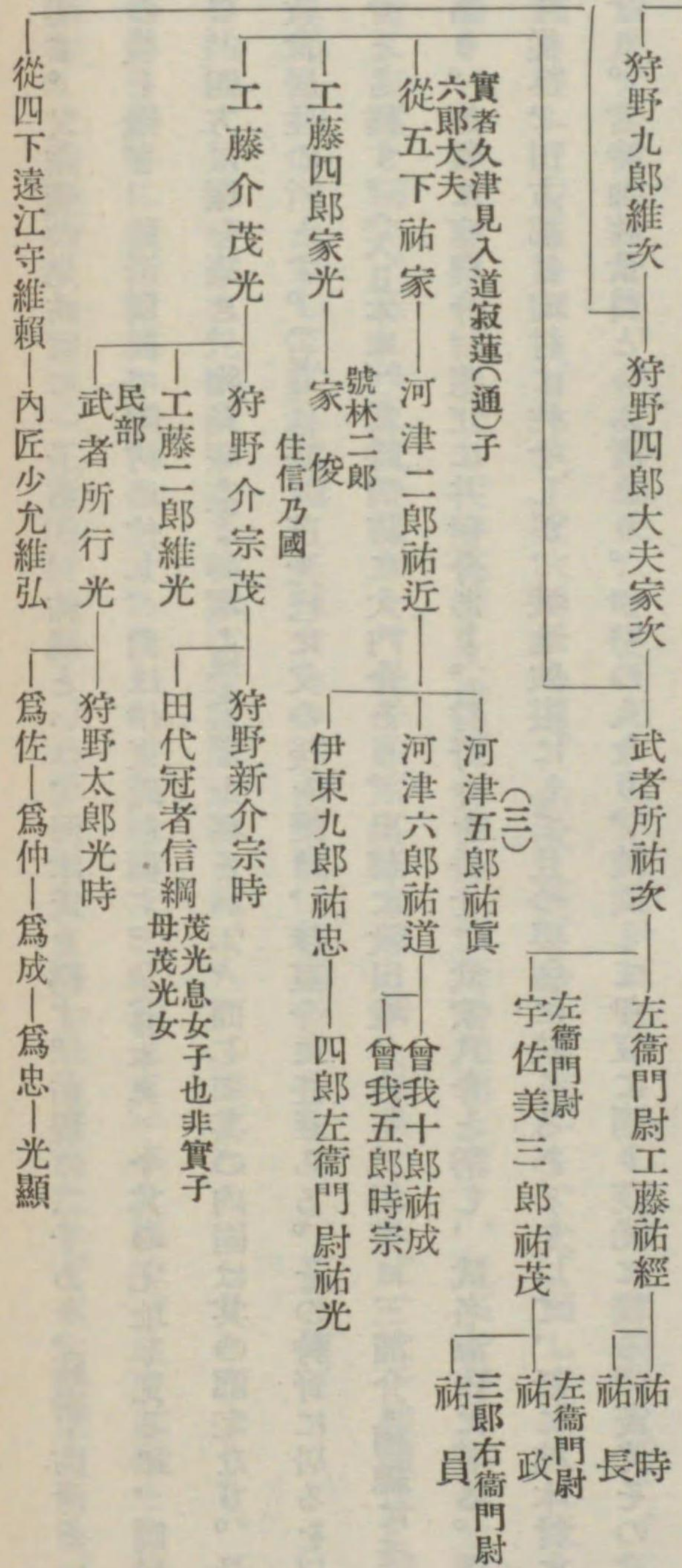
又駿河工藤維清の子孫には、船越・入江・原・橋爪・中莊・久野・岡部(邊)・息津(興津)・大田・野邊・蒲原・池谷・池越・澁河・吉香等の諸氏ありて、同族大に繁衍せり。而して遠江工藤には、遠藤・相良等あり。遠江工藤の祖は嘗て遠江守となり、其支孫維兼また遠江守となる。因て遠藤氏と稱す。維兼に二子あり、周時・周頼といふ。周時は遠藤介と稱し、周頼は相良莊に居る。子孫因て相良氏となる。(方家系圖・尊卑分脈・諸家系圖・大日本史) 或は諸國に分派せる藤原氏に就き説をなすものあり。曰く、近江にある藤原氏を近藤といひ、伊勢にあ

る藤原氏を伊藤、尾張にあるを尾藤、遠江にあるを遠藤、武藏にあるを武藤、佐渡にあるを佐藤、加賀にあるを加藤といひて、昔北面の士を呼び分くるに用ひたる稱號なり。其の駿河にあるを須藤、あるひは首藤と書くは、能書方に用ひたる者なり。然れば齋藤は藤原氏の齋宮頭に任じたる呼名なりと。云云(閑窓和筆)

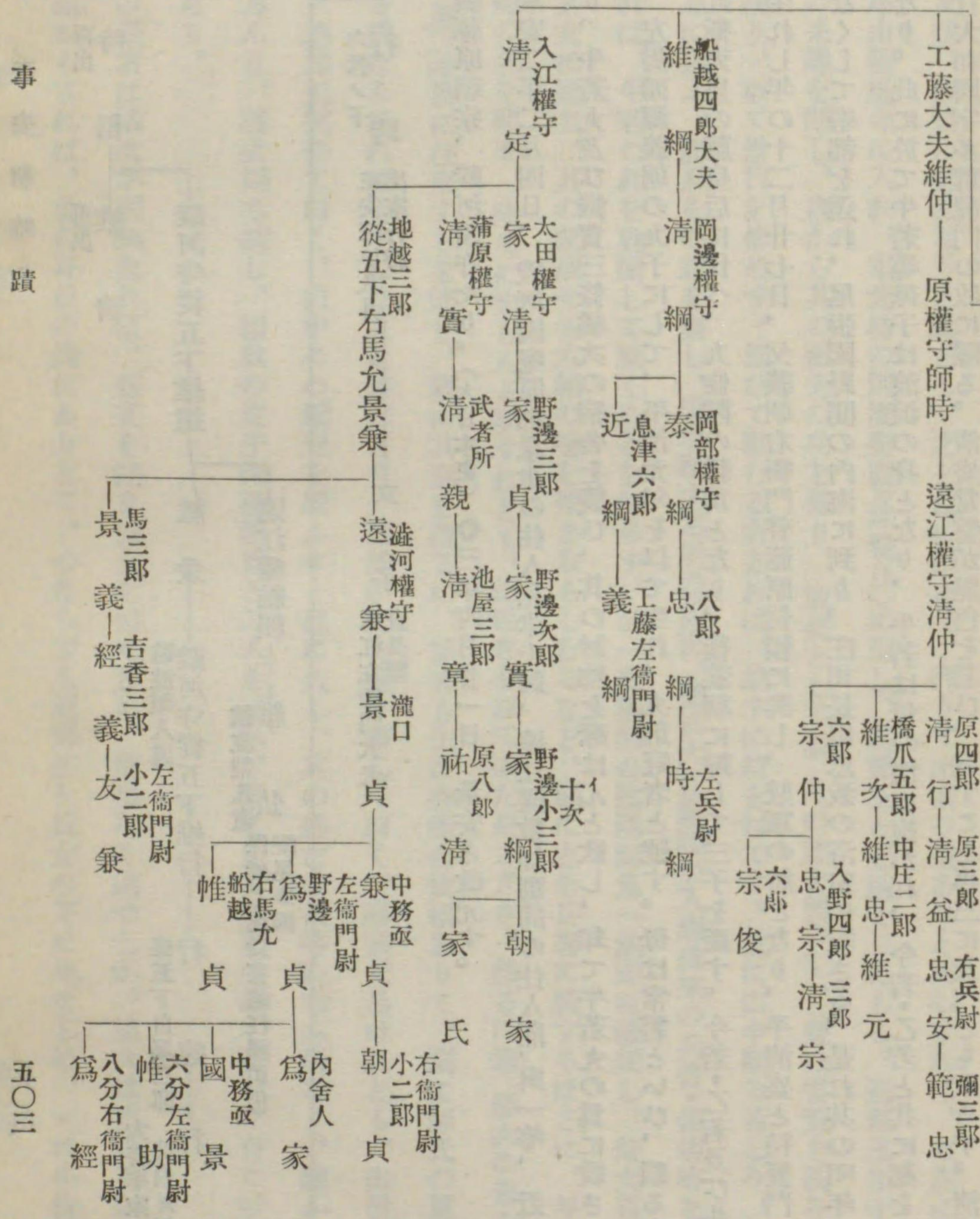
駿豆の工藤系 (尊卑分脈)

◎ 乙 鷹 — 是 公 — 雄 友 — 弟 河 — 高 扶 — 清 夏 — 維 幾

從五下遠江守爲憲 — 從五下駿河守時信
 工藤始又二階堂等祖也
 依任木工助號工藤世號
 工藤大夫

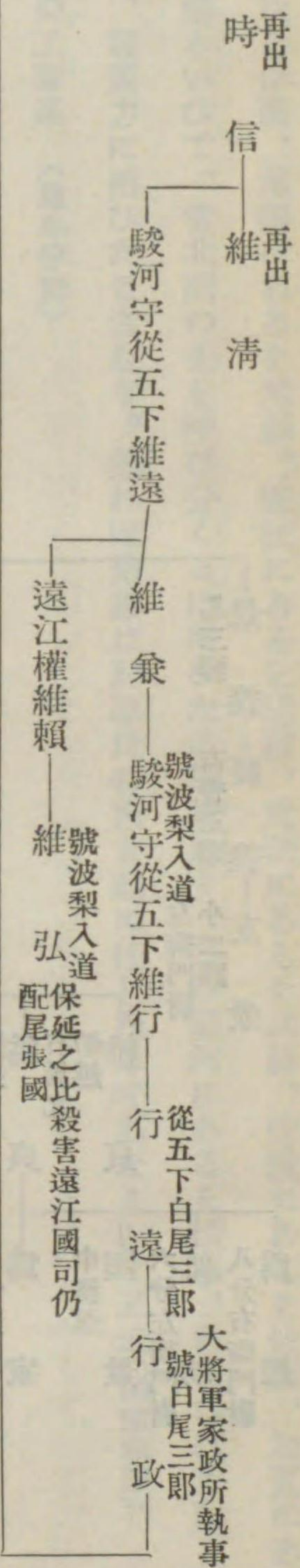


駿河守時信子
 從五下入江馬允維 — 號馬大夫



事蹟

五〇三



六代ノ子 正安三年八月 出家行勝 女 子 遠江左衛門大夫 貞長妻

○此頃藤原朝宗、駿河國守たり。(大日本史) ◆三年四月廿一日、承安と改元す。

息津十郎 蒲與一

牛若丸幼 時

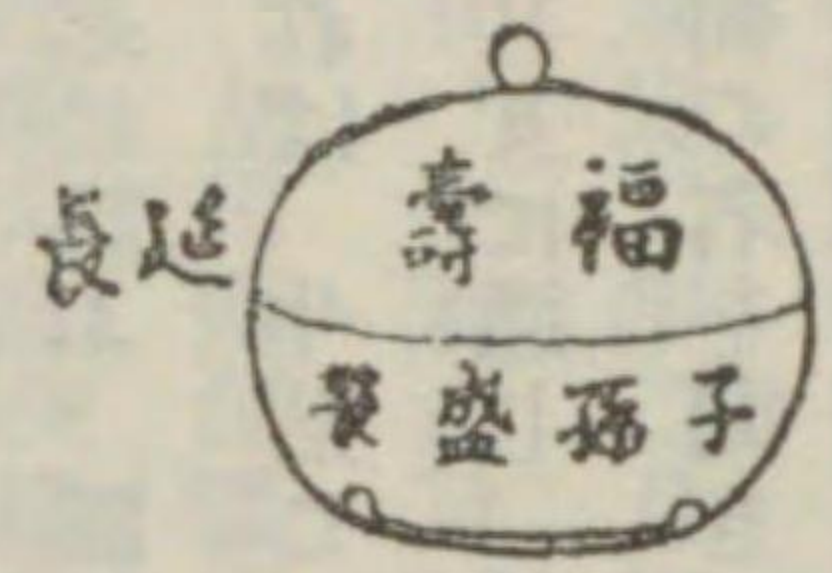
◆承安二年二月四日、駿河國庵原郡息津の住人息津十郎、遠江國敷知郡蒲の住人蒲、與一等、近江國鏡驛に至り、牛若丸及び鐵買三條橋次の宿舎を襲ひ、其の財物を奪はんと欲し、却て牛若丸の爲に殺さる。牛若丸は、左馬頭源義朝の九子にして、平治元年を以て生れ、九郎冠者と號す。母は常磐といひ、頗る容姿ありて、近衛天皇の藤皇后に仕へ、九條院の雜司となり、後義朝に歸して三子を産す。今若・乙若及び牛若なり。牛若生れし年の十二月廿七日、父義朝右衛門督藤原信賴に與し、賊軍の將となり、平清盛と待賢門に戦ひ、軍利なくして帝都を遁れ、尾張國野間の内海に到り、庄司長田忠致の浴室に殺さる。是れ其の明年正月三日の事なり。此に於て牛若等母子は浪浪の身となり、牛若は母の懷に抱かれ、今若・乙若と共に都を出で、正月七日大和國宇多郡龍門の牧に隠る。清盛常盤が艶色を慕ひ、召すこと再三に及べども至らず。清盛怒て其母を捕へ、併せて三子を殺さんとす。常盤心に欲せずと雖も、之を聞いて思ふやう、たとひ一節を破るとも、

四命を全うするに若かずと。則ち召に應じて京師に至り、母子の命を乞ふ。清盛悦び聽す。牛若漸く長ずるに及び、復讐の念盛なりと雖ども、之を色に出さず、詐りて出家の望ありと稱しければ、七歳にして山城國松尾山鞍馬寺に入れ、東光坊の阿闍梨圓忍(覺日)に屬し、遮那王とぞ稱せしめらる。遮那王年十一にして諸家の系譜を閲し、自から其の祖先の功を覺り、慨然として益、その志を固うし、晝は書策を讀み、夜は武技を練り、敢て僧行を修めず。強ひて勸むる者あれば、劫すに殺を以てす。故に山中頗る苦しみ、遂にこれを圓忍に訴ふ。圓忍その志を察し、庫中祕する所の兵記、並に大江維時が入唐傳來の兵書・傳規等を悉く讓與しければ、牛若これを耽讀して厭くことを知らず。又一條堀河の陰陽師鬼一法眼に隨從し、侍女香壽を媒として其女に通じ、其の祕藏せる六韜の卷を欺き取らしむるなど、偏に志を兵畧に騁するほどに、年を経て藤原秀衡の名を聞き、陸奥に走らんと欲すれども、道遠きを以て未だ果さざり。然るに適、橋次の來るに遇ひ、其の屢、陸奥に往來するを聞き、竊に其意を語るに、橋次も先に秀衡の依頼ありて、竊に源氏の胤を求めつつある折なりければ、心には之を喜べども、僧徒の怒を慮り辭して曰く、事甚だ易けれども、山僧の怒を如何と。遮那王笑つて曰く、山中この驕兒を厭ふこと已に久し、其の逃亡は彼等の希ふ所なり。誰か之を追ふ者あらんと、橋次則ち諾し、賴政の從子深栖賴重と二人を誘ひ、潛に走て關東に赴く途、今日この鏡驛に宿せしなり。

鏡驛の強 盜

驛の長者は橋次が舊知なれば、盛宴を開き妓女を侍せしめ、他事なく過せしが、橋次は京師を距ること尙未だ遠からざれば、世の耳目の畏れありとて、心ならずも遮那王を妓女の下に坐せしめ、一に小价に擬した

りき。酒三行、長者橘次が袂を引きて曰く、子一二年に一度は必ず此道を通すれども、未嘗て此の如き美少年を具せしことあらず。抑も子の親姻か將た他人かと。因て遮那王を指す。橘次曰く、親姻にもあらず他人にもあらずと。長者涙に咽ぶこと暫くにして曰く、我は今實に今昔の感に堪へざるものあるなり。此兒の顔貌、何ぞ故左馬頭の二子朝長公に似たるの甚だしきや。子の言を以て察するに必ず然らん。保元平治以來、源氏の系統悉く屏息して、其影だに望むべからず。若し一人にてもあれ存在せば、深く祕して顯れしむべからず。紅花は園中に交ると雖も其色異なり。壁に耳岩に口ありといふ。進退意を加へ給へと、曰く否な、是れ我が親戚なり。曰く人は何とも言はば言へ、我は知るなりと。立て遮那王の袖を引き、導きて上座に据ゑ、杯を洗て酒を進む。已にして夜もやや深けぬれば、各、己の室に迎へて臥せしめしが、橘次も亦酔うて臥す。



奥州栗原郡金成村は、金賣橘次の屋敷跡なりと傳へ來しが、其處より掘出したる物なりとて、近藤正齋の所藏せる鈴あり、其圖上の如し。

盜賊横行の狀

當時政綱漸く弛びて王澤普からざるに、茲年又五穀稔らず、小民飢餓に泣くに乗じ、大小盜賊の起ること少なからず。就中強暴の名の高きは、出羽の由利太郎、越後頸城の藤澤入道二人にして、之に次ぐを信濃權守の子息太郎、遠江國の蒲與一、駿河國の息津十郎、上野國の豊岡源八等廿五人とし、何れも名垂る豪賊の張本にて、其勢七十五人、合して一團となり、東海道を抄畧して西上せしが、各國衰弊して掠むるに物なれば、或は山間僻地に侵入し、苟も富豪と見れば群り至りて、家族を縛し隣人を逐ひ、貨物を掠奪して酒食

盜賊の裝束

の資となして曰く、斯くして夏過ぎ秋立たば、北越まで巡歴して、暫く郷關に還らんかと。斯くて此夜偶、鏡驛に到り、長者の軒に並びて宿しけるが、忽ち鐵賈の宿泊を探知せしは、蛇の道は蛇の譬、さもあるべし。由利太郎來て藤澤入道に謂うて曰く、今京洛に名高き鐵賈橘次、數多の貨物を携へて奥に下らんと、今夜此驛に宿したり。子將に如何せんとする。入道曰く、順風に帆を揚げ、輕舸に棹さして押寄せ、貨物を運で吾黨の酒資に宛てんのみ、何の躊躇か是あらんと。即ち屈強の足輕五六人の腹卷着たるに命じ、車松明五六臺に火を點じ、空高く掲げ、先に立て進ましむれば、外は闇にて暗けれども、内は晝を欺く輝きなり。由利太郎、藤澤入道二人は、此場の主將として、部下八人を率ゐて次ぎ進む。由利は唐菰黃の直垂に、菰黃威の腹卷を着、折烏帽子目深に冠り、三尺五寸の太刀佩きて先に立つ。之に續いて藤澤は、褐の直垂に黒革威の鎧着て、同じ威の冑を猪首に被り、黒塗の太刀に熊の革の尻鞆入れ、大薙刀を杖につき、靜に出立ち行く様は、實に一方の將とも見る可かりき。夜半過ぎて長者の宅に殺到し、戸壁を破て亂入せしに、鬨として人聲なし、如何なることと怪みながら、人や出づる貨物や在ると、家中隈なく尋ねける。橘次は此音に驚き目を醒し、何事の出來しかと見れば、鬼の如き武者の立て、部下を指揮して索むる所ある様なりけり。

橘次は財寶の盜とは知らず。我源氏の冑を誘ひ來しこと、早くも六波羅に聞えしか、討手の鋒には抗すべき様なしと。周章狼狽具鼓吹て逃去る。遮那王これを見て以謂らく、頼むべからざるは下賤の輩なり。武士は怯なりと雖ども此迄には至らじ、我今日死を決せりと。即ち大口の上に腹卷を着、太刀を取て脇に挟み、唐綾の小袖を取て打被き、室より出でて屏風を疊み、其蔭に身を潜めて賊の至るを待つ。賊は橘次を失はじと、

蒲與一殺
さる

只これに向て追ひ慕ひ、屏風に心を留むる者は無かりしが、掲げ往く松明の光りに見えしは、かよはき一人の稚子なり。色白く鐵漿黒く、併も眉細く衣被ぎたるは、楊貴妃・李夫人に優れども、今宵の宴に侍せし妓ならめと、見る者は皆な同じ心にうなづきて、屏風に纏ひて心にも留めで過ぎ行きぬ。牛若心に思ふやう、我苟くも男子と生れながら、屑とせられずば此後生きて何かせん。百年の後、義朝の子牛若といふ者、反を謀りて奥に下る途、賊に鏡驛に遇ひて戦ふ能はず、苟くも生命を保ちて、扱又太政大臣に敵せんとするかと謂はれんは、我が本意ならず。死生は命なり。苟くも生くべからずと。太刀の鞘を拂て八人の中に走り入る。由利太郎これを見て、女かと思へば女にあらず。豪の者なりと云ひつつ、只一刀にと打込む太刀先、一寸餘つて天井を貫く。抜かん抜かんとする所を、牛若小太刀を振て左手を切斷し、反す太刀に首を打落とす。藤澤入道これを見て、斬つたりな其處を動かすと、大長刀振つて走り掛り、莖長に執て急に突出だすを、牛若走り掛つて手元に迫り、長刀の柄を切つて落とす。太刀抜かんとするを抜かせも敢へず、鑿の眞甲より面にかけて切付けたり。橋次は物蔭より窺ひ見て、さても勇ましき君の振舞かな。我を如何に卑怯と思ぼすらんと、臥したる帳臺に入て腹巻を着け、髻解いて大童子となり、右に太刀、左に賊の捨てたる松明打ち振り、大庭に躍り出で、牛若と一ツになり、右往左往に奮闘し、蒲與一・息津十郎等屈竟の者五人を切り殺す。二人は傷つき北に奔り、一人は何處ともなく逃去れば、他は戦はずして潰散せり。已にして夜明けぬれば、五賊の首を取て宿の東端に掛け、札に書いて曰く、

おともにも聞くらん目にも見よ、出羽の國の住人由利の太郎、越後の國の住人藤澤入道以下の首、五人切

りてとほるものを何物とか思ふらん。金商人三條の吉次がためにはゆかりあり、これを十六にてのうひわざよ、委しき旨を聞きたくば、鞍馬の東光坊の許にてきけ。

承安二年二月四日

牛若全成
對面

と、是れ義經兵法を用ゐる始なり。○牛若は已に賊を平げ、鏡驛を立ちて東海道を下り、熱田に到り大宮司の許に宿し、元服して自から左馬、九郎義經と稱し、參河を経て遠江國に入り、濱名橋を過ぎて後は、業平・山蔭中將等の眺めたる名所・舊蹟は數多あれども、思ふことなき時こそ面白けれ。憂き中に在れば何にかせんと、何物をも心に止めず打過ぎ、宇津の山を越えて駿河に入り、浮嶋原に到れば、阿野全成禪師の居に近きを聞き、特に使を馳せて其の安否を問はしむ。全成時に駿東郡愛鷹山の麓井出に在りしが、牛若の使を得て大に悦び、牛若を招致して對面し、互に懷舊の涙を絞り、霎時はいひ出でん言葉もなかりきとぞ。己にして全成曰く、我等兄弟離散せし時、汝は僅に生れて二歳の嬰兒なりき。其後何處に居るとも知らざりしに、牛馬の足にも倒れず、十有六の齡を迎へたるのみかは、今聞くが如きは、世にも賢き大事を企つる喜しさよ。我元より其志なきにあらざれば、共に事を計りたくは思へども、偶、釋氏の經法を學び、尋常の閑處に入て、三衣を墨に染められたれば、再び甲冑を鎧ひて弓箭を帯せんこと如何あるべき。且つ我再び甲冑の身とならば、故頭殿の冥福を修め、一門諸人の菩提を祈る者あらず。汝の希望を聽きて、事を與にすること能はざるのみならず、靜かに已往を談じ將來を語り、一ヶ月をだに過ぐす能はざるは遺憾の極なれども、我は尙ほ暫く斯くて在るべし、汝其れこれを勉めよ。汝知るや知らずや、兵衛佐殿も流されて、此の隣國伊豆の北條といふ所

事蹟

五〇九

にあんなるを。晝夜の警固厳しければ、文一篇だに通ずるを得ず。況や往復訪問するをや。假令は近傍の人を頼むとも叶ふべからず。汝を今對面せしめたくは思へども、俄には望むとも得べからず。汝須らく奥州行の事情と、汝の所期とを書して遺すべし。我機を見て達すべしと。義經曰く、弟死を赦されて鞍馬の東光坊に入り、専心學問を勵みしが、鎌田正清の子に三郎正近といふ者あり、僧となりて正門坊と號し、鎮西諸國を修行し、歸て四條の御堂に勤行しつつも、驕る平家の榮華を見ては、流石に憤懣に堪へ難く、諸國の源氏を語らひて、一たびは復讐の事を起さずやと謀り、一日鞍馬にも來りて其事を告げぬ。弟これを聞いて激越の情抑へがたく、書籍などには手だに觸れず、且暮軍事にのみ心を碎く折しも、三條の大福長者橋次宗高(季春)といふ者あり、金銀の賣買に従事し、屢、奥州に往復するに、近頃秀衡の依囑に頼り、源氏の胤を求め得て、陸奥へ下らんとすと聞き、我自から之に當らんと欲せしが、未だ其道を得ざりしを、橋次も我が故頭殿の子なるを聞知せしならん、商事に託して鞍馬に至り、私に其意を我に告ぐれば、我も我意を告げて、潜に鞍馬を遁出でて、漸く此迄は至りけるなりと、鏡驛の賊の事ども打交せて語り出で、時の移るも知らぬげなりけり。依て全成の言に従ひ、頼朝への書を認めて之を託し、浮嶋原を發して東に向ふ。

浮嶋原の
駿河二郎

時に駿河郡竹下村に、竹下二郎清重といふ者あり。義經の浮嶋原に到るを聞き、往て義經に對面し、終に約して主従となり、その郎等と稱す。清重後に駿河二郎と稱し、武勇を以て顯はれ、西國四國の役に大功あり。世に義經の四天王と稱す。後義經の頼朝と隙を生じ奥州に下るや、清重隨從して衣川に到る。義經命じて清重を遣はし、鎌倉の動靜を窺はしむ。清重因て服を變じ相摸に至り、府内に潛みて情勢を探ぐるに、頼朝の兵これを知り、來て清重を圍む。清重奮闘力戰して數十人を殺傷せり。然れども衆寡敵せず、身心疲勞して遂に殺さる。

富士川の
伊勢三郎

義經の四天王に、伊勢三郎義盛といふ者あり。武名世に高く、矢嶋の戦には、巧みに船を操縦して大功ありしが、少時駿河國田子浦に在り、常に富士川に入りて游泳し、深く水泳の奥義に達し、水底に在ること一日半日に及ぶとも、毫も其苦を感じざる巧妙なり、人謂ふ矢嶋の功は、富士川の練習に因ると。一説に曰ふ、義盛は伊勢の人なり。伊勢の人カンライ義連罪あり。上野國成嶋に流され、後妻の腹に設けし子なりと。又伊勢國鈴鹿山の賊なりともいふ。何に因て田子浦に成長せしか、未だ其説を得ず。

義經伊豆
三嶋に武
運を祈る

義經已に浮嶋原を立ち、伊豆に到り國府に宿せしが、此地靈驗の神佛ありと聞き、終夜潔齋祈念して曰く、南無御堂大明神・走湯權現・吉祥駒形、願くば義經を三十萬の大將軍と爲し給へ、若し能はずんば此山再び西へ越えさせ給ふな。

願人坊

と、十六歳の青年、何ぞ其れ意氣の盛なるや。願くは伊豆一國の主となり、伊東氏に報ゆるを得んといふに比せば、其の性行に於て自から經庭あるを見ん。後相容れざるも宜べならずや。是より箱根山を越えて關東に下り、深須頼重の故國なる下總に居ること數月、遂に陸奥に赴く。秀衡悦び邀へて平泉館に入れ、大に之を厚遇せりといふ。○傳へ云ふ、義經この行、駿河妙行坊に至り其の武運を祈らしむと。妙行坊は妻帶肉食の修驗者の住所にして、其の修驗者を坊人といふ。本尊は青面金剛童子にて、長一尺六寸あり。脇立右王左王の兩子は、長各、八寸五分、前立は不見不聞不言の三昧にて、長各、三寸、俗に庚辛堂といふ者これな

願人長屋

蒲原の淨瑠理姫墳

り。義經この時坊人の中、兵法虎の巻略法傳授の素ある者に命じ、本尊に祈願を籠め、且つ隨行せしめしが、後志成り威海内に加はるに及び、寺中の坊人を呼びて願人と稱し、深く之を親愛せり。是に因て世世この坊人を願人と稱す。後世江戸時代に至り、駿府傳馬町の傍八幡小路の左境なる、願人長屋は即ち此の遺跡なり。

○鏡驛長者の女に淨瑠理姫といふ者あり。義經を戀ひて止まず、一夜密かに忍び出で、奥州と聞くより、東海道を東に下りしが、固より女の足の抄らず、駿河國に至りて病に罹り、旅宿の枕をも上ぐるに力なく、囊中も自から空しくなりたれば、普通の旅もなりがたく、白拍子となり歌謡ひつつ、病を務めて蒲原まで至りしが、病ますます重りて進む能はず。義經の名を呼びつつ終に此里に死しぬ。郷人その情を憐み、遺骸を收めて驛の南に葬り、松樹六株を植ゑて標とす。人謂ふ淨瑠理姫の謠ひ來し歌は、今様の節にして、後世の淨瑠理の節に能く似たりと。鏡驛は後の水口なり。○秋七月九日、蕃船一艘、伊豆國沖之嶋に泊す。嶋人以て難波船となし、船を走らせ行見るに、乗船八人、身長何れも八九尺許り、頭髮は夜叉の如く、皮膚は赤黒く、反首猿目、裸體にして肌を毛を生ぜず。腰に編蒲を纏ひ、遍身悉く刺繡彫刻せざるなく、而して其圖は種種一ならず。船人みな手に大杖の長六七尺なるを携へたれば、嶋人以て鬼となす。陸地を距ること七八段に船を繋ぎ、繩を船の四方より下し、海底の石に到らしむ。蓋し船を繋ぐが爲なり。然る後八鬼同じく海に入り、暫くにして岸に上れり。即ち試みに梁酒を與ふるに、飲ること馬の水を飲むが如し。鬼は皆な言を發する能はず。既にして嶋人の弓矢を持するを見て之を請ふ。嶋人與へず。怒て呼號し、携ふる所の杖を以て、五人を殺し、七八人を傷く。嶋人大に懼れ、神弓を出し鬼に向ひ、將に射て之も殺さんとせしに、腋下より

蕃船伊豆沖之嶋に泊す

火を發して禾稼を焼き、自から海に投じ、海底を潛りて船に至り、舷を攀ぢて船上り、風に乘じて逃去る。嶋人その事を狀し、其の遺棄せる一帯を添へて、之を國司に獻す。(古今著聞集・百練抄・玉海)

一説、承安二年伊豆國司奏す。蕃船あり。嚴嶋に泊す。形夜叉の如きもの五六人、嶋に登りて十餘人を傷け殺しぬ。衆、これを殺さんと欲せしに、腋下より火を發し、禾稼を燒きて逃去ると。(大日本史)

蕃人の帶

文覺上人伊豆に流さる

○十月十四日、伊豆國司國解を書して上り、併せて先に沖之嶋より獻じたる蕃人の帶を獻す。此帶後に蓮華王院の寶庫に藏む。(古今著聞集・百練抄) ◆三年五月十六日、高尾の僧文覺伊豆國に流さる。去る四月廿九日文覺不敬の罪あり、捕へて檢非違使に附せられしが、其の狂氣の故を以て、特に罪を減じ、配流に處せられしなり。(百練抄) 文覺俗名を遠藤盛遠といひ、左近衛將監茂遠の子なり。茂遠老いて子なきを憂ひ、長谷寺の觀音に詣で、祈願すること七日夜、其妻鶯羽の左袖に入るを夢みて身み、一男子を産す、盛遠是なり。盛遠生るる時、産重くして母死す。父これを歎き、縁を求めて丹波國保津庄下司春木二郎入道道善に託し養はしめしに、三年にして父亦死しぬ。盛遠稍、長じて鷹獵亡頼、面張牛皮の童にして、聲厲猛に心頑強、日に郷里の群兒を隨へ、田畝を馳駆して牛馬を搏拵し、禾穀菜蔬を蹂躪すること甚だしけれども、人之を如何ともすると能はず、唯苦み患ふるのみなり。年十三の時、旅人遠藤三郎瀧口遠光といふ者、招き寄せて元服を加へ、父と己とが偏諱を與へ盛遠と名く。父の蔭に依り上西門院の北面となり、院の武者所となる。因て遠藤武者盛遠と稱す。軀幹壯大、資性趨悍にして武藝に精しく、しかも至性あり。幼時怙恃を失ふを以て、人と語りて之に及べば、涕淚悲慕自から堪へざるもの如し。年十八にして誤て外戚の姨の女袈裟を殺し、感愴悞恨容

るる能はず、遂に剃髮して僧となり、自から文覺と稱す。(豆州志稿・百練抄・源平盛衰記・大日本史・平家物語)

文覺發心

盛遠の姨嘗て奥州衣川に住せし故、京師に還て後、同族呼びて衣川殿と稱す。一女名を阿登麻といふ。其の衣川の子なるを以て、人異名して袈裟と呼ぶ。母は容貌思慮共に勝れたる人なるが、其女も亦之に似て劣ることなし。青黛の眉丹花の唇愛愛しく、桃李の粧芙蓉の眸清清しく、緑の簪雪の膚は艶に優に、愛敬百媚一を闕かず、嚴しき心の中にも情深く、物を憐み咎を恐るること斜ならず。毛嬙西施が再誕か、觀音勢至の垂跡か、深窓の中に人と爲て、軒端の梅の匂芳しく、庭上の花の色濃にして、既に十四の春を迎へたれば、榮華名門の望む者多きが中に、左衛門尉源渡といふ者特に深く望みたれば、同族の好もありとて之を與へぬ。已に婚して三年、三月中旬、渡邊橋の供養あり。盛遠その奉行なれば、紺村濃の直垂、黒絲威の腹巻に袖附けて折烏帽子冠り、銀の蛭巻二條ある長刀を佩き、勇勇しく所所を警固しけるが、事終て後、東の棧敷より女房數多出づる中に、妙齡の女子あり。今將に輿に乗らんとするを見るに、誠に絶世の佳人なり。盛遠見て魂消え目眩し、尾して之を窺へば渡の家に入りぬ。則ち衣川の女なるを知り、一向これを奪ふ策を講じ、春去り夏過ぎ、九月十三日の朝、衣川に赴きて急に姨の首を抑へて刀を擬す、姨戰慄して爲す所を知らず。須臾にして曰く、汝は我が姪にあらずや、我汝の孤を憐みこそすれ何ぞ惡まん、汝何の讒を信じたる、待て我汝の惑を解かんと。盛遠ますます怒り、眼を開き聲を激まし、再び刀を腹に擬し曰く、伯母なりとも我を殺さんとする者は我が敵なり。殺さずんばあるべからずと。母曰く我何ぞ汝を殺さんと欲せんや、汝これを誰にか聞きし。曰く人の告げしにあらす。我を措いて袈裟を渡に與へて已に三年、我戀戀の情に堪へず、神疲れ肉瘦せ命且夕に迫る。是れ姨の姪を殺すにあらすして何ぞ。曰く我これを與へしにあらす。渡の奪ひしなり。我力及ばずして今に至りしが、汝の此の如きを聞きては何ぞ猶豫せん。今夜來れ、必ず彼を招致せんと。盛遠喜び固く約して去る。衣川心に以謂らく、盛遠の約を守らば、渡の怨を如何せん。渡の怨を恐れれば、盛遠の我を殺すを如何せん。何はあれ袈裟を召さば又計る所もあるべしと、即ち病に託して之を召す。袈裟報を得て大に驚き、童女を従へて匆惶出來たり。母袈裟を見て凄然たること久しく、急に刀

を取り與へて曰く、我を殺せと。袈裟愕然として其故を問へば、細かに告ぐるに盛遠の事を以てす。袈裟は事の意外にますます愕き、少時は悲歎に堪へざりしが、暫くして曰く、請ふ安ぜよ、妾は母の命に背かじと。然れども袈裟は尙ほ流涕歎歎止むること能はざるもの如くなりき。

夜に入て盛遠至る。鷄鳴に及て女歸らんと請ふ。盛遠曰く、會はずば即ち止む。會ひて歸らしむるは男子の本意にあらず。況や武士に於てをや。敢て請はば是あるのみと、刀を抜き且つ曰く、此の如くなれば我も亦生くべからず。即ち汝の不祥は盛遠が不祥、而して又渡が不祥なり。三不祥合して一宿縁となれば、汝免れんと欲すとも得べからずと。女良久して曰く、暇を請ふは婦女の習のみ、男子の心を知らんが爲なり。君が今の言に違ひなくば、妾又君に示すべき心あり。妾渡に侍すること已に三年、心に合はぬ事あるは數數なり。母の言の背きがたくて今に至れども、果して今の言の如くならば、寧ろ左衛門尉を殺し給はずや。妾請ふ謀を講ぜんと。盛遠悦ぶ。因て其謀を問ふ、袈裟耳に就きて告ぐ。盛遠莞爾たり。

袈裟貞操

袈裟還て酒肴を設け、左衛門尉に謂うて曰く、母の病重しと聞き、昨日急ぎ訪ひたれども、憂ひしに違ひて早く快復したれば、何の喜びか之に若かん。君も喜びて過ぐさせ給へと。渡は少しく突如の事と思へども、固より好む酒なれば、終に酩酊堪へざる如くなり。因て渡を帳臺の奥に臥せしめ、髪を解いて女に梳り、已は髪を洗ひ、斷て濡鬢に結び、さながら男装となり、渡の枕上に坐し、獨語して曰く、噫我若し一身を惜まば數人命を失ふべし。昔も京には夫に替りし節女あり。我今これを學ばんとにはあらざれども、今宵君と永訣せざるを得ずと、且つ言ひ且つ泣き、且つ書するは遺書なるべし。燭暗く夜靜に四面人聲なく、已に約束の子刻近づけば、十念唱へて彌陀の本願を念じ、帳臺の端近く特に露に臥し、烏帽子を枕上に置き、今や來ると待ちぬ。盛遠時を計て忍び入り、髪を探て濡れしを證に、首掻き切て袖に裹み、急ぎ還て臥床に入り、殊更に睡れる眞似して鼾睡しつゝも、常に祈念せる神佛の靈驗を深く感じける。

明れば盛遠の耶等一人馳來り告げて曰く、奇怪なる事こそあれ、何者の所爲とも知らず、昨夜渡左衛門尉の妻の首掻

取つて行く者あり。左衛門尉は夜明けて之を知り、驚き悲み首なき骸を擁しつつ、遺憾の極みなりとて、門戸を鎖して臥沈み給へりといふ、弔問し給はずやと。盛遠胸驚き、若くは夫の命に代りはせずやと、急ぎ首を出し見れば、女の首なりけり。喫驚言はん方なく倒れ伏し、聲を惜まず叫びたり。辰刻より未刻まで泣叫びたり。然れども惡に強き者は善に強しとかや、盛遠四時の間泣いて後、幡然悟る所ありては、已に涙の迹もなく、却て悦びの色を浮べ、郎等數多を隨へ、首を携へて渡の門に至る。門鎖したれば叩きて名告るに、耻づべき事あれば對すべき面なしと辭す。女房の首取たる響を得たり。搦捕るに時を費したれば遅れたり。速に開けと言へば即ち開きたり。盛遠走り寄つて、敵は捕へたり。先づ首を見よとて、女房の首を以て其身に添へ、腰刀を抜て渡に與へ、扱て曰く、敵は盛遠なり。子の首を搦かんとして、却て女の首を搦きたり。我が罪已に深し、自殺せんよりは寧ろ子の刃に死せんとして來たるなりと首を延ぶ。渡曰く、切らんとせば吾にも刀あり、何ぞ子の刀を要せん。子又城に據らば、吾又迫て蹂躪すべし。然るに今は然らず。假令は女房蘇すべしとも切る能はず。又自殺すとも何の効かあらん。想ふに此事は吾を道に誘く智識なり。子も我も之を機として僧となり、彼の後を訪ひ、自他一佛土の往生を遂げんは如何。今生の我執を棄てずして、來世の苦難を招くは無智に近からずや。彼は實に觀世音の再現して、我輩の道心を催す者なり。我心已に決せりと、刀を執て自から其鬚を切る。盛遠これを見て、波を七拜し、又其鬚を切る。これを見て男女の僧となりし者三十餘人、衣川も亦鬚を剃て尼となる。袈裟の遺書に曰く、

去らぬだにも女は罪深しと承り侍るに、憂身故に數多の人の失せぬべければ、我が身一つを失ひ候ひぬ。但し殊更罪深く覺え候事は、老いたる母に先立進らせて、物を思はせ進らせんのみこそ心憂く候へ。相構へて後生能く弔はせ給ふべし。殊には母の御命に代り進らせぬる童か身にて候なり。萬何事も細に申べく候へ共、落る涙に搦幕れて、委しからぬ候こそ本意なく候へ。返返も我身の先世の宿執こそ悲しく覺え候へ。
露深く淺茅が原に迷ふ身のいと暗路に入るぞ悲しき

限とて書く水莖の跡よりもぬるる袂ぞ先づきえぬべき
又盛遠への遺書あり。

おもふよを身ひとつにしていかにせんあはれ木毎に花のさけるは
唯過去の因縁あしき

衣川どの御かい抱あれかしを菩提のたれとかき殘し參候

け さ

盛遠どの 殘し參候

此後右衛門尉渡は、僧を請じて髮を削り、三聚淨戒を受持ち、渡阿彌陀佛と稱し、遠藤武者盛遠も入道して、盛阿彌陀佛と稱し、失せたる女の骨を拾ひ、後園に墓を築き、三年の間行道念佛して、其後を弔ひけり。

盛阿彌陀佛は其後名を文覺と改め、勤修勇猛なること常人の及ぶ所にあらず。盛暑隆寒をも厭はず、林簿に露臥し飛泉に凝立するなど、艱楚萬狀死に濱すること屢なり。又天下の名山大川古祠淨刹は、處として至らざるなく、或は草行露宿して飲食を斷つに至る。嘗て那智の瀧に詣り、食を斷ち瀧に打たるること七日夜なることありしが、適十二月の半、極寒の候なりければ、氷柱林立の中に立ち、懺法阿彌陀二經を誦し、且つ誦し且つ沐し、二三日に及ぶ頃は、已に一身冷えて頤に垂氷を結べども、尙ほ懲りずまに浴すれば、終に倒れて瀧の底に陥りたるを、二童子來て頭脚手足を撫して蘇生せしむ。文覺心に二童子に問へば、不動明王の使なり。汝死して此瀧を汚すを恐れ、我等に來て助けしむといふ。文覺ますます自から信ずる所あり。重ねて廿一日の願を起し行を續くるに、其後の瀧水は身に觸れず。觸るとも温湯の如くにして、毫も身に苦

文覺那智の難行

事 蹟

五一七

む所なければ、故なく宿願を果たしけりとぞ。

立神護寺建
文覺は高尾山神護寺の側に居りしが、常に其の梵宇の頽廢を見て以謂らく、我これを營繕せば、父母の冥福を修め、衆生の濟度に資するに足らん。但し自力造營は佛法の本旨にあらず。智識奉加の勸進に依り、十方上下の助成を仰ぎ、自他の利益を遍うせんに如かずと、遂に化疏を作り、普く士民を募る。一日法往寺殿に詣り、奉加の由を上言せしに、會、法皇群臣を宴し、笙歌鼎沸の時なりければ、奏者も之を奏する閑なかりき。文覺は斯くとも知らず。日肝くるまで待てども其の報なければ、左右排沮し、寂慮麗しからずの故となし、怒て徑ちに殿庭に入り、珎しからぬ管絃かな。御遊かな。我貧道無縁の身なりと雖ども、高雄山神護寺を修造建立し、佛法を住持し王法を祈誓し、衆生を利益せん大願あるを、大慈大悲の君、十善萬乘の主として、などてか輒く開召し給はざる。いで大願の旨趣を聖聽に達せんと、さつと勸進帳を押開き、聲あららかに節も整へず。九重の奥にも通れと讀みて曰く、

高尾勸進帖

勸進僧文覺敬白

請下蒙殊貴賤道俗助成、高雄山靈地建一院、令勸修二世安樂大利、子細狀

夫眞如廣大、雖絶生佛之假名、法性隨意雲厚覆、自發十二因緣之峰、以降、本有心蓮之月光幽、而未顯三德四曼之大慮、悲哉、佛日早沒、生死流轉之衢冥冥、只耽色耽酒、誰謝狂性跳猿之徒、謗人謗法、豈免瑛羅獄卒之責乎、爰文覺偶拂俗塵、雖飭法衣、惡業於意違與造于日夜、善苗又耳、逆廢于朝暮、再歸三途之火坑、永廻四生之苦輪、所以牟尼之憲法千萬軸、軸明佛種之因、隨

緣至誠之法、一而無不至、菩提之彼岸、故文覺無常之觀門落淚、催上下親類之結緣、上品蓮臺、運心立妙、覺王之靈場也、抑高勇者、山堆而顯驚峰山之梢、谷禪而敷商山洞之苦、巖泉咽曳布、嶺猿叫遊枝、人里遠而無囂塵、咫尺好而有信心、地形勝尤可崇佛天、奉加微誰不助成乎、風聞、聚沙爲佛塔之功、德忽感佛因、何況於一紙半錢之寶財乎、願建立成就、而禁闕鳳曆御願圓滿、乃至都鄙遠近親疎里民、歌堯舜無爲之化、開椿葉再會之咲、況聖靈幽儀、前後大小、速遊一佛菩提之臺、心甌三身滿德之月、仍勸進修行之趣、蓋以如斯。

治承
承安三年三月 日

と、源平往來に載する所は、之と大同小異あれども之を措く。此時御前管絃の座には、妙音院太政大臣師長は琵琶の役、按察使大納言資賢は笛の役、四位少納言盛定簫を吹き、閑院中將公隆和琴を鳴らし、又風俗催馬樂を歌ひ、右馬頭資時の今様朗詠など、凡そ當時秀逸の人人はみな重寶の樂器を調べ、心を澄まし手を盡して奏しければ、法皇も御感の餘、時時唱歌せさせ給ふ席の半ばに、濃き墨染の奇しき大法師の、聲荒らかに讀上げたれば、聞く者誰か驚かざらん。宮中遽かに驚擾し、貴賤上下みな興を醒す所に、平判官資行馳せ至り、叱して之を去らしめんとするを、文覺勸進帳を取直し、堅く握て資行の烏帽子を打落し、胸先突きて倒しければ、北面の武士群至りて鎮めんとす。文覺これを見て益、怒り、左手に勸進帳を持ち、右手に懷劍を執り、衣の袖をたすき上げ、眉を張り目を怒らし、眼中血を注ぎて馳廻る。長七尺の大法師が大力奮て戦ふ様は、さながら猛虎の荒るるが如く、其の執る太刀は日に耀きて氷の如く、修羅の衢を眼前に見る心地す

事蹟

れば、法皇も御座を立たせ、公卿殿上人も閑所に立忍びたり。(平家物語・源平盛衰記・大日本史)
時に兵衛尉橘公朝出て來り、文覺に謂つて曰く、君命あり將に汝を縛せんとす。法衣を汚さざるに先づ去れと。曰く敢て去らじ、院の助成を憑みてこそ此の大願も發したれ。空しく歸らば争でか成らん。成らずば生きて何かせん。生きずば大願に代て死し、骸を九重の庭に晒らし、面目を閻魔の廳に施すこと身の幸なり。造營の成否は只聖裁の如何にあり。五畿七道の中なか荒蕪一所を賜うて、衰廢の伽藍を起し給はざる。詩歌管絃は現世一旦の遊なり。卿相雲客は今生片時の臣なり。何時までか伴ひ、何時までか翫ばん。無常の風は朝に吹き夕に吹く、如何ぞ明日を期せん。暫く長夜の睡を醒し奉らんとて、聊か妙法の音を上げしのみ。決して他意あるにあらず。田夫野人も尙ほ後世を祈る。況や一天萬乘の君をや。彌陀聖衆の來迎を待ち給はざらん。文覺の刀は殺人劍にあらず。放逸邪見の鬼神を斬り、慳貪無恥の魔縁を拂はん爲なり。而して是又文覺の刀にあらず。大聖文珠の智慧の劍なり。不動明王の降伏の劍なり。文覺毫も惡事なし。上求菩提下化衆生の方便なり。疾く一分の慈悲を垂れ給へと、狐狸の憑りたる者の如く、跳上り躍上り法皇を慢罵して、つゆ憚る所だになし。

爰に武者所安藤右馬大夫右宗といふ者あり。之を見て馳せ到り、太刀の嶺を以て、文覺の左肩を打て頸に及ぼし、少しく挽む所を抱き伏す。文覺右宗を衝けども放たず、轉轉相打ち相伏し、勝負未だ決せざるに、衛士等數多集り到り、固く拷して門外に出し、平判官の下士に渡せり。文覺引かれながら惡言して口を絶たす。法皇は今上の父なるに、死生を辨ぜざる處置をせらるるものかな。苟くも法衣を纏へる僧の發心修行し

文覺縛せ
らる

て、造營濟度せんとするを、肩を打ち頸を突かしむる者やある。斯る惡王の代に生れたる文覺も、殘暴無恥の小人なるか。然れども文覺は發菩提心の後生なり。淨行持律の聖智なり。興隆佛法の勸進なり。賢王明徳の道は弊民を育むを以て先とす。況や剃髮染衣の僧をや。これを毆打創傷して顧みざるもの果して何の心ぞや。夢現の榮華を以て人世の樂事とし、三途常没の猛火に燦ん事を知らず。有罪の身を以て無罪の人を縛し、未だ其非を覺らず。縛せられしは文覺の恥にあらず。縛せしは汝等の恥なり。汝等早晚悟る所あらん悔ゆる勿れと、殿中も響くばかりに叫びければ、怪しき法師の惡言かなと、手綱に縛して右獄に投ず。文覺獄に在て尙ほ惡言止まず。已にして大赦に遇ひ獄を出でしが、勸進尙ほ元の如し。

文覺は法皇の助成なきに平かならず。京中白河大路等、苟くも人の集る所に至れば、暴言慢罵至らざる所なし。黒衣の裳は短く黒袴を腰高に著け、黒色の袈裟を懸けて太刀を横たへ、指繩緒の平^{アツク}缺はきて勸進帳を握り、横行闊歩して遇ふ人毎に告げて曰く、此の闕けたるは院の所爲なり。此の腫れたるは法皇の所爲なりと、頭を示し肩を示し、或は法住寺殿の前を東西南北に睨み廻り、官位を高砂の松と祝すとも、春雪水泡と消えんこと幾時ならじ。輪王位高しと雖ども七寶終に身に添はず。況や下界小國の王位は何ならず。十善の帝位に誇て、百官を前後に隨ふとも。一たび冥途の旅に上れば罪障身を責めん。南無阿彌陀佛南無阿彌陀佛、自今長く春夏は旱魃、秋冬は洪水、五穀は稔らず蔬菜は枯れ、五畿七道は兵亂、家門には哀聲、身體には苦痛、卿相は煩ひ、君主は憂ひ、世界は將に顛覆せんとす。想うて此に至れば安き奉加かな、阿彌陀佛阿彌陀佛と、高く念佛を唱へて咀ひければ、遂に天聽に達して公卿僉議あり。此僧京中に置くべからずとて、伊豆國配流

と決す。依て伊豆守源仲綱に渡す。仲綱は源三位頼政の子なり。(豆州志稿・百練抄・大日本史)

伊豆守源仲綱文覺を預る

送らんとす。時に伊豆國の人近藤四郎國澄といふ者あり。駿河權守藤原景親の孫にして、父を八郎太夫景重

近藤國澄

といふ。景親は駿河國嶋田に住せしが、景重に至り伊豆國長崎村に移住せり。今も長崎村に藤原屋敷と稱する所あるは、此の子孫累代の遺跡なり。國澄この時官租を護し、南海を航して京に到りければ、仲綱召して曰く、文覺といふ僧あり。暴慢不敬の罪に依り伊豆に流さる。汝幸に以て還れと。國澄曰く謹て諾すと。因て院の放免二人を附し、且つ曰く、文覺は大事の囚なり。警衛意を加へよと。國澄は鳥羽南門より船を出し、仲綱の命に因り、渡邊に留ること數日、渡邊黨番を結び、晝夜交替して警衛怠らざりしが、此間にも文覺の暴言は止まざりき。

天龍灘の暴風

國澄は文覺を具し、住吉・住江・和歌・吹上・玉津嶋明神を拜し、遙に日前國懸を望み、由良湊田部沖を歴、新宮浦に船を着け、熊野權現を遙拜し、南海を航海して遠江國天龍灘に到る。會、黒風俄に吹起り、激浪沖に碎けて檣頭水を掬せんとす。船中の上下周章狼狽して爲す所を知らず。佛を念じ神に祈り、悲泣叫喚の聲は舳艫に滿ちぬ。水手梶取は帆布を引き沈石を下し、荷を刎ね船を輕うすと雖ども、風ますます強く浪いよいよ暴く、船の動搖浮沈名狀すべからず。然るに文覺は毫も驚かず、舷を枕に鼾睡せり。梶取これを呼起して曰く、貴僧若し驗ある僧ならば、何ぞ此の風波を止めて、衆人の憂を拯はざると。文覺曰く、我數日食せず飲まず、身疲れて爲すことを知らず。然れども風波は恐るるに足らず。法師のある船は覆ることなし。心

文覺舟中の問答

靜に睡るべしとて又臥す。臥しながら微吟して平然たれば、見る者悪まざるなく、非情の僧や勅勘を蒙るも宜べなりなど、口口に詈りあへば、文覺聞きて起上り、人の言ふ所も亦一理あり。我請ふ之を鎮めんと、舳頭に立て睨一睨して曰く、龍王やある海龍王やあると。人聞て又龍王の怒を買はむを懼る。文覺念珠を手にし、大聲叱して曰く、海龍王神知るあらば我が言を聞け、此船には大願發菩提の文覺あり。我已に千手經の持者とて、深く觀音の悲願を憑む。而して龍神八部は如來説教の時、千手の持者を守護せんと誓ひしにあらずや、然らば今文覺を守らずして將た誰をか護らんとする。吾が船をば手に捧げ頭に載せて行け。然らずとも何ぞ風波を鎮めざる。第八外海の小龍等、若し吾言を聞かずば、四大海水の八大龍王に命じ、悉く撃滅せしむべしと。聞く者益、恐る。然るに暫くして風波靜かに海水緑を湛へければ、衆人みな前言を謝し、始めて文覺の徳に服せり。因て文覺衆に謂うて曰く、子等以て知るべし。勤行精進の在俗よりも、無智無行の比丘の勝れるを。懶惰懈怠なりとも、僧は僧なり敬せざるべからず。若し此船に法師なくば、誰か一人助かるべきと、色を起して千手陀羅尼を誦すれば、梶取已下の輩、水を捧げ履を取り、敬重至らざるなし。

領送使國澄この状を見て、亦凡庸人にあらざるを知りたりけん、屢、相見て談話を交へけり。一日國澄問うて曰く、人みな鳴神の龍王たるは知る。そも其他別に大龍王あるか。文覺曰く、鳴神も龍王なれども、極めて厄弱の龍神なり。知らずや法華經同聞衆に八龍王を説けるを、曰く、難陀龍王・跋難陀龍王・婆伽羅龍王・和脩吉龍王・徳叉迦龍王・阿那婆達多龍王・摩那斯龍王・優鉢羅龍王等、各、與若干百千眷屬俱と。この龍王等は各、百千萬億の眷族を具し、蒼溟三千の波底に八萬四千の宮室を營み、之を飾るに金銀七寶を以てし、億

千の龍女に侍かれ以て此に住せり。故に常に此空に鳴る神は、八大龍王の屬の屬、從の從たる小龍にして、例へば官省の小吏、羸弱の奴輩が、上官の威を假りて下民に傲れば、下民は只小吏の畏るべく憚るべきを知り、却て九重雲深き日御座におはします、上御一人の稜威の畏きを忘るるが如し。而して八大龍王は已に文覺を守護せんと誓ひしに、小龍の奴輩これを知らず、妄りに吾を苦めんとす。是れ我が之を叱せし所以なり。國澄曰く、八大龍王の威靈は已に命を聽く。抑も龍王何に因て貴僧を守護するか。

文覺曰く、善いかな問や。昔者釋迦佛在世說法の時、八大龍王侍座し問うて曰く、佛徳尊高にして萬徳自在、三世の智慧を極めて十方世界に明かなり。然れども佛心尙ほ足らざる所あるか。佛曰く、我能く萬徳圓滿して自在の身を得たれども、尙ほ二不足あつて存す。一には久しく娑婆に在て說法し、常に衆生を利益せんと欲すれども、分段無常の境は、百年を出でずして涅槃の雲に隠れんとす。是れ心に任せぬ愁なり。二には我涅槃の後若し善根ありとも、魔王の障害あれば所願成就すべからず。此の衆生を託して其の善根を成就せしめんには、果して何物をか頼まん。是又大なる歎なりと。八大龍王之を聞て座を起ち、佛を三匝し威儀を正し、三大願を發し誓て曰く、願くは佛涅槃に入て後、孝養報恩の者を守護すべし。閑林出家の者を守護すべし。佛法興隆の者を守護すべしと。今この三願を案すれば、悉く文覺の身に在るなり。文覺は此の如く心急に物狂はしけれども、母は吾を産みて死し、父は吾を三歳に棄つ。憑みなき孤子を棄て逝く父母の心を想へば、轉た思慕の念に堪ふべからず。妻に後れて出家入道すと雖ども、本意は至孝報恩に外ならず。豈に其の第一願に應ぜずや。閑林出家と誓へば、十八道に入て再び家に歸らず。諂はず阿らず尙ほ山林流浪の身

たり。豈に其の第二願に應ぜずや。佛法興隆と誓へば、文覺は神護寺を修理して佛法を興隆し、不斷の行法に居て平等の得脱を祈らんとする者なり。豈に其の第三願に應ぜずや。然れば子等吾を惡むとも、龍王豈に我を憐まざらんや。大龍王既に我を憐む。小龍それ我を奈何せん。然れども八大龍王は獨り文覺を守るにあらず。彼の三願に應ずる者あらば、貧富貴賤を論ぜず咸な其の守護に頼るを得ん。子か輩それ之を勉めよ。夢現の世に在て徒に心身を苦むるは要なきなり。

文覺更に語をつぎ曰く、是に據て見れば、彼の法皇の邪見は誠に哀むべき極なり。縦ひ邊土小國の君主なりとも、些細の寄附を惜みて、佛法興隆の法師を罪することやある。八大龍王の憾や如何ならん。守護天童の願や幾何ならん。子等後必ず覺る所あらん。大國の王は則ち然らず。身は破戒なれども比丘をば敬す。事は無實なりとも勸進をば拒まず。今文覺は妻子を養はんとにもあらず。誑惑十善の勸にもあらず。只佛法興隆の爲のみ。然るに天下一是に歸依薄く、理を盡して論すと雖ども、子より先づ信する能はず。須らく思慮すべき事なり。内徳を顯はす能はざれば、寧ろ外相に信を取らんと、密に小龍を招きて、此の風波をも現はしたるなり。果せるかな舟中の人みな心服して、前に反して禮を取ること此の如し。小龍一旦の怒にだに怖ること彼の如し。若夫れ無常決定の暴風起り、阿坊獄卒の重責至らむ時は、子等以て如何せんとする。文覺の力固より及ぶ所にあらず。無常世尊も已に入滅したれば、萬乗の君主と雖ども亦免る能はず。此時に當て已を助くる者は、只自から作れる善根あるのみ。天竺震旦は暫く措き、我朝には皇極天皇閻魔の廳に跪き、延喜の聖主も鐵窟苦所に墜ち給ふ。二帝は正道を以て國を治め、慈悲を以て民を憐み給ひしが、尙ほ免れがた

きこと此の如し。況や平生作善の心なき者をや。慎まざるべけんや恐れざるべけんや。文覺が此行は想ふに佛の方便なるべし。自今以後心を一にして佛道に志すべし。一樹の陰に宿るも前世の契と聞く。數日同船の昵は況して忘れがたく、斯くは眞情を吐露するなり、汝等疑ふこと勿れ。

抑も佛道に歸依すとは他にあらず。内慈悲心ありて諸物を憐み、外現世を疎じて未來を希ひ、佛を念じ道を行するは、佛臨終に決定して來迎するを待つに在るのみ。觀音・勢至・阿彌陀如來その他無數の聖主と共に、弘誓の船に棹して生死の苦海を渡り、蓮臺の上に往生し、菩提の彼岸に遊ばんこと、是れ萬人最後の望にあらずやと、慈母の赤子に於けるが如く、諄諄として説諭せば、金取らんとて五條天神の鳥居を掘倒したる放免の、刑部丞縣明澄先づ菩提心を發し、三十三歳を一期として邪見を改め、髻切て文覺の弟子となり、名さへ文明と更めければ、出家入道こそせざれ、佛道に歸依する者少なからざりき。文覺は天狗の法を成就したる人にして、法師を男にし男を法師にして、現つ心なしと雖ども、甚しき荒行者にて、屢、強暴にも流れしなり。先に渡邊に艤せる時、天地に祈て曰く、我願若し成就して神護寺の修造を爲すべくんば、縦ひ飲食を禁ずとも死すること無けん。將又我願成就すべからずんば、今より七日間に我命を取れと、飲食を斷ちて食せず。衛士等強て勸むれども、汝等食せんと欲はば即ち食せよ、我に要なしと終に食せず。三十一日伊豆に著す。形容損せず行法怠らず、談笑自若として伊豆に到る。誠に希世の豪僧と謂ふべし。(大日本史・源平盛衰記)

天龍灘は即ち遠江灘にして、西は志摩國の麥崎・大王崎より、東は伊豆國の石廊崎・神子元嶋に至る、遠州南方の大洋凡そ百海里の間をいひ、世に七十五里の荒海と稱するは是なり。水路志に云ふ。

天龍灘

遠州洋、冬時は西強風多く、伊良湖水道近傍に於ては、俗に之を尾張出しといふ。又夏時は南風或は南東風暴に至り、山岳の如き波濤を誘起することあり。又競風と稱し、南風と北風と相闘ふことありて、最も危険なり。而して此の海岸中、一の泊船處なし。故に風帆船に在ては、時に天候に注意せざるべからず。云云

と、遠州にて昔より二八月は海路の旅をせぬものと傳ふるを見れば、二月・八月の頃最も海波の立ち易き時にや。小笠原明山嘗て七言絶句あり。

遠州洋口

遠州洋口號

破墨雲間月掛弓 黒蛇如箭走長空 艦衝巨浪輪聲急 七十餘灘一夜中

遠州灘の暴風怒濤の狀、能く描し得たりと謂ふべし。

名古屋の文覺

伊豆國奈古野が奥に觀音の靈堂あり。即ち奈古野寺と稱するもの是なり。文覺其傍に怪しき草庵を結び、籠居して歲月を消しつつ、深く大悲の誓願を憑み、不退の行法薰修に遑あらず。晝は千手經を讀み、夜は三時に行法して他あるなし。人これを貴みて時に衣服を贈ることあれども、受くるは稀に返すは多し。或は齋料を納むる者もありて、隨ひ行するもの漸くに多しとか、東西航行の旅客は爐壇の煙に心清み、遠近垂釣の海人は燈爐の光に目を醒し、渚に遊ぶ水鳥は振鈴の音に驚き、藻に住む鱗介は關伽の水に浮ぶらんと最と尊し。此に依て伊豆目代より上下四民に至るまで、歸依渴仰せざるはなけれども、文覺に諂ふ心毫もなければ、見る者みな眞實の道心者なりと稱揚せざるはなかりき。(源平盛衰記・長門本盛衰記・南部本盛衰記・八坂本盛衰記・鎌倉本)

名古屋寺

名古屋寺は、奈古谷村の東南山逕十餘町に在り。文覺後に頼朝に請うて修復し、名を授福寺と更め、廣大なる寺なり

龍泉庵軍議

しが、後漸く衰退せしのみならず、近世野火の爲に焼かれ、因て遂に廢絶し、一時は其址に文覺の護摩石と稱するもの存するに過ぎざりしを、今は又龍泉庵といふ寺を創建せり。龍泉庵は又淨土院といふ。南面の岩上に大黒天尊を祀り、上に瀑布あり、佳景愛すべし。聞く頼朝兵を擧ぐる時、此處に於て天下征服の謀略を談すと。又この那古谷村に、那胡谷福次頼時、那胡谷稻三公時といふ兄弟二人あり、頼朝起るに及び共に行き従ふといふ。(豆州志稿・平家物語・源平盛衰記)

連光寺建立

○此頃小松内大臣平重盛、遠江國見付驛に光堂を開基す。七堂伽藍悉く備り、當國の靈場となる。今の連光寺は其の舊跡にして、重盛の靈牌を祀る。(遠江風土記傳) 重盛は平清盛の長子にして、世に忠孝を以て聞ゆ。先に遠江守となり、後治承三年八月病で薨す。年四十二。嘗て其の室中の四方に各十二佛像を置き、像ごとに長明燈籠を懸け、美女四十八人を選びて其事に供し、日夜に及ぶ毎に一齊點火し、尋で禮讚を奏し、禮讚畢て後、鉞を撃ちて行歌せしめ、自から室の中央に坐して之を聽く。時人呼びて燈籠大臣といふ。○重盛また遠江國豊田郡阿多古郷石神村に方四町の地を下し、密宗の一寺を創し正法寺と稱し、石神六所の別當となす。○五年正月、平頼盛遠江權守に任ぜらる。(大日本史) 頼盛は平清盛の異母弟にして、母を池禪尼と稱す。世に頼盛を呼びて池大納言といふ。○七月廿八日、安元と改元す。

燈籠大臣

正法寺開基重盛

遠江守平頼盛

頼朝走湯山に通る
伊東祐清
頼朝を助

○安元元年九月、伊東祐親源頼朝を殺さんと欲す。其の次子伊東祐清これを諫むれども聽かず。祐清止むを得ず、密に之を頼朝に告げ、潜行して走湯山に通れしむ。(東鑑・大日本史・曾我物語) 時に祐清頼朝に謂うて曰く、阿父入道祐親老狂して、爲す所常に規矩を脱し、日に益、甚だしからんとす。故に屢、これを制止すれども、未だ全く改めず。或は意外の變生せずとも期し難し。請ふ君潜かに出で、走湯山に走り給へと。頼朝

白月通

盛綱盛長

頼朝八幡宮に祈請
希望

喜びて曰く、汝の厚意は余已に知る。今又この大事を告ぐ。吾當に終身忘れざるべし。然れども吾今流竄の身を以て入道の窺ふ所となれば、天に翔け地に埋むにあらざれば、何の地にか遁るべき。然れども自から願みて疚しからざれば、自殺すべきにもあらず。只天の命を待つ外あるべからず。但し汝の厚意は遺つまじと。祐清曰く、潜行は人を隨ふべからず。只佐佐木三郎一人を具せらるべし。夜陰に乗じて走らるべし。但し本道は然るべからず。狩倉の方、白月通より高柴が岳に懸り、密に樵夫の通路を歴給ふべしと。此に於て頼朝は野三刑部盛綱・藤九郎盛長等に告げて曰ふ。今は吾獨り身を以て遁出でんと欲するなり。手を拱して此に居り、故なく祐親法師に殺されんは、武門の名を汚すに似たればなり。汝等斯くて此に在らば、誰か頼朝なしと知る者あらん。汝等また心して人の覺る所となる勿れと。即ち大鹿毛といふ馬に乗じ、鬼武といふ舍人を隨へ、夜半に出でて祐清が示せる途に就く。途すがら心に八幡神を祈り曰く、南無歸命頂禮八幡大菩薩、義家朝臣が由緒を忽に捨給はずば、征夷將軍に至て朝家を守り、神祇を崇め奉らしめ給ふべし。其れ若し猶ほ能はずば、伊豆一國の主として祐親法師を擲捕り、今度の怨を報ぜしめ給ふべし。されども何れも宿運拙くして神恩を蒙り難くば、本地は阿彌陀如來に在せば、速に吾命を取て後世を助け給へと。祈り祈り道なき道を求めて遁行きけるが、此道は即ち今の根越山上の徑路なりといふ。斯くて盛綱盛長二人は、頼朝出でて後、敵若し來らば快く戦ひ斃れて後止まむ。名を揚ぐるも恥を晒すも此時に在りと、拳を固め腕を扼し待つ程に、東方は漸く白み渡りたれども、誰あつて來り咎むる者もなければ、心緩み力撓みて出行きぬ、盛綱は野三大夫成任の子、盛長は小野田三郎兼廣の子なり。

頼朝伊東氏の女に
通す
祐親の四女

八重姫

音無杜

醫摘祭
日暮杜
鳴らすか
瀬

初め頼朝の姪嶋に流さるるや、伊東祐親北條時政二人、平氏の命を受けて之を監せしが、頼朝は伊東氏に
寄れり。伊東氏に四女あり。長は相摸の人三浦介義明の男義連に歸き、次は相摸の人土肥次郎實平の男遠平
に嫁し、三女は尙ほ家に在りて、美人の聞え高かりければ、頼朝密に之に通す。女の名を八重姫といふ。或
はまた靜といひしともいふ。其の忍びて會合せし所は、地名と成つて今に存するもの多し。即ち其の音無杜
といふは、其の密に會遇せし所にして、音無明神を鎮座して八重姫を祀る。毎年十一月十日祭典を擧ぐるに、
談話點燈を禁じ、村中の戸戸にも鼓・笛・歌舞を停め、參拜者の提灯を禁ずるは論なく、祭殿に於て神酒を飲
むにも、暗中無言を例とすれば、順次に嚙を摘みて行杯を助くといふ。さるが故に此祭を又醫摘祭とも稱す
とかや。其の日暮杜は、日の暮るるを待ちし處にして、其の鳴らすか瀬は、これを密にしたるなり。且又彼
の音無森に松樹のなきは、其の會合の時、松葉を以て眼を突く恐ありしに因るなど、傳説口碑に存する者少
なからず。(伊東志)

千霍

斯くて八重姫一女を擧げたれば、頼朝大に喜びて千霍と名け、寵愛連りなり。千霍三歳の春、祐親京師の
大番を終へて歸來り、閑に前栽を眺め居たるに、乳母の數多幼兒の手を曳き來て花を折る者あれば、祐親早
くも之を認め、彼の幼兒は何者ぞと問ふに、乳母驚き周章てて逃去る。祐親内に入て又これを問ふに、其妻
始終を告げて隠す所なかりしを、祐親聞きて大に驚き、且つ暝り且つ懼れて曰く、商人・修行者などを男に
したらんは、中中にさてもありなむ。源氏の流人を婿として、若し平氏の咎あらば如何せんと。因て千霍を
殺さんとす。千鶴の稚き目にも自から懶く見えしか、泣き悶へて逃去るを誑し寄せ、若黨二人雜色二人に命

祐親千霍
を殺す

松川

蜘蛛淵

江間次郎

を傳へ、汝等各相構へて此の幼兒を携へゆき、彼の松川の奥蜘蛛淵に沈めよといへば、若黨等互に顔相見合
せて愕然たり。曰く、如何にして此の愛すべき幼兒を殺すべき。然れども強て否まば、吾等も亦この幼兒た
るを免れず。主の命には終に抗すべからずと。暗涙に咽びつつ懷き取り、石を附し瀧の底に臥漬にせり。松
川は松原川の上流にして、其の蜘蛛淵は、今思淵とも兒淵とも、又とろき淵とも云ふ所なり。
祐親は已に千霍を殺ししが、尙ほ心に安んずる能はず。八重姫を奪て江間次郎に嫁せしむ。(曾我物語) 頼
朝仄に之を聞て憤怨すること甚だしく、終に祐親を討たんとすること一再ならず。然れども亦自から制して
以謂らく、祐親は惡むべしと雖ども、之に勝る怨敵なきにあらず。是は小事にして彼は大事なり。彼は公に
して是は私なり。公を忘れて私を怒り、身を棄て命を失ふは智にあらず。小憤を忍びざれば終に大謀を亂る
とも聞く。止みなむ止みなむとて終に止む。然るに祐親の怒尙ほ解けず。遂に頼朝を謀るに至りしなり。彼
の江間次郎は後頼朝に誅せらる。江間次郎一子あり、頼朝北條義時に命じて養はしむ。成立の後、義時元服
の子として小次郎と名けしとぞ。尋て頼朝は北條氏に頼る。(大日本史)

八重姫の
一説

口碑に云、頼朝私に祐親の季女靜に通す。祐親怒て頼朝を殺さんとす。頼朝逃れて北條に至る。靜追跡
して北條に至れども相見るを得ず。乃ち池に投じて死す。時に從婢六人隨ふ。亦池に投じて死す。郷人憐
て池傍に葬り、石塔七を立て、追福の爲に満願寺を立て。其池を靜の池、其墓を靜の墓といふ。後世七小
祠を造り以て靜宮と稱すと。(豆州志稿) 又千鶴は松川に死せず山伏懷いて奥洲に遁ると

北條時政は伊豆國北條の人にして、姓は平氏、四郎と稱す。其先は鎮守府將軍平貞盛に出づ。貞盛の子維

北條時政の家系及爲人熱海四郎

將、維將の子維時、維時直方を生み、直方維方を生む。維將より維方に至る四世は、常に守介を歴たり。維方二子あり。一を盛方聖範といふ。聖範初め鎌倉に居り、移りて熱海に住し、熱海四郎と稱し、後僧となる。聖範の子時方、祖維方に子養せられ、伊豆介に任ぜられ、熱海の和田に居り、和田四郎大夫と稱す。四郎太夫北條に移り氏を北條と更め、子孫竟に此に居る。時方三子あり。長を時家といひ、次を時兼といひ、三を時綱といふ。時家從五位下に叙せられ、伊豆權守伴爲房の女を娶る。即ち時政の母なり。初め直方女を以て源頼義に嫁し、義家義光を生み、時政に至りて頼朝の興るに會ふ。時政人と爲り外厚重にして内深阻、能く權畧を以て衆心を收む。頼朝伊豆に配せらるるに及び、祐親と共に監視せしが、其の祐親を逃れて己に歸するを見、以謂らく奇貨居くべしと、敢て甚だ之を拒まざりき。(源平盛衰記・尊卑分脈・北條系圖・大日本史) ◇二年正月、惟宗顯基駿河介に、惟宗俊政駿河權介に任ぜらる。(大日本史) ○冬十月、伊東祐親奥野の狩を催し、大に近國の將士を招く。奥野は地名にあらず、山奥の野の義にて、今の鎌田村より赤澤山・柏嶺の邊に至る四五里の間なるべし。(伊東半島) 土人或云く、今の小室村十足山は即ち其の處なりと。時に武藏・相摸・伊豆・駿河四國の大小名等、祐親の招を蒙り、先を争て馳至り、伊豆に打越え、伊東の館に入る者、無慮數百騎。祐親大に喜びて厚く之を賞し、宴を張ること三日三夜、四箇國の武夫等これに興じ、氣揚り勢猛く、駿馬に跨り強弓を執り、我劣らじと勢ひ込み、奥野を指して亂入る。總勢五百餘騎算を亂して駈突すれば、奥野廣しと雖ども、谷の底山の頂、人ならざるなく馬ならざるなく、岨を走る鹿の逸足も、路を失しては其の強弓を避け難く、岩洞に怒る猪の怒毛も、時窮しては其の太刀風に靡くべし。

駿河介奥野の狩

伊東館址

伊東館址は、久豆彌神社の傍なる急坂を上りたる所にある、祐親の墓より北方なる、廣さ八町許の畑地にして、小丘あつて四方を圍めり。小丘は何れも二三歩に過ぎざれども、各名あつて物見塚・榎木塚・子神塚・堂上塚といふ。就中物見塚の上には、一株老松の繁茂するものあり、呼びて物見松といふ。今其名に因て按ずれば、千年の當時を追懐するに足るものあらんとす。

大見小藤太八幡三郎

既にして狩止み、諸將各、その武に誇り、意氣陽陽として國に就けば、伊東祐親も快く馬に鞭うち、嫡子川津三郎祐泰を先に立てて歸る。時に工藤祐經の郎黨に大見小藤太成家・八幡三郎行氏といふ二人の武士あり。祐經の命を受け、祐親父子を殺さんと謀り、赤澤山の麓八幡山の界に到り、老柯樹の三章あるを木楯に取り、一のまぶしには大見小藤太、二のまぶしには八幡三郎、何れも手垂の強弓にて、彼等父子を餘さじものと、歸路を扼して立ちたりけり。祐親父子は斯くとも知らず、威風凜凜と馬を進めて八幡森に至れば、八幡三郎先づ發して祐泰を射る。祐泰臍下を射られさま馬より落つ。祐親見て驚く所を、大見小藤太射てまた之を傷く。祐親射らると雖ども淺手にて、僅に手指を傷くる而已なりしが、伴て重傷に堪へぬ眞似して、伏して馬腹に蔭れ、大呼して曰く賊あり賊ありと。衆聞て驚き馳聚れば、二人は隙を伺ひ身を脱して逃去る。祐親急ぎ祐泰の矢を抜き、聲を厲し呼びて曰く、汝を射しはそも誰なるか、汝一箭に因て一言なく死するかと、祐泰細語咽下に在り。曰く、祐經宿怨あり。兒常に大見・八幡を怪む。今祐經公卿の眷顧を蒙る。恐らくは終に大人に利あらざらんと。言終りて死す。時に年三十二。(東鑑・曾我物語・大日本史・豆州志稿)

河津三郎横死

祐泰は宇佐美・久津見・川津の三庄を領じ、川津三郎と稱し、頗る膂力あり。嘗て大庭平太が頼朝を慰めん計らひにて、豆相の武士と奥野を狩りて後、郊野の宴に角觥ありし時、四十三番に川津は俣野五郎と組みぬ。俣野は角觥の大番勤

侯野河津の角力場

河津の宅址及墓

め、日本一の名を得たる六尺二分の力士、川津は差肩にて頭小さく、顔骨あれて頭太く、裾ぶくらに後の折骨臍下に差込み、力士の體は得たれど、五尺八分の小男なり。川津は取組みて二度押合ひ、押かけて膝突かししを、侯野負じ魂に、樹根に躓きし過ぞといふに、平太の勸もあれば、再び出でて侯野と組みしが、つと右手を延べ、其前ほろを掴みざま高く差上げ、半時の後、片手もてしと打ち、再び侯野の苦情に、尙ほ勝負に不審あるかといへば、一座二派に分れて騒立てるを、頼朝驚き、我に情を捨てて仇を結ぶかと叫びければ、平太畏れて取鎮め、纔に事なきを得しが、其蹟は今に存して赤澤山の下に在り。干歩に近き平地にて、素と矢熊と稱せしか、今は取手畑といふ。側に腰掛石といふあり。頼朝腰を掛けて二人の角力を見し所といふ。此の取手畑の路傍に祐泰の墳墓もあれど、一説に角力場を柏嶺なりともいふ。また祐泰が川津の宅址は、谷津村八幡神社の傍に在りて、今は館之内と稱す。角觥勝負を左に表す。

一番 相摸瀧口三郎 駿河相澤彌七 四番 駿河相澤彌五郎 相摸瀧口太郎 自十五番 駿河竹下孫八 柳下小六郎 外八人

二番 駿河相澤彌六 相摸瀧口三郎 自五番 駿河相澤彌五郎 桂山 又七 自廿四番 相摸侯野五郎 竹下 孫八 外三人

三番 相摸瀧口太郎 駿河相澤彌六 自九番 相摸柳下小六郎 相澤彌五郎 自四十四番 伊豆河津三郎 相摸侯野五郎 外五人

奥野狩の狩衣

一説、河津三郎祐泰の墓は、江戸谷中玉林寺に在り。下谷三枚橋の御徒衆河津三郎兵衛といふ者は、是れ則ち後胤なりといふ。所藏の物に、祐泰が奥野の狩の節着たる、秋の野をすりたる狩衣あり。草づくし虫盡しの縫物したる薄狩衣なり。此の狩衣を諸大名より見たき由にて、借りに来る者多く、借る者は謝禮を出す故に、其の徳分は少からずと。玉林寺は代代の菩提所なり。(印花園漫録)

川津三郎の二孤

祐泰死する時二孤あり。兄を一萬といひ、弟を宮王といふ。兄は五歳弟は三歳なりしが、其母相摸の人曾我祐信に再嫁するに及び、二孤隨ひ行きて祐信に鞠養せられ、終に其姓曾我を冒す。二孤後に元服し、兄は

十郎祐成といひ、弟は五郎時致と稱す。彼の宅址の傍なる八幡社は、即ち此の父子三人の靈を祀る所なるが、其の附近の稱念庵は祐泰の創建なれば、又代代三子の冥福を修むといふ。

伊東工藤二家の確執

伊東・工藤二家確執の因て来る所を按ずるに、初め伊東九郎祐隆伊東に移り、始めて伊東氏を稱す。嫡子工藤太郎祐家早世するに及び、祐隆其の長子祐親を捨て、庶子二郎祐繼を立てて嗣となし、祐親をして之に兄事せしめ、祐親長するに及びても、獨り川津庄を領せしむるのみにて、宗家を續かしめざれば、祐親常に之を憾として以謂らく、我祐隆の嫡孫にして祐家の嫡子なれば、理宜しく家を承くべし。然るに僅に此の川津庄を與ふるは、祖父の私愛に溺れしに因るとはいへ、また叔父の私怨なるの致す所なりと。因て憤怒は歲月と共に積みて措く能はざりしが、久壽二年八月、祐繼武州大藏の戦に負傷し、創劇しく將に死せんとするに臨みては、叔姪の至情より出でしか、將又他に期する所ありしか、祐親は怨を措いて之に仕へ、心を下し氣を和げ、懇に之を介抱しければ、祐繼も心大に解け、遺言して己の子の長するまで、其の領地を兼轄するを聽せり。此に於て祐親伊東に移り、二家の采地を併有し、自から伊東入道と稱す。是より其勢旭日の上るが如くなりければ、祐親には宿昔の望達して、今は思ふこと無くぞ見えける。

祐家の子祐親

祐繼の子祐經 伊東祐親と工藤祐經

祐繼に二子あり、祐經・祐兼といふ。祐兼は罪ありて東奥に流されて後は聞ゆる所あらず。祐經小字を金石と呼ぶ。長するに及びて、祐親妻はすに其女を以てす。然れども其の采邑を還附せざれば、祐經これを含みて甚だ和せず。偶、祐經宿衛の役を奉じ、京師に滞留することありければ、人に依て之を朝に訴へしに、朝廷裁して之を二分せしむ。祐親聞いて大に怒り、其妻を奪て土肥遠平に嫁し、其地を没して悉く己の領邑とせり。祐經京に在て之を聞き、憤恚する、と甚しく、密に伊豆に歸り祐親に報する所あらんとす。時に駿河國は祐經が宗家のある所にして、外戚の親族も數多あれば、祐經は先づ密に之を語らひ、以て祐親を撃たんとせしが、其謀は已に大に熟せりと見ゆ。然るに祐親また早くも之を探知しければ、急に嫡子河津三郎祐泰・次子伊東九郎祐清に命じ、家子郎黨數百人を率ゐ、道を分ちて之を防がしむ。二人富田・冷川の二所に陣し、防禦の備怠りなかりければ、祐經の謀は悉く齟齬して、終に水泡に歸せしが、是れ

はこれ茲年秋の事なりき。然れば則ち此の奥野の狩も、一には威を祐經に示す謀なりしやも知るべからず。而して祐經は此に依て以て志を成し、祐親は此に依て却て害を被る。また奇と謂ふべし。(曾我物語・東鑑・豆州志稿・大日本史)

駿河權介
頼朝箱根
に參拜

○十二月、中原知國駿河權介に任ぜらる。(大日本史) ◆三年正月一日、源頼朝伊豆國を出でて箱根權現に詣で、深く祈願する所ありて歸る途すがら、ある樹蔭に憩ひしに、適、鶯の聲美しく囀づるものありければ、

初音原
箱根權現
と満願上人

頼朝聞くともなしに聞きつけて、戀戀去る能はず。時の移るをも知らざりきとぞ。されば後世此處を呼びて初音原といひなししが、(豆州志稿・伊豆名迹志)是より歌枕となりて、歌人の詠に入ること多しとかや。箱根權現は、天平寶字元年、満願上人の夢想に依り勸請せし所にして、瓊瓊杵尊・彥火火出見尊・木花咲耶姬尊を

伊東祐清
兄の讐を
報す

祀る所なるが、頼朝常に深く之を崇信して祈願怠らず。後志を得るに及で、走湯權現と並べて、二所權現と稱し、歳次その祭を怠ることなかりきといふ。○二月、伊藤九郎祐清家子郎黨八十餘人を率ゐ、直兜して大見郷に至り、大見・八幡の族を攻む。初め河津三郎の殺さるるや、伊東入道祐親・次子祐清を召して曰く、九郎汝の知る如く我が終生の恨は、大見・八幡に過ぐるものなし。汝我が生前の孝を思はば、彼等二人を首にして示さずやと。祐清跪き答へて曰く、兒不肖なりと雖ども生れて武人と成る、たとひ父の言なしとも、豈に一日も兄の死を悲み、父の憂を痛まざらんや。兒これを計ること已に熟せり。計らざりき今日父をして此言を爲さしめむとは、兒の不孝これより大なるはなし。今此言を承りては一日も猶豫すべからずと。依て直ちに結束して立つ、時に八幡三郎は邸にありしが、祐清の兵の至るを見て曰く、吾已に今日あるを知ること久し。今更に何くへか遁れんと。因て直に腹を十字に切て死す。大見小藤太は家にあつて八幡の死を聞き、

八幡三郎
自殺

大に恐れて遁逃し、狩野の界に到るを、祐清急に迫て之を搦め捕り、直に川に臨みて其首を刎ねしが、聽て二人の首を掲げ還て、入道の館に至り之を示すに、祐親喜び顔に現はれ、勇ましくも能く成したりとて、深く其の義勇に感じあへりとぞ。

大見小藤
太殺さる

祐清已に二人の首を得て、兄の靈を祭り、父にも示して慰められたれば、綱代小忠太に命じて、二人の首を最勝寺に送り、併せ葬りて菩提を弔はしめたりといふ。八幡三郎は大見八幡の人、或はまた八幡野の人ともいふ。墳墓は八幡野村塔前に在りて、其の在る所は即ち宅址なりといふ。往年此地を穿ちて一甕を得しが、内に古錢數貫と、神印一箇とを藏せり。其の神印は八幡三郎の鎮守、天神と稱せし宮の神印なりき。大見小藤太は大見郷の人にして、墳墓は柳瀬村馬場澤に在り。初は石塔なりしが、近世碑となし、後又碑身を新にし、面に法華題目を刻せり。(源平盛衰記・眞本曾我物語・豆州志稿)

柳瀬村に城山といふ山あり。山上平坦の所に柳瀬壘址あり、大見小藤太の築きし所といふ。小藤太は大見家政の曾孫なりと云へば、これは大見家累代の壘壁なるべく、また其處に馬場澤と稱する所あるは、調馬場の遺跡なるべし。或は曰ふ、今の實成寺は大見氏の邸墟にして、八幡村の大見畑といふは、家政の宅址にして、墳墓尙ほ存すと。(豆州志稿) 因云、大見郷中に筏場といふ所あり。古來神代杉の出づるを以て其名高し。凡そ此の地方は、筏場一帯は論ずるまでもなく、其他此處を貫流せる狩野川の源泉より分れて流れ來る河流の底の、幾丈とも知るべからざる地層をなすものに至るまで、悉く神代杉ならざるなく、併も其質最も佳良にして、他に其比を見ざれば、後世筏場の神代杉といへば、人みな其の良質を知るといふ。

柳瀬の壘
址
實成寺
筏場神代
杉

○五月廿一日、天台座主明雲僧正伊豆國大嶋に流さる。是より先、加賀國にある天台の領を、西光の子師高

明雲伊豆
に流さる

國務の時悉く停廢しけるが、此に至て明雲僧正門徒の大衆を語らひ、嗷訴して之を復せんと謀ると、西光奏聞する所ありければ、法皇逆鱗甚しく、特に重科に行ふべしとて、七條、七宮覺快を天臺座主とし、明法へ宣旨して明雲の罪を決せしめ給ふ。時に左大辨宰相藤原長方議して曰く、僧正は顯密兼學の僧にして、淨行持律の上、公卿には一乘圓宗の師たり。又法皇には圓頓受戒の和尚、御經御戒の師なれば、重科を宥めらるべしと、憚る所なく述べられしかば、諸卿亦皆之に同じけれども、法皇はこれを聽し給はず、尋で山門三千の衆徒も、悲壯激越の奏狀を奉りしが、是も亦聽し給はず、終に伊豆國へ流罪と定めらる。然るに其の廿三日明雲京師を出で、近江國粟津の國分寺中毗沙門堂に到る時、三塔無双の惡僧戒淨坊祐慶といふ者、三千の大衆を率ゐ來て奪還し、東塔の南谷妙光坊に入りけるが、(玉海・顯廣王記) たまたま法皇を諫め奉る者ありて、法皇も稍、御怒り解け給ひけん、後六月に至りて、明雲は其罪を赦され、終に伊豆に至らずして止みぬ。(百練抄・元享釋書・玉海清澗眼抄・源平盛衰記・大日本史) ○八月四日、改元して治承といふ。○此年、安房國平群郡保田村日本寺の僧に愚傳といふ者あり。伊豆國より數多の石を運輸し、佛像千軀を作る。初め日本寺の後山に大窟あり、愚傳之を見て曰く、我願くは此の窟中に五百羅漢の石像を安置せんと、因て其資を募化せしに、三年に滿たずして、羅漢五百軀、佛五百軀を造るを得たり。世人之を見て、今の世に於て石を以て佛像を造ること、希代の盛舉なりと稱せざるは無かりといふ。

伊豆石の
佛像と僧
愚傳

一説に曰く、此寺も數多の石佛ありしが、其中には、聖武天皇の御宇造る者あり、平城天皇の御宇造る者あり、文德天皇の御宇造る者ありて、時代同じからず。但し其の數は凡そ五十三軀なりと云云

然らば今造る所と合せて一千五十三軀となるべきか、兎まれ伊豆石を以て佛像を作ることとは、此に始めて見えしなり。思ふに昔者敏達天皇十三年の頃、鹿深臣某彌勒佛の石像一軀を齎ち來ることありしが、是より後、本邦の石工輩之に倣て、石を刻み佛像を作ること盛となり、遂に神像・獸像をも造る業、勃興するに至れりといへば、是れぞ寔に我國石佛の始といふべきか。又此後建久七年に至り、後鳥羽天皇詔して東大寺の中間を建て、門内に石造の獅子を置かしめ、堂内に石造の脇士、及び四天王の像を安置せしめ給ふ事ありて、其時の石工には、宋人六郎等四人を用ゐられしが、六郎等曰く、日本國の石は彫刻に便ならず、宜しく之を宋國より購ふべしと。朝廷即ち使者を宋國に遣はして石を求めしめしに、運送の費三千餘金なりしと云ふ。蓋し本邦に於て、外國産の石を以て佛像を造るは、之を以て始とするか。(工藝志料)

治承二年正月、筑前國住吉社の祠官昌守、伊豆國に配せらる。(豆州志稿・東鑑) ○十月、多多良盛保伊豆國に流さる。(玉海) ○此年北條四郎時政その女政子を以て、伊豆目代平兼隆に妻はす。兼隆は前檢非違使にして山木判官と號し、本國の流人なり。父和泉守信兼の訴に因て、伊豆國山木郷に配せられしが、漸く年序を経るに及び、平相國清盛の權威を假り、漸く威を郡郷の間に擅にせる者なるが、(東鑑) 茲年時政京師の大番を終へて歸るや、兼隆と途を共にし、行く行く談じて政子を許せるなり。然るに政子は目代の家に至り、一夜を経るをだに慵くて、即夜白地に出づる眞似して物蔭に至り、上衣を脱して遁出で、乳母子の侍従といふ女と童子一人とを隨へ、徑に茂る草の露を踏分け、暗に紛れて伊豆山の密嚴院に向て走る。密嚴院の聞性坊卿律師は、嘗て政子の知る者なれば、政子の到るを見て、驚きながらも厚く之を遇し、直ちに使を頼朝に

伊豆流人
住吉社祠
官
伊豆流人
多多良盛
保
山木判官
兼隆政子
を娶る

事蹟

政子伊豆山に奔る

遣はさんとす。政子頼朝已に密に通ずるを知らばなり。因て政子は細に意中を書して與ふ。頼朝書を得て喜び、使者と共に急ぎ來て、政子と同じく居たり。(眞本會我物語)或曰、文覺豫め政子と謀る所あり隙を窺て奪ひ去ると。

安達盛長
豐使とな

初め頼朝の北條に依るや、人に問うて曰く、聞く時政女多しと、孰れか最も美なると。曰く長女は美にして前妻の出、次女は醜にして後妻の出なりと。頼朝以謂らく、先に祐親の怒を買ひしも、前妻の女の故を以て、後妻の歡を失へばなり。今次女は醜なりと雖ども後妻の出と聞けば、寧ろ之に通ずるの安全なるに如かずと。即ち書を作て安達盛長に託し、之を次女に致さしむ。盛長は藤九郎と稱し、中納言藤原山蔭の裔にして、父を小野田三郎兼廣といひ、頼朝配流の初より隨事せる者なり。盛長書を得て心竊に思へらく、主命輕んずべからずと雖ども、次女の貌甚だ醜なれば、縦ひ一旦は事成るとも、情好長く保つべからず。保つべからざれば終に又禍を免るべからず。如かず長女に贈らんにはと。即ち書を改めて長女に致す。長女は政子なり。次女嘗て夢に、身峻嶺に登りて日月を袖にし、手に橘枝の實の垂るるを持つと見、驚き寤めて其の吉凶を疑ひ、之を政子に問ふ。政子頗る故事を暗んず。憶へらく古へ日葉酸媛命橘を噉ひて、景行天皇を産み給ふことあり。橘の實を持つること或は吉夢たることなからんか。成らば取て以て我が瑞とせんと。即ち給いて曰く、日月は天に在るもの、汝今これを袖にせり。橘は常世のもの、汝この國に在て枝を折る。併も女子にして峻嶺に登る。輒ち顛墜することなからんか。吾深く汝の爲に之を憂ふ。且つ吾これを聞く。吉夢は三年人に告げず。凶夢は七月人に告げず。然らざれば必ず殃咎至ると。然るに汝今妄りに之を人に告ぐるは戒慎の

政子夢を
買ふ

道にあらずと、次女大に懼れ、爲に之を讓はんと請ふ。政子曰く、夢に轉移の法あり、之を人に讓與するをいふ。曰く目靨るべからず、手捉るべからず、誰か肯て之を買はんと、憂愁色に形る。政子熟視すること之を久うして曰く、止むなくんば吾汝が爲に之を買はんと。曰く姉自から惜まざるも、恐くは姉に利あらざんと。曰く買者咎なく賣者禍を免るるは、所謂轉移の妙なる所以なりと。即ち唐鏡一枚・衣一襲を出して曰く、聊か以て價を償はんと。唐鏡は北條氏世相傳へて寶とする物、時政最も政子を愛す。故に之を與へしなり。次女喜び以て過分となす。政子この夕夢みらく、白鳩あり金函を銜み到る。これを啓けば即ち頼朝の書なりと。果して且日頼朝の書到る。遂に以て私に通ず。時に安元二年政子年廿一の時なりき。(豆州志稿)

時政歸て其の情實を知りて大に驚きしが、既にして又以爲らく、源郎は器局凡にあらず、後來相倚重するに足らん。然れども兼隆の約に背かば、或は訴へられて、後難計りがたきものあらんと。則ち陽に知らざる爲して兼隆に嫁せしめ、遂に此變を生ぜしなり。良久うして時政兼隆等、政子の伊豆山に在るを聞き、行て携へ歸らんとせしが、伊豆山は本州の大寺にして大衆多く、武威も及ばざる所なれば、容易く入て奪ふこと能はず、在再時日を経過するのみなりき。(吾妻鑑・源平盛衰記・大日本史)○豆相の士、頼朝伊豆山に在りと聞き、漸く來り仕ふ者ありしが、中にも懷嶋の平權頭景義は、最も先に馳行きて給仕せしものなり。景義は七郎左衛門尉と稱し、加藤景廉の次子なり。(豆州志稿)此頃藤九郎盛長奇夢に感じ、頼朝に語けて曰く、臣昨夜奇夢に感ずることあり。君尻を足柄の矢倉嶽に懸け、左足に外濱を踏み、右足に鬼界嶋を踏み、股を開いて臂を張れば、日月左右の腋下より出で、光輝燦然たる所に、伊東法師黄金の瓶子を捧げ、盛長白銀の折敷に金

伊豆山の
僧兵
豆相の士
伊豆山に
至り頼朝
に仕ふ
加藤景廉
藤九郎盛
長の奇夢